

【別冊】

個別事業 評価調書

個別事業評価調書一覧

番号	部局名	課名	事業名	整理番号	頁
1	総務部	人事課	公共施設等総合管理計画、個別施設計画策定・改訂事業	新-1	3
2	総務部	人事課	布津支所・公民館施設再編整備事業（仮称）	新-2	5
3	総務部	防災課	地震火山観測研修センター島原観測所負担金	新-3	7
4	総務部	管財契約課	西有家庁舎太陽光発電システム改修	新-4	9
5	地域振興部	地域づくり課	原城前広場整備事業	新-5	11
6	市民生活部	市民課	中長期在留者住居地届出等事務委託費	新-6	13
7	福祉保健部	こども未来課	保育環境改善事業（感染症のための改修整備等事業）	新-7	15
8	福祉保健部	こども未来課	乳児等通園支援事業	新-8	17
9	福祉保健部	こども未来課	旭団地児童公園原状復旧事業	新-9	19
10	福祉保健部	健康づくり課	救急患者家族待機宿泊所負担金	新-10	21
11	福祉保健部	健康づくり課	医療人材育成基金積立金	新-11	23
12	農林水産部	農村整備課	ため池緊急浚渫推進事業	新-12	25
13	建設部	建設課	加津佐地区資材ストックヤード倉庫除却事業	新-13	27
14	建設部	建設課	深江町畔津地区市道流末水路整備事業	新-14	29
15	建設部	建設課 （管理課）	市道宮ノ下白崎線道路改良事業	新-15	31
16	建設部	建設課	準用河川引無田川緊急自然災害防止対策事業	新-16	33
17	建設部	建設課	植松地区急傾斜地崩壊対策事業	新-17	35
18	建設部	都市計画課	加津佐津吹湖周辺浸水対策事業	新-18	37
19	建設部	都市計画課	市営住宅用途廃止促進事業	新-19	39
20	環境水道部	上下水道課	ウォーターPPP	新-20	41
21	環境水道部	衛生業務課	南有馬やすらぎ苑法面崩落防止工事	新-21	43
22	教育委員会事務局	生涯学習課	多目的運動広場整備事業	新-22	45
23	教育委員会事務局	生涯学習課	B & Gインストラクター養成研修派遣事業	新-23	47
24	教育委員会事務局	生涯学習課	地域クラブ支援事業	新-24	49
25	教育委員会事務局	文化財課	世界遺産センター維持管理事業	新-25	51
26	総務部	防災課	地域社会のデジタル化	既-1	55
27	地域振興部	地域づくり課	国際交流推進事業	既-2	57

個別事業評価調書一覧

番号	部局名	課名	事業名	整理 番号	頁
28	市民生活部	市民課	戸籍住民基本台帳事務	既-3	59
29	市民生活部	南有馬支所	庁舎等管理費	既-4	61
30	福祉保健部	こども未来課	予防対策（予防接種）事業	既-5	63
31	農林水産部	農林課	有機農業等推進事業	既-6	65
32	農林水産部	農林課	市有林維持事業	既-7	67
33	農林水産部	農林課	新たな経営管理事業	既-8	69
34	農林水産部	水産課	漁港施設維持補修事業	既-9	71
35	農林水産部	水産課	漁港用地舗装事業	既-10	73
36	農林水産部	農村整備課	県営土地改良事業負担金	既-11	75
37	農林水産部	農村整備課	長崎県農業水利施設ストックマネジメント事業補助金（ハード）	既-12	77
38	建設部	都市計画課	老朽公営住宅解体及び改修事業	既-13	79
39	建設部	都市計画課	住宅・建築物耐震改修支援事業	既-14	81
40	建設部	都市計画課	空家除却費補助金	既-15	83
41	環境水道部	衛生業務課	ごみ処理施設等整備事業費・管理費	既-16	85
42	環境水道部	衛生業務課	南有馬衛生センター維持管理事業	既-17	87
43	環境水道部	衛生業務課	深江衛生センター維持管理費	既-18	89
44	環境水道部	衛生業務課	深江し尿中継施設の新設及び深江衛生センター解体	既-19	91
45	総務部	防災課	南島原市防犯協会補助金	補-1	95
46	総務部	防災課	南島原市暴力追放運動推進協議会補助金	補-2	97
47	総務部	防災課	南島原市防犯灯設置補助金	補-3	99
48	総務部	防災課	南島原市交通安全協会運営事業補助金	補-4	101
49	総務部	防災課	南島原市交通安全母の会補助金	補-5	103
50	総務部	防災課	島原半島防衛協会補助金	補-6	105
51	総務部	防災課	南島原市自衛隊家族会補助金	補-7	107
52	総務部	防災課	長崎県消防団ポンプ操法大会出場事業補助金	補-8	109
53	総務部	防災課	南島原市消防団本部活動事業補助金	補-9	111
54	総務部	防災課	南島原市自主防災組織活動補助金	補-10	113

個別事業評価調書一覧

番号	部局名	課名	事業名	整理番号	頁
55	地域振興部	地域づくり課	南島原市まちづくり人材育成事業補助金	補-11	115
56	地域振興部	地域づくり課	南島原市市民イベント開催事業補助金	補-12	117
57	地域振興部	地域づくり課	南島原市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金	補-13	119
58	地域振興部	地域づくり課	南島原市姉妹都市等との交流促進事業補助金	補-14	121
59	地域振興部	地域づくり課	南島原市地方バス路線維持費補助金	補-15	123
60	地域振興部	地域づくり課	南島原市協働のまちづくり事業補助金	補-16	125
61	地域振興部	地域づくり課	南島原市みなとオアシス活性化事業補助金	補-17	127
62	地域振興部	地域づくり課	南島原市海の日行事補助金	補-18	129
63	地域振興部	地域づくり課	南島原市船員連合会補助金	補-19	131
64	地域振興部	地域づくり課	南島原市移住体験ツアー補助金	補-20	133
65	地域振興部	地域づくり課	南島原市子育て世帯等移住促進事業補助金	補-21	135
66	地域振興部	地域づくり課	南島原市インターンシップ事業補助金	補-22	137
67	地域振興部	地域づくり課	南島原市お見合いシステム登録推進補助金	補-23	139
68	地域振興部	地域づくり課	南島原市結婚新生活支援事業補助金	補-24	141
69	地域振興部	商工観光課	南島原市商工会補助金	補-25	143
70	地域振興部	商工観光課	南島原市商工業振興資金利子補給補助金	補-26	145
71	地域振興部	商工観光課	南島原市中小企業創業支援資金保証料補給金	補-27	147
72	地域振興部	商工観光課	おいしい南島原ブランド認定商品活用推奨事業補助金	補-28	149
73	地域振興部	商工観光課	南島原市企業等設置奨励金	補-29	151
74	地域振興部	商工観光課	南島原市地域物産開発販売支援事業補助金	補-30	153
75	地域振興部	商工観光課	商工会活性化対策事業補助金	補-31	155
76	地域振興部	商工観光課	南島原市住宅・店舗・旅館等リフォーム資金補助金	補-32	157
77	地域振興部	商工観光課	南島原市H A C C P 導入支援事業補助金	補-33	159
78	地域振興部	商工観光課	南島原市そうめん産業振興事業補助金	補-34	161
79	地域振興部	商工観光課	南島原市食のながさき応援資金利子及び保証料補給補助金	補-35	163
80	地域振興部	商工観光課	島原手延そうめん後継者給付金	補-36	165
81	地域振興部	商工観光課	島原手延そうめん認証マーク製作支援事業補助金	補-37	167

個別事業評価調書一覧

番号	部局名	課名	事業名	整理番号	頁
82	地域振興部	商工観光課	南島原市スポーツ団体宿泊促進補助金	補-38	169
83	地域振興部	商工観光課	南島原市サイクルイベント補助金	補-39	171
84	福祉保健部	福祉課	身体障害者自動車改造費補助金	補-40	173
85	福祉保健部	こども未来課	南島原市障害児保育事業補助金	補-41	175
86	福祉保健部	こども未来課	保育料軽減事業（南島原市すこやか子育て支援事業）（歳出では見えない）	補-42	177
87	福祉保健部	こども未来課	南島原市生殖補助医療費助成事業（特定不妊治療支援事業）	補-43	179
88	福祉保健部	こども未来課	いのちの始まり応援事業（南島原市一般不妊治療・不育治療助成事業）	補-44	181
89	福祉保健部	こども未来課	南島原市妊産婦医療費助成事業	補-45	183
90	福祉保健部	こども未来課	母子健康診査費（償還払い分）	補-46	185
91	福祉保健部	健康づくり課	南島原市温水プール利用料金助成事業	補-47	187
92	農林水産部	農林課	南島原市親元就農者支援事業補助金	補-48	189
93	農林水産部	農林課	農業用ドローン農薬散布普及実証支援事業	補-49	191
94	農林水産部	農林課	スマート農業推進協議会補助金	補-50	193
95	農林水産部	農林課	新規作物導入支援事業	補-51	195
96	農林水産部	農林課	果樹振興プロジェクト事業	補-52	197
97	農林水産部	農林課	農地等有効活用推進事業	補-53	199
98	農林水産部	農林課	南島原市元気ある担い手アクション支援事業費補助金	補-54	201
99	農林水産部	農林課	農業士会組織支援事業	補-55	203
100	農林水産部	農林課	南島原市農援隊支援事業費補助金	補-56	205
101	農林水産部	農林課	認定農業者組織支援事業	補-57	207
102	農林水産部	農林課	狩猟者登録・免許更新費用補助金	補-58	209
103	農林水産部	農林課	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	補-59	211
104	農林水産部	農林課	イノシシ防護柵機能向上対策事業	補-60	213
105	農林水産部	農林課	鳥害対策事業	補-61	215
106	農林水産部	農林課	南島原市ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金	補-62	217
107	農林水産部	農林課	南島原市産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	補-63	219
108	農林水産部	農林課	有機農業等推進事業	補-64	221

個別事業評価調書一覧

番号	部局名	課名	事業名	整理 番号	頁
109	農林水産部	農林課	黄斑えそ病防除支援事業	補-65	223
110	農林水産部	農林課	島原南高酪農ヘルパー利用組合活動補助金	補-66	225
111	農林水産部	農林課	乳用牛群改良検定組合支援事業	補-67	227
112	農林水産部	農林課	南島原市家畜導入事業費補助金	補-68	229
113	農林水産部	農林課	南島原市畜産衛生対策費補助金	補-69	231
114	農林水産部	農林課	和牛・乳牛保留事業	補-70	233
115	農林水産部	農林課	みんなの森守協議会活動補助金	補-71	235
116	農林水産部	農林課	林業担い手対策事業	補-72	237
117	農林水産部	水産課	漁協経費負担軽減対策事業費補助金	補-73	239
118	農林水産部	水産課	浜の活力再生プラン推進施設整備事業	補-74	241
119	農林水産部	水産課	県有地使用料等助成金	補-75	243
120	農林水産部	水産課	種苗放流事業	補-76	245
121	農林水産部	水産課	水産資源増殖保護事業	補-77	247
122	農林水産部	水産課	漁業用廃棄物処理対策事業	補-78	249
123	農林水産部	農村整備課	南島原市農業用施設整備事業	補-79	251
124	建設部	建設課	南島原市生活環境整備事業補助金	補-80	253
125	建設部	管理課	南島原市道路愛護団体支援事業	補-81	255
126	環境水道部	環境課	南島原市共同墓地水道料金助成金	補-82	257
127	環境水道部	環境課	海岸環境美化活動団体支援補助金	補-83	259
128	環境水道部	環境課	廃棄物収集処理減量化対策補助金	補-84	261
129	環境水道部	上下水道課	南島原市浄化槽設置整備事業補助金	補-85	263
130	環境水道部	上下水道課	南島原市浄化槽維持管理費助成金	補-86	265
131	環境水道部	衛生業務課	岡自治会交付金	補-87	267
132	教育委員会事務局	教育総務課	奨学資金償還補助金	補-88	269
133	教育委員会事務局	学校教育課	南島原市学校保健会補助金	補-89	271
134	教育委員会事務局	学校教育課	南島原市校長会補助金	補-90	273
135	教育委員会事務局	学校教育課	南島原市教頭会補助金	補-91	275

個別事業評価調書一覧

番号	部局名	課名	事業名	整理 番号	頁
136	教育委員会事務局	学校教育課	南島原市教育研究会補助金	補-92	277
137	教育委員会事務局	学校教育課	南島原市特別支援教育研究会補助金	補-93	279
138	教育委員会事務局	学校教育課	南島原市学校図書館協議会補助金	補-94	281
139	教育委員会事務局	学校教育課	南島原市学校給食費保護者負担軽減補助金	補-95	283
140	教育委員会事務局	学校教育課	南島原市英語検定料等補助金	補-96	285
141	教育委員会事務局	学校教育課	準要保護児童生徒就学援助費	補-97	287
142	教育委員会事務局	学校教育課	南島原市立小中学校遠距離児童・生徒通学費補助金	補-98	289
143	教育委員会事務局	学校教育課	南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金	補-99	291
144	教育委員会事務局	学校教育課	南島原市英語検定料等補助金	補-100	293
145	教育委員会事務局	学校教育課	南島原市中学校部活動補助金	補-101	295
146	教育委員会事務局	学校教育課	南島原市中学校体育連盟運営費補助金	補-102	297
147	教育委員会事務局	学校教育課	南島原市中体連に係る県、九州、全国大会出場補助金	補-103	299
148	教育委員会事務局	学校教育課	準要保護児童生徒就学援助費	補-104	301
149	教育委員会事務局	生涯学習課	南島原市PTA連合会補助金	補-105	303
150	教育委員会事務局	生涯学習課	南島原市青年団補助金	補-106	305
151	教育委員会事務局	生涯学習課	子ども会育成連絡協議会補助金	補-107	307
152	教育委員会事務局	生涯学習課	南島原市青少年育成市民会議補助金	補-108	309
153	教育委員会事務局	生涯学習課	南島原市孝子祭式典事業費補助金	補-109	311
154	教育委員会事務局	生涯学習課	南島原市通学合宿事業補助金	補-110	313
155	教育委員会事務局	生涯学習課	「自然と遊ぼう」開催事業	補-111	315
156	教育委員会事務局	生涯学習課	ファミリニック開催事業	補-112	317
157	教育委員会事務局	生涯学習課	コレジヨ文化講座実施事業	補-113	319
158	教育委員会事務局	生涯学習課	嶽南風土記発行助成事業	補-114	321
159	教育委員会事務局	生涯学習課	南島原市文化協会補助金	補-115	323
160	教育委員会事務局	生涯学習課	南島原市文化団体育成支援事業補助金	補-116	325
161	教育委員会事務局	生涯学習課	郷土芸能保存会等補助事業	補-117	327
162	教育委員会事務局	生涯学習課	南島原市セミナリヨ版画展補助金	補-118	329

個別事業評価調書一覧

番号	部局名	課名	事業名	整理 番号	頁
163	教育委員会事務局	生涯学習課	南有馬地区公民館管理費補助金	補-119	331
164	教育委員会事務局	生涯学習課	南島原市図書館友の会補助金	補-120	333
165	教育委員会事務局	生涯学習課	スポーツ推進イベント補助金	補-121	335
166	教育委員会事務局	文化財課	南島原市世界遺産市民協働会議補助金	補-122	337
167	議会事務局	議会事務局	南島原市議会政務活動費	補-123	339
168	農業委員会事務局	農業委員会事務局	南島原市農業者年金受給者協議会補助金	補-124	341
169	農業委員会事務局	農業委員会事務局	南島原市農業者年金女性の会補助金	補-125	343
170	農業委員会事務局	農業委員会事務局	南島原市農業後継者結婚対策補助金	補-126	345

新規事業

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10050	予算事業名	公有財産管理費			担当部局	総務部
個別事業名及び補助金名称	公共施設等総合管理計画、個別施設計画策定・改訂事業					担当課室	人事課
事業期間	令和	7	年度～令和	8	年度(2年間)	担当班	未来創生班
実施区域	市全域						
総合計画	基本柱	8.協働行政				会計区分	1.一般会計
	政策	4.持続可能な財政運営				款(名称)	2.総務費
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用				項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)				目(名称)	5.財産管理費
	重点P						
根拠計画	南島原市公共施設等総合管理計画(改訂版) P2						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	本市には合併前の旧町から引き継いだ公共施設が多く残っている一方で、少子高齢化により人口減少が進んでいることから、人口比からは公共施設が過剰な状態と言え、公共施設の維持管理に多くの予算や職員の労力を割いている状況にある。また、鉄筋コンクリート造の建築物の標準的な耐用年数は、公共施設等総合管理計画ではおよそ60年とされており、昭和40年代に建築された公共施設は、建替えや取り壊しの時期に差し掛かっている。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	令和2年3月に策定した令和8年度までを計画期間とした公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づき計画的な施設の廃止や大規模改修を進めようとしているところだが、人口減少に伴う地方交付税や税収などの減少による財源不足や、地元調整等に時間を要していることから、施設の解体や廃止を含め、計画どおりに進んでいないため、これまでの実績を踏まえた総合管理計画の改訂、及び第2期の個別施設計画を策定し、本市における公共施設等の適正規模、適正配置に今後も積極的に取り組む。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	南島原市公共施設等総合管理計画改訂及び第2期個別施設計画策定支援業務 一式 ・公共施設等総合管理計画改訂:記載内容の直近情報への更新、数値目標等の再設定 ・第2期個別施設計画策定:第1期個別施設計画実績反映、及び今後更新、統廃合、改修する施設の方向性再設定						
	(4)期待される効果						
	個別施設計画に基づく計画的で段階的な統廃合、更新、改修等を進めることで、施設維持経費の平準化や人口規模に応じた施設の適正規模・適正配置の実現、住民ニーズに応じた複合施設の整備と運用を図ることができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	0	31,000	0	0	
	国庫		0	0	0	0	
	県費		0	0	0	0	
	起債		0	0	0	0	
	特財		0	0	0	0	
	一財		0	31,000	0	0	
年度別取組の概要		公共施設等総合管理計画改訂・個別施設計画策定支援	公共施設等総合管理計画改訂・個別施設計画策定支援				
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

											整理番号	新-1		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	人口規模等に応じた公共施設の適正規模・適正配置を客観的見地から示すものである。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			老朽化した施設の計画的更新や複合化等による利便性の向上を図るための計画であることから、将来的に広く市民の利益に寄与する。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			c.賛否あり／把握していない		C	防災機能、バリアフリー機能等に沿った改修や複合化などの方向性を示しており社会情勢に適応しているが、施設の統廃合については施設利用者で賛否が分かれる可能性がある。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			公共施設等の管理計画であるため行政が主体となって作成するものである。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	長期間運用する公共施設等に対する計画であるが、10年ごとの見直しによる情報更新や方針再設定が必要。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市も令和7年度から8年度にかけて総合管理計画の改訂を予定している。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	平成28年度から令和6年度までの実績を踏まえ、実効性の高い計画及び進捗管理体制を構築する予定。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			市内公共施設の各種データの分析や方向性構築に相当の時間と専門的知識が必要なため、他の手法に替えられない。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	計画の改訂、策定にあたって専門的知識とデータ分析が必要であるため、指名競争入札により委託先を設定する。						
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない			築年数や利用状況、地域の将来人口、類似施設の配置状況等をもとに公共施設等の方向性を示すため、特定の地域や団体等に配慮する余地はない。						
その他の視点														
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	策定支援業務委託を行わない場合、専門的知識に乏しい職員による計画策定となり、施設の老朽化度合の判定や改修経費の算定、これらに基づく施設基礎情報(施設カルテ)の信憑性が大きく落ちる可能性がある。													
	課題	公共施設ごとの維持管理経費の仕訳等によるランニングコストの算出。												
	解決策	財務会計データを施設ごとに仕分ける作業に職員が一定期間専念する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規	
		地域住民の利便性を確保しつつ、将来の人口規模に適した適正規模・適正配置を計画的かつ段階的に進めることで行政経費の縮減に努めるため、平成29年度に策定した公共施設等総合管理計画の10年目にあたる令和8年度に公共施設等総合管理計画の見直し改訂を行うとともに、10年ごとの実施(実行)計画である個別施設計画の第2期計画の策定を行う。 なお、策定等に1年以上の期間を要するため、12月議会で債務負担行為を設定し、令和8年1月から事業に着手する(策定支援業務委託は完成払いを想定しているため令和8年度予算で支出)。												
	市長評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規	
		令和2年3月に策定した令和8年度までを計画期間とした公共施設等総合管理計画の個別施設計画については、市の公共施設の適正な管理のため令和9年度以降10年間の計画が必要であることから、令和7年度で公共施設等総合管理計画並びに個別施設計画策定事業の債務負担行為を設定し、取組むことを認める。												
備考														

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10050	予算事業名	公有財産管理費				担当部局	総務部
個別事業名及び補助金名称	布津支所・公民館施設再編整備事業(仮称)						担当課室	人事課
事業期間	令和	7	年度～令和	12	年度(	6年間)	担当班	未来創生班
実施区域	布津町							
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	4.持続可能な財政運営					款(名称)	2.総務費
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用					項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)					目(名称)	5.財産管理費
	重点P							
根拠計画	南島原市公共施設等総合管理計画個別施設計画 P12、P18、P52							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	布津庁舎及び布津公民館は築50年以上経過しており、老朽化が著しく、高齢者や障害のある方、児童には利用しにくい古い設備が多い状況にある。令和元年度に策定した公共施設等総合管理計画の個別施設計画では、布津支所庁舎と布津公民館の複合化を検討することとなっているが、各施設所管課による協議が進捗しないまま現在に至っている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	将来推計人口に応じた適正な規模の公共施設として再編(複合化)するとともに、防災拠点機能を備えた地域の中核を担う地域住民にとって利便性の高い施設として整備する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	R8年度:布津地区複合化施設建設基本計画策定 R9年度:複合施設の基本・実施設計、布津公民館の解体設計 R10年度:布津公民館・布津第一倉庫(旧老人憩の家)の解体工事、複合化施設建設工事 R11年度:複合化施設建設工事、布津支所庁舎解体設計 R12年度:布津支所庁舎の解体工事							
	(4)期待される効果							
	地域の人口規模に応じたコンパクトな施設として再編することで行政経費の圧縮を図ることができ、かつ行政窓口をはじめ選挙や集中受付、検診等を一か所で取り扱うことができることで、地域住民の利便性が向上する。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	0	10,000	70,000	858,000	
	国庫			0		0	0	R11～布津支所解体設計 R12～布津支所解体工事
	県費			0		0	0	
	起債	公共施設等適正管理推進事業債	0.9	0		44,100	772,200	
	特財			0		0	0	
	一財				10,000	25,900	85,800	
年度別取組の概要			地区説明	基本計画策定	基本・実施設計 解体設計(公民館)	解体工事(公民館・第一倉庫)、 複合施設新築工事		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	新-2	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	選挙、各種会議、集中受付、避難所等の機能を有する施設は、各地域(旧町ごと)に必要と考える。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			機能集約複合化により、地域住民の利便性が向上する。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	施設の老朽化、設備の旧式化が解消され、現在の社会情勢に沿った機能を加えた施設に刷新する予定。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			公共施設の複合化であり収益を目的としていないことから、行政が実施することが適切である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	布津支所庁舎、布津公民館はいずれも築50年を超えており、地域の人口規模からも複合化により延べ床面積を削減することが適切である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			雲仙市においても総合支所庁舎と公民館・集会施設との複合化が進められている(愛野、瑞穂、小浜等)							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	老朽化施設の建替えではなく複合化により機能集約することで、人口規模に応じた施設として行政経費圧縮と利便性の向上が図られる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			地域の意向等を勘案しながら整備を進める予定としている。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	各地域(旧町)に1か所の地域の中心施設を設ける予定としている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		広く市民が利用可能な複合施設として整備を予定しており、特定団体のみの活用を想定していない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	複合化しなかった場合はそれぞれ単独で更新(建替え)となるが、各施設単独で建替える際は財源が無く、一般財源で対応するほか無い。 財源が無ければ建替えができず、老朽化が著しい場合は閉鎖せざるを得ず、結果として地域が必要としている施設がなくなっていく事態となる。												
	課題	複合化施設の内容、規模間が現時点では未定。											
	解決策	複合化施設の基本的な内容の検討にあたり、地域住民の意向(公民館利用者や自治会長、各種地域の団体など)を聴取するなどして、市民ニーズを酌んだ適切な規模の複合施設の建設を進める。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		布津支所庁舎及び布津公民館は築50年を超え、施設本体、設備の老朽化が著しい。今後の推計人口や財源等を考慮すれば、公共施設等総合管理計画の個別施設計画に記載のとおり単純な建替えではなく複合化新設することが望ましいことから本事業に着手する。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	B	評価区分	保留
		老朽化が著しく、建物の存続が年々厳しくなる状況であるが、複合化施設の整備においては、令和8年度策定予定の新たな公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に沿って事業を進めることとし、令和9年度以降の予算要求については妨げないものとする。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		10440		予算事業名		災害対策費		担当部局		総務部	
個別事業名及び補助金名称		地震火山観測研修センター島原観測所負担金						担当課室		防災課	
事業期間		平成 18		年度～令和		-		年度(年間)		実施区域	
事業期問		平成 18		年度～令和		-		年度(年間)		実施区域	
総合計画	基本柱	6.安全安心						会計区分	1.一般会計		
	政策	2.暮らしの安全づくり							予算科目	款(名称)	
	施策	1.防犯のまちづくり								9 消防費	
	施策細分	6-2-1-①防犯意識啓発の推進								項(名称)	
	重点P									1 消防費	
根拠計画								目(名称)		5 災害対策費	
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	雲仙普賢岳の計測および観測については、これまで九州大学、気象台が計測等を行い、溶岩ドームは雲仙砂防管理センターが観測している。そうした中、これまで九州大学では島原市内に九州大学地震火山観測研究センター島原観測所を設置され、機器による計測に加え、現地において目視による観測を行い地元島原半島に注意喚起や助言などされていた。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	九州大学では、資金的問題で令和4年度から島原観測所へ学術者を配置(常勤)しないとしていたが、民間事業所から令和4年度から4年間寄付を受け、島原観測所に学術者を継続して配置(常勤)することとした。令和8年度においては、民間企業からの寄付が大幅に減となり令和9年度においては未定となっており、令和8年度に島原観測所へ学術者を継続して配置するために、地元自治体等の負担金が必要となったもの。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	事業の概要は、島原観測所に九州大学の学術者を継続して配置してもらうために県及び関係市において相応の負担を行うもの。令和8年度は、研究員の人件費(400万)+研究費(200万)の計600万が必要である。負担については、600万-150万(民間企業寄付額)=450万を県及び関係市で負担するよう協議中であり、仮に3市のみの場合、各150万の負担。雲仙市においては、調整が難しいとの回答のため、2市で負担となった場合は、各225万の負担となる。県及び雲仙市については今後も協議を続け、応分の負担を求めていく。										
	(4)期待される効果										
	地元に残研究者が残ることで、災害時など心配される際など、研究員に現地を直接見て、迅速な注意喚起や助言を受けることができる。また、ホームドクターの常駐ということで住民の安全安心につながる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考			
	財源名称 補助率			0	1,500	2,000	2,000				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財				1,500	2,000	2,000				
年度別取組の概要				計測および観測	未定(半島3市で行う場合)	未定(半島3市で行う場合)					
ふるさと納税応援寄附金の利用希望											

											整理番号	新-3	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	B	雲仙普賢岳の計測および観測であり公益性は認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している		雲仙普賢岳の土石流や溶岩ドーム崩落などは、本市の深江地区に限定されるため。(噴火は広範囲となる)						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	雲仙普賢岳の噴火については記憶に強く残っており、市民からも認められると考える。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		現地における計測および観測における負担金は行政が行うものとする。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	現在の雲仙普賢岳の状況から考えると適正な規模である。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		県及び半島3市でかかわっており均衡は欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	企業規模からすると市民の安全安心につながり成果はある。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		県や半島3市で応分の負担(協議中)であり最適であるとする。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	B	人命にかかわることであり、公平性は確保されていると考える。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			b.懸念がある	対象は一部地域であり、懸念はあるが人命がかかわるため、問題ないとする。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	今回、負担をしないとなった場合は、島原観測所に学術者や研究者が不在となり、災害などの際に現地において迅速な判断ができず被害が広がる。												
	課題	今回、県及び半島3市で協議している内容は、現在の研究者が継続できる期間が5年(研修者70才まで)と限定されており、その後、そうするのか検討が必要とある。また、令和8年度の県及び半島3市の負担についても合意に至っておらず(8/4現在)負担金の額など未確定である。											
	解決策	継続するのであれば、県及び半島3市において継続した協議が必要である。まずは、継続するかしないのかの方向性を協議する必要がある。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	B	評価区分	新規
		現時点においては、継続が必要であると判断するが、今後の方向性について県及び半島3市で十分な協議が必要であると判断する。また、特別交付税(ルール分)についても該当する可能性があることと本市の財政課から話が合ったため、調査の際に確認を行いたい。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	B	評価区分	再検討
		県及び半島3市で、負担割合並びに財源措置などについて十分協議を行い、最低5年間の取扱いについて合意できるよう、再度検討を進めること。											
備考													

整理番号	新-4

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10053	予算事業名	庁舎等管理費			担当部局	総務部
個別事業名及び補助金名称	西有家庁舎太陽光発電システム改修					担当課室	管財契約課
事業期間	令和	8	年度～令和	8	年度(1年間)	担当班	管財班
実施区域	西有家町						
総合計画	基本柱	1.自然環境				会計区分	1.一般会計
	政策	1.自然環境との共生				款(名称)	2.総務費
	施策	2.環境負荷の少ないまちづくりの実現				項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	1-1-2-③再生可能エネルギーの導入、活用促進(総合戦略)				目(名称)	5.財産管理費
	重点P	②住み続けたい環境づくり					
根拠計画	南島原市ゼロカーボンシティ宣言・南島原市地球温暖化対策実行計画・南島原市脱炭素全体計画						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	平成22年度(平成23年3月)に西有家庁舎へ設置した太陽光発電システム(18.7KWh)のパワーコンディショナーが経年劣化により故障しており、再生可能エネルギー(太陽光発電による電力)が活用できていない状況となっている。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	ゼロカーボンシティを宣言し、再生可能エネルギー等の導入を推進する立場である市役所として、早急に改修して太陽光により発電した電力をを庁舎内の電力源の一部として活用したい。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	太陽光パネル2組とそれぞれにパワーコンディショナーが設置されている。 故障しているパワーコンディショナー2基の取り換え修繕とモニタリングシステムの再構築をおこなう。						
	(4)期待される効果						
	平常時は、庁舎で消費する電力の補助として活用し、大規模災害に伴う長期停電時等に庁舎内の電力の一部をまかなうことができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳(千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	0	2,000	0	0	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財				2,000		
年度別取組の概要				パワーコンディショナー2基とモニタリングシステムの改修			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			② 自然環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業				

											整理番号	新-4	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	公共施設への再生可能エネルギー導入であるため明確な公益性が客観的に認められる							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			再生可能エネルギー導入促進を先導している							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	地球温暖化対策をすべき社会情勢であるため必要性が認められる							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			公共施設への再生可能エネルギー導入推進のため行政が率先して実施する必要がある							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	既に設置してある太陽光パネル(発電機能は正常)を改修することで、一定の再生可能エネルギーを調達できる							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			均衡を欠いていない							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	市役所が率先して取り組むことで、市民の再生可能エネルギーへの意識も向上すると思われる							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			最適だと思われる							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公平性は確保されている							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		公共施設が対象になるので、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えることはない									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	正常稼働している太陽光パネルで発電された電気を消費することなく失い続ける												
	課題	故障個所の特定が困難なため、見積対応可能な業者を見つける必要がある。(設置した業者は、もうない)											
	解決策	庁舎の電気保安業務を請け負っている事業者に見積もりを依頼し、費用算定の根拠を取得する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		西有家庁舎の太陽光発電設備について、庁舎電気設備点検事業者から機器故障の指摘を受けており、正常に稼働している太陽光パネルで発電された電気を活用できず消失しているのが現状。ゼロカーボンシティを宣言している本市として、市民の再生可能エネルギー導入等について市民の手本となるべく早急な改善が必要。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		ゼロカーボンシティを宣言している本市として、機器故障のため正常に稼働している太陽光パネルで発電された電気を活用できていない西有家庁舎の太陽光発電設備については、環境課と連携し早急な対応と改善を行うこと。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11013	予算事業名	公共交通対策事業			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	原城前広場整備事業					担当課室	地域づくり課	
事業期間	令和	8	年度～令和	8	年度(1年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	6.安全安心				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.暮らしの安全づくり				款(名称)	2.総務費	
	施策	2.交通安全のまちづくり				項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	6-2-2-②交通安全施設等の整備				目(名称)	6.地域振興費	
	重点P							
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	世界遺産センターの開設に伴い、最寄りバス停である原城前バス停の利用者が増大することを踏まえ、県がバスペイを整備することとなり、バス停利用者の安全の確保が必要となる。また隣接する自転車歩行者専用道路には、サイクリストや歩行者の休憩場所が少なく、地域住民・観光客・サイクリストが交流できる場がない。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	原城前バス停のバスペイを整備するにあたり、バス停利用者の安全の確保、隣接する自転車歩行者専用道路における歩行者・サイクリストの休憩所の確保、地域住民・観光客・サイクリストの交流を目的としたスペースを一体的に整備する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	○道路公園の整備 ・原城前広場の整備(ベンチ設置、東屋建設、緑地帯造成、花壇整備等)							
	(4)期待される効果							
	利用者の安全の確保及び交流人口の増加							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	22,600	0	0	0	
	国庫	都市構造再編集中支援事業補助金	1/2	11,300				
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			11,300		0	0	
年度別取組の概要			設計委託 2,000千円 施設整備費 20,600千円					
ふるさと納税応援寄附金の利用希望				利用しない				

											整理番号	新-5	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A		誰もが利用できる広場の整備のため公益性がある					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している				市民の福祉の増進に資する観点から寄与している					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A		世界遺産センター開設によりニーズがある					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある				行政が実施することで平等性や公平性が保たれる					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A		バスベイ整備に伴い一体的な整備が必要である					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない				欠いていない					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A		広場を整備することで交流の場生まれる					
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である				最適な手法である					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A		広く市民が利用できるため公平性は確保されている					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		特権的な恩恵は与えていない									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	原城前広場を整備することで、バス停を利用する人たちの安心安全を確保できるだけでなく、市民の憩いの場の創設され、地域住民と原城跡や世界遺産センターへの観光客や自転車歩行者専用道路を利用するサイクリストの交流の場となる。												
	課題	世界遺産センターの竣工(R8年秋)タイミングに合わせ事業を完了させたい。											
	解決策	関係部局との情報共有に努め、可能な限り前倒しで事業を進めていく。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		バス停周辺を一体的に整備することは、バス停を利用する人たちの安心安全を確保できる。また、市民や観光客の憩いの場になる広場整備は必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		世界遺産センターに隣接する広場については、バス停周辺の環境整備として必要であることから、新規事業として認める。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12020	予算事業名	戸籍住民基本台帳費			担当部局	市民生活部	
個別事業名及び補助金名称	中長期在留者住居地届出等事務委託費					担当課室	市民課	
事業期間	令和	7	年度～令和	7	年度(1年間)	担当班	戸籍班	
事業区画						実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	8.協働行政				会計区分	1.一般会計	
	政策	3.質の高い行政運営				款(名称)	2.総務費	
	施策	1.質の高い行政運営				項(名称)	3.戸籍住民基本台帳費	
	施策細分					目(名称)	1.戸籍住民基本台帳費	
	重点P							
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	中長期在留者住居地届出等事務は、国の受託事務である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	令和6年6月21日に公布された出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)によるマイナンバーカードと在留カードの一体化により「特定在留カード」となるため、在留カード等のICチップ内の一部データの書換えや追記を記録するための住居地等記録端末機(スタンドアロン端末)を市町村の窓口へ設置する必要がある。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	今回の入管法等一部改正により、市町村において在留カード等(旧様式の在留カード等を含む)及び特定在留カード等のICチップに住居地を記録することとなったため、住居地届出等の事務を行う市町村の窓口へ専用端末を設置する。また、市町村において特定在留カード等を交付する場合、同端末により、特定在留カード等のICチップに交付日を記録する。							
	(4)期待される効果							
	マイナンバーカードと在留カードを一体化により各々の手続のワンストップ化の実現を図り、在留する外国人の利便性向上と、行政運営の効率化につながる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	1,479	0	0	0	
	国庫	中長期在留者住居地届出等事務委託費		570	0	0	0	
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			909	0	0	0	
年度別取組の概要								
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	新-6	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	在留カード及び特定在留カードに正確性が求められるため。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			すべての在留者に公平である。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	各自治体で特定在留カードの正確な作動が必要である。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			国が指導する事務要領のとおり。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	事業の詳細が出ていない。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			他市でも同業務を行っている。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	事業の詳細が出ていない。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			事業の詳細が出ていない。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	事業の詳細が出ていない。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		受託事務であるため国の事務要領に沿う。								
その他の視点				今回の入管法等一部改正により、市において在留カード等(旧様式の在留カード等を含む)及び特定在留カード等のICチップに住居地を記録することとなった。									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	住居地等記録端末機が設置されないと、市(支所)において特定在留カード等を交付する場合、同端末により、特定在留カード等のICチップに記録するため、窓口業務における外国人住民サービスに大きく影響する。												
	課題	国から事業の詳細が出ていない。											
	解決策	補正予算での対応を行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		将来、端末機の耐用年数経過後の使用は窓口での不具合を生ずる可能性があるので、機器更新は必要と考える。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
所管課の方向性のとおり、補正予算要求は可とする。													
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13222	予算事業名	保育所等給付・支援事業			担当部局	福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称	保育対策総合支援事業 保育環境改善事業(感染症のための改修整備等事業)					担当課室	こども未来課	
事業期間	令和	8	年度～令和	8	年度(1年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	5.児童福祉の充実					款(名称)	3 民生費
	施策	1.子育て支援の充実					項(名称)	2 児童福祉費
	施策細分	4-5-1-④様々なニーズに応じた子育て支援施設の充実、支援体制の構築(総合戦略)					目(名称)	2 児童措置費
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市こども計画(51,77ページ)							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	保育所等における使用済みおむつの処分については、令和5年厚生労働省通知により保育所等において行うことを推奨している。一部保育所では事業所から出た廃棄物を市により収集していたが、令和8年1月より本市では事業系一般廃棄物の収集を行わないこととしていることから、事業所が処理場に運搬するまでの期間、保育所内における保管スペースの確保や衛生面での管理が課題となる。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	一定期間保管できるごみ箱を設置することで、処分に係る負担を削減することができる。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	使用済みおむつの保管用ごみ箱の購入等の費用を補助する。							
	(4)期待される効果							
	適正な廃棄物の処分に寄与し、感染症等の防止に寄与する。							
年度別の計画額の概要	財源内訳(千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
				0	6,000			
	財源名称 補助率							
	国庫	保育対策総合支援事業補助金	1/3		2,000			
	県費	保育対策総合支援事業補助金	1/3		2,000			
	起債							
	特財							
一財				2,000				
年度別取組の概要								
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	新-7	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	国の求めによるものであるため、公共性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			その効果は園関係者保護者等及びその周りの者に限定される。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			b.一部世代にのみ認められる		B	ニーズは認められるが、規模については不明である。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			b.行政が実施する方が有利			国の制度であることから、行政以外に実施する機関はなく、行政が実施する必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			b.一部余地がある		B	今後ニーズ調査を行う予定であるため、事業規模については一部不明である。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			すでに近隣市では実施済みであるため均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	発揮する予定である。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			最適な手法である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	要綱に基づき実施するため、公平といえる。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		恩恵は与えていない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	事業の実施をしない場合、感染症の可能性や一時保管の際の悪臭などの影響、おむつの保護者持ち帰りなどの国の指針の逆行が懸念される。												
	課題	保管用ごみ箱を新規で設置希望する施設数が不透明。											
	解決策	今後ニーズ調査を行い、予算を積算していく。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		おむつを保育所等で処理することにより、感染症の防止、保護者の負担軽減、事業系廃棄物へのスムーズな移行が可能となるため、実施すべきと考える。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	新規
		保育施設における衛生的な観点から必要性は認めるが、ニーズ調査は未実施であることから、事業費を精査したうえで要求すること。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13222	予算事業名	保育所等給付・支援事業			担当部局	福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称	乳児等通園支援事業				担当課室	こども未来課		
事業期間	令和	8	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	4.健康福祉				会計区分	1.一般会計	
	政策	5.児童福祉の充実				款(名称)	3 民生費	
	施策	1.子育て支援の充実				項(名称)	2 児童福祉費	
	施策細分	4-5-1-④様々なニーズに応じた子育て支援施設の充実、支援体制の構築(総合戦略)				目(名称)	2 児童措置費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市こども計画(51,77ページ)							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	少子化が進む一方で、共働き家庭の増加や核家族化により、乳幼児に対する支援の必要性が年々高まっている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	すべての乳幼児が平等に通園の機会を得られる環境を整え、これにより待機児童問題の解消、地域格差の是正、親子双方の心理的、社会的な孤立感の軽減を目指す。また、同制度を通じて、こども健やかな成長促進し、保護者が安心して働ける社会を実現する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	令和8年4月1日から施行。就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新しい通園給付を提供するもので、保育所などに通っていない家庭の生後6か月から満3歳未満の子供が対象となる。							
	(4)期待される効果							
	乳児等通園支援制度の導入により、待機児童問題の解消や地域格差の是正が期待される。また、乳幼児が安心して過ごせる環境が整うことで、子どもの健全な成長が促進される。さらに、育児に関する相談窓口や専門家によるサポートの充実により、育児不安や孤立感を抱える保護者の減少、心理的な支援効果が期待される。保護者が仕事と育児を両立するための基盤を提供し、働きやすい社会の構築が期待される。							
年度別の計画額の概要	財源内訳(千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	0	6,576	6,576	6,576	
	国庫	未定	3/4		4,932	4,932	4,932	
	県費							
	起債							
	特財							
	一財				1,644	1,644	1,644	
年度別取組の概要				給付費				
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	新-8	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	国が推進する制度のため、明確な公共性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			多様なサービスが可能となり、市民の利益に寄与する。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	働く母親は増加しており、市民ニーズは認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			国の制度であることから、行政以外に実施する機関はなく、行政が実施する必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			b.一部余地がある		B	市民ニーズの具体的な規模が未知数であり、これに充てられる給付費についても未確定である。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			国の制度であるため均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	発揮する予定である。					
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			国の制度であるため、他の手法をとることができない。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	国の一律の制度であるため、公平性は担保される。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		恩恵は与えていない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	国が新たに設けた給付制度であり、実施しない場合、市民の選択肢を奪うことになる。												
	課題	7月現在、給付費等の詳細が未定であり、事業規模(予算規模)の把握が困難											
	解決策	制度が明らかになり次第、予算の積算等を行っていく。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		主に0歳から2歳の乳幼児を対象としたこの制度は、保育所や認定こども園と並ぶ給付型制度として位置付けられ、単なる補助金制度ではなく、子育て家庭への直接的な支援を目指していること、実施しない場合、市民の選択肢を奪うことになり、実施は必須と考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
国の制度改正に伴う措置であることから、所管課の方向性のとおり予算要求を可とするが、事業費を精査したうえで要求すること。													
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13263	予算事業名	児童公園管理費			担当部局	福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称	旭団地児童公園原状復旧事業					担当課室	こども未来課	
事業期間	令和 8	年度～令和 8	年度(1 年間)			担当班	こども支援班	
事業区画	令和 8	年度～令和 8	年度(1 年間)			実施区域	加津佐町	
総合計画	基本柱	7.基盤整備			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	2.生活環境の充実				款(名称)	3 民生費	
	施策	1.良好な住環境づくり				項(名称)	2 児童福祉費	
	施策細分	7-2-1-④公園の整備				目(名称)	4 児童福祉施設費	
	重点P	該当しない						
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	自治会で草刈等の管理を行っていただいている旭団地児童公園について、自治会から管理ができない旨の申し出があった。同公園は、すでに児童公園としての機能を有さず、同団地も別団地への統合の計画もあることから、公園を廃止するための整備を行う。なお、自治会からはすでに承諾を得ている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	雑草繁茂の抑制、行政財産化(公園の廃止)							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	碎石等の敷設を行う。(360㎡掘削15cm)							
	(4)期待される効果							
	公園の普通財産化、雑草の繁茂の抑制							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
				0	1,408	0	0	
	財源名称 補助率							
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
一財				1,408				
年度別取組の概要			除草、不要土の除去、碎石の敷設、プライムコート散布					
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	新-9	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	C	公園の更地化であるため、公益性は認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		c.寄与していない		公園は一部にとどまることから寄与しているとはいえない。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	市民からの要望に基づくものであり、ニーズは認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある		市の所有物に対する作業であるため、行政以外では実施できない。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	管財契約課からの指示であることから、必要十分な事業であると考ええる。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		他市の実施については、判断ができないが、書いているとはいいいがたい。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	当初の目的である、行政財産化、雑草の繁茂は抑えられる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		管財契約課からの指示であるため、最適な手法と考える。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	同様のケースについては、同様の指示があっていることから公平と考える。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	もともと恩恵を与える性質の事業ではない。										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	公園の維持コストが継続的にかかる。 児童公園の廃止ができない。												
	課題												
	解決策												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	C	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		当該公園はすでに児童公園の機能を有していないこと、管理を自治会にお願いしている時点で本来普通財産に類するものであると思慮されることから、その手続きの一環である本事業の実施は必要といえる。											
	市長評価	公益性	C	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	新規
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12301	予算事業名	安心な医療体制の確保推進事業				担当部局	福祉保健部
個別事業名及び補助金名称	救急患者家族待機宿泊所負担金						担当課室	健康づくり課
							担当班	健康保険班
事業期間	平成	8	年度～令和	-	年度(	年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.医療体制の充実					款(名称)	4.衛生費
	施策	1.医療体制の充実					項(名称)	1.保健衛生費
	施策細分	4-2-1-①安心な医療体制の確保(総合戦略)					目(名称)	1.保健衛生総務費
	重点P	②住み続けたい環境づくり						
根拠計画	救急患者家族待機宿泊所負担金							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	離島又は半島からドクターヘリで運ばれた救急患者の付き添いの為の待機宿泊所として島の人が主に利用料を支払い利用してきたが利用者が減り赤字が続いている状況である							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	利用者が年々減り、赤字が続いてるので島以外で利用している市町にも負担金を徴収し、赤字を補填する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	救急で運ばれた救急患者の付き添いの方の待機宿泊所として利用している施設の維持管理のために離島以外で利用している市町からも利用者に応じて負担金を徴収し運営を行う							
	(4)期待される効果							
	利用者の割合で負担することにより、赤字が解消される							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	0	59	59	59	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財				59	59	59	
年度別取組の概要				負担金	負担金	負担金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	新-10	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	利用者から負担金を徴収することは公益性がある。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			利用者からの負担金を維持するために利益に寄与している					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	利用者からの負担金を維持するために認められる					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			行政が介入して援助する個人負担を維持するのに必要					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	赤字解消のために実施する必然性はある					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			均衡は欠いていない					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	利用している市町で負担することで赤字が解消される					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			利用する市町から負担金を徴収することので最適な方法だと考える					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	利用料を支払うので公平性は確保されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		与えていない								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	離島又は半島からドクターヘリで運ばれた救急患者の付き添いの為の待機宿泊所として島の人々が主に利用料を支払い利用してきたが利用者が減り赤字が続いている状況なので利用者割合に応じて負担するのは打倒と考える												
	課題	利用者が年々減り、赤字が続いてるので島以外で利用している市町にも負担金を徴収し、赤字を補填する。											
	解決策	離島又は半島の利用する市町に利用者数に応じて負担する											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		離島又は半島の利用者の割合で負担金を負担することにより、赤字が解消され、施設の維持管理もできる。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	C	公平性	A	評価区分	新規
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12301	予算事業名	安心な医療体制の確保推進事業			担当部局	福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称	医療人材育成基金積立金					担当課室	健康づくり課	
事業期間	令和	8	年度～令和	10	年度(3年間)	担当班	健康保険班	
実施区域	市全域							
総合計画	基本柱	4.健康福祉				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.医療体制の充実				款(名称)	4.衛生費	
	施策	1.医療体制の充実				項(名称)	1.保健衛生費	
	施策細分	4-2-1-①安心な医療体制の確保(総合戦略)				目(名称)	1.保健衛生総務費	
	重点P	②住み続けたい環境づくり						
根拠計画	医療人材育成基金積立金							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	医師の高齢化により閉院が相次ぎ、このままでは日常の医療サービスの提供のみならず、住民検診等への影響も懸念される。また、全国的に看護師不足もささやかれている中で、地方においても看護師不足が深刻化しているのが現状である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	将来市内の医療機関に勤務しようとする医学生及び看護学生に対して、奨学金を貸与することにより、市内の医療機関の医師及び看護師の確保及び充実に図ることができる。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	医学部などに在籍する人及び看護学科に在籍する人に奨学金の基金を創設し、年間の貸付金額を設定し、医学部に関しては7年間従事することを目的として、奨学金を貸し付ける。また、看護学科に関しては5年間従事することを目的として、奨学金を貸し付けるが、市内の医療機関に常勤の医師として7年間勤務及び常勤の看護師として5年間勤務したときには返済免除とする。							
	(4)期待される効果							
	基金を創設することにより、市内で開業又は勤務医及び看護師として従事でき、市民も安心して医療が受けることができる							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	0	200,000	0	0	
	国庫							200,000千円積立完了時に終了
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			0	200,000	0	0	
年度別取組の概要								
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	新-11	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A		医師及び看護師の育成を図ることは公益性がある					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している				医師及び看護師を育成することにより、市民全体の利益に寄与する					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A		医療機関の閉院により医師不足になってるので市民も求めている					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある				何もせず医師が来ればいいが、行政が介入して市の医療充実を図る必要性がある					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A		基金を創設することにより病院ができ医師及び看護師が増える					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない				均衡は欠いてない					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		B		基金を創設し、活用されれば、医師及び看護師が増え市民の期待に応えることができる					
		事業執行の方法が最適な手法であるか		b.一部改善の余地あり				基金として200,000千円を考えているが活用があるかは不明ではある					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A		医師及び看護師の育成を図ることは公平と考える					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		与えていない									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	半島の中でも病院数が少なく、地域住民の不安が高まっている。医師の高齢化、医師不足が進み日常の医療サービスにも影響を受ける。また、看護師も不足しているのが現状であり、医師を確保しても看護師がいなければ、医業を行うことができない。												
	課題	医師の高齢化、閉院により、市民の不安も高まっているので、まず病院の開設が必要であり、それに伴う医師も必要で医師になるために多額の費用がかかるため、援助が必要である。 また、看護師も不足しているのが現状で、看護師不足を解消するために必要である。											
	解決策	市内の医師不足及び看護師不足解消のために、新規で市内で勤務する医師及び看護師のために基金を設置し、働きやすい環境を作る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	新規
		基金を設置することで、医師及び看護師になるための費用を援助することにより、一人でも多く地元で貢献できる医師・看護師が育つのではないかと考えられるが、医療提供体制補助金要綱を活用した医療機関の開設にも寄与できると考える。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	保留
		近年、本市では閉院が相次ぐ中、医師や看護師不足に直面しているため、本制度は有効であると考えているが、令和8年度は現行の南島原市奨学資金償還補助金との整合性や制度設計を慎重に検討することとし、令和9年度以降の予算要求については妨げないものとする。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14212	予算事業名	ため池・井堰等整備事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	ため池緊急浚渫推進事業					担当課室	農村整備課	
事業期間	令和	8	年度～令和	11	年度（	4年間）	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興					款（名称）	6 農林水産業費
	施策	1.生産基盤の整備（農林業）					項（名称）	1 農業費
	施策細分	3-1-1-①生産基盤の整備（総合戦略）					目（名称）	6 農村整備費
	重点P							
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景（現状と課題）							
	ため池は、農業用水の確保だけでなく、洪水調整や土砂流出防止の役割を担っているが、長年の土砂堆積により貯水容量が減少し、想定外の豪雨時には、決壊や浸水被害が危惧されている。そのうえ、ため池の貯水容量の減少に伴い農業用水の供給に支障をきたしている。							
	(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）							
	用紙供給の安定供給および貯水量の回復、洪水の防止、水質改善、決壊のリスク軽減を目的とする。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	【事業主体】市 【緊急浚渫推進事業債】補助率100%、交付税充当率70% 【対象経費】●土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用、測量・設計費 ●除去した土砂等の運搬・処理費用 ●土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費							
	(4)期待される効果							
	貯水容量が回復することで、営農に伴う安定的な用水供給が確保される。							
年度別の計画額の概要	財源内訳（千円）			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	0	21,000	120,000	120,000	
	国庫							R11まで実施予定
	県費							
	起債	緊急浚渫推進事業債	100		21,000	120,000	120,000	
	特財							
	一財							
年度別取組の概要				詳細設計 N=3箇所	ため池浚渫 N=3箇所	ため池浚渫 N=3箇所		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	新-12	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	緊急浚渫推進事業債で実施するもので公益性がある。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			関係受益者の農業経営の健全化及び浸水想定区域の被害軽減に寄与する。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	事業実施については、地元管理組合と協議しておりニーズがある。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			管理主体と事業主体は異なるが、地元管理組合による施設の維持管理が適正に実施されている。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	事業実施については、堆積土砂管理計画に基づくものであり、事業規模及び必然性は適正である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			採用する事業債等は、他市と同様である。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	事業目的に沿った事業効果が期待できる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			事業実施については、堆積土砂管理計画に基づくものであり最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	緊急浚渫推進事業債で実施するもので公平性がある。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内全域の水利施設と、その受益者を対象とするものある。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	農業用水の確保ができなくなることに加え、洪水調節・水辺空間の形成など、ため池の持つ様々な機能の低下につながる。												
	課題	ため池浚渫土の搬出道路が狭く、大型車両及び重機の施工ができない。ため池浚渫に伴う攪拌による異臭及び汚泥の周辺地域への影響が考えられる。 また、通常の農業農村整備事業は地元負担があるが、今回活用する緊急浚渫推進事業債は、起債事業であることから、他事業との公平性が保てない。											
	解決策	市道部の仮設工事については、緊急浚渫推進事業債を活用する。また、地元負担金については、財政部局と協議し、負担金の徴収を検討し事業費の確保を行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		ため池緊急浚渫事業の実施に伴い、農業用水の確保ができることに加え、洪水調節・水辺空間の形成など、ため池の持つ様々な機能向上が図られるため、本事業を実施したい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		本事業の必要性は認めるが、財政課ヒアリングの際に話したとおり、地元からの要望に対する基準を明確にすること。 部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、必要な範囲内で次年度当初予算要求をすることは妨げない。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15020	予算事業名	市道維持管理事業			担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称	加津佐地区資材ストックヤード倉庫除却事業					担当課室	建設課	
事業期間	令和	8	年度～令和	8	年度(1年間)	担当班	維持防災班	
事業区画	令和	8	年度～令和	8	年度(1年間)	実施区域	加津佐町	
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	4.持続可能な財政運営					款(名称)	8 土木費
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用					項(名称)	2 道路橋りょう費
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)					目(名称)	2 道路維持費
	重点P							
根拠計画	公共施設等総合管理計画 P.52							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	建設資材の保管のために設置しているが、昭和53年に建設され、築30年以上経過しており、老朽化が進んでいる。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	公共施設等総合管理計画において、老朽化が進んでため、廃止(解体)することとなっている。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	倉庫解体 A=32.8m2(鉄骨造、平屋建)							
	(4)期待される効果							
	老朽化により倉庫を解体することにより、施設の適正配置を図ることができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
				0	1,000	0	0	
	財源名称 補助率							
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
一財				1,000				
年度別取組の概要			倉庫解体一式					
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	新-13	
		評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由					
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A		老朽化による倉庫解体であり、公益性が客観的に認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している				老朽化施設の解体により、経費節減につながり市民の利益に寄与する。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A		老朽化施設の解体であるため、市民ニーズは認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある				市有財産であるため、行政が実施する必要性がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A		老朽化施設の解体であり、実施する必要性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない				均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A		老朽化施設の解体をすることにより、効果が発揮される。					
		事業執行の方法が最適手法であるか		a.最適である				老朽化施設であるため、解体以外ない。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A		公平である。					
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない				与えていない。					
		その他の視点											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	老朽化により施設が倒壊した場合は、近隣に多大な被害が想定される。												
	課題	なし											
	解決策	なし											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		老朽化による解体であり、市民の安全・安心な生活環境の確保を図るうえで必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		所管課における方向性のとおり、当該施設については解体する方針とするが、撤去処分費等の事業費については再度精査をすることを求める。 部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、必要な範囲内で次年度当初予算要求をすることは妨げない。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15020	予算事業名	市道維持管理事業			担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称	深江町畔津地区市道流末水路整備事業					担当課室	建設課	
事業期間	令和	8	年度～令和	8	年度(1年間)	実施区域	深江町	
総合計画	基本柱	7.基盤整備				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実				款(名称)	8 土木費	
	施策	1.道路網の整備				項(名称)	2 道路橋りょう費	
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)				目(名称)	2 道路維持費	
	重点P							
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	畔津地区の市道から県道雲仙深江線へ路面水等の流れ込みがあり、大雨時、流量が多くあふれている状況である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	県道雲仙深江線と雲仙グリーンロードが交差する交差点改良を県主体で整備を実施する計画であり、交差点部分の流末水路は県事業で実施するため、その整備にあわせて流末水路を整備する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	流末水路整備工事 R8 L=59m ボックスカルバート工(1,200×1,000)、As舗装工							
	(4)期待される効果							
	流末水路を整備することにより、道路への浸水を防ぐことができ、安全・安心な生活環境を図ることができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	0	30,000	0	0	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財				30,000			
年度別取組の概要				流末水路整備工事				
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	新-14	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	市道、県道の流末水路であり、公益性が客観的に認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市道、県道の流末水路整備であり、市民の利益に寄与する。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	市道、県道の流末水路整備であるため、市民ニーズは認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			市道、県道の流末水路であるため、行政が実施する必要性がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	市道、県道の流末水路であり、実施する必要性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	市道、県道の流末水路整備をすることにより、効果が発揮される。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			市道、県道の流末水路整備であり、最適な手法である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市道、県道の流末水路であり、公平性は確保される。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市道、県道の流末水路であり、特権的な恩恵は与えていない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	県道交差点の整備は実施されるため、流末水路の断面が確保されず、排水等が道路に溢れ、近隣土地が浸水する。												
	課題	県道交差点の整備スケジュールにあわせ、流末水路整備を実施する必要がある。											
	解決策	県道交差点が令和8年度に完成予定であるため、それにあわせ、流末水路整備を実施する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		市道、県道その他用排水が流末水路を整備することで集約され、道路及び近隣土地への浸水被害がなくなる。そのため、市民の安全・安心を確保するうえで必要な事業である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		所管課における方向性のとおり新規事業として採択する。 令和8年度予算は、事業費精査したうえで必要額を要求すること。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		15030		予算事業名		市道改良事業		担当部局		建設部		
個別事業名及び補助金名称				市道宮ノ下白崎線道路改良事業				担当課室		建設課		
事業期間		令和 8		年度～令和 11		年度(4 年間)		実施区域		有家町		
総合計画	基本柱	7.基盤整備						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実							款(名称)		8 土木費	
	施策	1.道路網の整備							項(名称)		2 道路橋りょう費	
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)							目(名称)		3 道路新設改良費	
	重点P											
根拠計画												
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	都市再生整備計画事業において、市の中心部である西有家・有家地区を、市の中心拠点として行政や医療など多様な都市機能の立地、集積を図る必要がある地域であるが、人口減少が進んでおり、都市機能の維持が困難な状況にあり、都市機能を維持していくための人口集積を図ることを目的とし、市道宮ノ下白崎線(県道雲仙有家線～市道有田隈田線区間)を整備し、住民が安全で安心して住み続けることができるまちづくりを行っていく。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	市道宮ノ下白崎線の、県道雲仙有家線と市道有田隈田線間には、有家庁舎がありまた、その区間については、島原鉄道のバス停も存在しており人が集まりやすい場所ともなっている。さらに、県道との交差点部分は、信号交差点で2車線化されており、市道有田隈田線においては、2車線の市道であり、本市道の車線減少が、車両さらには歩行者の利便性、安全性を著しく疎外しており、この間の2車線化を行い市民の求める街づくりの礎とする。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	概略設計業務 L=250m 測量設計業務 L=250m 補償費調査1式 用地補償 1式 道路改良工事 L=250m											
	(4)期待される効果											
	都市機能を維持していくための人口集積を図り、住民が安全で安心して住み続けることができるまちづくりの礎となる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考				
	財源名称		補助率	0	25,000	243,000	42,000					
	国庫	都市構造再編集集中支援事業	1/2		12,500	120,000	20,000					
	県費											
	起債	過疎対策事業債	100%		12,500	120,000	20,000					
	特財											
	一財					3,000	2,000					
年度別取組の概要				測量設計 L=250m	用地補償	道路改良工事 L=100m						
ふるさと納税応援寄附金の利用希望												

											整理番号	新-15	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	現在の市道規格では、車両通行に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある		市道管理者による、道路拡張が基本である。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	他地区との連絡道路として必要な規模である。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		連絡道路として改良する路線としては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	すでに一部区間2車線化している路線でもあり、同規格の道路として連続性をもたせる必要性もあり、道路沿線には、有家庁舎、バス停も存在しているがこのままの状態では、連絡道路としての機能が果たせず、道路網の利便性に欠け、住民が安全で安心して住み続けることができるまちづくりの基盤の構築に支障をもたらす。												
	課題	本路線には、住居や事業所が近接しており、移転補償等の交渉が難航する可能性がある。											
	解決策	測量設計の際、説明会を効果的に開催し、地元関係者や地権者の意向を考察し、最良な設計にてアプローチを行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		2車線道路として連続性をもたせることにより、連絡道路としての機能が充実し、道路網の利便性が向上し、住民が安全で安心して住み続けることができるまちづくりの基盤の構築が図れる。											
	市長評価	公益性	C	必要性	C	妥当性	C	有効性	B	公平性	B	評価区分	不可
		現時点において計画区間の整備に早急に取り組まなければならないものとは言えないと判断する。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15100	予算事業名	河川維持管理事業			担当部局	建設部
個別事業名及び補助金名称	準用河川引無田川緊急自然災害防止対策事業					担当課室	建設課
事業期間	令和	8	年度～令和	8	年度(1年間)	担当班	維持防災班
事業区画						実施区域	西有家町
総合計画	基本柱	7.基盤整備				会計区分	1.一般会計
	政策	2.生活環境の充実				款(名称)	8 土木費
	施策	5.港湾・河川の整備				項(名称)	3 河川費
	施策細分	7-2-5-②河川の整備				目(名称)	1 河川総務費
	重点P						
根拠計画							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	準用河川引無田川の護岸が吸出し等により、既設石積等が孕んでおり、隣接土地の沈下が発生している。今後、想定される豪雨や台風等が発生した際、現在の護岸の状態では決壊等により、隣接土地への被害が発生する可能性がある。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	豪雨や台風時による護岸の崩壊等の災害から人命や財産を守ることを目的に緊急自然災害防止対策を実施することにより、人命や財産を守り、市民の安全安心な生活環境が確保される。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	令和8年度 整備工事(コンクリートブロック積A=50m2)						
	(4)期待される効果						
	豪雨や台風等による護岸の崩壊等の災害を防止し、市民の安全安心な生活環境を確保できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	0	20,000	0	0	
	国庫						
	県費						
	起債	緊急自然災害防止対策事業債		20,000			
	特財						
	一財						
年度別取組の概要				整備工事 20,000千円			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

											整理番号	新-16		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	護岸整備であり、安心安全な生活環境を確保するため、公益性は認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			河川護岸であり、市民の利益に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			準用河川は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要性がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	河川護岸の崩壊が想定される箇所であり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			河川の緊急自然災害防止対策事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	対策工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			河川護岸の整備であり、別の手法は考えられない。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	河川護岸であり公平性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		河川護岸であり、特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点														
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	近年の異常気象による緊急自然災害防止対策のために実施する事業であり、事業を実施しなかった場合は、事業対象河川護岸の崩壊が進み、市民の安心安全な生活に支障をきたす。													
	課題													
	解決策													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		本事業は、市民の安心安全を確保するうえで必要な事業である。また、予算については緊急自然災害防止対策事業債での実施を考えている。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討	
		緊急自然災害防止対策事業債は現時点で令和7年度までの時限措置とされており、令和8年度以降も延長されるかは現時点で不明であるため、国の動向を注視すること。 部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、緊急自然災害防止対策事業債の活用が可能であることが確実と確認できれば、必要な範囲内で次年度当初予算要求をすることは妨げない。												
備考														

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15111	予算事業名	砂防・急傾斜地・地すべり対策事業				担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称	1	植松地区急傾斜地崩壊対策事業					担当課室	建設課	
事業期間	令和7	年度～令和12	年度(6年間)					担当班	維持防災班
実施区域	市全域								
総合計画	基本柱	6.安全安心					会計区分	1.一般会計	
	政策	1.災害に強いまちづくり					款(名称)	8 土木費	
	施策	1.防災・減災対策の推進					項(名称)	3 河川費	
	施策細分	6-1-1-④危険個所対策の推進					目(名称)	2 河川改良費	
	重点P								
根拠計画									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)								
	植松地区(布津町)については、布津断層上に住宅地が形成されている地域であり、眼下には市道海岸通り諏訪線及び市道南島原自転車道線が存在している地区である。 市道からの高低差は、15m以上のがけ地となっており、小規模な崩落が発生し、また、平成28年と令和3年には、大雨により法面が崩壊し、市道南島原自転車道線を超え、市道海岸通り諏訪線まで土砂が達し、一時通行止となるなど、市民生活に影響をきたしている。								
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)								
	同地区は土砂災害警戒区域に指定されており、住宅地の一部には亀裂が発生しており、早急な急傾斜地対策工事を実施し、市民生活の安全・安心の確保を図る。								
個別事業の内容	(3)事業の概要								
	急傾斜地の崩壊による災害から人命や財産を守ることを目的に急傾斜地崩壊対策事業を行う。 令和7年度 測量設計 (L=300m A=6,000m²) 令和8年度～ 対策工事 令和12年度								
	(4)期待される効果								
	急傾斜地崩壊対策事業を実施することで、市民生活の安全・安心な環境の整備が図られる。								
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考	
	財源名称		補助率	15,000	160,000	160,000	160,000		
	国庫							事業費 815百万円	
	県費								
	起債	緊急自然災害防止対策事業		15,000	160,000	160,000	160,000		
	特財								
一財									
年度別取組の概要			測量設計	対策工事	対策工事	対策工事			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望									

											整理番号	新-17		
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	急傾斜地は市道法面であり、不特定多数の市民が利用するため、公益性が客観的に認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		急傾斜地は市道法面であり、不特定多数の市民が利用するため、広く市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	急傾斜地は市道法面であり、不特定多数の市民が利用するため、市民ニーズは認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		急傾斜地は市道法面であり、不特定多数の市民が利用するため、市道管理者である市で実施する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	急傾斜地は市道法面であり、事業規模は適正であり、必然性はある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		県・他市町においても同様の事業を実施している。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	急傾斜地崩壊対策事業を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		市道法面の崩壊対策事業であり、別の手法は考えられない。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	不特定多数の市民が利用するため、公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	不特定多数の市民が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。										
その他の視点														
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	事業を実施しなかった場合は、市道法面の崩壊が進み、市民の安全・安心な生活に支障をきたす。													
	課題	市道法面对策であるため、県営補助、県単補助など補助事業での対応ができない。また、事業費が多額となるため、財源の確保が課題である。												
	解決策	緊急自然災害防止対策事業債での実施を考えているが、令和7年度までの事業となっている。しかしながら、令和7年度中に着手できれば、事業完了まで起債事業で実施できるため、令和7年度補正での予算計上が必要である。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規	
		本事業は、市民生活の安全・安心を確保するうえで必要な事業である。また、財源として、緊急自然災害防止対策事業債での実施を考えている。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規	
		所管課における方向性のとおり補正新規として採択する。												
備考														

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15400	予算事業名	公園管理事業				担当部局	建設部
個別事業名及び補助金名称	加津佐津吹湖周辺浸水対策事業						担当課室	都市計画課
事業期間	令和	8	年度～令和	11	年度(	4年間)	担当班	住宅班
事業区							実施区域	加津佐町
総合計画	基本柱	6.安全安心				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.災害に強いまちづくり					款(名称)	8:土木費
	施策	1.防災・減災対策の推進					項(名称)	5:都市計画費
	施策細分	6-1-1-⑥浸水被害解消の推進					目(名称)	3:公園費
	重点P							
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	加津佐町に所在する津吹湖周辺は、地形的特徴から集水地域となっており、大潮時に大雨が発生すると、年に数回周辺で浸水被害が発生することがある。そのため、平成28年度に浸水原因の調査を行い、加津佐漁港へつながる接続樋管の破損を発見し、長崎県が改修を行っているが、その後も、同様の浸水被害が発生している状況である。そのため、今年度、再度浸水原因を特定するべく、再度調査業務を依頼している。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	今回の調査により、原因の究明と解消方法を検討し、来年度以降、解決に向けた工事を行うべく、設計業務を発注し、令和9年度から浸水解消のための工事を実施する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	同地区の浸水原因に対して、その解消に向けた工事を実施する。なお、本事業は「都市構造再編集中支援事業」の補助事業として進める。事業スケジュールは、令和8年度に実施設計。令和9年度から11年度までの3か年で工事を予定しています。							
	(4)期待される効果							
	浸水が発生しなくなることで、近隣の農作物への被害がなくなる。また、これまで水没していた隣接する道路も、通行が可能となり、災害時の避難場所(加津佐支所)への通路としての利用ができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
				0	57,000	200,000	100,000	
	財源名称 補助率							令和11年度 200,000 千円 (清算) 総事業費 557,000 千円
	国庫	都市構造再編集中支援事業	0.45		25,650	90,000	45,000	
	県費							
	起債							
	特財							
一財				31,350	110,000	55,000		
年度別取組の概要				設計業務	工事(前金)	工事(中間前金)		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	新-18		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか				a.認められる		B	大雨による浸水被害解消が事業目的のため					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか				b.一部寄与している			大雨による浸水被害解消が事業目的のためであるが、市民の利益としては、周辺住民等へ限定される。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか				a.認められる		A	災害に強いまちづくりを推進するため					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか				a.必要性がある			大雨・大潮という気象状況、及び集水地域であるために発生する地形的な要因等のため、行政が実施する必要がある					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか				a.必然性がある		A	浸水発生原因等を調査した結果に基づき、適正な改善策に取り組む事業であるため。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか				a.欠いていない			浸水被害解消のために必要な事業である。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か				a.発揮予定		A	発揮される予定である。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか				a.最適である			最適な方法をとるべく、調査業務を委託し、事業執行について最適な方法を検討する。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか				a.公平である		A	家屋や道路及び農地の浸水がなくなることは、その他の地区との公平性を図るために必要なことである。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか				a.与えていない		他地区との、公平性を図るために実施する事業である。								
その他の視点														
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	近年、地球温暖化等の影響により、大雨の頻度と強さが増加している。事業を実施しない場合、これまでの浸水被害の発生は解消されないばかりか、局地的な大雨等により、浸水区域や被害の拡大が予想される。													
	課題	事業実施については、どのような事業手法となっても、高額な予算が必要となる。												
解決策	具体的な解決策(事業手法)については、今年度の調査結果に基づき決定する予定。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		これまで、長年にわたり懸案事項となっていた浸水被害について、今年度、原因等の調査を実施している。また、今年度より、都市構造再編集集中支援事業を開始した。そのため、事業の実施設計を補助事業として、開始できるタイミングであることから、来年度から事業を実施したい。なお、本事業については、財政課と事前協議を行っている。												
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	保留	
今年度実施中の調査業務に基づき、現状を解消できる施工方法を検討するためには時間を要することから、令和8年度事業としては保留とするが、財源としている都市構造再編集集中支援事業については、内示率が低い傾向にあるため、別の財源を視野に入れた検討を行うこと。														
備考														

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15601	予算事業名	公営住宅安全対策事業			担当部局	建設部
個別事業名及び補助金名称	市営住宅用途廃止促進事業					担当課室	都市計画課
事業期間	令和	8	年度～令和	10	年度(3 年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	7.基盤整備				会計区分	1.一般会計
	政策	2.生活環境の充実				款(名称)	8 土木費
	施策	1.良好な住環境づくり				項(名称)	6 住宅費
	施策細分	7-2-1-①住宅の整備(総合戦略)				目(名称)	1 住宅管理費
	重点P						
根拠計画	南島原市営住宅長寿命化計画						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	市営住宅の維持管理については、令和5年度に「南島原市営住宅長寿命化計画」を見直し、施設の長寿命化や施設の集約及び廃止に取り組んでいる。しかし、老朽化した施設の廃止には、入居者の退去が必要となってくるが、入居者が高齢・単身可していることに加えて、引越費用の捻出が困難なため、退去が進まないことが、公営住宅の廃止が進まない要因の一つとなっている。このままでは、老朽化した施設の維持補修費等が、年々重大・高額となってくるものが予想されることに加えて、施設の安全性が確保できない状況になってくる。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	上記課題の解決には、入居者の退去が最優先になってくるが、転居先として他の市営住宅の空き部屋を準備することはできるものの、引越費用は本人負担であることもあり、結果として、本人からの申し出を待つしかない状況です。現状のままでは、今後も退去者の増加は考えられないことから、引越費用の負担を市が行うことで、退去を積極的に進めない。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	長寿命化計画で令和6年～15年の10年間で用途廃止・建替としている住宅の中で、住宅の安全性が懸念される木造住宅入居者を対象とする。 南有馬町(浦田下町団地(1)S29・砂原団地(2)S30、口之津町(浦山団地(1)S34)、加津佐町(女島団地(12)S37) ※カッコ内数字は現在(R7.8.1)入居者数。 合計入居者 16戸 補助金の額は、退去者に退去費用の実費を補助することし、上限179,000円(建替事業の際の補助額) また、転居先が市営住宅の場合は、建替と同様に、5年間家賃を減額する特例も実施する。(市条例第39条)						
	(4)期待される効果						
	これまで引越費用が問題となって、退去ができなかった入居者や退去を検討していなかった入居者ともに、退去を検討することができるになれば、結果として老朽住宅の入居者が減少し、廃止の時期を計画に沿って実施に務めることができる。また、入居中であれば必要となる雨漏り等の修繕費用の低減も図ることができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	0	1,074	895	895	
	国庫						対象:16戸
	県費						
	起債						
	特財						
一財			1,074	895	895		
年度別取組の概要				年間6件	年間5件	年間5件	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

											整理番号	新-19	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	計画に基づく用途廃止を目的としており公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		耐用年数を経過し、維持管理費が増加している住宅の管理費等の経費を削減できる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	単身・低所得・高齢者等の入居者に対する支援。また、耐震等の強度が不明な住宅からの退去は							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		本人負担が原則ですが、耐用年数を経過した危険家屋からの退去を促進するため							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	耐用年数を超過した住居への入居は安全性・居住性に支障があるため、実施する必要がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		島原市と比較しても同等である。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	発揮するように、説明等を行い退去を進める。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		本人負担が原則ですが、耐用年数を経過した危険家屋からの退去を促進するためには最適な方法と判断します。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		b.一部改善の余地あり	C	建設年度により事業対象を限定しているため、事業開始後、改善が必要となることが考えられる。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		b.懸念がある	同上										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	退去を進めるための説明等を実施するが、退去費用の捻出が困難との回答になると、それ以上の協議が難しく、これまで同様の結果になることが考えられる。建物は年々老朽化しており、一部雨漏り等も発生している状況ですが、部分的な補修が困難で、全面補修等になると費用が高額になるため、維持費の増加が予想される。また、そのような建物では、台風等の風水害により安全性の確保も困難になる。												
	課題	これまでに退去した方との不公平になるが、安全性の確保のために取り組む必要がある。また、事業実施の際は、年度ごとに対象とする団地を指定するため、他の入居者との不公平感が発生する。											
	解決策	事業開始前後の不公平感については、解決が難しい。また、団地間の問題については、説明して理解を得るほかない。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	C	評価区分	新規
		対象住宅の入居者から、老朽化による雨漏りの苦情があるが、応急処置はできても、根本的な改善には大規模改修が必要となる。しかし、用途廃止を計画している団地に対して行うことは難しいが、管理者としては、安全安心な住環境を提供する責任がある。 上記に加え、市営住宅の立替・集約化という市の施策(南島原市公共施設等総合管理計画及び市営住宅長寿命化計画)もあり、対象住宅からの退去を促進するために必要な事業と判断します。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
所管課における方向性のとおり新規事業として採択する。													
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	16300	予算事業名	下水道事業特別会計費			担当部局	環境水道部(衛生局)
個別事業名及び補助金名称	ウオーターPPP					担当課室	上下水道課
事業期間	令和	8	年度～令和	12	年度(5年間)	担当班	下水道班
事業区画	令和	8	年度～令和	12	年度(5年間)	実施区域	2町以上
総合計画	基本柱	7.基盤整備				会計区分	1.一般会計
	政策	2.生活環境の充実				款(名称)	8:土木費
	施策	4.生活排水の処理				項(名称)	5:都市計画費
	施策細分	7-2-4-②下水道事業の健全経営の推進				目(名称)	2:下水道費
	重点P						
根拠計画							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	全国では、道路陥没事故の原因として言われるのが管路施設の老朽化である。下水道分野では、このような老朽化施設の増大に加え、使用料収入の減少、事業予算や職員の不足といった事業執行に大きくかかわる問題が本市において深刻さを増している。持続的な下水道の管理運営のために、業務委託の一本化や長期契約により民間のノウハウ・創意工夫の有効な活用を期待できる。本事業を導入しなかった場合令和9年度以降の管路改築の補助が受けられなくなる。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	民間企業のノウハウや技術を活用して、下水道事業の効率化やコスト削減、住民サービスの向上を図る。具体的には、施設の維持管理、運営、更新など、様々な段階で民間企業の能力を借りることで、市の負担を軽減し、より質の高いサービスを提供できる。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	令和8年度	基礎検討・導入可能性調査委託	¥20,306千円				
	令和9年度	導入可能性調査委託	¥12,364千円				
	令和10～11年度	入札公募支援	¥49,357千円				
個別事業の内容	令和12年度	モニタリング調査	¥7,084千円				
	(4)期待される効果						
	長期契約(原則10年)での官民連携事業となるため、職員は煩雑な業務をスリム化し、事業方針、計画策定等の仕事に集中できる。施設の老朽化・経営の改善、使用料金の上昇の抑制。将来的には近隣自治体との広域連携への展開の可能性もある。						
	年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
財源名称		補助率	0	20,306	12,364	49,357	
国庫		100		20,000	12,364	24,678	
県費							
起債							
特財							
一財				306	0	24,679	
年度別取組の概要			基礎調査+導入可能性調査業務	導入可能性調査業務	入札・公募支援業務		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

											整理番号	新-20		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	管路施設の老朽化による道路陥没の解消のため公益性がある。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			補助金を利用するため財政的に有利である。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	道路陥没事故が全国で発生しているため市民には認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			市道の安全性と生活排水の処理は行政が実施する必要性がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	令和9年度までに導入可能性調査を行うと以降の管路施設の更新工事を補助事業で行うことができる。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			下水道事業を実施している自治体はこの事業を行う。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	老朽化した管路の更新を補助金が利用できる。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			委託事業及び管路更新工事に補助金があてられる。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	生活排水対策であるため公平である。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		同一地域、同一対象者すべてに恩恵があるため問題ない。									
その他の視点														
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	① 老朽化した管路施設の更新工事の補助が受けられない。 ② 維持管理を他自治体と共同で行うことができないので経費の削減ができない。 ③ 実施した場合、維持管理期間は長期契約(原則10年間)になるが、現状では3年間の契約のため職員の負担軽減 また、管理業者の計画的・持続的な維持管理を行うことが難しい。													
	課題	高齢化及び人口減少により、下水道利用者が少なくなることで収入も減少し今後の維持管理に不安がある。												
	解決策	ウォーターPPPを導入することで維持管理費の縮減及び管路施設等の改築等に国庫補助が利用できる。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		今後の維持管理業務を10年間委託できることは、受注者にとっても人員確保などの点で有利である、また、雲仙市や諫早市などの近隣市と一緒にの業者と契約できれば効率化が可能となる												
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	C	有効性	B	公平性	B	評価区分	再検討	
		他自治体の事例を参考に、事業内容並びに事業費及び国庫返還等取扱いの有無について十分な検討が必要と判断するが、導入のメリットが見いだせる場合において、企業会計内で運用することは妨げない。												
備考														

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12500	予算事業名	南有馬やすらぎ苑費			担当部局	環境水道部〈衛生局〉	
個別事業名及び補助金名称	南有馬やすらぎ苑法面崩落防止工事					担当課室	衛生業務課	
						担当班	衛生総務班	
事業期間	令和	8	年度～令和	9	年度(2 年間)	実施区域		
総合計画	基本柱	7.基盤整備				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.生活環境の充実					款(名称)	4 衛生費
	施策	1.良好な住環境づくり					項(名称)	1 保健衛生費
	施策細分	7-2-1-⑤火葬場等生活環境施設の整備					目(名称)	7 火葬場費
	重点P							
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 令和6年度に南有馬やすらぎ苑の裏山が地すべりを起こし、裏山の斜面にキュービクル式高圧受電設備に繋がっている電柱があり、その電柱を保護するために裏山の雑木・竹林の伐採と斜面の切土整形及び土のう設置の工事を令和6年度に施工した。 令和7年度の5月の豪雨により、法面整形した盛土部分が大雨により崩落の危険があるため、緊急対策として大型土のう設置工事を行ったが、このままでは法面が大量に崩落した場合、火葬場建屋に被害が及ぶ恐れがある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 南有馬やすらぎ苑の火葬場建屋のすぐ裏に斜面の崖があり、その斜面の土砂が地すべりにより崩壊する恐れがあるため、安全対策を講ずることを目的とするものです。							
	(3)事業の概要 調査業務 L=50m 実施設計業務 L=50m 法面崩落防止工事 L=50m							
	(4)期待される効果 法面崩落防止対策をすることで、安全安心で火葬業務の運用ができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	0	16,915	40,000	0	
	国庫							起債:緊急自然災害防止対策見込み
	県費							
	起債	緊急自然災害防止対策見込み	100%		16,915	40,000		
	特財							
	一財							
年度別取組の概要				法面崩落防止調査・実施設計業務	法面崩落防止工			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	新-21	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	本事業により、明確な公益性が客観的に認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			本事業により、市民の利益に寄与している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	本事業により、市民のニーズが認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			南有馬やすらぎ苑の市有地の法面工事をするので、行政が実施する必要性がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	法面崩落防止工事により、火葬場の機能を発揮するためには、事業を実施する必要性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市の類似の事業と比較しても均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	法面崩落防止工事をする事により、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			法面崩落防止工事をする事により、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	事業実施にあたって、公平に支援されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		火葬場の法面崩落防止工事であるため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。								
その他の視点			特になし。										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	南有馬やすらぎ苑の裏山が地すべりを起こし、火葬場建屋に影響を及ぼす恐れがあります。												
	課題	①火葬の運営に支障がでる可能性がある。 ②火葬場の利用者に被害を及ぼす恐れがある。											
	解決策	法面崩落防止調査・実施設計を基に予算措置を行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		火葬の運営を行うために、事業を進めていく必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
これまででも対策工事を実施しているが、再び対策工事を必要としていることから、施工方法を再度、十分に検討すること。また、緊急自然災害防止対策事業債についても令和7年度までの時限措置となっているため、利用できる財源なのか注視する必要がある。													
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17650	予算事業名	社会体育施設管理整備事業			担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	多目的運動広場整備事業					担当課室	生涯学習課
事業期間	令和	8	年度～令和	8	年度(1年間)	担当班	スポーツ振興班
実施区域	南有馬町						
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり				款(名称)	10.教育費
	施策	2.スポーツ力の強化				項(名称)	5.保健体育費
	施策細分	5-3-2-②社会体育施設の整備				目(名称)	2.体育施設費
	重点P						
根拠計画							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) ・多目的運動広場(Arrivo! 南島原)は、令和4年2月に整備工事完成、令和4年4月1日供用開始。 ・施設運営はTEAMひまわりに指定管理委託している。(契約期間:令和4年4月1日～令和9年3月31日) ・供用開始から令和8年度で5年目を迎える。これまで年間約4万人の施設利用がある。特に人工芝グラウンドは5年間3万人以上と多くの利用者がおり、人工芝の凹凸や摩耗等が発生している。 ・指定管理基本協定に維持修繕1件10万円以上は市が負担することとなっている。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) ・多目的運動広場の人工芝グラウンドは、4年目の現状人工芝の凹凸や摩耗等が発生しているため、定期的なメンテナンス(充填層のレベリングやほぐしなど)が必要となる。(定期期間は5年に1度が目安) ・定期メンテナンスを怠った場合は劣化が激しくなり、必要以上のメンテナンス料が必要となる。 ・今後本施設を運営していくうえで、施設の経年劣化や修繕は必ず発生することが考えられる						
	(3)事業の概要 多目的運動広場の適切な維持管理および定期点検・メンテナンスを行う。 (今後、多目的運動広場の修繕等が必要となることが考えられるため、個別事業を設定するもの)						
	(4)期待される効果 施設の安全性の確保、コスト削減、劣化を遅らせるなど長期的な運用 快適な設備環境を提供することによる利用者の満足度向上						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	0	935	0	0	
	国庫						令和8年度以降、次回令和13年度実施予定
	県費						
	起債						
	特財						
一財		0	935	0	0		
年度別取組の概要				人工芝グラウンドメンテナンス			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

											整理番号	新-22	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	社会体育施設の運営上、メンテナンスや整備は必要であるため明確な公益性が認められる					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			メンテナンスを行うことで施設の環境整備に繋がり、市民の利益に寄与することになる					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	公共施設の適切な維持管理のための事業であるため、市民ニーズは認められる					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			指定管理の施設であるが、一定額以上の維持管理は基本協定上、行政が実施することとなっている					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	必要最低限の方法で実施するため、事業規模は適正であり、実施する必要性はある					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市の類似事業と比較しても、適切な事業である					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	長期的にみた場合、施設の適切な維持管理という目的に合致することになり、期待する効果が発揮される予定					
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			必要最低限の方法で実施するため、最適な方法である					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	社会体育施設として広く市民が利用できるための事業であり、公平性は確保される					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		社会体育施設として広く市民が利用できるための事業であり、特権的な恩恵を与えるものではない								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	・施設設備の劣化を早め、長期的には無駄なコストが生じる。 ・利用者の安全性の確保ができない。 ・施設の価値が低減し、利用者の減少に繋がる。												
	課題	・供用開始後、令和7年で4年が経過するが、年間4万人以上の多くの利用者が利用しているため、今後施設の劣化や修繕が発生することが考えられる。											
	解決策	・定期的に適切なメンテナンスを実施する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		本事業は、多目的運動広場の今後の適切な維持管理のために必要なメンテナンスであり、今後想定される修繕等を見据えたところで、新規事業として設定しておく必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		予算編成方針に示す部局ごとの一般財源の範囲内で調整をつけ、次年度予算を要求すること。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17651		予算事業名		B&G海洋スポーツ振興事業		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		B&Gインストラクター養成研修派遣事業						担当課室		生涯学習課	
事業期間		令和 8		年度～令和 17		年度(10 年間)		実施区域		加津佐町	
総合計画	基本柱	5.人づくり						予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり							款(名称)	10.教育費	
	施策	1.生涯スポーツの推進							項(名称)	5.保健体育費	
	施策細分	5-3-1-①生涯を通じたスポーツの推進							目(名称)	2.体育施設費	
	重点P										
根拠計画											
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) B&G財団「先進的海洋センター整備事業」助成採択の内示(R6.12.25付)を受け、内示条件として「事業継続に向けて、指導者養成研修への10年連続して参加するとともに、養成した指導者を海洋性レクリエーション活動および施設運営のために配置すること」と付されており、毎年度1名(正規職員)を10年間継続して本研修へ派遣する必要がある。現状B&G指導員は、加津佐B&G1名、R7年度1名派遣予定(いずれも会計年度任用職員)。近年はR5年度1名、H30年度1名、いずれも会計年度任用職員の派遣実績がある。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 先進的海洋センター整備事業の採択を受けて、本事業の継続を目的に指導者養成研修へ10年連続正規職員を派遣することが事業採択の内示条件である。 本市はこれまで本研修に会計年度任用職員の参加実績はあるが、正規職員の参加実績はない。 派遣職員については、長期研修であり、全職員に広く希望者募り、所属長の推薦で選考予定。(要人事課協議)										
	(3)事業の概要 先進的海洋センター事業継続実施を目的に、B&G指導員養成研修に正規職員1名を10年連続で派遣する事業。 ●参考1【B&G指導員養成研修】B&G海洋センター・海洋クラブ等において、海洋性レクリエーション等の実践指導ならびに施設の効率的運営等の業務に携わり、青少年の健全育成及び地域住民の健康増進と地域コミュニティの活性化に努め、海への理解促進並びに地域の発展に貢献するB&G指導員を養成する長期研修(33日間)。 ●参考2【B&G先進的海洋センター整備事業】B&G海洋センターが所在する自治体が「革新を作る・海興しを行う・人材を育成する」を実現する先進的海洋センターを整備してソフトプログラムを実施するための助成事業。事業経過は助成事業決定通知(R7.4.28付)、助成契約締結(R7.7.17付)。										
	(4)期待される効果 ・青少年の健全育成および地域住民の健康増進と地域コミュニティの活性化。 ・海への理解促進並びに地域の発展に貢献する地域のリーダーとしての人材育成。 ・海洋レクリエーションにおける子どもたちの安全確保。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考			
	財源名称		補助率	619	619	619	619				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
一財			619	619	619	619					
年度別取組の概要			B&G会計年度任用職員1名の参加(旅費、負担金)	正規職員1名の参加(旅費、負担金)	正規職員1名の参加(旅費、負担金)	正規職員1名の参加(旅費、負担金)					
ふるさと納税応援寄附金の利用希望											

											整理番号	新-23		
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	地域振興に寄与することが期待される先進的海洋センター継続運営のための事業であり公益性は認めらる						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			本事業により先進的海洋センターを健全運営することで広く市民の利益に寄与することが期待できる						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	本事業が関わる先進的海洋センターの事業は市民ニーズが認められる						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			本事業は市の正規職員の参加が求められるため、行政が実施する必要がある						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	事業規模は必要最低限の人数の派遣であり、実施する必要性はある						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市の類似事業はないため比較できない						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	本事業により先進的海洋センターを健全運営することで期待する効果が発揮される予定						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			事業執行の方法は他の方法が選択できない						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	参加希望者を全職員に広く公募するため、公平性は確保される						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		参加希望者を全職員に広く公募するため、特権的な恩恵を与えることはない									
その他の視点														
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	本事業内容は、先進的海洋センター整備事業採択の条件としてB&G財団から提示されて助成契約を締結しているため、先進的海洋センター整備事業助成契約の取り消しなどが考えられる。													
	課題	・本市はこれまで本研修に会計年度任用職員の参加実績はあるが、正規職員の参加実績はない。 ・33日間の長期研修となることもあり、派遣職員の選定方法を協議する必要がある。 ・研修参加資格・要件に一定の条件(原則20歳以上40歳以下、泳力など)がある。												
	解決策	正規職員派遣は、長期研修でもあり、全職員に広く希望者募り、所属長の推薦で選考予定。(要人事課協議)												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		本派遣事業は、先進的海洋センター整備事業の採択条件としてB&G財団から提示されているものであるため、必ず実施する必要がある。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		予算編成方針に示す部局ごとの一般財源の範囲内で調整をつけ、次年度予算を要求すること。												
備考														

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		予算事業名				担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		地域クラブ支援事業				担当課室	生涯学習課	
事業期間		令和	8	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分 款(名称) 項(名称) 目(名称)		
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり						
	施策	2.スポーツ力の強化						
	施策細分	5-3-2-①スポーツイベントの実施						
	重点P							
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) ・部活動の地域移行について、本市はR5・6年度に部活動在り方検討委員会を発足、令和8年度中の完全地域クラブ化を目標に部活動から地域クラブ活動を地域で実施する方針が示され、併せて各地域クラブを統括する組織が必要との意見多く出され、「地域クラブサポートセンター(仮称)」設立の検討がなされる。 ・「地域クラブサポートセンター」設立(令和7年7月14日付) ・R7.7月現在8つの地域クラブが教育委員会の認定を受けている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) ・本事業は、市内地域クラブを統括する組織「南島原市地域クラブサポートセンター」が継続的かつ円滑に運営するための支援事業。 ・【サポートセンターの目的】市民一人一人が「幸せで悔いのない人生を歩むための“善き人格”を育む」ための事業を行うとともに、南島原市の新たな地域クラブ活動の運営補助及び関係団体の支援、不登校児童生徒の支援を行い、部活動に変わる新たなスポーツ・文化環境づくりに寄与することを目指す」							
	(3)事業の概要 本事業は、市内地域クラブに関する統括的な業務を行う「南島原市地域クラブサポートセンター」の運営支援を行う事業。 ○南島原市地域クラブサポートセンターの主な事業概要 地域クラブ運営及び支援事業(小中対象)、中学校体育連盟運営及び部活動支援事業、放課後子ども教室推進事業(寺子屋21)、地域クラブ選択機会の構築(マルチクラブ設立)、移送サービス支援事業、指導者の確保・育成支援また人材リスト運用、新規地域クラブ設立相談支援、関係機関との連携調整 ほか							
	(4)期待される効果 生徒がより充実したクラブ活動に取り組める統一した環境整備、地域クラブ組織運営の平準化、移送に関する統一の運営支援、保護者の負担軽減、事務の効率化、統一した指導者の確保と支援、ほか							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	10,550	17,800	18,800	18,800	
	国庫							内訳等は別途資料参照
	県費			7,750				
	起債							
	特財							
一財			2,800	17,800	18,800	18,800		
年度別取組の概要			委託料(補正2号)、補助金(総合型)、(活動補助金)	補助金(学教組替え、生涯学習課)、委託料 ※一部学校教育課からの組替え含む	補助金、委託料(サポートセンター)	補助金、委託料(サポートセンター)		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望				③ 子供たちの健全育成に関する事業				

											整理番号	新-24	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	市内地域クラブの継続的な運営支援のため、明確な公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			事業効果は中学生及び小学生と保護者、各団体の指導者など広く市民の利益に継続的に寄与するもの。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	本事業は市の地域クラブの在り方として具体的な市民のニーズによるものであるため。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			地域クラブサポートセンター運営は地域や民間組織であるがその支援については行政が実施する必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	事業規模は地域クラブ数に応じた適正規模で効率的に運営するための事業であるため実施する必要性はある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市には類似事業がないために比較できないが、全国的な類似事業と比較しても均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	長期的な視点から事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が期待される。					
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			事業執行の方法は地域クラブを統一組織で支援することが最適方法であると考ええる。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	地域クラブサポートセンターは公平性を確保するための統括組織であるため、公平性は確保されるものである。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		地域クラブサポートセンターは市内地域クラブの統括組織であるため、特権的な恩恵をあたえるものではない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本支援事業を実施しなかった場合は、地域クラブサポートセンターの運営ができなくなる。伴って、地域クラブサポートセンターの運営ができない場合は、以下のような影響が考えられる。生徒のクラブ活動機会の減少、保護者の費用や送迎等の負担の増加、指導者の不確実性・資質の低下、経済格差がクラブ活動の公平性に影響を及ぼし格差が生じる、など。												
	課題	地域クラブサポートセンターの継続的な健全運営のための財源の確保											
解決策	・国また県などの補助金等の活用、部活動地域展開に関する各種助成事業等の活用 ・持続可能な運営のための自主財源の創出(無理のない適正な会費設定、賛助金等) ・令和9年度までの完全地域クラブ化に伴う部活動関係予算の充当												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		地域クラブサポートセンターへの支援は、市内各地域クラブの継続的な健全運営のために必要不可欠な統括組織であり、本組織に対する行政としての支援は必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
予算編成方針に示す部局ごとの一般財源の範囲内で調整をつけ、次年度予算を要求すること。													
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		予算事業名				担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		世界遺産センター維持管理事業				担当課室		文化財課	
事業期間		令和	8	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	世界遺産推進班 南有馬町	
総合計画	基本柱	2.郷土文化				予算科目	会計区分		
	政策	1.歴史・文化財を活かしたまちづくり					款(名称)		
	施策	3.世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全					項(名称)		
	施策細分	2-1-3-①世界遺産センターの整備(総合戦略)					目(名称)		
	重点P								
根拠計画									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)								
	原城跡が構成資産となっている「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録され7年が経過したが、来訪者の十分な増加につながっておらず、世界遺産としての知名度を十分に活かしきれていない。これを払しょくし、観光振興を図るために南島原市原城跡世界遺産センターの建設を進めており、令和8年度中の供用開始を予定している。								
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)								
	本事業は、南島原市原城跡世界遺産センターの維持管理事業であり、世界遺産の価値を広く伝えることを主な目的としつつ、世界遺産の知名度を活かして集客力を高め、来訪者が買い物できる物産販売所を併設することで観光消費の増加につなげることも目的としている。また、市民にも積極的に活用していただき、ふるさとの宝を守り伝える意識の醸成を図ることも目的の一つである。								
個別事業の内容	(3)事業の概要								
	本事業は、施設の維持管理を目的としたものであるが、観光施設としての位置づけもあることから集客を図るための施策も合わせて実施する。								
	(4)期待される効果								
	本事業により、観光客の増加のみならず、市民が世界遺産を学ぶことにより、故郷に対する意識醸成を図る効果も期待している。また、物産販売所では、農水畜産物の販売やお土産品の販売などにより、地域の物産振興につながる効果や雇用の創出効果も生じるものと考えている。								
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考	
	財源名称		補助率	0	35,078	41,539	41,539		
	国庫	都市構造再編集集中支援事業			4,000				
	県費								
	起債								
	特財	入館料、ふるさとほか			17,172	25,022	25,022		
	一財				13,906	16,517	16,517		
年度別取組の概要				開業イベント、維持管理費(9か月分)、PR等経費	維持管理費、PR等経費	維持管理費、PR等経費			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望									

											整理番号	新-25	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A	世界遺産を活用したまちづくりのための事業であり公益性は認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している			多くの市民の利用も想定しており、市民の文化レベルの向上にも資する。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A	市民の理解は得られている。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある			施設の運営等に当たっては、官民で分担しておこなうこととしており、行政は公益性を有する部分を担う。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A	施設の規模は必要最小限であり、運営面についても課題にならないよう努めている。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない			近隣氏の類似施設の運営内容も調査したうえで計画しており近郊は欠かない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A	プロモーションや集客イベントなどのソフト事業も実施していくことで効果は十分に発揮される。						
		事業執行の方法が最適手法であるか		a.最適である			運営面は、各部局で分担しながらそれぞれの分野で検討を進めており、現状としては最適であるとする。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A	全ての人が利用可能な施設であるため公平性は確保できている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		特になし。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本年度までで世界遺産センター整備事業は完了する予定であり、令和8年度にようやくスタートラインに立つことから事業を実施しなければ交付金の返還等が必要となり甚大な影響が生じる。												
	課題	事業効果を高めるための施策や連携が不可欠であり、施設のオープン後となる令和8年度以降はさらにその重要度が高まる。											
	解決策	全国各地の成功事例の情報収集をおこないながら、随時分析や評価をおこない、より良い運営手法がとれるよう努める。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		新規事業であるため現時点では評価できないが、令和8年度の供用開始後には、多くの来訪者が訪れ、観光振興や物産振興につながるような最大限の成果が得られるよう準備を進める。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		事業内容、事業費、実施時期等の精査が抜本的に必要。所管課において事業内容を精査し、財源等の調整をつけ、予算編成方針に示す部局ごとの一般財源の範囲内であれば、次年度予算要求を妨げない。											
備考													

既存事業

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11058	予算事業名	DX推進事業			担当部局	総務部	
個別事業名及び補助金名称	03	地域社会のデジタル化				担当課室	防災課	
事業期間	令和5	年度～令和	-	年度(年間)		担当班	DX推進班	
事業区画	令和5	年度～令和	-	年度(年間)		実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	7.基盤整備				会計区分	1.一般会計	
	政策	3.情報環境の整備				款(名称)	2.総務費	
	施策	1.情報環境の整備				項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	7-3-1-③地域のデジタル化とデジタル格差の解消(総合戦略)				目(名称)	7.企画費	
	重点P	③便利な地域のための礎づくり						
根拠計画	南島原市DX推進アクションプラン(第2版)							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	①デジタルサービスや情報発信媒体が乱立し、欲しいサービスや情報があってもたどり着けない ②統一的な媒体にユーザーが集まっていないため、属性やニーズの把握ができない ③市内事業者のデジタル化支援が計画どおり進んでいない							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	①本市の行政サービスとして提供するアプリやWebサービスについて、機能を一元化し、簡便性を重視したポータルアプリの構築 ②同アプリを通じた行政サービスのオンライン化を進め、市役所に行かずとも行政手続きがデジタルで完結する世界の実現 ③市内事業者の同アプリへの参画により、住民・事業者・自治体をつなぐ、本市独自のデータ活用プラットフォームの構築							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	自治体と市内事業者が共同で利用できる「地域アプリ」を構築し、市内情報の一元化を図るとともに、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現に取り組む。							
	(4)期待される効果							
	①行政情報発信の効果を高める(外部アプリや外部サービスとの連携によってポータル化し利便性を高める) ②住民の満足度向上と安全性の確保を実現する(デジタル化による効率的で効果的な行政情報の発信) ③市内事業者のデジタル化支援と業務効率化(市内事業者の情報発信)							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	0	15,230	1,870	1,870	
	国庫	新地創交付金	1/2		6,680			
	県費							
	起債							
	特財							
年度別取組の概要	一財			0	8,550	1,870	1,870	
	年度別取組の概要				システム構築 利用者説明会 周知広報 運用開始	利用者拡充	利用者拡充	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望				利用しない				

											整理番号	既-1	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	住民や事業者が必要な情報を簡単に取得することができ、地域社会全体の効率性が向上するため。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		市内の情報が「地域アプリ」に集約されることで、誰もが平等に情報検索・取得ができ、利便性が向上するため。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	公共サービスや緊急情報などを一元化し、簡単に情報取得できる仕組みは、市民ニーズに応えることができる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		デジタル化の恩恵を地域住民全員が享受できるようにするためには、公共性を重視した取組が必要となる。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	B	事業規模としては、地域社会全体の利用を前提とするため、その意義は大きいと考えられる。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		b.一部調整の余地がある		近隣市の事例はないが、全国的に見ると地域アプリの導入や情報一元化は一般的なトレンドとなっている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	行政と市内事業者が連携する取組は、地域社会におけるデジタル化の推進及び幅広い効果の発揮が見込まれる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		自治体と事業者が共同で運営に関与することで、一方的な負担を回避しつつ、持続可能な形で運営できる。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	アプリ内に掲載される情報の基準を明確にし、特定の事業者や団体に偏ることなく、中立的な運用を行う。							
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		特定の個人等にのみ特権的な利益を与えるものではなく、広く地域住民や事業者が利用可能な仕組みである。							
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	①現在、複数のアプリやWebサービスが個別に提供されているため、住民やサービス利用者は必要な情報や手続きを見つけるのに手間がかかり、利用のハードルが高くなる可能性がある。 ②ポータルアプリによる機能の一元化が行われない場合、行政内部でも複数のシステムを管理・運用する必要がある。 ③行政サービスの使い勝手が悪いと感じる住民が増えることで、市のイメージや信頼性が低下する可能性がある。												
	課題	①行政サービスの利用率が低下する恐れがある ②業務効率が悪化する可能性がある。 ③デジタル化が進む中、簡便性を欠いたサービスは住民の期待に応えられず、不満を生む一因となる。											
	解決策	本市の行政サービスとして提供するアプリやWebサービスについて、機能を一元化し、簡便性を重視したポータルアプリを構築する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		「地域アプリ」構築事業は、住民の生活の質を向上させるとともに、地域経済や社会の持続可能性を高めるために非常に合理的で必要性が高い事業であるといえる。また、自治体と市内事業者が協力することで、より効果的かつ効率的に地域社会のデジタル化が進むことが期待できる。このため、関係課や関係事業者と連携し、協議を重ねた上で、来年度実装の予定で進めたいと考えている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」が令和7年度末で終了するが、今後の国の方向性等に具体性が見いだせないことから、国県の情報を注視しながら、適切な対応ができるよう再検討すること。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11010	予算事業名	国際交流推進事業				担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	01	国際交流推進事業					担当課室	地域づくり課
							担当班	地域支援班
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(	年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	4.地域間交流の推進					款(名称)	2.総務費
	施策	2.国際交流の推進					項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	5-4-2-①国際交流の推進(総合戦略)					目(名称)	6.地域振興費
	重点P							
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	イタリア・キエーティ市をはじめとする友好都市等の交流拡大を図り、人、物、情報等の総合的な交流を進め、国際感覚を持った人づくりや国際色豊かな地域づくりを推進している。イタリア語講座や多文化共生講座を開催しているが、参加者に偏りがあり、多くの市民に周知できていない。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	友好都市締結10周年を記念し、記念行事を開催することで、キエーティ市との絆をより一層深める。また、イタリア・キエーティ市と友好都市であることを広く市民に周知し、国際色豊かな地域づくりを目指す。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	友好都市締結10周年を記念し、記念行事を開催する。 ・記念式典 ・記念講演会 ・過去にイタリア派遣された中学生及び国際交流員を一堂に会し、現状を把握し、派遣事業等の効果を測定する。							
	(4)期待される効果							
	地域の活性化や市民の国際理解の深化に寄与する							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	1,775	4,775	1,775	1,775	
	国庫							
	県費	地域日本語教育推進補助金	1/2	135	250	250	250	
	起債							
	特財				3,000			
	一財			1,640	1,525	1,525	1,525	
年度別取組の概要				友好都市締結10周年記念事業3,000千円				
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			⑥ その他市長が特に必要と認める事業					

											整理番号	既-2	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A	地域の国際理解に寄与する内容であり、公益性が認められる						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している			広く市民が自由に参加できる事業である						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A	相手国とニーズを考えながら実施していく						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある			行政が実施することで公平性が確保される						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A	実情に合わせて無理のない規模で行われており適正に実施されている						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない			欠いていない						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A	友好都市を広めるためには絶好の機会である						
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である			行政だけでなく民間団体を巻き込みながら実施するため最適である						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A	広く市民に向けて実施されるため公平である						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		特権的な恩恵は与えてない									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	友好都市締結10周年記念事業は、単なる式典ではなく、今後のさらなる発展の礎となる重要な機会です。経済、文化、教育、観光など様々な分野で両市にメリットをもたらし、地域の活性化に寄与することが期待される。また、10年という節目を祝い、今後も友好関係を維持・発展させる意思を再確認する機会でもある。												
	課題	友好都市の存在を知らない市民も多く、記念事業が「自分事」として捉えられにくく、市民の関心・参加の低さがある。一部の関係者のみが関与し、市民への浸透や関心が薄い。											
	解決策	SNSや市の公式LINEアカウントを活用した広報、情報発信の工夫を行う											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		10年という節目を祝い、今後も友好関係を維持・発展させる意思を再確認する機会でもあるため、拡充して実施する。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	拡充
		所管課における方向性のとおり、令和8年度予算要求を可とするが、事業成果の地域還元や効果検証を確実に実施し、事業内容を精査したうえで要求を行い、財源についても検討を進めること。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12020	予算事業名	戸籍住民基本台帳費			担当部局	市民生活部
個別事業名及び補助金名称	03	戸籍住民基本台帳費				担当課室	市民課
事業期間	令和	8	年度～令和	8	年度(1年間)	担当班	戸籍班
総合計画	基本柱	8.協働行政				会計区分	1.一般会計
	政策	3.質の高い行政運営				款(名称)	2.総務費
	施策	1.質の高い行政運営				項(名称)	3.戸籍住民基本台帳費
	施策細分	8-3-1-⑦社会保障・税番号制度の適正・安全な運用と有効活用				目(名称)	1.戸籍住民基本台帳費
	重点P	該当しない					
根拠計画							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	令和5年番号法等改正による、マイナンバーカードへの振り仮名記載・記録(氏名のローマ字表記の記載を含む)が令和8年6月頃に予定されており(第4号施行日)、この施行日以降に新マイナンバーカードが発行される。これにより、現行のマイナンバーカードと新マイナンバーカードが混在する状況になる。現在、窓口を設置されている券面プリンターは新マイナンバーカードに対応していないため、券面プリンターを増設する必要がある。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	現在、券面プリンターは各支所の窓口を設置されており(R2年度設置)、設置された券面プリンターでは現在普及しているマイナンバーカードしか対応できない。そのため、新カードが発行されることで窓口に影響がある。窓口の混雑を避けサービス維持のためには新マイナンバーカードに対応可能な券面プリンターを各支所に設置する必要がある。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	各支所窓口券面プリンターの設置 8台						
	(4)期待される効果						
	窓口混雑回避、待機時間の短縮、市民へのサービス向上が期待される。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	12,674	8,201	0	0	
	国庫	マイナンバーカード交付事務費補助金	6,578	4,929			
	県費						
	起債						
	特財		3,052				
	一財		3,044	3,272			
年度別取組の概要			タブレット購入	プリンター購入予定			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

											整理番号	既-3	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A	公益性がある						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している			マイナンバーカードへの記載変更等を速やかに対応できるため						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A	券面プリンターでは記載変更内容を効率よく記載することができるため、ニーズが認められる						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある			行政が実施すべき事業である						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A	事業は適正であり、市民の8割を超えるカード保持者に対応するため必然である						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない			均衡は欠いていない						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A	窓口で住所異動等の手続き時に成果を発揮できる						
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である			最も最適な手段である						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A	市民に対して公平性が確保される						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		特定の者に対して恩恵を与えるものではない									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業については、市民が利用しているマイナンバーカードの記載変更に対応するため、常時サービス提供を行っているため、事業を実施しないことはサービス低下となる												
	課題	現在使用している券面プリンターが新カードに対応できない											
	解決策	マイナンバーカード交付事務費補助金事業の交付要綱に「交付事務の効率化のためのマイナンバーカードの券面記載事項の変更にかかる経費」に該当するため、国庫補助を見込んでいる											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		今後、新マイナンバーカードへ移行していくが、現在のカードも有効期限が10年である。受持する職員の効率化及び待ち時間の短縮等、サービス向上につながる											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		国の制度改正に伴う措置のため、所管課の方向性のとおり、予算要求は可とする。ただし、設置台数について精査すること。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10053	予算事業名	庁舎等管理費			担当部局	市民生活部	
個別事業名及び補助金名称	09	庁舎等管理費(南有馬庁舎キュービクル改修)				担当課室	南有馬支所	
事業期間	令和	8	年度～令和	8	年度(1年間)	担当班	市民窓口班	
事業区							実施区域	南有馬町
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	4.持続可能な財政運営					款(名称)	2.総務費
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用					項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)					目(名称)	5.財産管理費
	重点P							
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	本庁舎の電気工作物点検業務委託業者より南有馬庁舎の高圧受電設備について、機器の更新推奨時期を超過している旨の指摘を受けており、早急な対応が必要である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	庁舎を適切に維持管理することは住民サービスを行う上で必要不可欠であり、故障等による停電等が発生した場合には復旧までに時間を要することが懸念され、職場環境の悪化により職務に専念できず効率が上がらない。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	更新推奨時期を超えた汎用高圧機器の更新(キュービクル改修)							
	(4)期待される効果							
	庁舎の安定した維持管理が期待できる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	0	15,542	0	0	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財				15,542			
年度別取組の概要								
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	既-4	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	庁舎の高圧機器の更新であり、公益性がある。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			庁舎は行政サービス上必要な施設であることから、安全な環境確保の観点から必要な工事である。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	庁舎全体の電気設備に係る工事であることから、必要性がある。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			庁舎は行政サービス上必要な施設であることから、必要な工事である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	更新推奨時期を超過した機器の更新であるため、必要な工事である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	専用の機器更新であるため、目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定である。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			最適だと思われる。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		公共施設が対象になるので、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えることはない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	更新を行わなかった場合、停電による執務室での業務遂行が困難になることが想定され、市民サービスが低下する。												
	課題	更新費用が高額であること。 更新推奨時期を超過していることから、いつ不具合がでてくるか不明であり、本年度での更新が必要な場合もある。											
	解決策	特になし。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		南有馬庁舎の高圧受電設備について、機器の更新推奨時期を超過している旨の指摘を受けており、更新しない場合は故障等による停電等が発生した場合には復旧までに時間を要することが懸念されるため早急な対応が必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		機器の更新について必要性は認めるが、事業費の精査を行ったうえで、活用可能な財源について財政課と協議を行い、財源の見込みがつけば予算要求は認めるが、つかない場合は部局別の予算要求基準に沿って部局内で調整を行うこと。											
備考													

整理番号	既-5

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13500	予算事業名	予防対策(予防接種)事業			担当部局	福祉保健部
個別事業名及び補助金名称	01	予防対策(予防接種)事業 (経鼻弱毒生インフルエンザワクチン接種費助成)				担当課室	こども未来課
						担当班	こども保健班
事業期間	令和	7	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	4.健康福祉				会計区分	1.一般会計
	政策	1.健康づくりの推進				款(名称)	4 衛生費
	施策	2.健康診査・健康相談等の充実				項(名称)	1 保健衛生費
	施策細分	4-1-2-②母子保健・予防接種の充実				目(名称)	3 予防費
	重点P						
根拠計画							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	A型又はB型インフルエンザウイルスの感染を受けてから1～3日間ほどの潜伏機関の後に、発熱、頭痛、全体倦怠感、筋肉痛・関節痛などが突然あらわれ、咳、鼻汁などの上気道炎症状がこれに続き、約1週間の経過で軽快する。小児では、中耳炎の合併、熱性けいれんや気管支喘息の誘発、まれに急性脳症などの重症合併症まで及ぶこともあり、インフルエンザの発病予防及び重症化の防止が喫緊の課題である。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	インフルエンザの発病予防及び重症化の防止に有効な手法として、ワクチン接種であるが、ワクチン接種に伴う保護者等の付き添いなどの負担、注射に対する負担等により、乳幼児等のワクチン接種率が20～30%に留まっている。 この課題を解決するため、従来のワクチン接種回数よりも少なく、予防効果等が長い「経鼻弱毒生インフルエンザワクチン」を採用することと、ワクチンが高価であるため市が一部助成することにより、接種率の向上を図り、重症化を防止する。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	○経鼻弱毒生インフルエンザワクチン接種費助成 内容:現在助成している6か月以上から中学生に対し、ワクチン接種費用を助成する。 ※経鼻弱毒生インフルエンザワクチン ・接種方法:経鼻接種(鼻腔内噴霧) ・接種回数:1回 ・対象者:2歳以上19歳未満 ・効果継続:1年程度						
	(4)期待される効果						
	ワクチン接種を受ける者の経済的負担を軽減し、インフルエンザの発病及び重症化を予防する。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	0	1,000	1,000	1,000	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財			1,000	1,000	1,000	
年度別取組の概要			委託料	委託料	委託料		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

											整理番号	既-5	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	ワクチンが選択できることにより、接種率の向上が見込める。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		市がワクチン接種費の一部を助成することで、市民の経済負担が軽減できる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	市内の医療機関では取り扱いが無いため、市外の医療機関での接種を希望されている。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		市民の安全な生活を確保するためには、必要な措置と考える。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	ワクチン販売時期が令和5年10月であり、市内の医療機関での使用実績が把握できないが、							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		令和7年度から長崎県内すべての市町がワクチン助成を開始する見込み。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	ワクチンの接種率向上で、インフルエンザの発病と重症化が防止できる。							
事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である	ワクチン接種を希望する者に、助成するため最適と考える。										
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		b.一部改善の余地あり	B	接種対象者が2歳～19歳となっているため、既設助成区分以外の対象者との公平性に欠ける。								
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市の助成することが前提で、新たにワクチン接種を検討する医療機関もある。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	ワクチン接種助成事業をしなかった場合、合併症のための入院や治療等の医療費にも影響がでてくる。												
	課題	任意接種であり副反応に対しての救済制度が十分でない。											
	解決策	医薬品副作用被害救済制度周知											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	B	評価区分	拡充
		インフルエンザワクチンを選択できることで、接種率の向上が見込め、重症化の防止が図れる。ただし、「経鼻弱毒生インフルエンザワクチン」接種助成が他の市町同様、令和7年度からの開始するため、明確な助成区分、自己負担額の把握が困難である。今後は、他市町と情報共有しつつ、調整を図る。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	B	評価区分	再検討
		所管課の方向性のとおり、予算要求は可とするが部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。また、他市の状況を確認しつつ事業費を精査すること。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14020	予算事業名	有機農業等推進事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	01	有機農業等推進事業				担当課室	農林課	
事業期間	平成	20	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)				目(名称)	3 農業振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	本市では、環境に配慮した持続可能な農業の発展を目指し、認証費用の補助等を通じて有機農業の推進を図っている。しかし、コスト負担や地域全体での取り組みなど課題が多く存在している。本制度は、農業者の経済的支援だけでなく、地域農業の発展や環境保全にも寄与する。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	JAS認証費用および長崎県特別栽培認証費用を補助し、安心して安全な農産物を生産し、環境に与える負荷の小さな有機農業を推進する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	・有機農産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1605号)別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材の購入に要する経費 ・有機農産物の日本農林規格による格付を行い、その表示を付するのに必要な日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第2項の登録認証機関の認証を受けるのに要する経費 ・南島原市有機農業推進協議会が行う、有機農業の推進に資する事業に要する経費等を支援する。 ・トレーニングファーム実施に関する委託							
	(4)期待される効果							
	安心安全な農産物の供給促進、環境負荷の軽減、地域農業の振興、持続可能な農業の推進、そして地域コミュニティの強化を通じて、有機農業の普及により地域の信頼性向上と経済活性化が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	100	10,211	10,100	10,100	
	国庫	第2世代交付金			4,000	5,000	5,000	
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			100	6,211	5,100	5,100	
年度別取組の概要			補助金	補助金(2,211千円) 委託費(5,000千円) 消耗品等	補助金(100千円) 委託費(10,000千円)	補助金(100千円) 委託費(10,000千円)		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	既-6	
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	新規参入による就農者の確保は、基幹産業である農業の活性化のために必要な取り組みである。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		基幹産業である農業の活性化は、市全体の利益に寄与するものである。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	基幹産業である農業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められる								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		基幹産業である農業人材確保のため取り組みであり、行政が実施しなければならない								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	支援基幹産業の人材確保は市にとって必要な取り組みである								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		本市への就農促進を目的とした事業であり、近隣市と均衡を保つような事業ではない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	新規就農者の確保につながっており、効果が認められる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業効果を発揮させるためには、補助金での交付が最も適している。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	制度についてHP等に掲載し広く周知を行っており、要件を満たすことで誰でも活用することができる。								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	制度についてHP等に掲載し広く周知を行っており、要件を満たすことで誰でも活用することができる。										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	環境負荷の軽減や安心安全な農産物の供給が進まず、地域農業の競争力や経済活性化が停滞し、地域コミュニティの結束力が弱まる恐れがある。												
	課題	コスト負担や認証手続きの煩雑さ、有機農業への知識不足、地域全体での取り組みの不足、消費者の認識や市場のバランス、環境負荷軽減の評価の不備、そして持続可能な支援体制の構築が挙げられる。											
	解決策	生産者のコスト負担軽減、認証手続きの簡略化、知識普及活動の強化、地域全体での取り組みの促進、消費者認識の向上と市場拡大、環境負荷軽減の評価基準整備、そして持続可能な支援体制の構築を行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		本市において、有機農業に取り組む農家数は伸び悩んでいる状況にあるため、市内の農業者組織や農業者が有機農業に取り組みやすい環境を整備することが求められている。今後も継続して推進していく必要がある。											
	市長評価	公益性		必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
事業計画や支援の制度設計を整理したうえで、方向性が明確となれば、令和8年度予算要求を可とする。また、第二世代交付金の活用については、財政課と連携を図り、確実に対象事業となるよう整理に努めること。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14310	予算事業名	林業振興事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	01	市有林維持事業				担当課室	農林課	
事業期間	令和	8	年度～令和	10	年度(3年間)	担当班	農産班	
						実施区域	加津佐町	
総合計画	基本柱	1.自然環境				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.自然環境との共生				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	1.自然環境の保全				項(名称)	2 林業費	
	施策細分	1-1-1-①自然環境の保全				目(名称)	2 林業振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	近年、市有林内の支障木が大木となり、市道や国道の歩道まで延び、市民からの問い合わせが増えており、迅速な対応ができないでいる。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	支障木により通行する人や車両に被害が及ばないように、業者委託により支障木の伐採を実施する。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	通行する人や車両の安全確保のため、業者委託により支障木の伐採を実施する。							
	(4)期待される効果							
	支障木の除去により、通行する人や車両の安全が確保される。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	11,986	14,986	14,986	14,986	
	国庫							
	県費	造林事業補助金	70	4,023				
	起債							
	特財	森林環境譲与税	100		3,000	3,000	3,000	
	一財			7,963	11,986	11,986	11,986	
年度別取組の概要								
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	既-7	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	市民の安全を守るため公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市民の安全を守るため市民の利益に寄与している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	市民の安全を守るために必要である。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			市有林であるため、行政が実施しなければならない。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	被害を及ぼす恐れがある市有林の範囲であり、実施する必然性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市との比較対象とならない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	支障木伐採により、市民の安全が保たれる。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			支障木伐採が最適な手法である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市民の安全を守るため公平性が確保されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市有林の支障木伐採であり、特権的な恩恵は与えていない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	台風などの災害があった際に、倒木や枝が折れたりして、通行する人や車両に被害を及ぼす恐れがある。												
	課題	支障木が高いところにあるため、高所作業者や大型クレーンが必要で委託費が高額になる。											
	解決策	業者委託により支障木伐採を行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		市有林の管理は市が実施しなければならず、被害を及ぼす恐れのある支障木については伐採が必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		所管課の方向性のとおり、増額の予算要求は可とするが財源確保のため、他事業の事業費を減額するなど部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14310	予算事業名	林業振興事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	11	新たな経営管理事業				担当課室	農林課	
						担当班	農産班	
事業期間	令和	8	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	加津佐町	
総合計画	基本柱	1.自然環境				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.自然環境との共生				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	1.自然環境の保全				項(名称)	2 林業費	
	施策細分	1-1-1-②森林の保全				目(名称)	2 林業振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	平成31年4月1日より新たな経営管理制度が始まり、森林所有者が適切な森林経営管理を行えない場合に、市が仲介役となり、林業経営者に経営管理を委託したり、市が直接管理することとなった。この事業に伴い、市で保育間伐を実施することとなり、業者に委託することとなるが、現状林業の積算は土木の積算と異なり、金額が安い為、業者が受注しにくい状況にある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	保育間伐を業者に受注してもらうため、加算可能な工種を積算で見込む。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	森林所有者に意向調査を行い、森林所有者が管理できないため、市に経営管理を委託したいと回答があった山林について、現地調査を実施し、保育間伐を行う。保育間伐は、業者委託により受注してもらう必要があるが、業者に請け負ってもらうために、間伐だけではなく、現地調査の工種も含めて発注を行う。							
	(4)期待される効果							
	委託業者が受注しやすくなる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	1,774	3,000	3,000	3,000	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	森林環境譲与税	100	1,774	3,000	3,000	3,000	
	一財							
年度別取組の概要								
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	既-8	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	新たな経営管理制度は国が進める事業であり、市としても事業を進めなければならない。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			市内全域進めていく事業であり、広く市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	新たな経営管理制度は国が進める事業であり、他市においても実施されている事業であり、市民ニーズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			新たな経営管理制度は国が進める事業であり、市として事業を実施しなければならない。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	市内全域進めて行く事業であり、実施する必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市も同様に事業実施を行っている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	業者が請け負いやすくなり、事業を進めることができる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			業者が請け負いやすくなるため、最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内全域進めて行くため公平性が確保される。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内全域進めて行くため特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	請け負う委託業者がない場合、新たな森林経営管理制度の事業(保育間伐)ができなくなり、適正な森林の管理ができず、森林が荒廃する。												
	課題	保育間伐を受注する業者が少ない。											
	解決策	現在保育間伐が委託可能な業者は2者しかおらず、確実に請け負ってもらうためにも積算上加算可能な工種を入れて発注を行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		新たな経営管理制度の事業を実施し、進めていくために必要であり、予算については、森林環境譲与税を充てる。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		所管課の方向性のとおり、増額の予算要求は行う場合はこれまでの実績も含め、事業費の精査をしっかりと行うよう求める。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14500	予算事業名	漁港管理費				担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	03	漁港施設維持補修事業					担当課室	水産課
							担当班	水産班
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(	年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.水産業の振興					款(名称)	6 農林水産業費
	施策	1.生産基盤の整備(水産業)					項(名称)	3 水産業費
	施策細分	3-2-1-①良好な漁場づくり(総合戦略)					目(名称)	2 漁港管理費
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	南島原市の漁港施設は、1960年代以降の高度経済成長時に整備された施設が多く、適切な機能を発揮し、効果的かつ効率的な維持管理できていない状況であり、漁業者からの苦情・要望があっており早急な対応が求められている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	漁港施設の老朽化による修繕・整備等を実施し、漁業者の安心・安全な生活ができるよう漁港施設の機能を発揮させる。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	・漁港施設維持補修工事 1式 ・布津漁港白地整備測量設計委託 1式							
	(4)期待される効果							
	漁港施設の維持管理をすることで、漁港の機能を発揮し、効果的かつ効率的な漁業活動ができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考	
	財源名称	補助率	13,000	18,000	13,000	13,000		
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財		13,000	18,000	13,000	13,000		
	年度別取組の概要		漁港施設維持補修工事 13,000千円	漁港施設維持補修工事 13,000千円 布津漁港白地整備測量設計委託 5,000千円	漁港施設維持補修工事 13,000千円	漁港施設維持補修工事 13,000千円		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	既-9	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか				a.認められる	A	漁港を適切に維持管理するため公益性がみとめられる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか				a.寄与している		本事業により、市民の生命・財産を守る概念から、市民の利益に寄与している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか				a.認められる	A	漁港の維持管理により、漁港の機能を発揮するため、市民のニーズが認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか				a.必要性がある		漁港施設の維持管理については、行政が実施する必要性がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか				a.必然性がある	A	漁港の維持管理により、漁港の機能を発揮するためには、事業を実施する必要性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか				a.欠いていない		近隣市の類似の事業と比較しても均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か				a.発揮予定	A	漁港の維持管理により、漁港機能の効果が発揮される。					
		事業執行の方法が最適手法であるか				a.最適である		漁港の維持管理をすることにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか				a.公平である	A	事業実施にあたって、施設利用者に公平に支援されるもの。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか				a.与えていない	市内全体が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。								
その他の視点					特になし。								
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合、適切な漁港管理ができず、市民生活の安心安全な生活を送ることができなくなり、多大な悪影響が生じることとなる。												
	課題	苦情・要望案件が多く、現在の予算規模では対応が厳し状況である。											
	解決策	予算(財源)の確保による事業の実施。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		本事業は、市が管理する漁港施設を適正に維持管理し、安全安心な市民の生活に向けた環境改善を目的に実施しているため必要不可欠である。 今後について、要望箇所及び維持工事箇所を整理し計画的に事業実施を行いたい。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
白地整備については、財務省福岡財務支局からは正指摘もあることから、所管課における方向性のとおり、拡充事業として採択する。また、早期解決に向けて努めることとするが、関係者には迅速丁寧な対応を行うこと。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14500	予算事業名	漁港管理費			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	04	漁港用地舗装事業				担当課室	水産課	
						担当班	水産班	
事業期間	平成	27	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	2町以上	
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.水産業の振興					款(名称)	6 農林水産業費
	施策	1.生産基盤の整備(水産業)					項(名称)	3 水産業費
	施策細分	3-2-1-②安全・快適な漁村づくり					目(名称)	2 漁港管理費
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	近年の海洋環境の変化に伴う水産資源の減少や、漁業者の高齢化や担い手不足により漁業就労条件の負担が大きくなり、漁獲量や漁業所得の減少につながっている。そのため、安定した漁業収入である、ひじきの養殖業を支援する為、ひじき干場を整備し漁業所得を向上させ、つくり育てる漁業の推進を図る。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	安定した漁業収入を図るため、藻類養殖(ワカメ、ひじき)を推進しているが、ひじき干場が不足している状況である。そのため、ひじき干場を整備すると、漁業者の所得向上を図る。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	・漁港用地舗装(須川港用地) A=1,200㎡ ・漁港用地舗装(南有馬漁港(南有馬地区)) A=3,600㎡ ・漁港用地舗装(南有馬漁港(浦田地区)) A=1,200㎡							
	(4)期待される効果							
	漁港施設の維持管理をすることで、漁港の機能を発揮し、効果的かつ効率的な漁業活動ができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考	
	財源名称	補助率	0	15,000	15,000	15,000		
	国庫						令和11年度 漁港用地舗装(南有馬漁港(浦田地区))を実施	
	県費							
	起債							
	特財							
	一財		0	15,000	15,000	15,000		
年度別取組の概要			漁港用地舗装(須川港用地)	漁港用地舗装(南有馬漁港(南有馬地区))	漁港用地舗装(南有馬漁港(南有馬地区))			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	既-10	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	漁港用地舗装を行うことで、漁業者の所得向上が図られたる公益性がみとめられる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		漁港用地舗装を行うことで、漁業者の所得向上が図れるため、市民の利益に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	漁港用地舗装を行うことで、漁港の機能を発揮するため、市民のニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある		漁港用地舗装を行うことは、行政が実施する必要性がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	漁港用地舗装を行うことで、漁業者の所得向上が図れることにより、事業を実施する必要性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		近隣市の類似の事業と比較しても均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	漁港用地舗装を行うことで、漁業者の所得向上が図れることから事業効果が発揮される。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		漁港用地舗装を行うことが、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	事業実施にあたって、漁業者に公平に支援されるもの。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	市内全体が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。									
その他の視点				特になし。									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合、近年の海洋環境の変化に伴う水産資源の減少や、漁業者の高齢化や担い手不足により漁業就労条件の負担が大きくなり、漁獲量や漁業所得の減少につながっているなか、安定した漁業収入である、ひじきの養殖が普及せず、漁業離れが益々進んでいくことになる。												
	課題	舗装要望案件が多く、現在の予算規模では対応が厳し状況である。											
	解決策	予算(財源)の確保による事業の実施。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業は、近年の海洋環境の変化に伴う水産資源の減少や、漁業者の高齢化や担い手不足により漁業就労条件の負担が大きくなり、漁獲量や漁業所得の減少につながっているなか、安定した漁業収入である、ひじきの養殖を普及させるため、漁港用地を舗装して行くことは必要不可欠である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
所管課の方向性のとおり、増額の予算要求は可とするが財源確保のため、他事業の事業費を減額するなど部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14202	予算事業名	農業生産基盤整備事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	02	県営土地改良事業負担金				担当課室	農村整備課	
						担当班	農村整備班	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	1.生産基盤の整備(農林業)				項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-1-①生産基盤の整備(総合戦略)				目(名称)	6 農村整備費	
	重点P							
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	本事業については、国庫補助事業である水利施設等保全高度化事業・畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型)により県営事業で農地の基盤整備事業を実施しており、その県営事業に伴う市負担金が本事業となっている。現在、見岳地区、馬場地区、津波見地区の3地区を実施しており、今後、新規地区として町原地区、柳谷路木地区について採択を受けて実施予定であり、課題としては、近年の物価高騰等の影響により工事費等が増大していることと、働き方改革により工事期間が長くなっていることにより、事業費の増大や事業の長期化などが挙げられる。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	農地の基盤整備事業については、農業経営における効率化やコスト削減と農業後継者の育成に大きく寄与するものであり、本市の基幹産業である農業を持続的に経営、発展していくうえで重要な事業となっている。 本事業については、県、改良区、市で基盤整備地区の利便性や費用などを考慮し協議しながら最適な方法で実施できるよう進めているものであり負担金については、必要不可欠である。なお、起債の活用などを財政課と協議しながら進めていくこととする。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	県営土地改良事業に係る負担金 負担率:国55%、県27.5%、市12.5%(12%)、土地改良区5%(5.5%) ※令和2年度以降採択分(津波見)以降については、市、土地改良区の負担については()内となる。 【地区の概要】(採択地区) 見岳地区:予定工期(H27～R8)・受益面積(21.3ha)・総事業費(1,650百万円) 馬場地区:予定工期(R1～R7)・受益面積(30.3ha)・総事業費(1,085百万円) 津波見地区:予定工期(R2～R11)・受益面積(95.0ha)・総事業費(7,877百万円) (新規地区) 町原地区:採択予定(H10)・受益面積(21ha) 柳谷路木地区:採択予定(H11)・受益面積(62ha)							
	(4)期待される効果							
	本事業により県営事業で実施される農地の基盤整備事業の負担をすることにより事業の進捗が図られる。これにより、農業経営における効率化やコスト削減、農業後継者の育成などの持続的な農業経営の安定化が期待される。							
年度別の計画額の概要	財源内訳(千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
		財源名称	補助率	38,725	100,800	116,475	112,150	
	国庫							
	県費							
	起債	公共事業等債	90%	26,600	69,100	82,200	84,000	
	特財							
	一財			12,125	31,700	34,275	28,150	
年度別取組の概要			基盤整備(見岳、馬場、津波見)、県単調査(町原)	基盤整備(見岳、馬場、津波見)、事業計画作成(町原)、県単調査(柳谷路木)	基盤整備(馬場、津波見)、事業計画作成(柳谷路木)	基盤整備(馬場、津波見、町原)		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	既-11	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	公共事業である県営土地改良事業に係る負担金であり、公益性が客観的に認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			事業効果については、実施地区の農地所有者及び耕作農家に関係する市民の利益に寄与している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	本市の課題である農地の整備については、農家等からの強い要望により実施されており、ニーズが認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			県営土地改良事業における補助制度等を考慮したうえで国・県・市・地元の負担割合を決定しており行政の実施が必要である。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	県・市・地元で協議決定した事業規模となっており適正であり、実施する必然性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			本事業の負担割合については、近隣市と協議調整され決定されたものであり、近隣市においても同様の負担割により実施しており均衡が保たれている。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定である。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			土地改良事業の実施における技術者等を考慮すると、現在の実施方法(県営事業による負担金支出)が最も効果的である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	県・市・地元で協議し決定された負担割合で事業実施しており、公平性が確保されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		県・市・地元で協議し決定された負担割合で事業実施しており、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	県営土地改良事業については、国から採択を受けて県・市・地元で協議し決定された負担割合により実施されているものであり、負担をしないという事は出来ない。仮に負担しないとすれば地元負担が大きくなり事業中止となることが想定される。												
	課題	農地の基盤整備事業は、事業費が大きく長期にわたり実施されるものであり、進捗状況や採択状況などにより負担金額の年変動が大きい。											
	解決策	県営土地改良事業の進捗状況などを鑑み県・地元及び市財政部局と調整し予算の平準化を図る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業については、農地の基盤整備事業を実施及び推進していく上で必要な事業であるため県・地元及び市の財政部局と調整しながら継続実施していく。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		所管課の方向性のとおり、増額の予算要求は可とするが財源確保のため、他事業の事業費を減額するなど部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14202	予算事業名	農業生産基盤整備事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	08	長崎県農業水利施設ストックマネジメント事業補助金（ハード）				担当課室	農村整備課	
						担当班	農村整備班	
事業期間	令和	6	年度～令和	-	年度（年間）	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款（名称）	6 農林水産業費	
	施策	1.生産基盤の整備（農林業）				項（名称）	1 農業費	
	施策細分	3-1-1-①生産基盤の整備（総合戦略）				目（名称）	6 農村整備費	
	重点P							
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景（現状と課題）							
	土地改良区が管理する県営土地改良事業等により造成された農業水利施設については、古いもので、30年を経過する施設があり、今後、経年劣化等による故障が生じた場合には、農業経営に多大な影響を与えることとなる。このため、農業水利施設の計画的な補修・更新を行うため機能保全計画を策定している。							
	(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）							
	策定された農業水利施設の機能保全計画に基づき、計画的に施設の補修・更新を実施することにより、運転停止などの故障（事故）を未然に防止するとともに施設の長寿命化と維持管理に係るコスト縮減を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	機能保全計画が策定された土地改良区が管理する農業水利施設について、計画に基づき補修・更新を実施する。 補助率：国55%、県15%、市15%、土地改良区15% 機能保全計画の策定状況（R7実施中分含む） 南島原土地改良区：20施設 島原深江土地改良区：8施設							
	(4)期待される効果							
	本事業を実施することにより、運転停止などの故障（事故）を未然に防止するとともに施設の長寿命化と維持管理に係るコスト縮減が図られる。これらの効果により、農業経営の安定化が期待できる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳（千円）			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	12,665	36,890	29,325	16,575	
	国庫							
	県費	長崎県農業水利ストックマネジメント補助金	70%	10,430	30,380	24,150	13,650	
	起債							
	特財							
年度別取組の概要	一財			2,235	6,510	5,175	2,925	
	年度別取組の概要			布津北部（飯野） ・ファームpond	布津北部（飯野） ・1号揚水機 原尾・深井戸水中P 有干・加圧機場	尾上 ・揚水機場 島原深江 ・揚水機場	島原深江 ・揚水機場	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	既-12	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	土地改良事業の実施区域内の全受益者に係る事業であり、公益性が客観的に認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			事業の効果については、土地改良区事業内の受益者に対するものであり、広く市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	現在の社会経済情勢において、施設の老朽化に対する事業であり、農家等から強いニーズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			補助制度等を考慮したうえで、国、県、市、地元(土地改良区)の負担割合を決定しており、行政の実施は必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	機能保全計画に基づき、県、市、地元(土地改良区)で協議決定した事業内容で実施しており、事業規模は適正であり、実施する必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			県内及び近隣市においても、同様の事業が実施されており、負担割についても本市と同じであり、均衡は保たれている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	機能保全計画に基づき実施するものであり、事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定である。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			国の補助制度により実施するもので業務内容等を考慮すると、現在の実施方法が最も効果的である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	国、県、市、地元(土地改良区)で決定された負担割合ですべての事業を実施しており、公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		国、県、市、地元(土地改良区)で決定された負担割合ですべての事業を実施しており、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合は、農業水利施設の突発的な運転停止などの故障(事故)等により、農作物栽培に支障をきたすことが推測される。また、補修費の増大などにより農業経営を圧迫するなどの悪影響が懸念される。												
	課題	老朽化等により更新・補修が必要な施設が多数あるが、事業を実施するための地元財源が不足していることが課題となっている。											
	解決策	地元(土地改良区)財源を確保するため、策定された機能保全計画に基づき計画的に積立を行うとともに、関係機関と連携を取りながら、計画的な施設の補修・更新を実施する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業は土地改良事業区域内において、安全に営農を行う上で、必要な事業であり、国、県、地元(土地改良区)及び、市の財政部局と調整しながら、今後も継続、実施していく。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課における方向性のとおり、継続事業として、機能保全計画に沿った推進を図ることとする。											
備考													

整理番号	既-13

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15601	予算事業名	公営住宅安全対策事業			担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称	03	老朽公営住宅解体及び改修事業				担当課室	都市計画課	
事業期間	平成	21	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	住宅班	
総合計画	基本柱	7.基盤整備				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.生活環境の充実				款(名称)	8.土木費	
	施策	1.良好な住環境づくり				項(名称)	6.住宅費	
	施策細分	7-2-1-①住宅の整備(総合戦略)				目(名称)	1.住宅管理費	
	重点P	②住み続けたい環境づくり						
根拠計画	南島原市営住宅長寿命化計画							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	公営住宅の管理については、R5年度に見直しを行った「南島原市営住宅長寿命化計画」に基づき実施を計画しています。増額となった主な事業は、西有家町にある巢輪平団地の外壁改修工事費(39,780千円)になりますが、本工事については木造住宅のため国の補助事業の対象とならず、単独での事業実施となります。また、来年度以降についても、計画に沿った事業実施を行う必要があります。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	施設の長寿命化を図るための改修工事であり、長寿命化計画に基づき実施する必要があります。施設は年々老朽化しており、計画から実施が遅れると、さらなる事業費の増加につながる懸念があります。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	長寿命化計画に基づき各年度の取り組みを予定。R8・9年度については、主な工事は巢輪平団地の屋根・外壁改修工事 10棟 (R8年度:5棟、R9年年度:5棟)							
	(4)期待される効果							
	南島原市内の人口減少による公営住宅の需要を推計し、集約・廃止を進めるとともに、必長寿命化のために必要な改修工事に取り組むことで、適正ストック及び維持管理を図る。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	31,494	52,226	110,119	104,200	
	国庫	社交金	0.45	4,090	4,251	25,353	45,315	
	県費							
	起債							
	特財							
一財			27,404	47,975	84,766	58,885		
年度別取組の概要			設計業務:3 外壁改修:1 解体:2	設計業務:4 外壁改修:1 解体:3(うち設計:1)	設計業務:3 外壁・給湯・トイレ改修:5 解体:3	設計業務:2 給湯・トイレ・外壁等:3 解体設計:1		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	既-13	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	長寿命化計画に基づき実施を進める。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		市営住宅を適切に維持管理することで、市内の住宅困窮者へ居住支援等を図ることができる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	長寿命化計画の中で、需要の見通しに基づき将来ストック量を推計し、公営住宅の戸数も見直しを行う。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある		管理者(市)が行う必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	長寿命化計画の中で、需要の見通しに基づき将来ストック量を推計し、公営住宅の戸数も見直しを行う。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		市内にある市営住宅について長寿命化計画を作成しており、他市との比較は難しい。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	長寿命化計画に基づき実施を進める。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		現時点における必要な補修を計画している。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	長寿命化計画に基づき実施を進める。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	長寿命化計画に基づき実施を進める。										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	R5年度に改修工事の設計が完成しており、期間の経過とともに劣化が進行することで、改修費用の増加につながる懸念がある。												
	課題	長寿命化計画に年次計画を立てているが、財政面の負担が大きく計画どおりの実施ができていない。											
	解決策	年次計画に沿って実施を進めるためには、財政面の負担が必要となる。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		長寿命化計画に沿って事業実施をすすめることが、改修費用の節減につながると考える。また人口減少している本市において、需要に見合った適正戸数にするために、解体・集約も進める。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		所管課の方向性のとおり、増額の予算要求は可とするが財源確保のため、他事業の事業費を減額するなど部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15602	予算事業名	建築行政費			担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称	02	住宅・建築物耐震改修支援事業				担当課室	都市計画課	
事業期間	令和	7	年度～令和	11	年度(5年間)	担当班	都市計画班	
事業区						実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	7.基盤整備				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.生活環境の充実				款(名称)	8.土木費	
	施策	1.良好な住環境づくり				項(名称)	6.住宅費	
	施策細分	7-2-1-③木造住宅の耐震化の推進				目(名称)	1.住宅管理費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市耐震改修計画 22ページ							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	建築物の耐震化の現状は、大地震の発生が切迫した問題であることがあまり意識されていない傾向にあり、戸建ての木造住宅等の耐震化工事を行う場合には、費用負担が大きく、耐震改修が進んでいない状況である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	戸建て木造住宅及び一定規模以上の建築物に対し、耐震改修費用を支援することにより、所有者の負担を軽減するとともに、耐震性を確保し、安全で良好な住環境づくりを目指す。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	戸建て木造住宅及び一定規模以上の建築物の耐震診断、耐震改修計画、耐震改修工事に対して補助を行う。 木造住宅耐震診断支援事業…1件あたり113,000円 木造住宅耐震改修計画作成支援事業…耐震診断計画作成の2/3以内(最大7万円) 木造住宅耐震改修工事支援事業…耐震改修工事1/2以内(最大60万円) 建築物耐震化事業…耐震診断に要した費用の2/3(最大160万円)							
	(4)期待される効果							
	耐震性の低い民間建築物を支援することにより、安心で良好な住環境づくりにつながる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	2,946	5,530	5,530	5,530	
	国庫	住宅・建築物ストック形成事業補助金	1/2他	1,221	2,030	2,030	2,030	
	県費	耐震・安全住まいづくり支援事業補助金	1/4他	568	940	940	940	
	起債							
	特財							
	一財			1,157	2,560	2,560	2,560	
年度別取組の概要			診断(2件) 計画(1件) 改修(1件) 不適格(1件)	診断(10件) 計画(5件) 改修(3件) 不適格(1件)	診断(10件) 計画(5件) 改修(3件) 不適格(1件)	診断(10件) 計画(5件) 改修(3件) 不適格(1件)		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	既-14		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	民間建築物の耐震化により、震災による人的被害、物的被害を軽減させる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			耐震性の低い民間建築物の耐震化を支援することにより、安心で良好な住環境づくりにつながる。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	南海トラフ巨大地震の見直しを受け、相談等が急増している。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			補助金交付については民間委託等は不向きである。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	今年度当初から問い合わせの件数が急激に増加し、耐震化に対する支援は求められている。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市と比べ、予定戸数は多いが、相談件数に合った適正な事業規模である。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	令和2年度からの実績は耐震診断9件と一定の効果がある。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			木造住宅の建替えでは、費用負担が大きいことから診断、計画、改修工事の支援しかありえない。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	補助対象は昭和56年5月以前に建てられた市内の建築物なので公平性は保たれている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		長崎県建築士事務所協会と連携して、診断等実施しているので問題はない。									
その他の視点														
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	大地震による犠牲者の8割以上が建築物の倒壊によるものであるものであるので人的被害、物的被害が増え、また、建物倒壊により道路を塞ぎ、避難、救急・消防活動及び物資の輸送路である道路を確保できなくなる。													
	課題	市民等への防災意識等の普及、啓発活動や多額の改修費用が大きな課題である。												
	解決策	同様の支援を継続していくことが必要であるが、材料・労務費が上昇している現状に対して、今後は補助金額について検討が必要である。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充	
		耐震に対する安全性について、さらに市民の認識を深め、耐震化の重要性の啓発活動等を行い、木造の耐震化の促進に努めていく。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討	
		所管課の方向性のとおり、増額の予算要求は可とするが財源確保のため、他事業の事業費を減額するなど部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。												
備考														

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15602	予算事業名	建築行政費			担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称	09	空家除却費補助金				担当課室	都市計画課	
						担当班	都市計画班	
事業期間	令和	7	年度～令和	11	年度(5年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	7.基盤整備				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.生活環境の充実				款(名称)	8.土木費	
	施策	2.美しい景観づくり				項(名称)	6.住宅費	
	施策細分	7-2-2-③空き家等対策の推進(総合戦略)				目(名称)	1.住宅管理費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市空家等対策計画 37ページ							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	近年、全国的な人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化により空家等の数が年々増加し、老朽化による建築部材の落下や飛散といった保安上の問題、住みたくなくなるような良好な街並みを阻害する景観上の問題等、非常に多岐に渡る問題によって地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、全国的に大きな社会問題となっている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「南島原市空家等対策計画」を策定し、管理不全な空家等を解消するための除却に向けた支援や空家等の適正管理、利活用の促進を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	老朽化等による危険な空家住宅の除却を行う者に対して補助金を交付する。補助対象経費は補助対象建築物の除却工事費と住宅地区改良事業等補助金交付要領第4-4-(1)の規定に基づき国土交通大臣がその年に定める標準除却費を補助対象建築物の床面積に乗じて得た額とのいずれか少ない方の額に10分の8を乗じて得た額とする。補助金の額は、補助対象経費に2分の1乗じて得た額として、80万円を上限とする。							
	(4)期待される効果							
	適切に管理されていない空家等が、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、管理不全な空家の除却を支援し、地域の安全確保と良好な生活環境の保全により、魅力的なまちとする。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	16,000	24,000	24,000	24,000	
	国庫	空家総合支援事業	1/2	8,000	12,000	12,000	12,000	
	県費							
	起債							
	特財							
一財			8,000	12,000	12,000	12,000		
年度別取組の概要			危険空家除却支援補助金(20件)	危険空家除却支援補助金(30件)	危険空家除却支援補助金(30件)	危険空家除却支援補助金(30件)		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	既-15		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	人口減少等により市内空家は増加する一方で、地域の住環境に悪影響を及ぼす空家への対策は必要である。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			空家を除却し、住みたくなるような良好な街並みを維持していく。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	負の遺産となる空家の管理、処分については所有者の関心も高く、市における支援策が求められている。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			補助金交付については民間委託等は不向きである。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	令和5年度24件、令和6年度36件と増加傾向にあり、空家除却に対する支援は求められている。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市と比べ、予定戸数は多いが、地域住民から空家への対応を求められている適正な事業規模である。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	空き家の除却し、管理不全空家等の解消を図り、市民の安全安心を確保する。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			除却以外には空家バンク、活用支援等が考えられるが、利活用できない空家は除却しかありえない。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	補助対象なる空き家かどうかを調査する不良度測定を実施しているので公平性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内全域にわたって空家は存在し、補助対象は市内の存する建築物である。									
その他の視点														
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、相続放棄等により空家等の数が年々増加し、老朽化による建築部材の落下や飛散といった保安上の問題、住みたくなるような良好な街並みを阻害する景観上の問題等、非常に多岐に渡る問題によって地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがある。													
	課題	空家問題は所有者個人や地域住民だけでは解決できない問題であり、市の支援が求められてる。												
	解決策	空家相談会等を開催して、除却支援だけでなく、空家の利活用の事例を紹介して管理不全な空家の発生を抑制していく。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充	
		人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、相続放棄により今後も増加する管理不全な空家に対して、地域の安全確保と良好な生活環境の確保するために今後も継続して支援していく。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討	
		所管課の方向性のとおり、増額の予算要求は可とするが財源確保のため、他事業の事業費を減額するなど部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。												
備考														

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12610	予算事業名	ごみ処理施設等整備事業			担当部局	環境水道部〈衛生局〉	
個別事業名及び補助金名称	05	ごみ処理施設等整備事業費・管理費				担当課室	衛生業務課	
						担当班	衛生総務班	
事業期間	平成	18	年度～令和	8	年度(21年間)	実施区域	南有馬町	
総合計画	基本柱	1.自然環境				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.循環型地域社会の形成				款(名称)	4.衛生費	
	施策	2.ごみの適正処理				項(名称)	2.清掃費	
	施策細分	1-2-2-①ごみ処理体制の整備				目(名称)	2.塵芥処理費	
	重点P							
根拠計画								
事業	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 焼却施設の事業は、廃棄物を高温で燃焼させ、廃棄物を原料化・無害化したりすることです。 焼却施設の制度は、廃棄物処理法に基づいて定められている。 平成12年3月に焼却施設が新築された施設で、県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設建設事業で、諫早市福田町に、ごみの焼却施設が令和8年3月31日に完成し、翌日の4月1日から稼働することになっている。 また、南有馬衛生センター敷地内に、南部リレーセンター(燃えるごみの中継施設)が令和8年4月1日から運用されることにより、現在の南有馬衛生クリーンセンター(焼却施設)の老朽化もあり、この焼却施設が令和8年3月31日で可燃ごみの受入れが終了する。 令和8年4月1日からは、南部リレーセンターに燃えるごみを持ち込み、南部リレーセンターから諫早市福田町の新しい焼却施設まで、ごみを運搬することになる。(県央県南広域環境組合が運営する。) (2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 令和7年度までは、南島原市の6町分(加津佐町～有家町)の可燃物の処理を行うため、ごみ処理施設の安定稼働及び環境保全対策を行うため、維持管理費が必要であった。 令和8年度は、ごみ処理が県央県南クリーンセンターでの処理となるため、受入れ終了後の廃炉作業が必要となる。 (3)事業の概要 令和8年度：廃炉作業に伴う電気使用料、ガス使用料、AEDレンタル料 (4)期待される効果 ごみ処理施設の維持管理を行うため、環境保全対策及び安定稼働を行うことができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	242,912	8,524	0	0	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	手数料・諸収入・その他		39,208	8,524	0	0	
	一財			203,704	0	0	0	
年度別取組の概要			一般消耗品費、機械器具用燃料費、電気使用料、修繕料、収集運搬業務委託料、その他業務委託料	電気使用料 8,423千円 (廃炉作業用)				
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	既-16	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A	ごみ処理施設を適正に維持管理するため公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している			本事業により、市民の利益に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A	焼却施設でのごみ処理を適正に実施しているため、市民のニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある			ごみ処理の焼却施設の維持管理については、行政が実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A	ごみ処理施設の維持管理に焼却施設の機能を発揮するためには、事業を実施する必要がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない			近隣市の類似の事業と比較しても均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A	焼却施設の維持管理により、安定稼働及び環境保全対策の効果が発揮される。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である			焼却施設の維持管理をすることにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A	事業実施にあたって、施設利用者に公平に支援されるもの。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内(対象地区)が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合、焼却施設の廃炉作業ができず、また、焼却施設の解体工事に向けてのダイオキシン類調査が出来なくなり、焼却施設の解体工事のスケジュールに多大な悪影響が生じることとなる。												
	課題	焼却施設の解体工事発注に向けて、確実に事業を進める必要がある。											
	解決策	予算の確保による事業の実施。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業は、焼却施設の解体工事や跡地利用施設建設のために、廃炉作業時の高熱費の経費については、必要不可欠である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		予算編成方針に示す部局ごとの一般財源の範囲内において、計画通り実施することを妨げないが、細部について事業費の精査を行い、要求すること。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

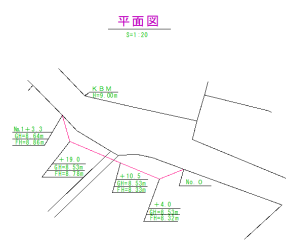
★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		12620		予算事業名		南有馬衛生センター費		担当部局		環境水道部〈衛生局〉		
個別事業名及び補助金名称		01		南有馬衛生センター維持管理事業				担当課室		衛生業務課		
事業期間		平成		21		年度～令和		-		年度(年間)		
事業区		平成		21		年度～令和		-		年度(年間)		
実施区域		平成		21		年度～令和		-		年度(年間)		
総合計画	基本柱	7.基盤整備						会計区分	1.一般会計			
	政策	2.生活環境の充実							款(名称)		4.衛生費	
	施策	4.生活排水の処理							項(名称)		2.清掃費	
	施策細分	7-2-4-①適正な排水処理							目(名称)		3.し尿処理費	
	重点P											
根拠計画												
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	し尿処理施設は、令和3年度から施設内の設備等がリニューアルされ運用が始まり、令和3年度から令和6年度までは瑕疵期間により、し尿処理施設の改修費用が不要であったが、令和7年度からし尿施設の改修費用がかかるようになった。電気使用料については、焼却施設からし尿処理施設・管理棟に電気使用料がそれぞれ配電されており、令和7年度途中から1施設毎(焼却施設・し尿処理施設・管理棟)に配電されるようになったため、予算計上となった。 また、焼却施設の解体工事に伴い、浄化槽設置工事、水道管布設替工事等の費用も必要になった。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	し尿処理施設のリニューアル工事は、既存施設を利用しており、15年間の稼働年数となっている。令和7年度から令和17年度までのし尿処理施設の整備計画で整備事業が多額となっており、し尿施設の維持管理するためには整備事業が不可欠である。 環境省より、廃棄物処理施設(し尿処理施設)の機能を保全するために定期的(3年に1回以上)に精密機能検査を実施するように義務化になっているため、精密機能検査をする必要があり、この検査結果で改修箇所の把握ができる。 既設の浄化槽は、焼却施設の解体工事の影響がある場所にあり、また、水道については焼却施設から管理棟に給水管がきており、また、し尿処理施設には焼却施設解体の影響があるところに給水管があるために、水道管布設替えをする必要がある。											
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要											
	・一般消耗品費：工業用薬品・水質検査用消耗品等 ・施設清掃業務委託料：中継槽等清掃業務委託 ・その他業務委託料：貯留槽等堆積物残渣処分業務委託、脱臭設備活性炭入替業務委託 ・し尿処理施設改修工事費：破碎機整備工事、電気計装機器整備工事、脱臭設備整備工事 ・水道管布設替工事、浄化槽設置工事実施設計業務委託、浄化槽設置工事、管理棟2階通路空調設備設置工事											
	(4)期待される効果											
	し尿処理施設から処理された放流水質を確保することができる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳(千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考				
	財源名称 補助率			92,856	251,408	180,062	193,532					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財	手数料・諸収入・その他		92,855	102,484	102,484	102,484					
	一財			1	148,924	77,578	91,048	一般消耗品費、施設清掃業務委託料、その他業務委託料、し尿処理施設改修工事費 (追加)し尿処理施設改修工事費、水道管布設替工事、浄化槽設置工事、電気使用料 一般消耗品費、施設清掃業務委託料、施設清掃業務委託料、その他業務委託料、し尿処理施設改修工事費 一般消耗品費、施設清掃業務委託料、施設清掃業務委託料、その他業務委託料、し尿処理施設改修工事費				
年度別取組の概要												
ふるさと納税応援寄附金の利用希望												

											整理番号	既-17	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	し尿処理施設を適正に維持管理するため公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			本事業により、市民の利益に寄与している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	し尿処理施設で適正に実施しているため、市民のニーズが認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			し尿処理施設の維持管理については、行政が実施する必要性がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	し尿処理施設の維持管理に主処理設備・脱臭設備等の機能を発揮するためには、事業を実施する必要性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市の類似の事業と比較しても均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	し尿処理施設の維持管理により、安定稼働及び環境保全対策の効果が発揮される。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			し尿処理施設の維持管理をすることにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	事業実施にあたって、施設利用者に公平に支援されるもの。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。								
その他の視点				特になし。									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	し尿収集及び浄化槽清掃の業務に支障が出る可能性があります。												
	課題	①し尿処理施設の設備の故障で処理ができなくなる恐れがある。 ②攪拌機の故障により、処理能力が低下する。 ③し尿収集の申し込みがあっても、一時的に応えることができない恐れがある。											
	解決策	施設清掃業務委託、施設改修工事計画を基に予算措置を行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		し尿収集や浄化槽清掃の住民サービスやし尿処理施設からの放流水質や臭気対策の確保するために、今後も継続していく必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		予算編成方針に示す部局ごとの一般財源の範囲内において、計画通り実施する。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12621	予算事業名	深江衛生センター費			担当部局	環境水道部〈衛生局〉
個別事業名及び補助金名称	01	深江衛生センター維持管理費				担当課室	衛生業務課
						担当班	衛生総務班
事業期間	平成	25	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	深江町
総合計画	基本柱	7.基盤整備				会計区分	1.一般会計
	政策	2.生活環境の充実				款(名称)	4.衛生費
	施策	4.生活排水の処理				項(名称)	2.清掃費
	施策細分	7-2-4-①適正な排水処理				目(名称)	3.し尿処理費
	重点P						
根拠計画							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	令和4年度まで深江町・布津町のし尿処理及び浄化槽汚泥を深江衛生センターで処理をしていた。 令和5年度から深江町・布津町のし尿処理及び浄化槽汚泥を一時的に貯留するし尿中継施設として利用している。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	国道251号線から深江衛生センターまで搬入する道路で、大型車同士が通過するケースがあり、道路が狭いため、深江衛生センターから国道251号線に向かう大型車がバックして離合できる場所まで200mある。中間地点に隣接する市有財産(普通財産)があるため、そこを行政財産に変更して離合箇所として整備を行う。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	令和8年度:搬入道路離合箇所拡幅工事 L=23.3m 練石積工 L=20.0m h=0.4m~0.6m アスファルト舗装 A=50㎡ 						
	(4)期待される効果						
	国道251号線から深江衛生センターまでの道路の狭窄地の箇所を離合箇所にして、大型車同士がスムーズにすれ違いができるようになり、効率的な運搬(し尿または浄化槽汚泥)ができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	8,356	11,356	8,356	8,356	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財		8,356	8,356	8,356	8,356	
一財			3,000				
年度別取組の概要			搬入道路離合箇所拡幅工事				
ふるさと納税応援寄附金の利用希望							

											整理番号	既-18		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	本事業により、明確な公益性が客観的に認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			本事業により、市民の利益に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	本事業により、市民のニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			市有地を離合箇所として道路幅員を拡幅するので、行政が実施する必要性がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	運搬の安全性と効率を考慮すると、事業を実施する必然性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市の類似の事業と比較しても均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	搬入道路離合箇所拡幅工事を行うことにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			搬入道路離合箇所拡幅工事を行うことにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	事業実施にあたって公平に支援されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		道路の離合箇所工事であるため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。									
その他の視点				特になし。										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	衛生センターの10t運搬車の効率的な運搬に支障をきたす可能性がある。													
	課題	前々からの懸念事項であり、市民生活を送る上でも支障をきたすことになる。												
	解決策	予算の確保による事業の実施。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		深江衛生センター近隣に大型車10tを所有している会社が二者あり、その大型車も同じルートを通り、他の普通車等通る道路で、且つ、衛生センターの10t運搬車も通る道路なので、市有地を利用して離合箇所の工事を行うことが必要である。												
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	C	有効性	B	公平性	A	評価区分	保留	
		深江し尿中継施設の新設及び深江衛生センター解体事業とともに検討を要する。												
備考														

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12621	予算事業名	深江衛生センター費			担当部局	環境水道部〈衛生局〉	
個別事業名及び補助金名称	04	深江し尿中継施設の新設及び深江衛生センター解体				担当課室	衛生業務課	
事業期間	令和	6	年度～令和	13	年度(8 年間)	担当班	衛生総務班	
総合計画	基本柱	8.協働行政				会計区分	1.一般会計	
	政策	4.持続可能な財政運営				款(名称)	4 衛生費	
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用				項(名称)	2 清掃費	
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)				目(名称)	3 し尿処理費	
	重点P							
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	令和4年度まで深江町・布津町のし尿処理及び浄化槽汚泥を深江衛生センターで処理をしていた。 令和5年度から深江町・布津町のし尿処理及び浄化槽汚泥を一時的に貯留するし尿中継施設として利用している。 深江衛生センターの稼働年数は、令和7年度で37年経過し、現処理施設が老朽化していることから現在の敷地内に新しい施設を整備して、既存の施設を解体する必要がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	今後、継続的にし尿の一時貯留の中継施設として利用するためには、新たな施設整備が必要となる。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	・令和6年度:し尿中継施設の検討業務委託 ・令和7年度:し尿中継施設更新の方針決定 ・令和8年度9年度:基本計画・実施設計 65,000千円 ・令和10年度11年度:し尿中継施設更新工事 1,358,500千円 ・令和12年度 解体実施設計予定 ・令和13年度 解体工事予定							
	(4)期待される効果							
	深江町・布津町のし尿中継施設として、効率的に収集することができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	0	13,000	52,000	271,700	
	国庫							令和11年度 1,086,800 し尿中継施設更新工事(債務負担:R10～R11)
	県費							
	起債	一般廃棄物処理事業債					203,700	
	特財							
	一財				13,000	52,000	68,000	
年度別取組の概要				基本計画・実施設計(債務負担:R8～R9)	基本計画・実施設計(債務負担:R8～R9)	し尿中継施設更新工事(債務負担:R10～R11)		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望								

											整理番号	既-19	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	し尿中継施設を更新することは、公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			本事業により、市民の利益に寄与している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	し尿中継施設で適正に実施するため、市民のニーズが認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			し尿中継施設の更新工事をする場合は、行政が実施する必要性がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	し尿中継施設の機能を発揮するためには、事業を実施する必要性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市の類似の事業と比較しても均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	し尿中継施設の更新工事により、効率的に収集の効果が発揮される。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			し尿中継施設の更新工事により、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	事業実施にあたって、対象地区に公平に支援されるもの。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		対象地区が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合、深江町・布津町のし尿・浄化槽汚泥をし尿中継施設に貯留することができなくなる可能性があります。												
	課題	更新工事の内容については、現在、検討中。											
解決策	現在の貯留槽の規模で、今後のし尿中継施設の在り方を検討して、事業を進めていく。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業は、深江町・布津町のし尿・浄化槽汚泥を一時的に貯留するため必要不可欠な施設である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	C	有効性	B	公平性	A	評価区分	保留
本事業の計画にあつては、方針決定において、比較検討及び財源確保等に十分な検討がなされていないため、令和8年度予算要求は不可とするが、再検討を行い、令和8年度以降の政策評価にあげることを求める。													
備考													

補助金等事業

整理番号	補-1

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10001	予算事業名	安全・安心まちづくり推進事業			担当部局	総務部
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市防犯協会補助金				担当課室	防災課
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	防災交通班
事業区						実施区域	市全域
総合計画	基本柱	6.安全安心				会計区分	1.一般会計
	政策	2.暮らしの安全づくり				款(名称)	2.総務費
	施策	1.防犯のまちづくり				項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	6-2-1-①防犯意識啓発の推進				目(名称)	1.一般管理費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	多種多様な犯罪が発生する中で、安全で安心した生活ができるまちづくりを実現するために、警察、地域、関係団体が連携を強化し犯罪を未然に防ぐ必要がある。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	犯罪の種類は日々増えており、子どもや高齢者など被害にあわないようにするため、各種団体とともにパトロールや各種啓発活動などを実施する。						
	(3)事業の概要						
①地域安全活動として、防犯ボランティアの委嘱、子ども110番の家の周知、防犯ブザーの貸出、防犯パトローの実施など ②高齢者保護活動として、高齢者の犯罪被害防止活動、自動通話録音機の貸出など ③少年の健全育成活動として、防犯武道大会の実施、少年補導員活動に対する協力援助など ④暴力追放活動の推進など ⑤広報として、生活安全ニュースの発行など行っている。							
(4)期待される効果							
子どもや高齢者の犯罪被害の抑制や少年の健全育成に寄与している。							
年度別の計画額の概要	財源内訳(千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	4,075	4,075	4,075	4,075	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		4,075	4,075	4,075	4,075	
年度別取組の概要		防犯協会補助金	防犯協会補助金	防犯協会補助金	防犯協会補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-1	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	市民を犯罪から守る防犯協会への補助であり、公益性は高いと考える。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市民を犯罪から守ることは、十分に利益に寄与すると考える。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	多種多様な犯罪が起こっており、その抑制に寄与する活動は十分に認めれると考える。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			市民の安全安心を守ることから必要性はあると考える。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	適正な規模であり、実施する必然性はあると考える。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市でも同様の取り組みが行われており均衡は欠いていないと考える。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	目的に合致した事業を計画されており効果は発揮されると考える。					
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			関係団体と連携し実施するため、最適な方法であると考え。					
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	他に同様の団体はなく、公平性は確保されていると考える。						
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない			市全体で活動するため、特定の地域などへの偏りはないと考える。						
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	各種団体と連携した取り組みがなくなることで、犯罪への警戒が薄れ、犯罪に巻き込まれる可能性がある。												
	課題	多種多様な犯罪は発生しており、その防止策などの周知徹底が必要である。											
解決策	各種団体との連携を強化し、一緒に取り組み周知徹底を図ることが重要である。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		電話やインターネットなど犯罪が多様化しており、高齢者や子どもが犯罪に巻き込まれる可能性が増えている。よって、本協会の活動は大変重要であると考え。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
公益性或有効性の点から、本補助事業は基本的には継続することとするが、補助金適正化基本方針1の終期設定、基本方針4の補助額、補助率、補助単価等の適正化、基本方針5の補助対象経費の明確化及び基本方針13の情報公開・公表に関しては適合していない。 特に、基本方針4に関して定額補助における補助額の根拠が不明であり、また、基本方針5で補助金等交付要綱に補助対象経費や補助要件についての明確な記載がないことから、今後例規改正を含めた取扱い等の整理を行うこと。あわせて基本方針10に掲げる交付団体の財務状況等の把握・検証も行うこと。 以上の指摘事項に基づいた見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

整理番号	補-2

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		10001	予算事業名		安全・安心まちづくり推進事業		担当部局	総務部
個別事業名及び補助金名称		1	南島原市暴力追放運動推進協議会補助金				担当課室	防災課
事業期間		平成	24	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	防災交通班
事業実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	6.安全安心					会計区分	1.一般会計
	政策	2.暮らしの安全づくり					款(名称)	2.総務費
	施策	1.防犯のまちづくり					項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	6-2-1-②犯罪や非行のない地域づくりの推進					目(名称)	1.一般管理費
	重点P	該当しない						
根拠計画		-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	暴力団の存在や活動を許さず社会から排除していくことを目的として設置されている。現在は、島原半島には暴力団はない。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	暴力団の排除を目的としており、活動の継続が必要不可欠である。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	年金支給日における振込詐欺防止キャンペーン及び暴力排除広報活動の実施。							
	(4)期待される効果							
	暴力団の発生抑止につながっている。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	150	150	150	150	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			150	150	150	150	
年度別取組の概要			暴力追放運動推進協議会	暴力追放運動推進協議会	暴力追放運動推進協議会	暴力追放運動推進協議会		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-2	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	市民の安全安心につながる内容であり、公益性は認められると考える。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		市民の安全安心につながる内容であり、利益に寄与すると考える。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	暴力団の排除は重要であり、市民のニーズは認められると考える。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		暴力団の排除は、行政が実施すべきであると考ええる。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	暴力団がない現時点では適正規模であり、必然性はあると考える。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		近隣でも同様の取り組みがあり、均衡は欠いていないと考える。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	活動は目的に合致しており、効果は発揮されると考える。							
		事業執行の方法が最適手法であるか		a.最適である		十分な周知が図られており、最適であると考ええる。							
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	他に同様の団体がなく公平性は確保されていると考える。								
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市全体での活動であり一部に特権的な恩恵を与えていないと考える。								
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	暴力団排除の意識が希薄化し、知らないうちに犯罪に巻き込まれる可能性もある。												
	課題	現時点において、市内に暴力団はないが、暴力団の排除の意識が希薄化しないように周知を続ける必要があると考える。											
	解決策	継続した周知啓発活動の実施。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		現時点で市内に暴力団はないが、活動を継続し排除意識を持ち続けていく必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		公益性や有効性の点から、本補助事業は基本的には継続する。 本補助金は、交付先団体の活動に要する暴排グッズ等啓発用品等購入に充てられており、使途としては適正と判断できるものの、補助金適正化基本方針1の終期設定、基本方針4の補助額、補助率、補助単価等の適正化、基本方針5の補助対象経費の明確化及び基本方針13の情報公開・公表に関しては適合していない部分もあるため、これらに適合するよう、補助制度の適正化に努めなければならない。 以上の指摘事項に基づき見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10081	予算事業名	防犯灯整備事業			担当部局	総務部
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市防犯灯設置補助金				担当課室	防災課
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	防災交通班
実施区域							市全域
総合計画	基本柱	6.安全安心				会計区分	1.一般会計
	政策	2.暮らしの安全づくり				款(名称)	2.総務費
	施策	1.防犯のまちづくり				項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	6-2-1-③防犯灯の整備				目(名称)	9.諸費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	犯罪の防止を図るため、防犯目的の防犯灯を設置する自治会に対して補助金を支出している。現在は、防犯灯のLED化にも取り組み、1自治会3基までとして補助を行っているが、設置数が多い自治会についてはLED化は終了していない。資材の値上がりにより、自治会の手出しが多くなりつつある。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	設置箇所の集約など検討も必要であり、そうすることで、設置費総額についても抑えられると考える。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	補助の内容 ・支柱を必要とするもの:30,000円以内(LED) ・支柱を必要としないもの:20,000円以内(LED) ・修理に係るもの(球替えを除く):10,000円以内						
	(4)期待される効果						
	効果的な場所に防犯灯を設置することで、犯罪の抑止につながっていると考える。						
年度別の計画額の概要	財源内訳(千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	4,000	4,000	4,000	4,000	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		4,000	4,000	4,000	4,000	
年度別取組の概要		防犯灯設置等に対する補助	防犯灯設置等に対する補助	防犯灯設置等に対する補助	防犯灯設置等に対する補助		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-3	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	事業目的に合致したものに補助しており、公益性は認められると考える。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		市民からの要望に対する補助であるため、市民の利益に寄与すると考える。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	犯罪の抑止につながるため、市民のニーズは認められると考える。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		市民からの要望に対する補助であるため、行政が実施する必要があると考える。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	事業規模は適正であると考ええる。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		近隣でも同様の事業を行っており、均衡は欠いていないと考える							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	目的に合致したものに補助しており、効果は発揮されると考える。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		最適な手法であると考ええる。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	市全域に周知しており、公平性は確保されていると考える。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	市全域に周知しており、特定の地域などに都県的な恩恵はないと考える。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	防犯灯がないことで、犯罪や事故の発生につながる可能性もある。また、自治会が独自で行った場合は、市民の負担が大きくなる。												
	課題	事業費が増加傾向にあるため、今後は補助金の上限額の検討が必要ではないかと考える。											
	解決策	予算の増加が難しい場合は、全体の設置基数を減らし、1基あたりの額を見直す必要があると考える。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		防犯灯は、犯罪や事故の抑止に寄与しており、継続して補助を行う必要があると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		本補助金は、犯罪の防止を図るため、防犯目的の防犯灯を設置する自治会に対する補助制度は必要であると認められる。一方で、補助金適正化基本方針1の終期設定、基本方針4の補助額、補助率、補助単価等の適正化及び基本方針5の補助対象経費の明確化に関して改善の余地があるように見受けられる。 現行は定額補助であるが、資材価格や労務単価の上昇や受益者負担等も考慮しながら補助率による支援への変更を検討するなど、市民の理解を得られるような適切かつ妥当な水準の設定を進めること。また、本補助金の市HP上での公表についても、準備ができ次第進められたい。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10084	予算事業名	地域交通安全活動推進事業			担当部局	総務部	
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市交通安全協会運営事業補助金				担当課室	防災課	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	防災交通班	
実施区域							市全域	
総合計画	基本柱	6.安全安心				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.暮らしの安全づくり				款(名称)	2.総務費	
	施策	2.交通安全のまちづくり				項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	6-2-2-①意識啓発の推進				目(名称)	9.諸費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	南島原市交通安全協会は、長崎県交通安全協会と連携して地域の交通安全意識の向上と交通事故防止を目的として活動している。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	交通安全意識の向上と交通事故防止のため、交通安全運動の推進、交通安全教育、広報啓発活動などを行っている。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	①交通安全運動として、春・夏・秋・年末の交通安全運動の推進 ②年間を通じた交通指導啓発活動(高齢者に対する交通安全対策、飲酒運転根絶運動など) ③免許更新業務(南島原市交通安全協会は即日交付制度を導入している) ④交通安全指導(幼児、小中学生、高校生、運転者、高齢者等に対して交通教室を実施している)							
	(4)期待される効果							
	幼児から高齢者及び運転者に対して事業を実施することで幅広い方の交通安全意識の向上につながり交通事故抑制に寄与していると考ええる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	2,732	2,732	2,732	2,732	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
一財			2,732	2,732	2,732	2,732		
年度別取組の概要			交通安全協会補助金	交通安全協会補助金	交通安全協会補助金	交通安全協会補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-4	
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市民の交通安全に寄与するもので、公益性は認められると考える。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市民の交通安全に寄与するもので、市民の利益に寄与すると考える。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	交通事故の防止につながる活動であり、ニーズは認められると考える。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市民の生命にかかわることであり、行政が実施する必要性はあると考える。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模は適正で必然性はあると考える。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣でも同様の活動があり均衡を欠いていないと考える。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	活動は事業目的に合致しており効果は発揮されると考える。								
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である		事業の執行については最適であると考える。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	他に同様の事業を行う団体がなく、公平性は確保されておると考える。								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	市内全域で活動しており特定地域などへの特権的な恩恵はないと考える。										
その他の視点		-											
事業を実施しなかった場合の影響													
交通安全運動、年間を通じた交通指導啓発活動、免許更新業務、交通安全指導に影響があり、十分な交通安全意識の向上と交通事故防止に寄与することができない。													
課題	高齢運転者の増加に伴う交通事故。												
解決策	高齢者教室などを通じ、免許返納など周知を図っていく。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		幼児、小中学生、高校生、運転者、高齢者等に対して交通教室を実施し交通事故防止に寄与している。また、運転免許の即日交付については、他地区からの更新者が増加するなど、そのニーズは高く継続する必要があると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
本補助金について、交通安全意識の向上と交通事故防止のため、交通安全運動の推進、交通安全教育、広報啓発活動等に対する補助制度の必要性は認められる。しかしながら、補助金適正化基本方針1の終期設定をはじめ、基本方針4、5、10、13に関して適合していないよう見受けられる。 特に、基本方針10について、交付団体の実績報告書では補助金交付額の1/4を超える多額の繰越額を有しており、当該補助金の全額交付が真に必要な疑義がある。交付団体の財務状況の把握と、多額の繰越金を有している理由の把握を行い、必要に応じた補助制度の改善を行わなければならない。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10084	予算事業名	地域交通安全活動推進事業			担当部局	総務部	
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市交通安全母の会補助金				担当課室	防災課	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	防災交通班	
事業区						実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	6.安全安心				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.暮らしの安全づくり				款(名称)	2.総務費	
	施策	2.交通安全のまちづくり				項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	6-2-2-①意識啓発の推進				目(名称)	9.諸費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	交通安全母の会は、各地域の学童等の母親を持って組織されている団体で、交通事故のない社会づくりや南島原市の交通安全運動に寄与することを目的としている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	各町ごとに組織され、それぞれが活動しており、交通安全運動の推進、新入学児童への交通安全啓発グッズの配布、安全運転講習の受講など啓発を行いつつ、自らも講習を受け交通事故防止に努めている。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	①交通安全運動として、春・夏・秋・年末の交通安全運動の推進(車両パレードや街頭啓発運動、登校時の見守り立哨など) ②新入学児童への交通安全啓発グッズの配布 ③交通安全講習、普通救命講習などの受講など							
	(4)期待される効果							
	各種の交通安全運動を実施することで、運転者に対し交通安全の啓発に寄与している。また、新入学児童に対し啓発グッズについても有効に活用され意識の向上に寄与していると考え。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	365	365	365	365	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
一財			365	365	365	365		
年度別取組の概要			交通安全母の会補助金	交通安全母の会補助金	交通安全母の会補助金	交通安全母の会補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-5	
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	目的に合致した事業を実施しており、公益性は認められると考える。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市内全域で活動されており、広く市民の利益に寄与していると考ええる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	交通事故防止につながり、市民ニーズは認められると考える。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		母親で組織し無償で活動されており、行政が実施する必要性はあると考える。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模は適正であり、実施する必然市はあると考える。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市においても同様の団体があり、均衡を欠いていないと考える。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	事業の目的に合致しており、効果は発揮されると考える。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		それぞれの地区での活動に重点を置いており、最適な手法であると考ええる。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市全域の母親で組織されており、公平性は確保されていると考える。								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	市全域で活動しており特定の地域などに特権的な恩恵は与えていないと考える。										
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	交通安全及び交通事故防止への意識が低下する恐れがある。また、子どもたちへの交通安全の意識の低下につながる可能性がある。												
	課題	児童数の減少により、集団下校などができない地域もあり、より一層、児童及び運転者の交通安全意識の向上が望まれる。											
	解決策	活動の継続。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		児童及び運転者の交通安全意識や交通事故防止につながる有効な活動であり継続する必要があると考える。 また、見守り立哨など地域で子どもを見守っており、継続する必要があると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		公益性や必要性の点から、本補助事業は基本的には継続することとするが、補助金適正化基本方針1、4、5、13に関して適合していないと見受けられる。 交付した補助金の大部分が支部活動助成金に使われているが、その使途の詳細が確認できない状況にあるため、各支部における活動状況等についても確認すること。その他、定額補助における補助額の根拠が不明であり、補助金等交付要綱に補助対象経費や補助要件についての明確な記載がないため、補助金等適正化基本方針に基づく改善を求める。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12％程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10086	予算事業名	自衛官募集事業			担当部局	総務部	
個別事業名及び補助金名称	2	島原半島防衛協会助成金				担当課室	防災課	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	6.安全安心				会計区分	1.一般会計	
	政策	—				款(名称)	2.総務費	
	施策	—				項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	—				目(名称)	9.諸費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	会員相互の融和団結と活性化を図るとともに、自衛隊家族会、隊友会、議員連盟等関連する団体と密接に連携しつつ、自衛隊の活動を積極的に支援し、防衛意識の高揚を図り、日本の平和と繁栄に貢献することを目的とする。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	会員相互および各種関係団体との密接な連携が必要不可欠である。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	①関係会議への参加 ②防衛意識高揚事業(部隊研修・見学、防衛講座、各種行事への参加) ③隊員慰問激励事業(地域内における災害派遣、訓練演習時の慰問、入隊者などの激励会) ④自衛隊行事協力事業(祖率記念行事への参加、地方協力本部・部隊が行う行事への参加) ⑤隊員募集協力事業(募集事務に対する協力援助、自衛官募集相談員に対する協力援助、部隊の広報活動など) ⑥自衛隊退職者の就職援護協力(雇用情報の提供、退職隊員の積極雇用)など							
	(4)期待される効果							
	会員相互の融和団結と各種関係団体との意思疎通が図られるとともに、防衛思想の高揚につながる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	222	222	222	222	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			222	222	222	222	
年度別取組の概要			島原半島防衛協会助成金	島原半島防衛協会助成金	島原半島防衛協会助成金	島原半島防衛協会助成金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-6	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	自衛隊活動の支援及び防衛意識の高揚が目的であり、公益性は認められると考える。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			自衛隊活動の支援及び防衛意識の高揚が目的であり、市民の利益に寄与すると考える。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	世界情勢を鑑みると市民ニーズは認められると考える。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			本活動の支援については、行政が実施する必要性があると考ええる。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	事業規模は適正で、必然性もあると考える。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			半島3市ともに助成しており、均衡を欠いていないと考える。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	目的に合致した事業を行っており、効果は発揮され则认为る。							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			活動に対する補助であり最適と考える。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	半島3市ともに属しており、公平性は確保されていると考える。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		特権の地域などに特権的な恩恵は与えていないと考える。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	島原半島防衛協会は、自衛隊の強力な後ろ盾であり、事業を実施しなかった場合、自衛隊活動への支援や新入隊希望者の確保など支障がでると考える。												
	課題	人口減少に伴い、新入隊希望者の確保が難しい。											
	解決策	関係団体と連携し、新入隊希望者の確保に努める。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		自衛隊は、国の平和と安全を守るうえで重要な役割を担っており、その活動を支援する島原半島防衛協会の活動は継続する必要があると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		島原半島3市内の関係者で組織する団体であり、その公益性や必要性、他市との協調の点から、本補助事業は基本的には継続することとする。 一方、補助金適正化基本方針からは、基本方針の1、5、13に関して適合していないよう見受けられる。公益性が薄い経費(慶弔費、交際費、懇親会費等)を補助対象外とする旨を団体に説明することに加え、補助金の概要と額、交付の効果等を市のHP上で対外的に公表する等、補助金等適正化基本方針に基づく改善を求める。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10086	予算事業名	自衛官募集事業			担当部局	総務部
個別事業名及び補助金名称	2	南島原市自衛隊家族会補助金				担当課室	防災課
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	防災交通班
事業区画	基本柱	6.安全安心				実施区域	市全域
総合計画	政策	—				会計区分	1.一般会計
	施策	—				款(名称)	2.総務費
	施策細分	—				項(名称)	1.総務管理費
	重点P	該当しない				目(名称)	9.諸費
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	家族会会員相互の融和団結と組織強化を図り、自衛隊の活動に対する協力・支援を行い防災意識の高揚に努め、防衛思想の普及広報および隊員募集の協力を目的としている。 近年は、少子化に伴い自衛隊への入隊希望者の確保に苦慮している。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	関係機関と連携及び協力し、新入隊希望者の確保に努める。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	家族会関係各種会議への参加、自衛隊行事に対する協力支援、防衛思想の普及広報活動、新入隊員募集の協力、新入隊者の激励、自衛隊への慰問活動等。						
	(4)期待される効果						
	家族会の結束と防衛思想の高揚など。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	293	293	293	293	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財			293	293	293	293	
年度別取組の概要			自衛隊家族会補助金	自衛隊家族会補助金	自衛隊家族会補助金	自衛隊家族会補助金	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-7	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A	自衛隊は日本の平和と安全を守る重要な組織であり、公益性は認められると考える。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している			自衛隊は日本の平和と安全を守る重要な組織であり、市民の利益に寄与すると考える。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A	世界情勢を鑑みると市民ニーズは認められると考える。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある			本活動の支援については、行政が実施する必要性があると考ええる。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A	事業規模は適正で、必然性もあると考える。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない			近隣においても同様の事業を実施しており、均衡を欠いていないと考える。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A	目的に合致した事業を行っており、効果は発揮され则认为る。						
		事業執行の方法が最適手法であるか		a.最適である			活動に対する補助であり最適と考える。						
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A	市全域で組織されており、公定性は確保されていると考える。							
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない			市全域で組織されており、特定の地域などに特権的な恩恵は与えていないと考える。							
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	自衛隊家族会は、自衛隊の強力な後ろ盾であり、事業を実施しなかった場合、自衛隊員のモチベーション低下や新入隊希望者の確保が困難になると考える。												
	課題	家族会は希望者で構成されており、会員数の確保が心配される。											
解決策	家族会について丁寧に説明して理解していただき会員数の確保に努める。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		自衛隊は、国の平和と安全を守るうえで重要な役割を担っており、その活動を支援する家族会の活動は継続する必要があると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		制度の目的・趣旨から本補助金は継続することとするが、補助金適正化基本方針上、基本方針の1、4、10、13に関しては適合していないと認められる。 特に基本方針10に関して、令和6年度の実績報告書を確認したところ補助金交付額の1/4を超える繰越額を有していることから、交付団体の財務状況と多額の繰越金を有している理由の把握を行い、必要に応じた補助制度の改善が必要と見受けられる。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10410	予算事業名	非常備消防費			担当部局	総務部
個別事業名及び補助金名称	3	長崎県消防団ポンプ操法大会出場事業補助金				担当課室	防災課
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	防災交通班
実施区域							市全域
総合計画	基本柱	6.安全安心				会計区分	1.一般会計
	政策	1.災害に強いまちづくり				款(名称)	9 消防費
	施策	2.消防力の強化				項(名称)	1 消防費
	施策細分	6-1-2-①消防体制の充実				目(名称)	2 非常備消防費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	消防ポンプ操法は、消防団員の消防技術向上と士気の高揚を図ることを目的に隔年開催されており、本市からは各町ごとに順番で出場している。大会への出場には、各町によっては約半年から1年程度の訓練を行い準備している。この間の経費として一律8,000千円を補助している。訓練を通じ、地区消防団の結束が強まり火災現場においても機敏な行動につながっていると考え。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	大会へ出場を機に地区団の団結は強くなるため、必要であると思われる。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	出場する地区団から出場候補となる選手を選抜し訓練を行い、最終的に大会出場選手を選び大会に臨む。大会までの練習は、地区団が一致団結し実施することで、団の結束が強くなる。						
	(4)期待される効果						
	選手の技能向上及び地区団の団結力の強化が図られる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	0	8,000	0	8,000	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財				8,000		8,000	
年度別取組の概要				消防団ポンプ操法大会出場補助金		消防団ポンプ操法大会出場補助金	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

												整理番号	補-8	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A		市民の生命と財産を守る消防団の活動支援は、公益性が認められると考える。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している				市民の生命と財産を守る消防団の活動支援は、広く市民の知恵に寄与すると考える。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A		各地で火災が発生しており、市民ニーズは認められると考える。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある				市民の生命と財産を守る消防団の活動支援は、行政が実施する必要があると考える。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A		事業規模は適正であり、実施する必然性はあると考える。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない				近隣においても同様の事業は実施されており、均衡を欠いていないと考える。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A		目的に合致した事業を行うため、期待する効果は発揮されたと考える。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である				事業の執行は最適であると考える。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A		市内各町をまわるため、公平性は確保されていると考える。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内各町をまわるため、特定の地域などへの特権的な恩恵は与えていないと考える。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	実施しなかった場合は、地区団の団結力強化や消防技能向上に時間を要すると考える。													
	課題	地区団にとっては、長期間の訓練となるため、選手はもとより、協力団員の協力が不可欠である。												
	解決策	地区団内において普段からの協力体制の構築が必要であると考える。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価		公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
			本年は、隔年開催であるが、消防団の団活力強化及び技能向上のためには必要であると考える。											
	市長評価		公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
			公益性や必要性の点から、本補助事業は基本的には継続することとするが、補助金適正化基本方針1、4、5、13に関しては適合していないと見受けられる。 特に定額補助における補助額の根拠が不明であり、また、補助金等交付要綱に補助対象経費や補助要件についての明確な記載がないため、公益性が薄い経費（慶弔費、交際費、懇親会費等）を補助対象外とする旨の団体への説明は必ず行うこと。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12％程度削減）を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10410	予算事業名	非常備消防費			担当部局	総務部	
個別事業名及び補助金名称	3	南島原市消防団本部活動事業補助金				担当課室	防災課	
事業期間	平成	24	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	防災交通班	
実施区域							市全域	
総合計画	基本柱	6.安全安心				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.災害に強いまちづくり				款(名称)	9 消防費	
	施策	2.消防力の強化				項(名称)	1 消防費	
	施策細分	6-1-2-①消防体制の充実				目(名称)	2 非常備消防費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	市消防団の本部活動の充実を図ることを目的にしている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	市団長、地区団長及び地区副団長並びに女性消防団を市消防団本部として活動している。市団長、地区団長及び地区副団長においては、市消防団として事業の決定や各種会議に出席しており、女性消防団においては、救急救命講習の指導や各種会議に出席している。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	①正副団長会議(幹部会議)の実施 ②各種訓練等の計画(新入団員訓練、幹部訓練など) ③関係団体会議(県消防協会関係会議、管内消防連絡協議会、都市正副団長会議、消防学校入校など) ④消防行事への参加(本市及び関係市消防出初式、春季・秋季火災予防運動など)などへの参加							
	(4)期待される効果							
	南島原市消防団の本部(各地区団長、副団長及び女性消防団員を含む)活動の円滑な運営が行われる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	302	302	302	302	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
一財			302	302	302	302		
年度別取組の概要			消防団本部活動補助金	消防団本部活動補助金	消防団本部活動補助金	消防団本部活動補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-9	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	消防団本部の活動に資するため公益性は認められると考える。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			消防団本部の活動に資するため広く市民の利益に寄与すると考える。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	全国各地で火災は発生している中で、消防団活動については市民ニーズは認められると考える。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			消防団の活動支援ということから、行政が実施する必要性はあると考える。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	現時点では適正であり、実施する必然性はあると考える。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣においても同様の事業は実施されており均衡は欠いていないと考える。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	目的に合致した事業を実施するため、期待する効果が発揮されると考える。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			事業執行については、最適であると考ええる。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市全域を対象としており、公平性は確保されていると考える。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市全域を対象としており、特定の地域などへの特権的な恩恵は与えていないと考える。								
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	南島原市消防団の本部(各地区団長、副団長及び女性消防団員を含む)活動の円滑な運営が損なわれる。												
	課題	人口減少に伴い、団員数も減少しており、今後は女性消防団員を含め組織のあり方について少しずつ協議する必要がある。											
	解決策	将来を見据えた体制の在り方について協議を重ねていく。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		各地区団の意見を吸い上げ、協議する消防団本部の役割は重要であり、継続する必要があると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		公益性や有効性の点から、本補助事業は基本的には継続することとするが、補助金適正化基本方針1、4、5、13に関しては適合していないと見受けられる。特に、本補助金は定額補助にて支出されているが、定額の根拠が不明であり、出初式の開催経費等の必要額の積算を要する。また、補助金等交付要綱上では補助対象経費や補助要件についての明確な記載がないため、公益性が薄い経費(慶弔費、交際費、懇親会費等)を補助対象外とする旨の団体への説明を要する。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10444	予算事業名	自主防災組織活動事業			担当部局	総務部
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市自主防災組織活動補助金				担当課室	防災課
事業期間	平成	24	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	6.安全安心				会計区分	1.一般会計
	政策	1.災害に強いまちづくり				款(名称)	9 消防費
	施策	1.防災・減災対策の推進				項(名称)	1 消防費
	施策細分	6-1-1-③自主防災組織の強化				目(名称)	5 災害対策費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	自主防災組織の積極的な活動の推進を図るため、防災資機材の整備、防災意識の高揚等の活動を行う組織に対し支援することを目的とする。 近年は、全国的な災害の発生に伴い、防災意識は高まっているが、地区によって偏りが見られる。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	防災意識の高まりにより、申請はあるが偏りが見られる。また、資機材の確保が優先され、防災意識の高揚及び知識の普及、防災訓練、防災教室などもあわせて行う必要があると感じている。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	資機材の購入、防災活動経費(防災意識の高揚及び知識の普及、地震等に対する予防、防災訓練、防災教室等の開催などに要する経費)に対して上限5万円の補助を行う。						
	(4)期待される効果						
	地域団結、地域の協力体制の構築、防災意識の高揚など						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	1,500	1,500	1,500	1,500	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		1,500	1,500	1,500	1,500	
年度別取組の概要		自主防災組織活動推進補助金	自主防災組織活動推進補助金	自主防災組織活動推進補助金	自主防災組織活動推進補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-10	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	目的に合致した事業を実施することで、公益性は認められると考える。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		本事業は、市民の生命を守ることにつながるため、広く市民の利益に寄与すると考える。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	近年、全国で災害が発生しており、市民ニーズは認められると考える。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある		市民の生命にかかわることであり、行政が実施する必要性があると考えます。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	事業規模は適正であり、実施する必要性があると考えます。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		近隣の市でも同様の取り組みが行われており、均衡を欠いていないと考える。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	活動は事業目的に合致しており効果は発揮されると考える。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		事業の執行については最適であると考えます。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	市内全域を対象に実施しており、公平性は確保されていると考える。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	市内全域を対象としており特定地域などへの特権的な恩恵はないと考える。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	自主防災に対する意識や備え、地域の団結力の低下につながりかねないと考える。												
	課題	本補助金を活用していない他の自治会に対する自主防災意識の高揚と地域の連携を促す必要がある。											
	解決策	本補助金の周知徹底を図り、意識改革を行っていく必要があると考える。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本補助金は、自主防災組織の継続には必要不可欠である。また、自主防災組織を支援することで、防災意識の高揚と地域の連携及び団結を促すことができるため、継続するひつようがあると考えます。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		近年の災害の大規模化や激甚化等を背景として、公益性や必要性の面からも本補助事業は継続することとするが、補助金適正化基本方針上、基本方針の1、4、13に関しては適合していないと見受けられる。特に、基本方針13については、補助金執行に関する説明責任を果たすために必要な措置であり、防災意識の向上と自主防災組織の活動強化のためにも、市民への周知に取り組まれない。また、資機材購入にあわせて機材等の使用説明や訓練等を行うなど、より効果の高い自主防災組織の育成に取り組まれない。以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11001	予算事業名	地域づくり人材育成支援事業			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市まちづくり人材育成事業補助金				担当課室	地域づくり課	
						担当班	地域支援班	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	8.協働行政				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.市民協働のまちづくり				款(名称)	2.総務費	
	施策	3.まちづくり人材の育成				項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	8-1-3-②まちづくりの人材育成(総合戦略)				目(名称)	6.地域振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	人口減少に加え、少子高齢化が進む中、ライフスタイルの多様化や自治会等の地域コミュニティへの参加率低下により、地域に住む人々同氏のつながりや、地域社会への帰属意識・責任感が希薄化が進んでいる。 また、行政のみでまちづくりを担うにしても、人口減少やそれに伴う地域経済の衰退による税収の減少、行政職員の人員削減により困難な状況にある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	行政の財源・人員が限られる中、地域のコミュニティや産業を維持していくためには、地域住民や民間との共創が必要である。しかしながら、地域活性化に関心がある人は限られ、担い手が高齢化していることから、地域課題を「自分ごと」として捉え、現場で実践的動き、住民や行政、企業などをつなぐ「ハブ」となれる人材を育成する必要がある。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	対象者:本市に住所を有する者又は本市に所在する事業所等に勤務する者 対象事業: ①人材育成のための研修事業(教育、文化、スポーツ、産業、行政等の各分野における地域振興の役割を果たす人づくりに、ふさわしい内容であるもの) ②活力あるまちづくりのための組織づくり事業(地域活性化を図るため、ふるさとおこしグループを結成するもの) ③産業振興のための育成、開発事業(他の補助、融資事業等に該当しない産業の育成、特産品開発等の地域産業振興発展に寄与するもの) ④その他基金の目的に適合した活性化事業(地域の特色を活かし独創性、個性的な活性化事業)							
	(4)期待される効果							
	まちづくり人材の育成。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	700	1,000	1,000	1,000	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	人材育成基金	100	700	1,000	1,000	1,000	
年度別取組の概要			人材育成の研修等500千円×1、活力あるまちづくりの組織づくり100千円×2組織	人材育成の研修等500千円×1、活力あるまちづくりの組織づくり100千円×5組織	人材育成の研修等500千円×1、活力あるまちづくりの組織づくり100千円×5組織	人材育成の研修等500千円×1、活力あるまちづくりの組織づくり100千円×5組織		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望				利用しない				

											整理番号	補-11	
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	B	審査会にて決定するため、公益性は認められている。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している		一部の事業については、申請団体の育成のため広く市民利益に寄与しているとは言えない。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	b.一部世代にのみ認められる	B	申請団体に偏りがあるため。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		行政の支援は不可欠である。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	審査会にて決定するため、実施する必然性はある。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	市民の人材育成への効果が期待される。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業計画に基づいた事業執行である為最適な手法である。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	事業に参加する機会がすべての市民に平等に提供されている。								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	特権的な恩恵は与えてない。										
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	地域課題を解決できる知識をもった人材が育たず、将来的なまちづくりの担い手が不足。												
	課題	補助金の活用団体や活用事業が少ない。											
	解決策	制度の周知を広報誌やホームページ等で行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		地域の担い手不足が深刻化すると行政による支援や介入が増え、人的・財政的コストが将来的に増加する。自主的に活動できる団体等に対しては支援を継続していく。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
今後の本市を支える人材の育成に寄与する本事業については今後も必要ではあるものの、現在のところ予算額に対して未執行額が多く、制度再構築に向けた調整等の結果が見えていない中で、令和8年度からの制度拡充を可とすることはできない。 また、補助金適正化基本方針上は、基本方針の1、5、11、13に関しては適合していないと見受けられ、人材育成のための教育、文化、スポーツ及び産業等の研修事業等に取り組まれている実績等を広く市民に周知(基本方針13)することによる制度活用促進にまず取り組み、補助対象経費の明確化(基本方針5)を含めた、真に人材の育成に資する制度への構築を望むものである。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11004	予算事業名	市民イベント開催事業			担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市市民イベント開催事業補助金				担当課室	地域づくり課
						担当班	地域支援班
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	2.郷土文化				会計区分	1.一般会計
	政策	3.地域おこしの推進				款(名称)	2.総務費
	施策	1.市民交流・地域コミュニティの活性化				項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	2-3-1-①市民交流の推進(総合戦略)				目(名称)	6.地域振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	人口減少に加え、少子高齢化が進む中、ライフスタイルの多様化や自治会等の地域コミュニティへの参加率低下により、地域に住む人々同士のつながりや、地域社会への帰属意識・責任感が希薄化が進んでいる。 また、過疎化により高齢者が多くなる一方で、若者が地域から離れ減少していくことで、地域活力は減少している。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	地域への愛着や帰属意識を高めるためには、自分が住む地域への関心、シビックプライドを育むことが必要であり、歴史的背景や伝統を受け継ぎながら、地域特有の伝統文化として守り育て、世代や立場を超えた交流のきっかけとなる地域のイベントは、地域の振興に資する重要なものである。また、地域のイベントは、地元の特産品や観光資源をPRでき、市外からの来訪者を増やすことで経済的効果も期待できる。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	本市が持つさまざまな魅力や地域の特性を活かしながら地域振興に繋げるため、各町で開催する他の地域にない特異的なイベントに対して支援を行う。また、地域で開催されている各種の祭り等については、その歴史的背景や伝統を受け継ぎながら、地域特有の伝統文化として守り育てるとともに、観光やまちおこしと連携させ、その魅力を市内外に発信していくため支援を行う。 対象イベント：深江町産業まつり、生き生きサマーフェスタinふつ、ありえ浜んこら祭、みそ五郎まつり、フェスティバタス ナタリス、原城一揆まつり、マリンフェスタinくちのつ、夢・手づくりふれあい祭り、ありえ温泉神社夏越祭、戸ノ隅公園滝祭り、西有家夏越まつり、南島原市桜まつり、かづさ花火大会、加津佐夏越まつり						
	(4)期待される効果						
	地域振興及び地域特有の伝統文化の継承・PR。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	32,150	32,150	32,150	32,150	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財	ふるさと応援寄附基金繰入金等		27,300	27,300	27,300	27,300
一財			4,850	4,850	4,850	4,850	
年度別取組の概要			イベント補助金 ・8町主要イベント 29,100千円 ・その他イベント 3,050千円	イベント補助金 ・8町主要イベント 29,100千円 ・その他イベント 3,050千円	イベント補助金 ・8町主要イベント 29,100千円 ・その他イベント 3,050千円	イベント補助金 ・8町主要イベント 29,100千円 ・その他イベント 3,050千円	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			⑥ その他市長が特に必要と認める事業				

											整理番号	補-12	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	地域活性化に寄与する内容のため公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			広く市民が自由に参加できる事業である。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		B	地域の賑わいの場づくりのためニーズは認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	b.行政が実施する方が有利			行政が実施することで公平性が確保される。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	実情に合わせて無理のない規模で行われており適正に実施されている。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			各町年1回程度の開催であり均衡は保たれている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		B	交流人口の増加や地域振興に寄与している。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり			事業計画に基づいた申請であり最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	事業に参加する機会がすべての市民に平等に提供されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		特権的な恩恵は与えてない。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	地域振興の衰退。												
	課題	役員やスタッフ不足、必要経費の高騰等による資金不足により、イベントの継続実施が困難になってきている。											
	解決策	役員の世代交代や関係団体への協力の呼びかけ強化。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		地域が元気になるような事業の継続は、魅力あるまちづくりに繋がっている。今後も自主的に活動してイベント等を開催する団体への支援を継続していく。併せて、今後はイベント開催のあり方や規模に応じた補助金額になるよう改善していく必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	B	評価区分	改善
祭り等のイベントの開催による地域活性化については、その効果の証明が困難で費用対効果の測定がしづらい点も多いが、高齢化により扶助費等が増加する中であって、県内でもトップクラスのイベント補助金(市内合計3千万円前後)を支出しなければならない理由(必然性)を整理のうえ、イベント開催により地域振興が成されたその結果を、具体的な数字、または実例を通じて示す必要がある。 このため、一時的な結果を示す来場者数以外の成果指標を設定(基本方針11)等の補助金適正化基本方針に沿った見直しに加え、イベント開催の在り方や規模に応じた補助金の内容(自主財源率の目標設定等)について検討し、地域と調整を図りながら、数年間をかけて改善するよう求めるものである。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11005	予算事業名	地域振興費			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	3	南島原市地域総合整備資金貸付連帯保証料補助金				担当課室	地域づくり課	
事業期間	令和	1	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	2.総務費	
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	-				目(名称)	6.地域振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 地域総合整備資金(ふるさと融資)とは自治体が金融機関と共同して民間事業者の設備投資に対して行う無利子融資です。 ただし、市から事業者へ地域総合整備資金(ふるさと融資)を貸し出す際は無利子であるものの、事業者が市へ貸付申請を行う際に金融機関の保証が必要であり、その保証費用が事業者の負担からとなるため本事業の活用が低迷している現状にあります。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 市と民間金融機関等が共同で法人格を有する民間事業者の活動に無利子資金の貸付を行い、活力と魅力ある地域づくりの推進を支援する。							
	(3)事業の概要 南島原市地域総合整備資金貸付要綱に基づく地域総合整備資金を借り入れる上で必要な連帯保証料に対し、南島原市地域総合整備資金貸付金連帯保証料補助金を交付するため。 補助対象者：資金の貸付けの決定を受けた民間事業者等 補助対象経費：民間金融機関への連帯保証料 補助金の額：保証料の全額(0.5%上限)							
	(4)期待される効果 ふるさと融資を受ける民間企業が増加することで、地域経済の活性化につながる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	1,224	1,224	1,224	1,224	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			1,224	1,224	1,224	1,224	
年度別取組の概要			民間金融機関への連帯保証料	民間金融機関への連帯保証料	民間金融機関への連帯保証料	民間金融機関への連帯保証料		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-13	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	B	地域総合整備資金借り入れ額に対する保証料への補助金のため公益性は認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		b.一部寄与している		対象が地域総合整備資金を借り入れ事業者のため。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	地域総合整備資金借り入れ事業者にとっては必要性がある。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		地域総合整備資金は民間事業者・金融機関・行政が三位一体となって行う事業のため必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	借入金に対する保証料が対象である為。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	活力ある地域づくりの推進に期待できる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		保証料支払実績に応じた申請のため最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	貸付に基づいた補助金のため公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	特権的な恩恵は与えてない。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	地域経済の衰退。												
	課題	保証料の金額に上限が定められている。											
	解決策	ここ数年保証料率が上昇しているので、今後は上限の見直しも検討の必要がある。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		地域経済の活性化のためにも、継続した支援が必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
長期にわたる継続した支援を行う本事業の性質上、本補助事業は継続することとする。 補助金適正化基本方針上、いくつか不適合の点が見受けられるが、基本方針13については、補助金執行に関する説明責任を果たす観点や制度周知の面からそれぞれ必要な措置であることから、市のホームページ上で制度等の情報を公開するよう改善を求める。また、近年の保証料率上昇に伴う保証料の上限の改訂も含め、制度の適切な見直しにも取り組むこと。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11011	予算事業名	姉妹都市・友好都市交流事業			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市姉妹都市等との交流促進事業補助金				担当課室	地域づくり課	
						担当班	地域支援班	
事業期間	令和	1	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	4.地域間交流の推進				款(名称)	2.総務費	
	施策	1.地域間交流の推進				項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	5-4-1-①国内姉妹都市等との交流(総合戦略)				目(名称)	6.地域振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	合併前から南有馬町と小豆島町、口之津町と与論町は歴史的つながりにより姉妹町として交流を深めていた。合併後も引き続き友好関係を継続し、マラソン大会等で相互交流を行っている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	歴史的つながりがあり、姉妹都市を締結している香川県小豆島町と鹿児島県与論町とのマラソン大会への選手相互派遣などを行うことにより交流促進を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	対象事業 (1) 姉妹都市等との交流を促進するために必要と認める事業 (2) その他市長が必要と認めた事業 対象者 本市に住所を有する者又は本市に所在する事業所に勤務する者で構成された団体 補助の対象となる経費の2分の1以内とし、1人当たり5万円を限度							
	(4)期待される効果							
	姉妹都市としての友好関係の継続。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	500	500	500	500	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			500	500	500	500	
年度別取組の概要			小豆島50,000円×5名、与論50,000円×5名	小豆島50,000円×5名、与論50,000円×5名	小豆島50,000円×5名、与論50,000円×5名	小豆島50,000円×5名、与論50,000円×5名		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-14		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	事業の目的に合った内容であり公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			全市民が対象となっているため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	参加者の公募を行っており、市民ニーズは認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			長期的な関係構築のためには組織的に継続した取り組みが可能な行政が実施する必要性がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	実情に合わせて無理のない規模で行われており適正に実施されている。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			交流会数は年間各1回であり、均衡は保たれている。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	単なる相互派遣にとどまらず、地域の人材育成、経済交流の基盤となりうる。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			かかった経費に基づいて精算払いをしているため、最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	事業に参加する機会がすべての市民に平等に提供されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		特権的な恩恵は与えてない。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	お互いの関係性が薄れ、姉妹都市を通じた観光・産業PRの機会が失われるなど交流が停滞する。													
	課題	マラソン大会への参加者が減少傾向にある。												
解決策	今後は、マラソン大会への参加だけでなく、各種スポーツ団体、文化協会等の交流も視野に入れていく。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		姉妹都市交流は長期的な関係構築が重要であるため、継続して支援が必要である。												
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
合併前からの経緯や相手先との繋がりもあることから本補助事業は継続することとする。 しかしながら、補助金適正化基本方針上、基本方針の1、8、1、13に関しては適合していないと見受けられ、特に直近2年間の予算の執行率が50%未満であることから、その要因を十分に検証し、必要性が確認できない場合は、内容の見直し等による補助金等の減額等を進める必要がある(基本方針8)。これに際し、相互交流の在り方や今後の方向性もあわせて検討を行い、幅広い交流を行えるよう、制度の再構築に取り組まれない。あわせて、定期的な見直し作業を促すための終期設定を行うこと。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11013	予算事業名	公共交通対策事業			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	2	南島原市地方バス路線維持費補助金				担当課室	地域づくり課	
						担当班	地域支援班	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	7.基盤整備				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実				款(名称)	2.総務費	
	施策	2.公共交通の充実				項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	7-1-2-①公共道路線の維持				目(名称)	6.地域振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	地域住民の移動手段である路線バスの運行維持については、近年の人口減少、少子高齢化により存続が厳しくなっている。著しく利用者が少ない路線については、廃止するなどして見直しを行いながら運行を確保しているところです。市外へ外出する際の市民の足を守るため、今後も継続してバス路線の維持確保が必要である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	地域住民の生活に必要な路線バスの運行を確保するため。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	路線バスの運行事業者である島原鉄道(株)に対しての補助金。 運行実績に基づき、補助金の申請及び支給を行う。							
	(4)期待される効果							
	市民の足となる地域公共交通である路線バスの維持。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	45,442	45,442	45,442	45,442	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			45,442	45,442	45,442	45,442	
年度別取組の概要			地方バス路線維持費補助金 ・生活バス路線維持(県協調)5,844千円 ・地方バス路線維持	地方バス路線維持費補助金 ・生活バス路線維持(県協調)5,844千円 ・地方バス路線維持	地方バス路線維持費補助金 ・生活バス路線維持(県協調)5,844千円 ・地方バス路線維持	地方バス路線維持費補助金 ・生活バス路線維持(県協調)5,844千円 ・地方バス路線維持		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

										整理番号	補-15		
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	地域公共交通である路線バス事業への補助金のため公益性がある。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		誰でも利用できる路線バスであるため。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	住民の移動手段のため。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		住民の移動手段のためには必要性がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	市内を運行する路線バスのため必然性がある。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市においても同様の助成を行っている。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	路線バスの維持確保が出来ている。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		実績に基づいた補助金のため最適な手法である。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	補助事業者は唯一の事業者のため公平性が確保されている。								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	市内全域を対象としているため。										
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	地域住民の通学や通勤などで必要な移動の手段がなくなる。												
	課題	時間帯によって乗客数の偏りがある。											
	解決策	高齢者でも乗りやすいノンステップバスなどの導入や電子決済が利用できる機器の導入などを要望するなどし、利用者の増加を目指す。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		市民の生活に欠かせない交通手段の確保は、必要不可欠であるため継続して支援を行いながら、路線廃止等に応じて補助金額を改善していく。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性		公平性		評価区分	改善
自家用車の普及と少子化による市内バス路線の収益悪化や運航数減少が続いている一方、通学での利用やチョイソコ南島原がカバーしていない市内長距離移動、市外への移動等、現在もバスは市民の生活に欠かせないものである。このため本事業は当面継続するものとするが、チョイソコとの棲み分けや利用者数の推移等を考慮し、長期的な視点により本補助制度のあり方を検討し、見直す必要がある。 補助金適正化基本方針上、基本方針の1、4、5、11、13の情報公開・公表に関しては適合していないため、定期的な検証の観点から制度終期設定(基本方針1)を行うとともに、本補助制度の概要や実績の公表(基本方針13)によるバス路線維持にかかる経費の実態等を市民に周知するなど、補助金適正化基本方針に沿った改善にも努めること。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に表示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11014	予算事業名	協働のまちづくり市民活動支援事業			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市協働のまちづくり事業補助金				担当課室	地域づくり課	
						担当班	地域支援班	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.市民協働のまちづくり					款(名称)	2.総務費
	施策	2.市民活動・自治会活動等の活性化					項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	8-1-2-①市民活動・ボランティア活動の活性化(総合戦略)					目(名称)	6.地域振興費
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	人口減少に加え、少子高齢化が進む中、市と協働してまちづくりを行う団体の活動を支援し、自主的及び主体的に活動してもらうことで、地域の活性化につながる。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	市と市民との協働による魅力あるまちづくりを推進するため。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	【対象者】次の各号のいずれにも該当する市民活動団体とする。 (1) 主に市内で活動している団体 (2) 5人以上の者により組織された団体であって、その代表者が市内に住所又は団体の事務所を有しているもの (3) 団体の活動実績が、原則として3年を超えるもの又はその活動が、3年を超えると見込まれるもの 【対象事業】まちづくりを推進するために新たにに取り組む事業及び既存の活動を拡充する事業で、多くの市民の自発的な参加が見込まれる公共性公益性の高い事業で次に掲げるものとする。 (1) 市民協働のまちづくりを進めていくために必要と認める事業 (2) 南島原市のまちづくりに必要と認める事業 (3) その他市長が必要と認める事業 【対象経費】 対象事業の実施に要する経費。							
	(4)期待される効果							
	魅力あるまちづくりの推進。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考	
	財源名称	補助率	900	900	900	900		
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	まちづくり支援寄付金	10/10	900	900	900	900	
	一財							
年度別取組の概要			協働のまちづくり事業補助金300千円×3	協働のまちづくり事業補助金300千円×3	協働のまちづくり事業補助金300千円×3	協働のまちづくり事業補助金300千円×3		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-16	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	市民の福祉の増進に資する観点から公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			効果が申請団体にのみとどまる懸念がある。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	魅力あるまちづくりを推進するためにニーズがある。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			行政が実施することで平等性や公平性が保たれる。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	実情に合わせて無理のない規模で行われており適正に実施されている。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	魅力あるまちづくりが期待できる。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			事業計画に基づいた事業執行である為最適な手法である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	事業に参加する機会がすべての市民に平等に提供されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		全市民の参加を促す機会を提供している。								
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	地域活動の衰退。												
	課題	補助金の支給が終了する3年後に申請団体の自走及び継続ができるかが課題。											
	解決策	申請団体との連絡体制や相談体制を整え、団体の育成に努める。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		市と市民との協働による魅力あるまちづくりを推進するためには、支援が必要である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
本市のまちづくりを推進するために必要な手段のひとつであることから、本補助制度自体は継続することとするが、補助金適正化基本方針上、基本方針の1、4、5、11、13に関しては適合していないと見受けられるため、補助金適正化基本方針に沿った改善を求める。 特に、まちづくりという幅の広い取組に対する支援を行う都合上、補助金要綱でも対象事業は漠然と記載されているが、過去の活用事例も含めた本補助制度の概要等を市のホームページに公開し、市民等へ周知（基本方針13）を図って制度の積極的活用を促すなど、社会情勢に応じた広報の工夫を、まずは行われたい。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減）を前提に、部局別に表示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11014	予算事業名	協働のまちづくり市民活動支援事業				担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	4	南島原市みなとオアシス活性化事業補助金					担当課室	地域づくり課
事業期間	令和	4	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	口之津町	
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.市民協働のまちづくり					款(名称)	2.総務費
	施策	2.市民活動・自治会活動等の活性化					項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	8-1-2-①市民活動・ボランティア活動の活性化(総合戦略)					目(名称)	6.地域振興費
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	みなとオアシス口之津運営協議会は、口之津港ターミナルビルが開設された当時より、港を核とした地域活性化をおこなう団体として、国土交通省に登録を行っている団体である。港周辺のにぎわい創出のため、ポートバザールやイルミネーション装飾等、様々な活動を担ってもらっている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	市の玄関口である口之津港を核として、賑わい空間の創出、地域の活性化を目的とする。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	みなとオアシス口之津運営協議会に対する補助金で、補助対象経費の10分の10以内とし、30万円を限度とする。							
	(4)期待される効果							
	口之津港周辺の地域活性化、交流人口の増加。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	300	300	300	300	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	まちづくり支援寄付金	10/10	300	300	300	300	
	一財							
年度別取組の概要			みなとアオシス活性化事業補助金300千円×1団体	みなとアオシス活性化事業補助金300千円×1団体	みなとアオシス活性化事業補助金300千円×1団体	みなとアオシス活性化事業補助金300千円×1団体		
ふるさと納税応援寄付金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-17		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	事業の目的は地域活性化であり公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			広く市民の利益に寄与する事業を行っている。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	市民が集まる場の提供を行っている。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			行政と協働しながら事業を展開している。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	口之津港周辺を拠点としており事業規模は適切である。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			均衡は欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	港周辺の賑わいの場、交流人口の増加に寄与している。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			事業計画に基づいた事業を実施しているため最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	事業に参加する機会がすべての関係者に平等に提供されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		特権的な恩恵は与えてない。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	本市の海の玄関口である口之津港ターミナルビル周辺の賑わいなくなる恐れがある。													
	課題	実施事業がマンネリ化している。												
	解決策	運営協議会への新規加入団体を増やす。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善	
		市の玄関口である口之津港を核として、賑わい空間の創出、地域の活性化には、必要な事業を行う団体への補助金のため継続して支援していく。												
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善	
口之津港ターミナル運用開始後、本補助金を活用して地元団体によって様々な取組が行われていることから、団体への支援自体については当面継続することとする。 一方で、補助金適正化基本方針上、基本方針の1、4、5、13に関しては適合しているとは言えず、特に、定額補助における補助額の根拠が不明であること、交付要綱上に補助対象経費や補助要件についての明確な記載がないことから、適切な補助金執行を促すため、公益性の薄い経費があれば会費収入をもって充てるよう団体への説明を行うこと。また、社会情勢に応じた制度の見直しを図る観点から制度の終期設定を行う（基本方針1）とともに、補助制度の成果を広く市民に周知するため、市のHP上に制度の概要と結果・成果の公表（基本方針13）にも取り組むこと。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12％程度削減）を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12250	予算事業名	船員対策費			担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	2	南島原市海の日行事補助金				担当課室	地域づくり課
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	2町以上
総合計画	基本柱	8.協働行政				会計区分	1.一般会計
	政策	1.市民協働のまちづくり				款(名称)	3 民生費
	施策	2.市民活動・自治会活動等の活性化				項(名称)	1 社会福祉費
	施策細分	8-1-2-①市民活動・ボランティア活動の活性化(総合戦略)				目(名称)	4 船員対策費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	毎年、海の日前後に親睦のためミニバレー大会を開催している。令和7年度で30回大会を迎え、歴史ある行事を継続している。年々参加者が減ってはいるものの130名ほどの参加者があり、恒例の行事となっている。 また、同様に海上の安全を祈願し、安全祈願祭も行っている。しかし、会員の高齢化で大会運営の担い手不足が課題になっている。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	海の恩恵に感謝し、海難事故防止及び海洋環境汚染防止の啓発と海洋に対する理解を深めること。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	【補助対象経費】実行委員会が実施する海の日行事に要する経費。 毎年海の日前後に海上安全祈願祭を開催。 会員の親睦のため海の日前後にミニバレー大会を開催。						
	(4)期待される効果						
	会員の親睦及び組織の継続。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	600	600	600	600	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		600	600	600	600	
年度別取組の概要		海の日行事補助金600千円×1団体	海の日行事補助金600千円×1団体	海の日行事補助金600千円×1団体	海の日行事補助金600千円×1団体		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-18		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか				a.認められる		B	事業内容は公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか				b.一部寄与している			市内の一部の町にしかない組織のため。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか				a.認められる		A	会員親睦の機会となっているおり、ニーズが認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか				a.必要性がある			行政が支援し海事関連産業の活性化を図ることは、必要性がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか				b.一部余地がある		B	各支部で同じような活動を行っているため、今後は、合同で事業を行っていくことも考える必要がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか				a.欠いていない			他の運営費等の補助金と比較して、均衡は欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か				a.発揮予定		A	会員相互の親睦融和が図られている。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか				a.最適である			事業計画に基づいた補助金であるため最適な手法である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか				a.公平である		A	事業に参加する機会がすべての関係者に平等に提供されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか				a.与えていない		特権的な恩恵は与えてない。								
その他の視点					-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	会員の親睦融和活動が衰退していく恐れがある。													
	課題	船員の減少により、会員数の増加が見込めない。												
	解決策	補助金を継続し、積極的に活動を行ってもらう。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善	
		船員及び退職船員の多くは、地域社会の一員としても貢献してきました。海の恩恵に感謝し、海難事故防止及び海洋環境汚染防止の啓発と海洋に対する理解を深める活動を行うためにも引き続き地域活動に参加できるよう継続して支援するが、今後は、船員会補助金と統合して支給できないか検討もしていく必要がある。												
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善	
船員と退職船員を対象とした補助金であり、船員連合会の活動の一環としてとらえれば、船員連合会補助金と統合することも可能と思われるため、今後の補助金の統合について検討すること。 また、補助金等適正化基本方針上、基本方針の1、4、5、11、13に関しては適合していないと見受けられる。特に、定額補助における補助額の根拠が不明(基本方針4)であり、補助対象経費の一部については参加者負担が妥当なものも含まれている可能性があり、加えて、交付要綱に助対象経費や補助要件についての明確な記載がない(基本方針5)ことから、これらは補助金等基本方針に沿った改善を図ること。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12250	予算事業名	船員対策費			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	2	南島原市船員連合会補助金				担当課室	地域づくり課	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	2町以上	
総合計画	基本柱	8.協働行政				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.市民協働のまちづくり					款(名称)	3 民生費
	施策	2.市民活動・自治会活動等の活性化					項(名称)	1 社会福祉費
	施策細分	8-1-2-①市民活動・ボランティア活動の活性化(総合戦略)					目(名称)	4 船員対策費
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	かつて船員の町であった加津佐町、口之津町、南有馬町の船員関係者で組織されたのが船員会連合会である。しかし、近年、船員の減少により会員数の増加が見込めず、会員の多くが高齢者になり、会として存続が危ぶまれる状況である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	海事関連産業の活性化を推進し、船員関係者の社会参加と会員相互の親睦融和を図る。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	【補助対象経費】連合会が行う事業に要する経費。 船員会連合会(船員会、海友婦人会、退職船員会)への運営費等への補助金							
	(4)期待される効果							
	船員関係者の社会参加と会員相互の親睦融和が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考	
	財源名称	補助率	1,047	1,047	1,047	1,047		
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財		1,047	1,047	1,047	1,047		
年度別取組の概要		船員会連合会補助金	船員会連合会補助金	船員会連合会補助金	船員会連合会補助金			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない						

												整理番号	補-19	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	B	事業内容は、関係者の社会参加及び会員相互の親睦融和であるため公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している		市内の一部の町にしかない組織のため。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			b.一部世代にのみ認められる	B	現会員にはニーズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		行政が支援し海事関連産業の活性化を図ることは、必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			b.一部余地がある	B	会員数が減少した場合は、支部活動を合同で行っていく必要がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		他の運営費等の補助金と比較して、均衡は欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	会員相互の親睦融和が図られている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		事業計画に基づいた補助金であるため最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	事業に参加する機会がすべての関係者に平等に提供されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	特権的な恩恵は与えてない。										
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	連合会が存続できず活動が衰退していく恐れがある。													
	課題	船員の減少により、会員数の増加が見込めない。												
解決策	補助金を継続し、積極的に活動を行ってもらう。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善	
		船員及び退職船員の多くは、地域社会の一員としても貢献してきました。退職後も地域活動に参加することが多く、地域に貢献しています。引き続き地域活動に参加できるようにするためにも継続して支援するが、今後は海の日行事補助金と統合して支給できないか検討していく必要がある。												
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
船員と退職船員を会員とした船員連合会に対する補助金であり、海の日行事補助金と統合することも可能と思われるため、今後補助金の統合について検討すること。その際、結果や成果が対外的に広報できるような制度となるよう、事業の再構築を進めること。 また、補助金等適正化基本方針上、基本方針の1、4、5、11、13に関しては適合していないよう見受けられる。特に、基本方針4に掲げる原則補助率1/2以下を超える補助金を支出している状況にあることから、その正当な理由を整理すること。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11008	予算事業名	田舎暮らし推進事業			担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市移住体験ツアー補助金				担当課室	地域づくり課
事業期間	令和	3	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	定住移住班
実施区域							市全域
総合計画	基本柱	2.郷土文化				会計区分	1.一般会計
	政策	3.地域おこしの推進				款(名称)	2.総務費
	施策	2.定住促進と田舎暮らしの推進				項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	2-3-2-①移住・定住支援(総合戦略)				目(名称)	6.地域振興費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	人口減少に歯止めが効かない現状を打開する方策の一つとして、関係人口を増やすことで、少しでも移住者を獲得するチャンスを増やす必要がある。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	移住体験ツアーを通して、本市への興味を持ってもらうことによる関係人口の創出及び本市への移住につなげるため。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	長崎県外に住所を有する移住検討者で、移住体験ツアーの申請者及び同行者を対象に、本市が企画した農業、漁業及び商工業への就業を啓発するプロジェクトのツアーに参加した場合に交通費の一部を助成。						
	(4)期待される効果						
	関係人口増による移住者の増。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	250	250	250	250	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財	市町振興共同事業助成金	定額	49	49	49	49
	一財			201	201	201	201
年度別取組の概要			50,000円×5団体	50,000円×5団体	50,000円×5団体	50,000円×5団体	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

										整理番号	補-20		
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	B	地域の魅力を伝え、関係人口増を図る事業であるため公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		b.一部寄与している		効果が申請者のみに留まる可能性がある。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	B	関係人口創出の一事業であるためニーズがある。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		b.行政が実施する方が有利		行政が実施することで公平性が確保される。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	実情に合わせて無理のない規模で行われている。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		均衡を取る必要がないと思われる。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	関係人口の増加に繋がると思われる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		事業計画に基づいた補助金であるため最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	全国に向けて実施しているため公平である。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	特権的な恩恵は与えてない。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	関係人口減に繋がり、定住移住推進が衰退する恐れがある。												
	課題	近年、参加者が減少しているため、周知方法を見直す必要がある。											
	解決策	現在は、市HPのみに掲載しているが、今後はSNSなどを活用し周知を図る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		補助金の利用件数は減少傾向にあるが、事業実施により関係人口増が見込めるため継続して実施していく。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
将来の移住に繋がる可能性がある関係人口の創出を含め、本事業の推進は一定の効果が見込まれるものの、ここ数年は利用者が減少している状況にある。 また、補助金適正化基本方針上、基本方針の1、4、7、8に関しては適合していないと見受けられる。特に、制度上、移住体験ツアーの参加者に対する交通費の10/10(上限5万円)を支援することとしており、基本方針4に掲げる原則1/2を超える補助率を設定しているため、その理由を整理するとともに、支援制度自体の在り方を検討する必要がある。このため、補助金適正化基本方針に沿った制度の見直しを要する。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11008	予算事業名	田舎暮らし推進事業			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市子育て世帯等移住促進事業補助金				担当課室	地域づくり課	
事業期間	令和	4	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	定住移住班	
実施区域							市全域	
総合計画	基本柱	2.郷土文化				会計区分	1.一般会計	
	政策	3.地域おこしの推進				款(名称)	2.総務費	
	施策	2.定住促進と田舎暮らしの推進				項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	2-3-2-①移住・定住支援(総合戦略)				目(名称)	6.地域振興費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	人口減少に歯止めが効かない現状を打開する方策の一つとして、Uターン者又はIターン者の定住促進を図り、少しでも移住者を獲得するチャンスを増やす必要がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	金銭的な援助を行うことで、移住先の選択肢の一つとして検討できる環境を整え、本市への移住に繋げる。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	夫婦の双方が40歳未満の世帯、18歳以下の子を扶養している世帯や妊娠中であって、母子健康手帳の交付を受けている者を含む世帯に対し、転入の際に発生する引越し費用の一部を助成。							
	(4)期待される効果							
	移住者の増。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	1,050	1,050	1,050	1,050	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	市町振興共同事業助成金	定額	148	148	148	148	
	一財			902	902	902	902	
年度別取組の概要			150,000円×7世帯	150,000円×7世帯	150,000円×7世帯	150,000円×7世帯		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-21	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	B	事業の目的が人口減少抑制であるため公益性が認められる						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している		効果が申請者のみに留まる可能性がある。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	利用者が数が増加傾向にありニーズがある。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		行政が実施することで公平性が確保される。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	実情に合わせて適正な規模で行っている。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		均衡を取る必要がないと思われる。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	移住者獲得の一助になる予定。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		利用者が数が増加傾向にあり最適な手法と思われる。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	対象者の年齢条件はあるものの、広く実施しているため公平である。						
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内全域を対象としているため。						
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	南島原市が移住先の選択肢から外れ、特に子育て世帯等の移住者が減少する恐れがある。												
	課題	全国的な物価上昇に伴い、補助金上限額が妥当なのか。											
	解決策	情勢や他市の状況を把握しながら、数年単位で判断していく。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	
		補助金の利用者が数が増加傾向にあり、ニーズがあるため継続して実施していく。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
県内の経済の中心や交通の結節点から離れている本市は、移住関係施策は他市町と比較して不利な状況にある中、特に生産年齢人口の増加に寄与する本補助制度は今後も必要な事業と認められるため、当面継続することとする。 一方で、補助金適正化基本方針に基づき、基本方針の1、4に適合するよう、制度の改善を求める。 特に補助率が2分の1を超える本事業については、2分の1を超える補助率を適用しなければ補助目的を実現できない、補助目的の早期実現を図らなければならない等、広く一般に説明できるよう、その理由を整理し、明確化する必要がある。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12％程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11008	予算事業名	田舎暮らし推進事業			担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	4	南島原市インターンシップ事業補助金				担当課室	地域づくり課
事業期間	平成	29	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	定住移住班
事業区画	基本柱	2.郷土文化				実施区域	市全域
総合計画	政策	3.地域おこしの推進				会計区分	1.一般会計
	施策	2.定住促進と田舎暮らしの推進				款(名称)	2.総務費
	施策細分	2-3-2-②南島原市の暮らしに関する情報や体験機会の創出(総合戦略)				項(名称)	1.総務管理費
	重点P	該当しない				目(名称)	6.地域振興費
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	人口減少に歯止めが効かない現状を打開する方策の一つとして、関係人口を増やすことで、少しでも移住者を獲得するチャンスを増やす必要がある。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	大学、短期大学等の学生に本市の事業所で行う就業体験を通して、地域の魅力を伝えるとともに、本市への移住定住促進を図るため。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	市内の事業所での就業体験(インターンシップ)を体験する人を対象に、公共交通機関利用に限る旅費や市内宿泊施設利用費及びインターンシップ活動に係る就業体験費の一部を補助をする。						
	(4)期待される効果						
	インターンシップの体験により、関係人口増や雇用機会の拡充に繋がる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳(千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	1,400	1,400	1,400	1,400	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財	市町振興共同事業助成金	定額	275	275	275	275
	一財			1,125	1,125	1,125	1,125
年度別取組の概要			補助金 40,000円× 35人	補助金 40,000円× 35人	補助金 40,000円× 35人	補助金 40,000円× 35人	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-22		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	地域の魅力を伝え、関係人口増を図る事業であるため公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			効果が申請者のみに留まる可能性がある。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		B	関係人口創出の一事業であるためニーズがある。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			b.行政が実施する方が有利			行政が実施することで公平性が確保されるため必要性が認められる。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	実情に合わせて無理のない規模で行われている。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			均衡を取る必要がないと思われる。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	関係人口の増加に繋がると思われる。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			行政だけでなく民間を巻き込みながら実施するため最適である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	全国に向けて実施されるため公平である。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		特権的な恩恵は与えてない。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	関係人口減に繋がり、定住移住推進が衰退する恐れがある。													
	課題	より多くの学生に活用していただく必要がある。												
	解決策	SNSなどを活用し、制度の周知を図る。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		補助金の利用件数は年々増加傾向にあり、関係人口増が見込めるため、継続して事業を実施していく。												
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善	
		令和6年度から東京農業大学の学生等のインターンシップ参加が増加しており、次年度以降、当面の間は効果検証期間として事業の継続を可とする。 なお、補助金適正化基本方針上、基本方針の1、4、5、7、13に関しては適合していないと見受けられるため、補助金等適正化基本方針に沿った改善に取り組むこと。また、補助金等の評価基準の設定(基本方針11)に関しては、今後本補助金の効果検証と定期的な制度見直しに必要なため、インターンシップ参加者の市内就職率など、インターンシップ事業の成果(結果ではない)を示す指標の設定を行うこと。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。												
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11057	予算事業名	出会いの場コーディネート事業			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市お見合いシステム登録推進補助金				担当課室	地域づくり課	
事業期間	令和	3	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	定住移住班	
総合計画	基本柱	2.郷土文化				実施区域		
	政策	3.地域おこしの推進				会計区分	1.一般会計	
	施策	3.出会い・結婚の支援				款(名称)	2.総務費	
	施策細分	2-3-3-①出会い・結婚の環境づくり(総合戦略)				項(名称)	1.総務管理費	
	重点P	該当しない				目(名称)	7.企画費	
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	人口減少に歯止めが効かない現状を打開する方策の一つとして、定住人口の増加を図る必要がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	定住人口の増加に資するとともに、出生数の改善に向けて婚姻数の増加を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	対象者：市内に1年以上住所を有する独身の者 お見合いシステムに登録し、登録から1年を経過していない者 市税などを滞納していない者 対象事業：長崎県婚活サポートセンターが運営するお見合いシステムの登録料 上限額：登録料に相当する額							
	(4)期待される効果							
	システムへの登録者増により、婚姻数の増加。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	100	100	100	100	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			100	100	100	100	
年度別取組の概要			10,000円×10人	10,000円×10人	10,000円×10人	10,000円×10人		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-23			
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	B	事業の目的が人口減少抑制であるため公益性が認められる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している		効果が申請者のみに留まる可能性がある。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			b.一部世代にのみ認められる	B	現会員にはニーズが認められる。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		行政が実施することで公平性が確保される。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	無理のない規模で行っている。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		均衡を取る必要がないと思われる。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	少子化対策の強化として期待できる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		利用者が一定数いるため最適な手法であると思われる。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	市民に向けて実施しているため公平である。								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	特権的な恩恵は与えてない。											
その他の視点				-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響														
	システム登録者数が減少する恐れがあり、婚姻数が減少し、結果的に人口減少に歯止めが効かない可能性がある。														
	課題	民間のマッチングアプリの反響があり、登録者数が減少傾向にある。													
	解決策	市HP掲載のみでなく、SNS掲載や民間と連携して周知を図る。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続		
		システムへの登録者数及び補助金の利用者数が減少傾向にあるが、婚姻数の増を図る施策として効果が見込めるため継続して実施していく。													
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討		
本補助金については、近年の執行状況が低迷しており、補助金適正化基本方針上、基本方針8の少額または執行率の低い補助金等に基づき、見直しを要する状況にある。また、婚活サポートセンターと本補助制度の周知については、既に市のホームページ上に公開されており、更なる周知の手段には手数が少ない状況にもある。一方で、会員登録が実質無料になる制度であるにもかかわらず本制度を活用する者が少ないのは、何かしらの他の要因(役所に登録していることを知られたくない等)の可能性もあり、本事業の存廃にあたって、考慮すべき部分と思われる。 よって本補助金は再検討評価とし、次年度に向けて取り扱いの改善が図られる場合は要求を可とする。また、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。															
備考															

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11057	予算事業名	出会いの場コーディネート事業			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	2	南島原市結婚新生活支援事業補助金				担当課室	地域づくり課	
事業期間	令和	1	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	定住移住班	
実施区域							市全域	
総合計画	基本柱	2.郷土文化				会計区分	1.一般会計	
	政策	3.地域おこしの推進				款(名称)	2.総務費	
	施策	3.出会い・結婚の支援				項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	2-3-3-①出会い・結婚の環境づくり(総合戦略)				目(名称)	7.企画費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	人口減少に歯止めが効かない現状を打開する方策の一つとして、経済的支援により少しでも人口減少を抑える必要がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	経済的理由により結婚に踏み出せない低所得者を対象として婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、地域における少子化対策の強化に資する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	対象者：夫婦の所得が500万円未満 夫婦ともに、婚姻日の年齢が40歳以下である 市内の住宅に居住している 市税を滞納していない 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている(年度更新) 対象事業：新居の購入費、リフォーム費用、家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越し費用 上限額：夫婦共に年齢が29歳以下 60万円、30歳以上40歳以下 30万円							
	(4)期待される効果							
	地域における少子化・人口減少対策の強化。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	7,800	7,800	7,800	7,800	
	国庫							
	県費	地域少子化対策重点推進事業補助金	2/3	5,000	5,000	5,000	5,000	
	起債							
	特財							
	一財			2,800	2,800	2,800	2,800	
年度別取組の概要			600,000円×10件 300,000円×6件	600,000円×10件 300,000円×6件	600,000円×10件 300,000円×6件	600,000円×10件 300,000円×6件		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

		評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		B		少子化対策の強化に寄与するため公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		b.一部寄与している				効果が申請者のみに留まる可能性がある。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		b.一部世代にのみ認められる		B		利用者が増加傾向にあるためニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある				行政が実施することで公平性が確保されるため必要性が認められる。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A		無理のない規模で行われている。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない				県内で統一した制度であるため均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A		少子化対策の強化として期待できる。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である				事業計画に基づいた事業執行である為最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A		市民に平等に提供されている。						
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない				特権的な恩恵は与えてない。						
		その他の視点		-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	人口減少に歯止めが効かない恐れがある。													
	課題	補助金の使用者数に波があり、安定した利用状況にすることで、人口減少に歯止めをかける必要がある。												
	解決策	市HPの掲載のみにとどまらず、SNS等を活用し周知徹底を図る。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		補助金の利用者数に波があるものの、人口減少の抑制のため継続して実施していく。												
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善	
国の補助制度を活用した本補助事業は、生産年齢人口の定着化に寄与するものであるため、国の補助制度が活用できる期間内において、事業の継続を認めることとする。 一方で、国の制度を活用した自治体に実施の可否の裁量がある補助事業であるため、本市の補助金等適正化基本方針に基づく取り扱いを求めているため、制度の定期的な見直しのための終期設定(基本方針1)や、補助率1/2を超える支援を行っている理由について対外的に説明できるよう整理(基本方針4)するなど、補助金等適正化基本方針に沿った改善が必要である。 よって、本事業は改善評価とし、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11610	予算事業名	商工振興対策事業			担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	2	南島原市商工会補助金				担当課室	商工観光課
						担当班	商工振興班
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7 商工費
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1 商工費
	施策細分	3-3-1-①販売強化と地産地消の推進(総合戦略)				目(名称)	2 商工振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	ー						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	近年、後継者不足や人手不足、仕入れ価格の高騰に対する価格転嫁など複合的な課題が深刻化し、多くの事業者は経営努力や創意工夫により事業を継続しているが、依然として厳しい経営状況が続いている。 このような中、これからの地域経済の持続的発展には、事業承継、人材確保施策、価格転嫁の仕組みづくりなど、多角的な支援施策を有効活用して伴走支援を実施する商工会の役割はますます重要度が高まっている。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	商工業の振興及び地域の発展を図るため、商工会法の規定により設立された南島原市商工会が行う経営改善普及事業に要する経費について補助を行う。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	経営発達支援計画に基づく伴走型支援の実施 (1) 地域経済動向の調査及び情報提供 (2) 経営状況の分析及び事業計画策定支援 (3) 事業計画策定後の実行支援 (4) 創業、事業承継等に関する伴走支援 (5) 商談会への出展支援や商談会ノウハウの提供等による販路開拓支援						
	(4)期待される効果						
	金融斡旋指導、税務指導、労務指導等により、会員事業所の経営基盤の強化が期待できる。 また、事業者の経営力の向上や経営に対する意識向上が図られるほか、商談会出展支援では、商談成立による売上増、従業員の士気の向上、他社の取組みやトレンド調査にもつながる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	24,062	24,062	24,062	24,062	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財			24,062	24,062	24,062	24,062	
年度別取組の概要			運営費補助金	運営費補助金	運営費補助金	運営費補助金	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-25	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	地域の雇用の確保及び地域経済活性化に寄与している。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			対象者は商工会であり、幅広い事業者に対して波及している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	その時の状況に応じた支援策を行っている。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			行政からの支援があることで、商工会と連携したサポートを行える部分も大きい。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	間接的な対象は市内事業者であり、事業規模も適正である。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市も同様の事業を実施しているが、地域性を出した条件で行っている。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	毎年様々な支援策を計画され、概ね成果をあげ事業を継続されている。					
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			最適な方法で支出されている。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	公平性が保てるよう、商工会会報誌等で周知するなど広く案内されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		商工会会員を対象とされているため、特権的恩恵を与えることはない。								
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本市の商工業を支えるベースとなる商工会の運営費補助金であり、この事業を実施しないことは、商工会の相談窓口が減少するなど、事業所へのサポート体制が手薄になり、結果的に会員(事業者)への負担が大きくなることが予想される。												
	課題	後継者や人手不足の影響もあり、年々商工会の会員数は減少している。											
解決策	各種支援策による事業承継などに積極的取り組んでいく。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業を継続することは、地場の地域経済活性化及び雇用の確保等に寄与している。そのため、この事業は、商工業の振興をする上で、不可欠な事業であり今後も継続していく必要があると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
本市の商工業の振興及び地域の発展を図るため、本補助事業は今後も必要であり、引き続き取り組むこととする、 一方、補助金等適正化基本方針上、基本方針の1、4、5、11、13に関しては適合していないと見受けられる。特に、長期間にわたり同額の運営費補助金を支出している状況にあり、社会情勢や会員数に応じた必要額を補助金として支出しているか、対象外経費が含まれていないか等の精査を要する(基本方針4、5)。また団体運営補助金の客観的な評価を行う観点から、評価指標の設定を行うことが望ましい(基本方針11)。 今後補助金等適正化基本方針に基づく改善に努めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11610	予算事業名	商工振興対策事業			担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	3	南島原市商工業振興資金利子補給補助金				担当課室	商工観光課
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	商工振興班
事業区						実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7.商工費
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1.商工費
	施策細分	-				目(名称)	2.商工振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	南島原市商工振興計画P31						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	後継者不足や人手不足、物価高騰など商工事業者を取り巻く課題が深刻化しており、多くの事業者では経営改善に向け様々な取り組みが行われている。 そのような中で、融資を受けた際の利子額の一部助成を行うことで、経営改善に取り組みやすい環境を作る。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	商工業の経営改善の促進と振興を図るため、株式会社日本政策金融公庫資金の融資を受けた事業者に対し、助成を行う。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	(対象)日本政策金融公庫資金の融資(①普通貸付、②生活衛生貸付、③その他の貸付)を受けた者で、次の要件を満たす者。 ・南島原市商工会の会員 ・市内に居住し、かつ、市内に事業所または店舗を有する中小企業者 ・市税等の完納者 (上限)5万円/事業所 (補助率)利子額の20%						
	(4)期待される効果						
	支払利子額の一部を補助することで、事業者の経営改善に取り組むきっかけとなっている。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	3,000	3,000	3,000	3,000	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		3,000	3,000	3,000	3,000	
年度別取組の概要		商工業振興資金利子補給補助金	商工業振興資金利子補給補助金	商工業振興資金利子補給補助金	商工業振興資金利子補給補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-26	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	地域の雇用の確保及び地域経済活性化に寄与している。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			対象者は商工会会員であるため、幅広い事業者に対して周知している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	その時の状況に応じた支援策を行っている。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			商工会と連携した支援であり、バランスの取れたサポート体制を整えている。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	補助率にも制限があるため、事業規模も適正である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市も同様の事業を実施しているが、地域性を出した条件で行っている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	事業の維持・改善を図る取り組みに対する補助であるため、効果には発揮される見込みである。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			最適な方法で支出されている。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公平性が保てるよう、商工会会報誌等で周知するなど広く案内されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		上限額の設定もあるため、特権的恩恵を与えることはない。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	事業者が経営改善を図る際に、負担が増えてしまい取り組み自体減少し、事業所の廃業などが増え地域経済が衰退することが予想される。												
	課題	補助申請事業者数が減少している。											
解決策	現在、補助率が高い新型コロナウイルス感染症対策資金等の利用が多い状況であるが、補助対象期間もあるため今後は本補助金の利用が増えるの見込んでいる。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業を継続することは、事業者の経営改善による地域経済活性化及び雇用の確保等に期待することが出来る。そのため、この事業は、商工業の振興をする上で、不可欠な事業であり今後も継続していく必要があると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		一次産業と比較して市からの直接的支援の機会が少ない商工業者に対する支援であり、その必要性や有効性の点から、本補助事業は継続することとする。 ただし、補助金等適正化基本方針上、基本方針の1、13に関しては適合していないと見受けられる。 特に、基本方針13は、補助金執行に関する説明責任を果たす観点や制度周知の面から必要な措置であることから、補助金等適正化基本方針に沿った改善を求める。 このため改善評価とし、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11610	予算事業名	商工振興対策事業			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	3	南島原市中小企業創業支援資金保証料補給金				担当課室	商工観光課	
事業期間	平成	28	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	商工振興班	
実施区域							市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7.商工費	
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1.商工費	
	施策細分	-				目(名称)	2.商工振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市商工振興計画P34							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	市内で創業を計画し、南島原市商工会の斡旋を受け、中小企業創業支援資金を借りた方を対象として保証料の補助を行うもの。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	創業者の負担軽減を図り、経営の健全化及び事業の安定化に寄与するため、南島原市中小企業創業支援資金を借り受けた、信用保証について助成する。							
	(3)事業の概要							
対象:長崎県信用保証協会 要件:南島原市中小企業創業支援資金を借り受けた者が信用保証協会に支払う1月から12月までの保証料の全額								
(4)期待される効果								
保証料の全額を補助することで、経営改善に取り組む事業者の負担軽減となっている。								
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	100	100	100	100	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			100	100	100	100	
年度別取組の概要			中小企業創業支援資金保証料補給金	中小企業創業支援資金保証料補給金	中小企業創業支援資金保証料補給金	中小企業創業支援資金保証料補給金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-27		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	創業者の負担軽減を図り、経営の健全化に寄与している。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			対象者は商工会の斡旋が必要であるため、商工会と連携してできる限り幅広く周知している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	その時の状況に応じた支援策を行っている。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			商工会・信用保証協会と連携した支援であり、バランスの取れたサポート体制を整えている。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	限度額(500万円)の設定もあり、事業規模も適正である。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市も同様の内容で実施している。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	経営の健全化や事業の安定化を図る取り組みに対する補助であるため、効果には発揮される見込みである。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			最適な方法で支出されている。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	公平性が保てるよう、商工会会報誌等で周知するなど広く案内されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		創業者に対する支援となっているため、特権的恩恵を与えることはない。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	事業者が経営改善を図る際に、負担が増えてしまい取り組み自体減少し、事業所の創業に消極的になり地域経済が衰退することが予想される。													
	課題	創業希望者に対して直接的に認知度が低い。												
解決策	商工会と連携して創業希望者には案内をしているが、事前に情報を得ることができるよう、HP等を活用して情報発信を行いながら創業者が増えるよう努めたい。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		本事業を継続することは、創業者の経営の健全化や事業の安定化等に期待することが出来る。そのため、この事業は、商工業の振興をする上で、不可欠な事業であり今後も継続していく必要があると考える。												
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善	
創業者の負担軽減を図り、創業を促すことで市内商工業の振興を図る事業であることから、商工振興計画の期間内の継続を認めることとする。 ただし、補助金適正化基本方針上、基本方針の1、4、8、13に適合していないとみうけられることから、基本方針に沿った改善を求めることとする。特に、ここ数年補助金の執行率が低迷している状況にあるため、商工業者の資金管理や返済の都合等の要因も大きいと考えられるが、本補助制度の周知方法や制度自体の見直し、次年度予算額の適正化について、今後検討が必要と考えられる。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11611	予算事業名	物産振興事業			担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	4	おいしい南島原ブランド認定商品活用推奨事業補助金				担当課室	商工観光課
事業期間	令和	3	年度～令和	7	年度(5年間)	担当班	商工振興班
実施区域							市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7 商工費
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1 商工費
	施策細分	3-3-1-①販売強化と地産地消の推進(総合戦略)				目(名称)	2 商工振興費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり					
根拠計画	南島原市商工振興計画P33						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	おいしい南島原ブランド認定商品は現在、66事業所から184商品が登録されているものの、活用ができていない点に課題があったため、本補助金をR3年度に策定したものである。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	おいしい南島原ブランド認定商品の冠婚葬祭での返礼品としての活用を促進することで、認定商品の認知度の向上及び地元消費の拡大並びに販売支援を行うことによる本市物産の振興及び商工業の活性化を図る。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	対象:市内に住所を有するものまたは市内に主たる事業所を有する法人 要件:冠婚葬祭などを行い、返礼品として「おいしい南島原ブランド認定商品」を購入すること(3万円以上) 補助率:補助対象となる経費の10分の3以内の金額 上限額:10万円/人						
	(4)期待される効果						
	徐々に補助金及び認定商品の認知度も上がってきており、利用件数も昨年から大幅に増えている。これによりブランドの価値も上がりPR効果も高まってきている。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	800	2,000	2,000	2,000	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		800	2,000	2,000	2,000	
年度別取組の概要		おいしい南島原ブランド認定品活用推奨補助金	おいしい南島原ブランド認定品活用推奨補助金	おいしい南島原ブランド認定品活用推奨補助金	おいしい南島原ブランド認定品活用推奨補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-28	
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	認定商品を地元の方々に知ってもらい、PRしているため地域経済活性化に寄与している。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		補助金は条件を満たす市民であれば利用できるようになっている。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	補助金は条件を満たす市民であれば利用できるようになっている。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		行政が支援することで、認定商品を知って活用してもらういい機会となっている。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模も適正であり、認定商品活用には必要な事業である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		ブランド力強化の観点から、地域性を出した条件で行っている。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	商品の認知度向上や積極的な活用図る取り組みに対する補助であるため、効果には発揮される見込みである。								
事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である	最適な方法で支出されている。										
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	B	公平性が保てるよう、広く周知している。									
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	b.懸念がある		一部特定業種の特定商品の活用が多くなりつつある傾向にある。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	この補助金の活用が増えてきていることにより、登録商品も増加傾向にあり、ブランド力が上がってきている。この事業を実施しない場合は、活用の幅が狭まり認定商品の減少などに繋がっていく可能性もある。												
	課題	活用されている商品に偏りが出てきている。											
	解決策	現在利用されている業種の事業所に広くブランド登録をしてもらうように働きかけを行う。業種に偏りが出ないよう、活用方法について再度周知を行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	B	評価区分	継続
		本事業を継続することは、おいしい南島原ブランド認定商品の認知度向上と販売促進にも繋がることが期待出来る。そのため、この事業は、物産振興を行う上で、不可欠な事業であり今後も継続していく必要があると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	B	評価区分	改善
本市の物産振興を図るにあたって、市内での活用促進と周知は必要な取組であり、令和5年度から徐々に活用が図られている。令和7年度は既に前年度を上回る実績が出ているため、本補助事業を当面の間継続することとする。 ただし、市内で十分に活用と周知が図られたブランド認定品に対する補助を未来永劫続けることはできないため、補助の対象から卒業するブランド認定品のボーダーラインを設ける等、今後の展開を見越した制度に向けて検討を進める必要がある。この機会をつくる必要性からも、補助金適正化基本方針1の終期設定に取り組まれない。 なお次年度予算要求にあたっては再度必要額を精査するとともに、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11612	予算事業名	企業立地事業			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	2	南島原市企業等設置奨励金				担当課室	商工観光課	
						担当班	商工振興班	
事業期間	平成	19	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	5.雇用の拡大				款(名称)	7.商工費	
	施策	1.企業立地の促進と就業支援				項(名称)	1.商工費	
	施策細分	3-5-1-①企業誘致の強化(総合戦略)				目(名称)	2.商工振興費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり						
根拠計画	南島原市商工振興計画P38							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	人口減少による少子高齢化や人手不足、地域経済の縮小が本市における重要な課題となっており、この課題解決のため企業誘致に積極的に取り組む。その支援策として誘致企業に対する設置奨励補助金を策定している。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	南島原市内に企業等を新設又は増設することを奨励することで、産業の振興と雇用の増大を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	対象:市内に企業等を新設または増設する事業者 対象業種:①営業のための物品の製造、加工または修理を行う事業 ②学術・開発研究機関、情報通信業、旅館業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、印刷または農林水産物等販売業 要件:①投下固定資産総額が5,000万円以上(但し、情報処理サービス業は300万円以上) ②新規常用雇用者(市内外問わず)が5人以上(但し、情報処理サービス業は3人以上)							
	(4)期待される効果							
	奨励補助金をきっかけに誘致した企業により、雇用を創出し地域経済の拡大を目指す。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	85,308	85,308	85,308	85,308	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			85,308	85,308	85,308	85,308	
年度別取組の概要			企業等設置奨励補助金	企業等設置奨励補助金	企業等設置奨励補助金	企業等設置奨励補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-29	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	雇用の確保による地域経済活性化に寄与している。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		企業を誘致することで雇用を創出し、地域経済の活性化を促している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	市内事業者の利用も多く、ニーズを捉えている。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		行政が支援することで、民間は雇用を生み地域経済を活性化させる。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	事業規模も適正であり、上記のとおり必要な事業である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		近隣市においても同様の奨励補助金を準備している。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	企業を誘致することで雇用を創出し、地域経済の活性化することを期待している。							
		事業執行の方法が最適手法であるか		a.最適である		最適な方法で支出されている。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	公平性が保てるよう、HP等で広く周知している。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	地域の特定はなく、対象者は条件が合致した企業には等しく案内している。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	この補助金により市内へ進出する企業にとっては、新設、増設に対して金銭的に大きな支援となっている。そのため補助金がなくなると、進出企業にとって影響は大きいため、進出に至らない場合は雇用も確保することができないことから、地域に与える影響は大きくなると考えられる。												
	課題	地元企業の増設に係る利用が多く、域外からの利用が少ない。											
解決策	特に堂崎港埋立地については、重点的に誘致を推進するため、域外の企業に対して積極的な働きかけを行い、雇用の創出につなげる。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業を継続することは、雇用の場の創出にも繋がるため、この事業は、地域経済の縮小の防止策として、不可欠な事業であり今後も継続していく必要があると考えている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
長崎県本土地区のなかでも特に交通の便が悪い本市において、市内の雇用確保と産業活性化に企業誘致は欠かせない。特に今後本格的に取り組む必要がある堂崎港埋立地への企業誘致に対応するため、補助金等適正化基本方針に留意しながら本補助制度の更なる改善を求めるとともに、長崎県と連携した企業誘致活動にも積極的に取り組まれることを望むものである。 次年度予算要求にあたっては、制度拡充等の更なる検討を進めつつ、その必要額を精査のうえ、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11613	予算事業名	地域物産開発販売支援事業			担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市地域物産開発販売支援事業補助金				担当課室	商工観光課
						担当班	商工振興班
事業期間	平成	20	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7 商工費
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1 商工費
	施策細分	3-3-1-①販売強化と地産地消の推進(総合戦略)				目(名称)	2 商工振興費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり					
根拠計画	南島原市商工振興計画P32、33						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	南島原の地域資源を利用した南島原ならではの商品開発を行い、販売促進を目指すことを目的に策定した補助金。世界遺産に関しては観光客向けにお土産品としての販売を強化するため補助率を上げて助成するもの。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	市内の農林水産物や鉱工業品といった地域資源を活用した、新商品又は新技術の研究開発及び新商品の宣伝販売並びに商品の改良を支援する。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	対象:市内に住所を有する個人または地域団体及び法人 要件:中小企業による地位産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づいて長崎県が指定した地域資源及びこれに相当すると市長が認める資源を活用した事業であること 補助率:対象経費の1/2 ※世界遺産関連商品については2/3 上限額:50万円/事業 ※商品改良の場合は25万円/事業						
	(4)期待される効果						
	徐々にこの補助金も定着化しており、毎年安定的に新商品が開発されている。これにより「南島原ならではの商品」の数も増え、中には人気商品も出るなど効果も高まってきている。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	2,000	2,000	2,000	2,000	
	国庫						
	県費						
	起債	過疎地域持続的発展特別事業債(ソフト)		1,000	1,000	1,000	1,000
	特財						
年度別取組の概要	一財		1,000	1,000	1,000	1,000	
	年度別取組の概要		地域物産開発販売支援事業補助金	地域物産開発販売支援事業補助金	地域物産開発販売支援事業補助金	地域物産開発販売支援事業補助金	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-30		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	地域資源を利用した商品開発を行っており、地域経済活性化に寄与している。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			補助金は条件を満たす事業者であれば利用できるようになっている。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	補助金は条件を満たす事業者であれば利用できるようになっている。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			行政が支援することで、商品開発に積極的に取り組んでもらう良い機会となっている。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	事業規模も適正であり、商品開発には必要な事業である。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			ブランド力強化の観点から、地域性を出した条件で行っている。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	商品の認知度向上や積極的な活用を図る取り組みに対する補助であるため、効果には発揮される見込みである。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			最適な方法で支出されている。						
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	公平性が保てるよう、市広報誌やHP、商工会・観光協会と連携して広く周知している。							
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない			地域や対象者を特定するような事例はない。							
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	この補助金の活用が増えてきていることにより、登録商品も増加傾向にあり、ブランド力が上がってきている。この事業を実施しない場合は、活用の幅が狭まり認定商品の減少などに繋がっていく可能性もある。													
	課題	開発された商品の有効活用。												
解決策	開発された商品はおいしい南島原ブランド認定を受け、作るだけでなく継続して販売までをサポートしていく体制を作っていく。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		本事業を継続することは、南島原ならではの商品の認知度向上と販売促進にも繋がることが期待出来る。そのため、この事業は、物産振興を行う上で、不可欠な事業であり今後も継続していく必要があると考える。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善	
本市の物産振興を図るために必要な事業であることから、本補助事業は継続することとする。ただし、補助金適正化基本方針1の終期設定、基本方針4の補助額、補助率、補助単価等の適正化及び基本方針11の補助金等の評価基準の設定に関して、今後適合するよう改善を求める。次年度予算要求にあたっては、上記の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11615	予算事業名	商工会活性化対策事業			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	1	商工会活性化対策事業補助金				担当課室	商工観光課	
						担当班	商工振興班	
事業期間	平成	19	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	3.商工業の振興					款(名称)	7 商工費
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)					項(名称)	1 商工費
	施策細分	3-3-1-①販売強化と地産地消の推進(総合戦略)					目(名称)	2 商工振興費
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市商工振興計画P36							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	商工会が実施する具体的な事業に対する支援であり、R5年度よりプレミアム商品券を全てMINAコインに移行したことで大幅に予算削減を行っている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	商工会が実施する商工会活性化対策事業の経費の一部を支援する。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	対象:南島原市商工会 要件:南島原市商工会が実施する商工会活性化対策事業に係る経費であること ・南島原市一斉連合大売出し事業 上限50万円 ・南島原産品パワーアップ事業 上限90万円							
	(4)期待される効果							
	例年開催する大売出しの開催による市内消費拡大と市外への資金流出を防ぎ、物産展・商談会等への参加によって島原手延そうめんをはじめとした南島原市の地域物産のPRを行うことができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考	
	財源名称	補助率	1,400	1,400	1,400	1,400		
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財		1,400	1,400	1,400	1,400		
年度別取組の概要		商工会活性化対策事業補助金	商工会活性化対策事業補助金	商工会活性化対策事業補助金	商工会活性化対策事業補助金			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

		評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由					
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A		地域経済活性化及び産品PRに寄与している。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している				対象者は商工会であり、幅広い事業者に対して波及している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A		その時の状況に応じた支援策を行っている。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある				行政からの支援があることで、商工会(事業者)と連携したサポートを行える部分も大きい。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A		間接的な対象は市内事業者であり、事業規模も適正である。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない				近隣市も同様の事業を実施しているが、地域性を出した条件で行っている。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A		毎年様々な支援策を計画され、概ね成果をあげ事業を継続されている。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である				最適な方法で支出されている。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A		公平性が保てるよう、商工会会報誌等で周知するなど広く案内されている。					
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない				商工会会員を対象とされているため、特権的恩恵を与えることはない。					
		その他の視点		-									
事業実施に関する影響・課題等		事業を実施しなかった場合の影響											
		本市の商工業を支えるベースとなる商工会の運営費補助金と異なり、商工会会員が具体的に実施されている事業に対する支援であるため、支援がなくなるとイベントや商談会などの規模を縮小することになり、結果的に会員(事業者)への負担が大きくなることが予想される。											
課題		更なる活性化を目指したイベント内容を検討。											
解決策		商工会とイベント内容も含めて検討を行いたい。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業を継続することは、地場の地域経済活性化及び南島原産品のPRに大きく寄与している。そのため、この事業は、事業者と共に商工業の振興をする上で、不可欠な事業であり今後も継続していく必要があると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	B	評価区分	改善
商工会が独自に実施する事業の経費の一部を支援することは、本市の商業振興に寄与するものであることから、事業自体に異論を述べるものではないが、事業実施後には効果検証を行い、今後の商業振興につなげていかなければならない。このため、補助金適正化基本方針11の評価基準の設定について、現行の実施事業数ではなく、事業実施の効果を示す指標への見直しが必要と考えられる。また、事業の終期設定や情報公開など、補助金等適正化基本方針に沿った内容となるよう、制度の改善を求めるものである。 次年度予算要求にあたっては、商工会から要望があった事業の内容及び事業費の精査を行い、必要額を計上することとし、その額は南島原市中中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11616	予算事業名	住宅・店舗リフォーム資金助成事業			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市住宅・店舗・旅館等リフォーム資金補助金				担当課室	商工観光課	
						担当班	商工振興班	
事業期間	平成	22	年度～令和	8	年度(	17年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7 商工費	
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1 商工費	
	施策細分	3-3-1-⑤住宅・店舗・旅館等のリフォーム(総合戦略)				目(名称)	2 商工振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市商工振興計画P38							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	本補助金は、策定当時の経済対策とリフォーム事業の推進の一環として実施した事業であったが、現在までに延べ3,000軒を超える物件のリフォームを行い、想定以上にニーズも高く好評な事業となっている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	住宅・店舗・旅館等のリフォーム工事を行うことで、市民の生活環境の向上と地域経済活性化の促進を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	対象:市内に住所を有する者(実績報告書提出前までに転入する者も含む)及び市内に主たる事業所を有する法人 要件:市内の業者が行う30万円以上のリフォーム工事で、3月末までに工事が完了すること。対象となる建物がリフォーム補助金を受けていないこと (住宅) 補助率 1/10 上限額 20万円 (店舗) 補助率 2/10 上限額 100万円 (旅館) 補助率 3/10 上限額 200万円							
	(4)期待される効果							
	市民の住環境の向上と建築業を中心とした地域経済の活性化が期待できる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考	
	財源名称	補助率	30,000	30,000	30,000	30,000		
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	市町村振興協会市町村分配金	7,266	7,266	7,266	7,266		
	一財		22,734	22,734	22,734	22,734		
年度別取組の概要		住宅・店舗・旅館等リフォーム資金補助金	住宅・店舗・旅館等リフォーム資金補助金	住宅・店舗・旅館等リフォーム資金補助金	住宅・店舗・旅館等リフォーム資金補助金			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-32	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	経済効果も高く幅広く利用があり、地域経済活性化に寄与している。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			補助金は条件を満たす市民及び事業所であれば利用できるようになっている。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	事業の認知度も高く、ニーズの高い事業となっている。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			行政が支援することで、条件を満たす市民及び事業所が対象となっている。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	事業規模も適正であり、決められた要件の中で事業を遂行している。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市でも同様の規模で、実施しており均衡は欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	住環境の向上と経済効果の両面で、十分な効果が発揮される見込みである。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			最適な方法で支出されている。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	公平性が保てるよう、広報やHP等で広く周知している。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		地域に特異性はなく、対象物件も一度使うと利用できないため、特権的な恩恵はない。								
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	これまでこの補助金で3,000軒を超える物件のリフォーム行っており、ここ数年を見ても毎年140件程度の申請があり、35億円を超える直接的な経済効果がある事業となっている。市民の住宅環境の向上と地域への経済効果を考慮しても継続していくことを検討したい。												
	課題	事業を開始して16年目となり、一度リフォームした物件の申請希望が増えてきている。											
解決策	対象要件等については、再度検討を行う。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業を継続することで、市民の住宅環境の向上と地域への経済効果がある事業となっているので、この事業は、不可欠な事業であり今後も継続していく必要があると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
制度開始から17年が経過する中で、現在も相当額の活用がなされており、市民ニーズにも合致しているため、本補助事業は継続することとする。 また、補助金適正化基本方針との適合状況も整合が図られていた。 ただし、本事業の終期が令和8年度であるため、令和8年度中に、今後の本補助制度の在り方(2度目のリフォームの可否等)について検討を進められたい。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11610	予算事業名	商工振興対策事業			担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	5	南島原市HACCP導入支援事業補助金				担当課室	商工観光課
事業期間	平成	31	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	そうめん振興班
実施区域							市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7 商工費
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1 商工費
	施策細分	3-3-1-⑥創業・起業促進と生産性向上の支援(総合戦略)				目(名称)	2 商工振興費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり					
根拠計画	南島原市商工振興計画P30						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	先進国を中心にHACCPの義務化が進められている中、国内においても食品全体の安全性向上を目的として、令和3年6月から、食品の製造加工、調理、販売を行うすべての事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理が義務付けられた。そのため、食品事業者においては、HACCPに沿った衛生管理を行うための体制構築、環境整備が必要となった。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	市内の食品製造事業者が実施するHACCPに基づく衛生管理のための体制構築及び環境整備を支援し、消費者からの信頼性向上及び国内外の市場における競争力の強化を図る。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	市内食品製造事業者が、ながさきHACCPの評価段階4段階以上を取得するために要する費用の一部を支援する。 ・補助率 1/2 (上限100万円)						
	(4)期待される効果						
	HACCPに基づく衛生管理のための体制構築、環境整備の推進 消費者からの信頼性の向上 国内外市場における競争力の強化						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	4,000	4,000	4,000	0	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		4,000	4,000	4,000		
年度別取組の概要		補助金	補助金	補助金			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-33	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	市内食品事業者の衛生管理体制の整備により食品の安全性の向上に寄与している。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		食品の安全性の向上により広く市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	HACCPの義務化により食品事業者のニーズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		公益性がある事業者の取組みに対し、市がその一部支援するものであり、役割は適切で必要性も認められる。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	衛生管理の体制整備に対する必要な支援であり規模は適正で必然性は認められる。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		近隣市に類似する事業はないが、食品製造業の数は近隣市よりも多く必要性は高い。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	ながさきHACCP評価4以上の取得を補助金の交付要件としており、事業の効果は発揮されている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		事業者自らの取り組みに対する補助金交付が効果的で最適な手段である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	広報誌等で広く制度を周知し募集を行い、公平性を確保している。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	補助対象者、補助対象経費を定めており、特権的な恩恵を与えることはない。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	食品製造事業者の負担が増えることで、HACCPに基づく衛生管理に取り組む事業者が減少し、本市食品製造業の成長、発展が見込めなくなる。												
	課題	ISO22000やFSSC22000などより民間団体が実施しているHACCP認証の取得を目指す事業者に対し支援ができていない。											
	解決策	事業者のニーズに応じた事業内容の見直しを行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		本事業は、本市食品製造事業者の消費者からの信頼性向上、国内外市場における競争力の強化に資する取り組みであり、本市食品業界の発展ために継続していく必要があるが、事業者のニーズにあわせた制度の見直しが必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		近年の社会情勢に適合した食品製造事業者の衛生管理体制の構築による消費者からの信頼性向上及び産地競争力の強化に資する事業であり、本市の基幹産業の一つであるそうめん産業のブランド力強化にも影響を与える事業であることから、本事業の継続を認めることとする。あわせて事業者ニーズに合わせた制度となるよう、見直しに向けた検討に着手されたい。 なお、補助金等適正化基本方針に沿った制度構築を進めなければならない都合上、基本方針1の終期設定、基本方針11の補助金等の評価基準の設定に関して改善を求める。 次年度予算要求にあたっては、再度必要額の精査を行うとともに、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11614	予算事業名	そうめん産業振興事業			担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	2	南島原市そうめん産業振興事業補助金				担当課室	商工観光課
事業期間	平成	28	年度～令和	-	年度(- 年間)	担当班	そうめん振興班
事業区						実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7 商工費
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1 商工費
	施策細分	3-3-1-③そうめん産業の活性化(総合戦略)				目(名称)	2 商工振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	本市は全国有数の手延そうめんの産地であり、島原手延そうめんは、本市の代表的な特産品である。これまで生産者団体と連携し知名度向上、消費拡大等に取り組んできており、産地振興のためにはこの取組を今後も引き続き継続していく必要がある。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	そうめん生産者団体が実施する島原手延そうめんの知名度向上、消費拡大、品質の維持向上、生産者研修等の取り組みを支援することで、産地振興を図る。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	市内2つの生産者団体(島原手延素麺組合連絡協議会、長崎県島原手延そうめん振興会)が行う事業に要する経費を支援する。 ・補助額 110万円を限度						
	(4)期待される効果						
	島原手延そうめんの産地振興 生産者連携の推進						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	2,200	2,200	2,200	2,200	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		2,200	2,200	2,200	2,200	
年度別取組の概要		補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			⑥ その他市長が特に必要と認める事業				

											整理番号	補-34	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	本市を代表する特産品の振興、地場産業の発展のための取り組みは、公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			地場産業の発展は、地域経済の活性化につながるものであり、広く市民の利益に寄与するものである。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	地場産業の発展は、地域経済の活性化や雇用の確保につながるものであり、市民ニーズは認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			事業実施主体は営利団体ではないため、行政の支援は必要である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	地場産業の発展のためには必要な取り組みである。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			県内、他自治体の類似事業と比較して均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	毎年事業計画を策定し、積極的に事業に取り組み成果を上げている。							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			生産者団体の取組みに対する補助金による支援が最適手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	そうめん生産者団体に対する支援であり、そうめん製造業者であれば団体に加入することで支援を受けることができる。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		そうめん生産者団体に対する支援であり、そうめん製造業者であれば団体に加入することで支援を受けることができる。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	生産者同士が連携して行う産地振興のための取り組みが実施困難となり、地場産業としての発展が見込めなくなる。												
	課題	高齢化や後継者不足による廃業者の増加に伴う会員数の減少。											
解決策	事業継続支援、後継者の確保、事業承継のサポートなど生産者減少対策に取り組んでいく。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		地場産業である手延そうめん産業の振興は、本市にとって重要な施策であることから、今後も継続して取り組んでいく必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
基幹産業の一つである島原手延そうめん産業の振興に必要な経費について、補助制度を設けて団体等に対して支援を行うこと自体に異論はないが、補助金適正化基本方針上、原則1/2を超えた補助率を設定している理由について、対外的に説明ができるよう整理が必要(基本方針4)と思われる。また、基本方針11の補助金等の評価基準の設定と基本方針13の情報公開により、補助金の効果や必要性を対外的に示すことができるよう、制度の運用上の改善を図られたい。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11614	予算事業名	そうめん産業振興事業			担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	7	南島原市食のながさき応援資金利子及び保証料補給補助金				担当課室	商工観光課
事業期間	平成	26	年度～令和	-	年度(- 年間)	担当班	そうめん振興班
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7 商工費
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1 商工費
	施策細分	3-3-1-③そうめん産業の活性化(総合戦略)				目(名称)	2 商工振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 本市は全国有数の手延そうめんの産地であり、島原手延そうめんは、本市の代表的な特産品である。しかしながら生産者数は昭和61年度の450件をピークに減少しており、高齢化や担い手不足等による廃業者の増加が課題となっている。 また、製造機械が高額であるため設備投資や機械の更新ができず事業継続が困難となっていることも廃業の主要因のひとつである。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) そうめん製造業者の生産量拡大や生産性向上のための設備投資を支援し、生産者の所得向上を図る。						
	(3)事業の概要 市内で手延そうめんの製造及び加工を行う者で、長崎県が実施する「食のながさき応援資金」の設備投資に係る資金融資を受けた場合、利子及び保証料を補助 ・毎年1月1日から12月31日までの間に補助対象事業者が支払った利子及び保証料の額						
	(4)期待される効果 手延そうめん製造業者の所得向上						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	541	541	541	541	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		541	541	541	541	
年度別取組の概要		補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-35	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	本市を代表する特産品の振興、地場産業の発展のための取り組みは、公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		地場産業の発展は、地域経済の活性化につながるものであり、広く市民の利益に寄与するものである。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	地場産業の発展は、地域経済の活性化や雇用の確保につながるものであり、市民ニーズは認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		そうめん製造業者が主体となり事業に取り組むものであり、事業推進のために市の支援は必要である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	事業費の大部分は事業者が負担するため事業規模は適正であり、事業推進のために市の支援は必要である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		近隣市でも類似の事業と比較し均衡は欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	金融機関から資金を借りる際に事業計画を提出した上で事業に取組んでおり、効果が発揮される予定である。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		そうめん製造業者の取組みに対する補助金による支援が最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	金融機関から制度資金の融資を受けた市内のそうめん製造事業者であれば、支援を受けることができる。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	金融機関から制度資金の融資を受けた市内のそうめん製造事業者であれば、支援を受けることができる。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	令和2年3月末日までに新たに金融機関から受けた融資にかかる利子等を補助の対象としており、すべての事業者の金融機関への返済が完了する令和10年度までは事業を継続しなければならない。												
	課題	特になし											
	解決策	特になし											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		すべての事業者の金融機関への返済が完了する令和10年度に事業終了予定である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
制度内容から令和10年までの継続を認めることとする。ただし、本事業は補助金等適正化基本方針が適用される補助金等であるため、現時点で適合していないと見込まれる基本方針11(評価基準の設定)、13(情報公開・公表)について、改善を求める。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

整理番号	補-36

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11614	予算事業名	そうめん産業振興事業			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	13	島原手延そうめん後継者給付金				担当課室	商工観光課	
事業期間	令和	4	年度～令和	8	年度(5年間)	担当班	そうめん振興班	
実施区域							市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7.商工費	
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1.商工費	
	施策細分	3-3-1-④後継者の確保と人材育成(総合戦略)				目(名称)	2.商工振興費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	本市は全国有数の手延そうめんの産地であり、島原手延そうめんは、本市の代表的な特産品である。しかしながら生産者数は昭和61年度の450件をピークに減少しており、高齢化や担い手不足等による廃業者の増加が課題となっている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	将来経営を承継することを目的に新たに市内のそうめん製造業に就業する者に対し、就業後の経営安定のための資金を交付することで、手延そうめん製造業の後継者の確保、育成を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	令和4年4月1日以降にそうめん製造業に就業する者で、50歳未満の者 年間150日以上かつ1200時間以上従事すること 就業後5年以上従事し、事業継承が見込める者 ・補助額(定額) 1年目 100万円、2年目 30万円、3年目 30万円							
	(4)期待される効果							
	手延そうめん製造業の担い手確保。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	5,500	5,500	5,500	5,500	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			5,500	5,500	5,500	5,500	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			⑥ その他市長が特に必要と認める事業					

											整理番号	補-36	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	本市を代表する特産品の振興、地場産業の発展のための取り組みは、公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		地場産業の担い手確保の取り組みは、地域経済の活性化につながるものであり、広く市民の利益に寄与するものである。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	地場産業の担い手確保の取り組みは、地域経済の活性化につながるものであり、市民ニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		地場産業の担い手確保に対する支援は、行政以外に実施することができない。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	地場産業の担い手確保に対する支援は、必要な取り組みである。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		他自治体の類似事業と比較して均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	後継者の確保につながっており効果が発揮されている。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		事業効果を発揮させるためには、補助金交付が最も適している。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	そうめん製造業者であれば、要件を満たすことで活用が可能である。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	そうめん製造業者であれば、要件を満たすことで活用が可能である。									
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本補助金の交付により後継者育成の負担軽減に繋がっており、事業を実施しないことで後継者の減少につながる事が想定される。												
	課題	後継者がいないそうめん製造業者の第三者に対する事業承継の事例がない。											
解決策	補助制度の周知にあわせ、手延そうめん製造業の魅力を広く情報発信をしながら外部人材の確保を図る。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		そうめん製造業者が減少する中、地場産業の振興のためには後継者対策は必要な取り組みであり、今後も継続していく必要がある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		後継者に対して一定期間給付金を支給することは、後継者の初期投資やモチベーションの確保等に一定の効果が見込まれるものの、給付金の有無が後継者数にどの程度影響があるか検証が必要と思われる。全国的にも事例が少ない本補助制度について、対外的にその効果の説明を行う必要があるため、補助金等適正化基本方針の11に掲げる補助金交付金の成果を客観的に評価するための指標を変更する等の改善に取り組まれたい。 補助対象者に対する3年間の支援のため、事業自体は継続とするが、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11619	予算事業名	認証マーク推進事業			担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	1	島原手延そうめん認証マーク製作支援事業補助金				担当課室	商工観光課
事業期間	平成	31	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	そうめん振興班
実施区域							市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7 商工費
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1 商工費
	施策細分	3-3-1-③そうめん産業の活性化(総合戦略)				目(名称)	2 商工振興費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり					
根拠計画	南島原市商工振興計画P30						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	「島原手延そうめん」は、一般に広く知られている産地ブランドであるが、販売されている個々の商品については、原料や名称、外装などが各組合、企業等で異なっており、産地で統一された規格の商品はない。そのため手延そうめんの製造にかかる原料や生産行程に一定の基準を設け、その基準を満たした商品を認証する「島原手延そうめん認証制度」を推進しているところである。また認証後は、商品に認証マークを付し販売してもらい、市が推奨する商品の証として認証マークを広くPRすることで、販売促進につなげ産地振興を図っているところである。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	認証制度を推進することで、消費者の信頼を獲得し、島原手延そうめんの知名度向上、消費拡大につなげ手延そうめんの産地振興を図る。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	島原手延そうめん認証規定に基づき、認定を受けた事業者が新たに認定商品に認証マークを付す場合、シールの購入に係る経費の一部を支援する。 補助率 1/3以内(2万円上限) 認定から5年を限度						
	(4)期待される効果						
	消費者に対する信頼性の向上 他産地との差別化と競争力の強化、島原手延そうめんのブランド力向上						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	300	300	300	0	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		300	300	300		
年度別取組の概要		補助金	補助金	補助金			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-37			
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	本市を代表する特産品の振興、地場産業の発展のための取り組みは、公益性が認められる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		地場産業の発展は、地域経済の活性化につながるものであり、広く市民の利益に寄与するものである。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	地場産業の発展は、地域経済の活性化や雇用の確保につながるものであり、市民ニーズは認められる。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		認証制度の推進のために必要な取り組みである。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	認証制度の推進のために必要な取り組みである。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		他自治体の類似の事業と比較し、均衡は欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	認証制度の推進につながっている。								
事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である	補助金の交付による支援が最適な手法である。											
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	認証を受けたそうめん製造業者であれば支援を受けることができる。									
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		認証を受けたそうめん製造業者であれば支援を受けることができる。									
その他の視点				-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響														
	事業者の負担が増加することで、認証マークの普及が遅れることが想定される。														
	課題	認証マークの購入数が少ない。													
	解決策	事業者に対し認証制度の趣旨を説明し理解促進を図っていく。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善		
		産地振興のためには、島原手延そうめん認証制度の推進は、今後も継続して取り組んでいかなければならないが、事業内容については、状況に応じて見直していく必要がある。													
	市長評価	公益性	B	必要性	C	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討		
認証制度を推進することで、消費者の信頼を獲得し、島原手延そうめんの知名度向上、消費拡大につなげ手延そうめんの産地振興を図るため、その一助となる本補助事業の有効性等は認められるところであるが、近年の活用額及び執行率が低く、需要が乏しい状況が求められる。このため、補助金等適正化基本方針8に沿って、補助金等が活用されない要因を分析のうえ、制度の再検討を求める。 再検討のうえ次年度予算要求する場合は、必要額を精査し、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12％程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。															
備考															

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11807	予算事業名	観光情報発信事業			担当部局	地域振興部	
個別事業名及び補助金名称	9	南島原市スポーツ団体宿泊促進補助金				担当課室	商工観光課	
事業期間	令和	5	年度～令和	9	年度(5年間)	担当班	観光振興班	
実施区域							市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	4.観光の振興				款(名称)	7 商工費	
	施策	3.受入体制の充実				項(名称)	1 商工費	
	施策細分	3-4-3-⑤受入環境の整備(総合戦略)				目(名称)	3 観光費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	本事業は、スポーツ大会や合宿を行うスポーツ団体を対象に、宿泊費を補助する制度で、地域の活性化と観光振興促進を目的としています。南島原市内への宿泊を促進することで、地域経済の活性化につながるとともに、地域の認知度向上にも寄与するもの。 しかし、市内の宿泊施設やスポーツ団体への認知不足のため、利用が伸び悩んでいることが課題。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	PR活動を強化し、もっと多くの団体に制度を周知するとともに、市内の宿泊施設への周知を図り、宿泊客の拡大を図るとともに、リピート客の獲得につとめることで、南島原市内へ更なる宿泊を促す必要がある。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	スポーツ活動を目的とした合宿、またはスポーツ大会へ参加するための宿泊に係る宿泊費の一部を補助。 ・延べ宿泊者数×1,000円／人(市内に宿泊した延べ人数に一泊当たり1,000円を乗じた金額) ・上限10万円／年度 ※包括連携協定を結んでいる場合、上限20万円							
	(4)期待される効果							
	南島原市内へ団体宿泊を促進することができるため、地域経済の活性化につながる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	1,000	1,000	1,000	0	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			1,000	1,000	1,000		
年度別取組の概要			市内に宿泊した延べ宿泊者数	市内に宿泊した延べ宿泊者数	市内に宿泊した延べ宿泊者数			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-38		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	市内の宿泊施設へ広く公平に利用されることから、地域経済の活性化に寄与するもので公益性は高い。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			宿泊施設にとどまらず、事業の効果は広く広がる。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	物価高騰などによる旅行控えの対策に寄与するもので、市内への団体宿泊の促進につながる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			市内の宿泊施設に対し、平等に団体宿泊を促すことができることから、行政が実施すべき。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	物価高騰による宿泊費の増額が進む中、補助金額は妥当なものである。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市から南島原市へ宿泊を促すものであり、均衡は欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	当該補助金の利用が増加することは市内宿泊数が増加することとなるため、効果は発揮される。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			スポーツ団体が宿泊施設からの証明をとるだけで支援を受けられるため、最適な方法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市内の宿泊施設に対し、平等に団体宿泊を促すことができる。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内の宿泊施設に対し、平等に団体宿泊を促すことができる。									
その他の視点				-										
事業を実施しなかった場合の影響														
事業実施をしない場合、近隣市へ宿泊が流出する場合が考えられ、宿泊施設の売り上げが伸び悩むだけでなく、地域経済に影響を与えるものとする。														
事業実施に関する影響・課題等	課題	周知不足により、利用の伸び悩みがある。 また、スポーツ合宿や大会が実行委員会などの組織で取りまとめられる場合があり、運営の中で不平等が生まれないように利用されないこともある。												
	解決策	宿泊施設への告知を徹底するとともに、旅行会社等へ広くPRを行う。 また、利用の促進につながるよう、実行委員会なども補助対象者とし、少しでも南島原市内への宿泊を促す。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		本事業は、南島原市内の宿泊施設へのスポーツ団体宿泊を促すもので、近隣市におけるスポーツ大会での宿泊も対象としているため、継続して補助していくことで、市内宿泊を促していきたい。												
	市長評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討	
		本市における宿泊業の振興に資する事業として有効な事業と認められるものの、令和5年度の制度開始以降、補助金執行額が低く、補助金等適正化基本方針8に沿った見直しを要する状況にある。 本市は島原半島内の他市と比較して本市は宿泊施設自体が少なく、半島内でスポーツ大会が開催された際には、他市にある交通の利便性が高い施設、合宿等に適した施設を選択する可能性が高い。また、所管課も把握しているとおり宿泊施設の選定等は実行委員会で行っているケースが多いと見込まれるため、補助制度の大幅な見直しを進める必要がある。 次年度予算要求にあたっては、制度の見直しを前提とするが、本市の地理的状況や宿泊施設等のキャパシティも視野に入れ、制度廃止についても検討されたい。その結果、予算要求を行う場合は、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内とすること。												
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11817	予算事業名	自転車歩行者専用道路ソフト事業			担当部局	地域振興部
個別事業名及び補助金名称	3	南島原市サイクルイベント補助金				担当課室	商工観光課
						担当班	観光振興班
事業期間	令和	4	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	4.観光の振興				款(名称)	7.商工費
	施策	3.受入体制の充実				項(名称)	1.商工費
	施策細分	3-4-3-⑤受入環境の整備(総合戦略)				目(名称)	3.観光費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	自転車歩行者専用道路の完成に向け、「サイクリングのまち南島原」を推進するため、市内におけるサイクルイベントの開催を支援することで、市民へサイクル事業の推進を図るとともに、機運醸成を目的とする。 しかし、市内のサイクリングに対する機運が高まっていないのが現状である。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	市内で開催されるサイクルイベントを通じて、地域経済の活性化や市民の健康増進を図る必要がある。 また、自転車歩行者専用道路の利用促進と、道路を活用したイベントの開催促進により、市内外へ自転車歩行者専用道路を広くPRすることもできる。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	サイクルイベントを開催する市内の団体、または個人がサイクルイベントを開催する際の経費に対する補助。 ・補助対象経費の1/2を補助 ・上限20万円						
	(4)期待される効果						
	自転車歩行者専用道路の利用促進による地域経済の活性化や市民の健康増進を図ることができる。 また、サイクリングのまち南島原を市内外へ広くPRすることができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	600	600	600	600	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財			600	600	600	600	
年度別取組の概要			サイクルイベントを開催する際の経費	サイクルイベントを開催する際の経費	サイクルイベントを開催する際の経費	サイクルイベントを開催する際の経費	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-39	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	補助対象者を制限していないため公益性は高い。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		市内におけるサイクルイベントの開催で、市民参加が高く見込まれ、市民の利益に寄与する。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	自転車歩行者専用道路の完成を見据え、ニーズは高い。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		市民の機運醸成のためには、行政による支援が必要である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	市民団体等によるサイクルイベントの規模を鑑みて妥当な規模である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		近隣市におけるサイクルイベントの支援はない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	サイクルイベントの開催回数も少しずつ伸び、効果は発揮されており、継続が必要。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		広くサイクルイベントを開催してもらうために、補助金制度や執行方法は妥当である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	広くサイクルイベントを開催してもらうため、対象者の制限をしておらず公平性は高い。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	地域や対象を絞っているものではないため、特定の恩恵を与えるものではない。										
その他の視点			-										
事業を実施しなかった場合の影響													
自転車歩行者専用道路の全線開通が間もない現時点において、仮に支援を廃止してしまうと、サイクルリングのまち南島原の推進は後退するものとする。 市民の機運醸成のためには、サイクルイベントを市民主体で開催してもらう必要がある。													
課題	サイクルイベントは市内で開催されているが、開催する個人や団体が限定されており、実施主体となる団体等が少ない												
解決策	市内における実施主体となる団体や組織を生み出すためにもイベント開催を継続していき、小さいイベントからでもサイクルイベントの開催を促していく必要がある												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		イッキ！や深江のスポーツ推進員は継続してイベント開催をされており、市内を横断的に開催できる組織や団体の発掘を進めていく必要がある。そのためにも、継続したイベント開催補助金は必要で、実施団体が増加していくことが、サイクルリングのまち南島原の推進と、ひいてはサイクルツーリズムの推進につながるものとする。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
自転車歩行者専用道路の完成を見据えた「サイクルリングのまち南島原」の推進、及びその機運醸成のためには必要な事業であり、少なくとも自転車歩行者専用道路の全線開通後までは事業継続が必要と考えられる。 しかし、実施団体のイベント開催予定の把握は難しいとは言え、制度創設以来執行率が低い状況が続いているため、補助金適正化基本方針8に沿った見直しを要する状況にある。また、国庫補助事業を活用していない市独自の補助事業であることから、今後制度の終期や成果指標の設定、制度の概要や成果の公表等、補助金等適正化基本方針に沿った制度運用の改善を要しているところである。 次年度予算要求にあたっては上記に留意のうえ、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12％程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13099	予算事業名	社会参加促進事業			担当部局	福祉保健部
個別事業名及び補助金名称	1	身体障害者自動車改造費補助金				担当課室	福祉課
事業期間	平成	20	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	障害福祉班
事業区						実施区域	市全域
総合計画	基本柱	4.健康福祉				会計区分	1.一般会計
	政策	4.障がい者福祉の充実				款(名称)	3 民生費
	施策	2.障がい者の社会参加の支援				項(名称)	1 社会福祉費
	施策細分	4-4-2-①社会参加の支援				目(名称)	5 障害者福祉費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	障害者が自動車の改造を行う場合の費用の一部(限度額10万円、千円未満の端数切捨て)を助成し、障害者の就労及び社会参加の促進を図ることを目的とした事業である。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	操行装置(ハンドル)や駆動装置(アクセル、ブレーキ)等の改造に要する経費を一部補助することにより、障害をお持ちの方が自ら自動車を運転する機会を増やし社会参加を促進するために必要である。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	自動車の改造をを行う場合の費用の一部(限度額10万円、千円未満の端数切捨て)を助成する。 ・対象者:上肢・下肢・体幹機能障害者で、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表の1級又は2級の者で自ら所有し運転する車。所得制限あり。※改造した後5年は補助対象外となる。 ・対象となる改造:操行装置(ハンドル)、駆動装置(アクセル、及びブレーキ)。 ・手続:改造を行う前に申請が必要である。						
	(4)期待される効果						
	障害者の方が自動車の一部を改造し、自ら運転を行うことができるようになると、社会参加の促進や、就労の幅が広がる活動地域が広がることが期待される。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	200	200	200	200	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		200	200	200	200	
年度別取組の概要			改造費助成	改造費助成	改造費助成	改造費助成	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-40		
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	障害者が対象であり公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		障害者ある人の社会参加の促進に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	障害者の生活支援のために必要である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある		改造費の一部を助成することは、障害者にとって必要である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	障害の程度、改造の期間が決められているため適正である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		近隣と同じである。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	障害者が自動車を改造し自ら運転することで社会参加の機会を増やし効果が発揮されている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		障害者の程度や事前申請等改造の助成の上限を10万としているためこの方法が最適な手段である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	市内の障害者を対象としている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	市内の障害者を対象としている。										
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	障害のある方が自らの自動車を改造する改造費の一部を助成できなくなると障害者の費用負担が大きくなる。また、改造できないと自動車を自ら運転できないために社会参加の機会が減少する。													
	課題	自動車改造一部助成の申請ができる対象者には、必要に応じて周知し、社会参加促進の支援が必要である。												
解決策	障害のある人が自ら社会生活を営むためには、移動手段が必要であるため、自動車を改造し社会参加促進につなげる。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		毎年、申請者がいるとは限らないが、自動車の改造をして自ら運転して就労の地域範囲が拡大することと社会参加促進のため、今後も継続実施が必要である。												
	市長評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
		ここ数年の事業執行率は低い状態が続いているが、需要の特殊な事情と障害者等の社会参加促進のに必要な事業であるため、事業の継続を認める。 なお、市単独補助制度という性質上、補助金等適正化基本方針に沿った制度の運用を求めているため、定期的な制度見直しのための終期設定(基本方針1)、原則1/2を超えた補助率を設定している理由の整理(基本方針4)、補助金等の成果を示す指標の設定(基本方針11)及びこれらの情報公開・公表(基本方針13)に関して、制度運用の改善に努められたい。 これを踏まえた上で次年度予算要求の際は、南島原市中中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。												
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13222	予算事業名	保育所等給付・支援事業			担当部局	福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称	14	南島原市障害児保育事業補助金				担当課室	こども未来課	
						担当班	こども支援班	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	4.健康福祉				会計区分	1.一般会計	
	政策	5.児童福祉の充実				款(名称)	3 民生費	
	施策	1.子育て支援の充実				項(名称)	2 児童福祉費	
	施策細分	4-5-1-④様々なニーズに応じた子育て支援施設の充実、支援体制の構築(総合戦略)				目(名称)	2 児童措置費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市こども計画P33							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	障害を持つ子どもたちが健やかに成長し、社会との関わりを持ちながら生活できる環境を整えることが重要とされているが、障害児を受け入れる保育所においては、特別な支援や対応が必要となり、施設運営における負担が増加する傾向にある。このため、障害児を受け入れる保育所への支援を行い、障害児の保育環境の向上を図る必要性があると考えられる。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	障害児が安心して保育所で生活できる環境を整備することを目的として、障害児を受け入れる保育所に対して一定の補助を行うことで、保育所の運営負担を軽減し、障害児の受け入れ態勢を強化することを目指す。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	障害を持つ児童を受け入れる保育所等に対して助成する。							
	(4)期待される効果							
	障害児とその家族が安心して地域社会の中で暮らせる基盤を築くことができる。 併せて、施設が少ない負担で児童を受け入れることができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	19,500	19,500	19,500	19,500	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	過疎債(ソフト事業分)		9,700				
	一財			9,800	19,500	19,500	19,500	
年度別取組の概要			障害児保育事業補助金	障害児保育事業補助金	障害児保育事業補助金	障害児保育事業補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業					

											整理番号	補-41	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	事業には明確な目的、公益性があると認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		効果は広く市民の利益に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	現代社会情勢においてニーズに合致している。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		民間の実施は不可能で、行政が実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	事業規模については適正である。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		近隣市も同趣旨の事業を実施しており、均衡は欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	事業の目的に合致した成果をあげることが可能と考える。						
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である		他の有効な選択肢はなく、最適手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	公平性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	与えていない。									
	その他の視点				-								
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	障害児の保育所等への受け入れは、通常の給付費だけでは厳しく、本事業をもってかろうじて人的配置ができていた状況である。 事業を実施しない場合、保育所等においては障害児そのものの受け入れができないケースも考えられ、仮に受け入れが可能であったとしても保育所等に相当の負担を強いることや、十分なサービスができない場合などが考えられる。												
	課題	事業を実施しない場合、保育所等においては障害児そのものの受け入れができないケースも考えられ、仮に受け入れが可能であったとしても保育所等に相当の負担を強いることや、十分なサービスができない場合などが考えられる。											
次年度に向けた方向性	解決策	事業の継続、国の制度拡充要望。											
	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		障害のある子どもたちが安心して過ごせる環境を提供し、すべての子どもたちが平等に成長し、発達できるよう支援する重要な事業である。本事業は市独自の取り組みとして先進的な役割を果たしているが、近年、社会全体が「障害の有無を問わない平等な社会」「多様性の尊重が求められる社会」へとシフトしていることから、その理念に沿った先駆的な実践であり、継続して実施すべきと考える。											
市長評価		公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		「障害の有無を問わない平等な社会」「多様性の尊重が求められる社会」にシフトしている近年の社会情勢を鑑みると、本事業は今後も継続して実施する必要があると認められる。 ただし、本補助制度が市単独補助事業であるため、補助金等適正化基本方針に沿って、制度運用の改善に努めなければならない。特に基本方針13は補助金執行に関する説明責任を果たす観点や制度の周知の面から必要な措置であることから、制度の概要や成果等について、対外的にその必要性や効果を公表するよう努められたい。 そのうえで、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13222	予算事業名	保育所等給付・支援事業			担当部局	福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称	5	保育料軽減事業(南島原市すこやか子育て支援事業)				担当課室	こども未来課	
						担当班	こども支援班	
事業期間	平成	24	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	4.健康福祉				会計区分	1.一般会計	
	政策	5.児童福祉の充実				款(名称)	3 民生費	
	施策	1.子育て支援の充実				項(名称)	2 児童福祉費	
	施策細分	4-5-1-②子育てにかかる経済的負担の軽減(総合戦略)				目(名称)	2 児童措置費	
	重点P	②住み続けたい環境づくり						
根拠計画	南島原市こども計画P50							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	本市の出生数は、年々右肩下がりで推移しており、今後出生数の増加へ転じることは難しい現状であるが、今後とも安心して子どもを産み育てることができるよう、引き続き保育料軽減などの施策が必要である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	2人以上の児童を扶養する保護者の経済的負担を軽減することにより、児童の福祉の向上及び出生率の向上に寄与する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	市内に居住する2人以上の児童を扶養する保護者で、当該児童のうち第2子以降の児童が未就学の児童であり、かつ、教育・保育施設等を利用させている場合に、第2子以降の児童の保育料を全額免除する。							
	(4)期待される効果							
	児童の福祉の向上及び出生率の向上につながる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	18,092	18,092	18,092	18,092	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	過疎地域持続的発展特別事業債(ソフト事業分)		9,000				
	一財			9,092	18,092	18,092	18,092	
年度別取組の概要			保育料徴収免除	保育料徴収免除	保育料徴収免除	保育料徴収免除		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業					

											整理番号	補-42	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	保護者の負担を軽減するため、第2子以降の保育料の無償化する。公益性は客観的に認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		子育て世帯の家計安定につながり、出生率向上や地域経済の活性化にもつながるなど市民の利益に寄与する。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	支給対象者は市民であり、市民ニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		支給対象者は市民であり、個人情報が含まれるため行政が実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	近隣市も同様の事業を実施しているため、必要性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		近隣市も同様の事業を実施しているため、均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	事業実施により、児童の福祉の向上及び出生率の向上につながり、効果が期待できる。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		事業実施は、給付費によって支払われることから、受益者、市とも最も負担の少ない最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	市の要綱に沿って実施しているため、公平性が確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	市の要綱に沿って実施しているため、特権的な恩恵を与えてない。									
その他の視点				-									
事業を実施しなかった場合の影響													
多子世帯の保育料軽減がなくなれば、経済的負担が増え、安心して出産、子育てができるか不安になり、ますます出生率が下がる恐れがある。													
事業実施に関する影響・課題等	課題	財源が一般財源のため、市の財政負担が大きい。											
	解決策	現在のところ一般財源に替わる代替財源はないが、本事業は、重点プロジェクトに位置づけられているため「ふるさと納税応援寄附金」を一部財源として活用しながら、児童の福祉の向上及び出生率の向上に寄与する必要があると考える。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		多子世帯の経済的負担を軽減するため、次年度以降も継続して保育料軽減事業を実施していく。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
本事業は重点プロジェクトに位置づけられており、子育てしやすいまちづくりに寄与する事業でもあるため、その有効性や必要性の点から継続することとする。 一方で、市単独補助事業であることから補助金適正化基本方針に沿った制度運用を行わなければならないため、終期設定(基本方針1)、補助金等の評価基準の設定(基本方針11)及び情報公開・公表(基本方針13)に関して改善を要するところであり、特に、減免や免除について、その代替のために要する経費について一般には意識が及ばないことが多いと思われるため、制度の概要や効果、それに要する経費について、広く周知されるよう望むものである。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13600	予算事業名	母子保健総務費			担当部局	福祉保健部
個別事業名及び補助金名称	2	南島原市生殖補助医療費助成事業(特定不妊治療支援事業)				担当課室	こども未来課
						担当班	こども保健班
事業期間	平成	27	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	4.健康福祉				会計区分	1.一般会計
	政策	5.児童福祉の充実				款(名称)	4.衛生費
	施策	1.子育て支援の充実				項(名称)	1.保健衛生費
	施策細分	4-5-1-②子育てにかかる経済的負担の軽減(総合戦略)				目(名称)	5.母子保健事業費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	長引く不況や晩婚化、世帯構造の変化などの問題もあり、出産に対する抵抗がある一方、「出産を望んでいるのに子どもができない」という重大な問題を抱えている世帯が相当数あると見込まれる。 子どもを望む夫婦の多くは、生殖補助医療に至る前の段階で一般不妊治療(人工授精等)を行う。妊娠しても流産・死産等を繰り返し不育症と診断された場合は、不育治療を行う。いずれの治療も長期に渡ることが多く、経済的精神的負担を抱えている。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	生殖補助医療に要した費用を助成することで、子を望みながらも恵まれない夫婦の経済的負担を軽減し、子を産み育てやすい環境づくりを推進する。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	子を望む親の心の安らぎと出生率向上に寄与するため、不妊治療に要した費用の一部を助成する。 ・助成対象者:(1)南島原市に1年以上住所を有し、(2)夫婦であり、(3)医療各保険の被保険者等、(4)妻の年齢が満43歳未満、(5)夫婦とも市税を滞納していない ・長崎県が実施する助成事業に基づく助成額及び自己負担額1万円を差し引いた額と10万円とを比較して、いずれか少ない額 ・治療期間初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで						
	(4)期待される効果						
	妊娠、出産、子育ての切れ目のない包括的支援の一つとして、不妊治療に必要な医療にかかるための経費を公費で助成することで、子を望む親の経済的負担を軽減する。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	3,000	3,000	3,000	3,000	
	国庫						生殖補助医療助成金 @100,000円*30名
	県費						
	起債						
	特財						
一財		3,000	3,000	3,000	3,000		
年度別取組の概要		扶助費	扶助費	扶助費	扶助費		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-43	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	B	助成は市内において同一条件にて行われることから、公益性が客観的に認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している		条件を満たす市民が対象であり、制度の周知は市民の利益に寄与しているものの、経済的負担を軽減するのは一部市民であることは否めない。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	条件を満たす市民が対象であることから、制度の周知は市民ニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		市民の安心した妊娠・出産・子育てを支援する行政として、実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	B	条件を満たす市民が対象であり、事業の内容を全世帯に周知する必要があるため、適正であり必然性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			b.一部調整の余地がある		近隣市の類似事業はそれぞれ特性がある事業を実施しているが、人口減少が著しい本市においては、一部調整の余地はあるものの均衡は欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	広報紙やホームページなどで広く周知することにより、助成を希望する対象者が現れることが期待されるため、効果が発揮される予定である。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		必要な医療に要した費用の助成を行っているため、現行の償還払い方式以外の方法は考えられない。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	全世帯に広報紙やホームページで周知するため、公平性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	条件を満たす全ての市民が対象であるため、特権的な恩恵を与える性質のものではない。									
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	経済的な理由で治療をためらっている場合は、経済環境が好転しない限り治療することなく年齢のみが過ぎてしまい、妊娠の可能性をさらに低くすることになる。												
	課題	事業の周知に一定の期間を要するものと考えられる。											
	解決策	広報誌、ホームページに掲載するとともに、乳幼児健診等の事業実施の際、個別に紹介をする。また、産婦人科等医療機関にポスター掲示協力依頼。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		経済的な理由で治療への取組が遅くなることを防ぐとともに、体外受精や顕微授精など高度な不妊治療導入の契機となり、妊娠の機会が増えることにより、出生率の向上を図るために必要な事業である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		子供を望む夫婦の経済的支援と出生率の向上の観点から、本補助事業は妥当性が認められるため、継続することとする。 なお、市の単独補助事業であることから補助金等適正化基本方針に沿った制度運用をしなければならないため、終期設定(基本方針1)、補助金等の評価基準の設定(基本方針11)等に適合するよう改善に努めることとする。特に、ここ数年予算額に対する執行額が低迷している状況にあり、基本方針8に基づきその要因を検証されたい。 次年度予算要求にあたっては、過去の実績の推移から適切な額の要求を行うとともに、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

整理番号	補-44

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13600	予算事業名		母子保健総務費		担当部局	福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		3	いのちの始まり応援事業(南島原市一般不妊治療・不育治療助成事業)				担当課室	こども未来課	
事業期間		平成	29	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	5.児童福祉の充実					款(名称)	4.衛生費	
	施策	1.子育て支援の充実					項(名称)	1.保健衛生費	
	施策細分	4-5-1-②子育てにかかる経済的負担の軽減(総合戦略)					目(名称)	5.母子保健事業費	
	重点P	該当しない							
根拠計画		-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)								
	長引く不況や晩婚化、世帯構造の変化などの問題もあり、出産に対する抵抗がある一方、「出産を望んでいるのに子どもができない」という重大な問題を抱えている世帯が相当数あると見込まれる。 子どもを望む夫婦の多くは、生殖補助医療に至る前の段階で一般不妊治療(人工授精等)を行う。妊娠しても流産・死産等を繰り返し不育症と診断された場合は、不育治療を行う。いずれの治療も長期に渡ることが多く、経済的精神的負担を抱えている。								
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)								
	不妊治療又は不育治療に要した費用を助成することで、子を望みながらも恵まれない夫婦の経済的負担を軽減し、子を産み育てやすい環境づくりを推進する。								
個別事業の内容	(3)事業の概要								
	子を望む親の心の安らぎと出生率向上に寄与するため、不妊治療に要した費用の一部を助成する。 ・助成対象者：(1)南島原市に1年以上住所を有し、(2)夫婦であり、(3)医療各保険の被保険者等、(4)妻の年齢が満43歳未満、(5)夫婦とも市税を滞納していない ・1年度につき、一般不妊治療又は不育治療に要した本人負担額から自己負担額1万円を差し引いた額と10万円とを比較して、いずれか少ない額を助成する。 ・助成開始年度から通算3年度(妻の年齢が満43歳に達する年度まで)								
	(4)期待される効果								
	妊娠、出産、子育ての切れ目のない包括的支援の一つとして、不妊治療に必要な医療にかかるための経費を公費で助成することで、子を望む親の経済的負担を軽減する。								
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考	
	財源名称		補助率	2,000	2,000	2,000	2,000		
	国庫							一般不妊治療 @100,000 円*18名、不育治療 @100,000 *2名	
	県費								
	起債								
	特財								
	一財			2,000	2,000	2,000	2,000		
年度別取組の概要			扶助費	扶助費	扶助費	扶助費			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望				利用しない					

											整理番号	補-44	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	助成は市内において同一条件にて行われることから、公益性が客観的に認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			条件を満たす市民が対象であり、制度の周知は市民の利益に寄与しているものの、経済的負担を軽減するのは一部市民であることは否めない。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	条件を満たす市民が対象であることから、制度の周知は市民ニーズが認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			市民の安心した妊娠・出産・子育てを支援する行政として、実施する必要はある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		B	条件を満たす市民が対象であり、事業の内容を全世帯に周知する必要があるため、適正であり必然性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			b.一部調整の余地がある			近隣市の類似事業はそれぞれ特性がある事業を実施しているが、人口減少が著しい本市においては、一部調整の余地はあるものの均衡は欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	広報紙やホームページなどで広く周知することにより、助成を希望する対象者が現れることが期待されるため、効果が発揮される予定である。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			必要な医療に要した費用の助成を行っているため、現行の償還払い方式以外の方法は考えられない。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	全世帯に広報紙やホームページで周知するため、公平性は確保されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		条件を満たす全ての市民が対象であるため、特権的な恩恵を与える性質のものではない。								
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	経済的な理由で治療をためらっている場合は、経済環境が好転しない限り治療することなく年齢のみが過ぎてしまい、妊娠の可能性をさらに低くすることになる。												
	課題	事業の周知に一定の期間を要するものと考えられる。											
	解決策	広報誌、ホームページに掲載するとともに、乳幼児健診等の事業実施の際、個別に紹介をする。また、産婦人科等医療機関にポスター掲示協力依頼。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		経済的な理由で治療への取組が遅くなることを防ぐとともに、体外受精や顕微授精など高度な不妊治療導入の契機となり、妊娠の機会が増えることにより、出生率の向上を図るために必要な事業である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		子供を望む夫婦の経済的支援と出生率の向上の観点から、本補助事業は妥当性が認められるため、継続することとする。 なお、市の単独補助事業であることから補助金等適正化基本方針に沿った制度運用をしなければならぬため、終期設定(基本方針1)、補助金等の評価基準の設定(基本方針11)等に適合するよう改善に努めることとする。特に、ここ数年予算額に対する執行額が低迷している状況にあり、基本方針8に基づきその要因を検証されたい。 次年度予算要求にあたっては、過去の実績の推移から適切な額を検討し、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13600		予算事業名		母子保健総務費		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		9		南島原市妊産婦医療費助成事業				担当課室		こども未来課	
事業期間		令和		5		年度～令和		-		年度(年間)	
実施区域		市全域									
総合計画	基本柱	4.健康福祉						予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	5.児童福祉の充実							款(名称)	4.衛生費	
	施策	1.子育て支援の充実							項(名称)	1.保健衛生費	
	施策細分	4-5-1-①妊娠・出産・育児までの切れ目のない子育てしやすい環境づくり(総合戦略)							目(名称)	5.母子保健事業費	
	重点P	②住み続けたい環境づくり									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	①課題・背景 妊娠高血圧や妊娠糖尿病等、ハイリスク妊娠は胎児の発育にも影響を及ぼすため、医療機関の継続受診が必要である。その治療に高額な医療費がかかるため、妊産婦の経済的負担は大きい。厚生労働省が実施した妊娠、出産、産後の不安についての調査では、妊娠中に身体のトラブルに不安があった方が34.7%、経済的な不安があったという方が15.7%となっている。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 妊産婦が負担する医療費の一部を助成することにより、妊産婦の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、経済的負担の軽減を図る。										
	(3)事業の概要 【対象者】 市内に住所を有する妊娠の届け出をした妊産婦であり、かつ医療保険各法の規定による被保険者等で、生活保護法による保護を受けていない世帯に属する者。 【助成内容】 妊娠届出をした月の初日から(市外で妊娠届出をした人については、本市に転入届出をした日から)出産した月の翌日の末日までの期間において支払った保険適用となる医療費の自己負担額の合計額から5万円を減じた額に3分の2を乗じて得た額を助成する。										
年度別の計画額の概要	(4)期待される効果										
	妊娠、出産、子育ての切れ目のない包括的支援の一つとして、妊産婦が必要な医療にかかるための経費を公費で助成することで、妊産婦の経済的負担を軽減する。										
	財源内訳(千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考				
	財源名称	補助率	4,620	4,620	4,620	4,620					
	国庫										
	県費										
	起債										
特財											
一財		4,620	4,620	4,620	4,620						
年度別取組の概要		扶助費 @55,000円 *84人	扶助費 @55,000円 *84人	扶助費 @55,000円 *84人	扶助費 @55,000円 *84人						
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない									

											整理番号	補-45		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	助成対象者の条件を明確化している。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			条件を満たす妊産婦を対象とした助成であるため、一部市民の利益に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			b.一部世代にのみ認められる		B	対象者が妊産婦であるため、一部世代のニーズである。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			市民の安心した妊娠・出産・子育てを支援する行政として、実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			b.一部余地がある		B	助成内容の条件について、一部検討の余地がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			県内では本市のみが実施している。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			b.一部改善の余地あり		B	妊産婦が必要な医療を受けるための経済的負担の軽減につながっているが、より効果を発揮するために対象者の条件を検討する余地がある。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			必要な医療に要した費用の助成を行っているため、現行の償還払い方式以外の方法は考えられない。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	妊産婦全員に対して事業周知をしているため、公平性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		助成対象者の条件を明確化している。									
その他の視点				-										
事業を実施しなかった場合の影響														
安心して妊娠・出産・子育てができるためには、妊産婦の心身の状態に応じた医療にかかることが必要であるが、医療費による経済的負担が大きい場合、必要な医療を受けるための受診控えが生じることにつながる。														
事業実施に関する影響・課題等	課題	妊産婦の医療費の実態把握により、予防介入可能な健康課題を見出し、対策につなげていくことも必要。												
	解決策	申請者のこれまでの妊娠経過や基礎疾患などの実態をみていくことを継続する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	継続	
		妊産婦が必要な医療にかかるための経費を助成することで、妊産婦の経済的負担を軽減して、必要な医療にかかることにより安心して妊娠・出産・子育てができるための支援事業の一つとして必要である。 また、本事業を継続していくことで妊産婦が要している医療の実態把握ができ、必要な対策課題が見出せることも期待できる。												
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
子育てしやすいまちづくりに資する事業の一つとして、本事業は重要な役割を担っていることから、本事業は継続することとする。 ただし、市の単独補助事業であるため、補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を行うこととしており、終期設定(基本方針1)や評価基準の設定(基本方針11)等による補助制度の定期的な見直しを行い、市民に対してより良い制度を構築し続ける必要がある。特に、直近2年間の予算の執行率が50%未満であるため、要因を十分に検証(基本方針8)し、次年度以降の計画額の引き下げや制度周知の強化等、必要な改善を行わなければならない。 次年度予算要求にあたっては、上記に留意のうえ、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13602	予算事業名	妊産婦・乳幼児健康診査事業			担当部局	福祉保健部
個別事業名及び補助金名称	1	母子健康診査費(償還払い分)				担当課室	こども未来課
						担当班	こども保健班
事業期間	平成	20	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	4.健康福祉				会計区分	1.一般会計
	政策	1.健康づくりの推進				款(名称)	4.衛生費
	施策	2.健康診査・健康相談等の充実				項(名称)	1.保健衛生費
	施策細分	4-1-2-②母子保健・予防接種の充実				目(名称)	5.母子保健事業費
	重点P	②住み続けたい環境づくり					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	母子健康診査費(償還払い分)の背景には、市が委託する医療機関で母子健康診査を受診することとしていたが、里帰り出産、近隣市の出産分娩施設の減少等により、市が委託する医療機関以外の医療機関で健康診査等を受診する必要性が生じたため、この問題を改善するために設けた事業である。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	母子健康診査費(償還払い分)は、里帰り出産等により、市が委託する医療機関以外の医療機関で健康診査等を受診できる環境を整えることで、母子健康状態の維持・向上を目的とした事業である。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	母子健康診査の対象者が、市が委託契約した医療機関以外で、母子健康診査を受診した場合、市にその医療機関が発行した領収書を添付し申請を行うことで母子健康診査受診料の要綱で定める額を限度として助成事業である。						
	(4)期待される効果						
	母子の健康維持及び向上また、各家庭内の健診費用負担による経済的負担の軽減を図り、子育て支援による住民満足度の向上と地域定住の促進等が得られる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	300	300	300	300	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財			300	300	300	300	
年度別取組の概要			妊婦一般健診 112,350円×2名 産婦健診5,000円 ×15名	妊婦一般健診 112,350円×2名 産婦健診5,000円 ×15名	妊婦一般健診 112,350円×2名 産婦健診5,000円 ×15名	妊婦一般健診 112,350円×2名 産婦健診5,000円 ×15名	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-46		
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	母子の健康維持及び向上に必要であるため。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		母子の健康維持及び疾病の早期発見等、市民の利益に寄与しているため。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	助成対象者が、幅広く医療機関を選択でき、安心して受診できるため。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		母子保健法により地方公共団体の責務に定められているため。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	母子保健法により地方公共団体の責務に定められているため。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		県内市町(一部を除く)で統一した受診費を助成額の上限と定めているため。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	医療機関を選択できることにより、母子健康状態の維持・向上を目的とした事業であるため。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		助成額が確定する「精算払い」しか実施できないため。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	助成額の上限額が、市が委託する医療機関との契約と同額であるため。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	実施要綱に定めた者に限り助成しているため。										
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	市が委託した医療機関で受診した市民と市と委託していない医療機関で受診した市民との間に、公平性が欠けることに加え、市民が評価する「市の“強み”である攻勢分野」の子育て支援の評価の低下及び定住の促進にも支障が生じる。													
	課題	本事業は、出生率、子育て世帯の転入世帯数等が影響するため、先の見通しが困難である。												
解決策	過去の妊娠届、出生者数を考慮し推測する。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		市民の公正性、母子の健康維持及び向上の観点からも、継続して行う必要がある。												
	市長評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
本事業は重点プロジェクトに位置づけられ、子育てしやすいまちづくりに資する事業であり、公益性及や妥当性の面からも継続することとする。 そのうえで、市単独補助事業であることから補助金適正化基本方針に沿った制度運用を行うこととしており、終期設定(基本方針1)や評価基準の設定(基本方針11)による定期的な制度見直しを行い、制度概要や成果を公開・公表(基本方針13)することで、市民への説明責任を果たすことを求めている。また、医療費等の動向に注視し、補助額、補助率、補助単価の見直し(基本方針4)を行われたい。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12351	予算事業名	健康づくり推進事業			担当部局	福祉保健部
個別事業名及び補助金名称	7	南島原市温水プール利用料金助成事業				担当課室	健康づくり課
						担当班	健康増進班
事業期間	令和	3	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	4.健康福祉				会計区分	1.一般会計
	政策	1.健康づくりの推進				款(名称)	4 衛生費
	施策	1.市民の健康増進				項(名称)	1 保健衛生費
	施策細分	4-1-1-②生活習慣病の予防				目(名称)	4 健康増進費
	重点P	該当しない					
根拠計画	南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画(ひまわりプランⅣ)P19、P21						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	温水プールの建設は、建設や管理コスト等の多額の費用が発生するため、近隣市の温水プール利用者を対象に、令和3年度から本事業を開始した。助成金の算出根拠は、国民健康保険特別会計のはり・きゅう券と同額とした。 本市の高齢化率は平成25年度から令和5年度(42.5%)の10年間で8.8%進行している。また、本市の健康寿命(平均自立期間要介護2以上)は延伸しており、令和6年度は男性 79.7歳、女性 83.6歳であるが、平均寿命と比較して、男性は1.4歳、女性は3.6歳短い。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	健康寿命の延伸と生活の質の向上を目的とした健康づくりだけではなく、生活習慣病の予防やフレイル・介護予防の視点から、医療費や介護給付費の伸び抑制につながると考える。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	1 対象者 南島原市内に住所を有し、現に居住している者で、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 20歳以上の者(当該年度中に20歳に達する者を含む。) (2) 島原半島内の温水プール施設に会員登録している者 (3) 市税及び国民健康保険税を滞納していない者 2 対象施設 島原半島内の温水プール施設 3 助成額 月額1,000円(月額の施設利用料を支払った分が対象)						
	(4)期待される効果						
	・健康寿命の延伸 ・医療費、介護認定率・介護給付費の伸び抑制						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	1,200	1,200	1,200	1,200	
	国庫						財源については、R8年度より65歳以上の申請者分のみ、介護保険の保健福祉事業の受託予定(R7申請:71人)
	県費						
	起債						
	特財			852	852	852	
	一財			348	348	348	
年度別取組の概要		補助金 @1,000×100人×12月	補助金 @1,000×100人×12月	補助金 @1,000×100人×12月	補助金 @1,000×100人×12月		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-47		
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	本市には温水プールがないため、該当施設の利用料の一部を助成するものであり、全額を補助するものではない。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		市民の健康づくりに寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	健康意識の高揚が高まっており、健康格差の縮小にむけたニーズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		本市に温水プール施設がないため、行政が利用料の一部を補助する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	月額1,000円の助成金は適正と考える。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		雲仙市では、雲仙市民は会費が低く設定(月2,575円の差)されており、本市の助成は妥当である。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	運動は生活習慣病の予防やフレイル・介護予防の効果があり、本事業利用者の健康寿命の延伸が図れている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		本人の申請・請求を確認した上で助成しており、最適と考える。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	近隣市民と比較し、適正・公平性が確保されてる。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	市内に温水プールがなく、利用料の一部を助成するものであり、特権的な恩恵ではない。										
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	温水プール利用において、近隣市の市民との公平性を欠く。また、健康寿命の伸びを抑制することにつながる。本市は高齢化率が高く、筋・骨格系の医療費が高い状況にあるため、さらに医療費が伸びていくことが懸念される。													
	課題	・本事業の申請者(温水プール施設の登録者)の増加に伴う、予算の確保。 ・温水プールの会費が増額された場合、助成金額の増額の要望が上がる可能性がある。												
	解決策	・予算の確保。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		高齢化率が高い本市において、健康寿命の延伸、平均寿命との差の縮小は大きな課題であり、生活習慣病の予防やフレイル・介護予防の観点から、医療費や介護給付費の伸び抑制につながると考える。また、財源については、R8年度より65歳以上の申請者分のみ、介護保険の保健福祉事業の受託予定である。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
		温水プールを有しない本市において、近隣市と同等の運動機会を提供する事業として公平性等が認められるため本補助事業は継続とする。 なお、市単独補助制度は補助金適正化基本方針に沿った制度運用を行うこととしており、終期設定(基本方針1)、評価基準の設定(基本方針11)により、定期的な制度見直しを求めているところである。 次年度予算要求にあたっては、補助金等適正化基本方針に沿った改善を順次行うとともに、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に表示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。												
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14011	予算事業名	農業後継者育成事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	4	南島原市親元就農者支援事業補助金				担当課室	農林課	
						担当班	農業戦略班	
事業期間	令和	3	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興					款(名称)	6 農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)					項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-2-②後継者の確保と人材育成(総合戦略)					目(名称)	3 農業振興費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり						
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P12							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	少子高齢化の影響により、農業の担い手や後継者が減少している。令和2年の農業センサスによると、後継者のいる農家の割合は34.6%であり、10年前の53.0%と比較して18.4%減少している。このような状況に伴い、農業後継者の確保を図る必要があるため。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	Uターンによる親元就農者を支援することで、農業後継者の確保を図る。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	対象者:就農時の年齢が50歳未満で、市外で3年以上就労し、本市への転入日から1年を経過していない者 補助内容:定額(1年目)100万円・(2年目)30万円・(3年目)30万円 交付期間:3年間							
	(4)期待される効果							
	若手Uターン就農者によるノウハウ継承と地域農業の維持。 補助金による資金負担軽減による新規就農後の定着促進。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	4,200	4,200	4,200	4,200	
	国庫							
	県費							
	起債	過疎地域持続的発展特別事業債(ソフト事業分)		2,100				
	特財							
	一財			2,100	4,200	4,200	4,200	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			⑥ その他市長が特に必要と認める事業					

											整理番号	補-48		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	新規参入による就農者の確保は、基幹産業である農業の活性化のために必要な取り組みである。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			基幹産業である農業の活性化は、市全体の利益に寄与するものである。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	基幹産業である農業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			基幹産業である農業人材確保のための取り組みであり、行政が実施しなければならない。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	支援基幹産業の人材確保は市にとって必要な取り組みである。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			本市への就農促進を目的とした事業であり、近隣市と均衡を保つような事業ではない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	新規就農者の確保につながっており、効果が認められる。						
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			事業効果を発揮させるためには、補助金での交付が最も適している。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	制度についてHP等に掲載し広く周知を行っており、要件を満たすことで誰でも活用することができる。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		制度についてHP等に掲載し広く周知を行っており、要件を満たすことで誰でも活用することができる。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	農業後継者が減少する中、本補助金をきっかけとして、親元就農を始める農業者もいるため、後継者不足の対策に寄与している。また近隣自治体は同様の取り組みを行っておらず、差別化が失われ、競争力も低下する。													
	課題	補助金交付後の経営安定のためのサポートが必要である。												
	解決策	県や生産団体等とサポート体制を構築し、補助金交付後も、適切なフォローを行っていく。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		農業の担い手が減少していく中で、本補助金の支援を通じ親元就農の確保することは、本市農業の維持、発展のためには必要な取り組みであり、今後も継続して行っていく必要がある。												
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
後継者に対して一定期間給付金を支給することは、後継者の初期投資やモチベーションの確保等に一定の効果が見込まれるものの、給付金の有無が後継者数にどの程度影響があるか検証が必要と思われる。全国的にも事例が少ない本補助制度について、対外的にその効果の説明を行う必要があるため、補助金等適正化基本方針の11に掲げる補助金交付金の成果を客観的に評価するための指標（現行は本補助制度とは直接関係のない農業後継者組織新規会員数）を変更する等の改善に取り組まれない。 補助対象者に対する3年間の支援のため、事業自体は継続とするが、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12％程度削減）を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

整理番号	補-49

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14026	予算事業名	農業新技術活用実証事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	3	農業用ドローン農薬散布普及実証支援事業				担当課室	農林課	
						担当班	農業戦略班	
事業期間	令和	3	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)				目(名称)	3 農業振興費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり						
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P13、21							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	少子高齢化の影響により、農業の担い手や後継者が減少している。本補助金を活用してドローンによる農薬散布を支援し、農業者の負担軽減や事業の効率化を図る。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	農業用ドローンによる農薬散布の普及を推進し、農作業の効率化、負担軽減を図る。							
	(3)事業の概要							
市内の農業者で組織する団体が、農作業の効率化及び労働力の負担軽減を目的として行う農業用ドローンによる農薬等の散布作業の委託に要する経費(農薬等の薬剤代を除く。)につき、市長が認める経費に対する支援を行う。 対象者:市内の農業者2戸以上で組織する団体 補助内容:上限10万円 1/2以内(10aあたり上限1,250円)								
(4)期待される効果								
本補助金を活用し、ドローンによる農薬散布を支援することで、農業者の負担軽減や事業の効率化を促進する。								
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	1,000	1,300	1,300	1,300	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			1,000	1,300	1,300	1,300	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			⑥ その他市長が特に必要と認める事業					

											整理番号	補-49	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	農業の担い手不足に対する取り組みであることから公益性は認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			基幹産業である農業担い手不足対策は、市民の利益に寄与するものである。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	基幹産業である農業担い手不足対策は必要であり農業者から望まれている。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			基幹産業である農業の担い手不足対策は、生産団体等一体となつて行う必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	農業者にも一定の負担していただいており、基幹産業である農業の担い手不足対策は必要な取り組みである。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			事業内容、補助率等、均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	農作業の効率化、作業負担の軽減、収量向上については十分発揮されている。					
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			事業者が主体となつて取り組むべきことであり、補助金の交付による支援が最適手法である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。								
その他の視点				-									
事業を実施しなかった場合の影響													
スマート農業の普及に伴い、本補助金の利用が増加しており、令和7年度には申請金額が予算額を超える見込み。本補助金は、ドローンを活用した農薬散布による農業者の負担軽減や事業効率化を実現する上で効果的であるため、今後も継続的な支援が必要である。													
事業実施に関する影響・課題等	課題	現在、1度の申請で2戸以上の利用を条件としているものの、2戸のみの申請が多数を占めている状況。このため、市内の農業従事者に対して広く周知を図る必要がある。また、申請額や申請件数は前年より増加しているものの、申請時に選択される作物が特定の種類に偏っている傾向が見られる。これを踏まえ、より幅広い作物への利用を促進する取り組みが求められる。											
	解決策	作物ごとに申請可能な面積の上限を設定し、申請時の必要戸数の基準を見直すなどの変更を行い、市内の農業者に対して広く周知を図る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		今年度は年度途中であるものの、申請金額がすでに予算を超える見込みとなっている。また、農業担い手の減少が進む中で、先端技術を活用したスマート農業の重要性は高まっており、今後さらなる拡大が予想される。これを踏まえ、次年度以降において本事業の拡充を行うもの。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		農業における機械化・省力化は、本市の農業振興に欠かせない取り組みであり、総論としてのスマート農業推進については今後も引き続き取り組む方向性としており、農業用ドローンによる農薬散布の普及を推進するための実証事業である本事業については、当面の間継続することとする。 なお、実証事業であることから、これまでと同様に、その効果が確認できた品目については順次除外しながら、定期的な制度の見直しや近隣市との均衡確保、効果検証等、補助金適正化基本方針に沿った制度運営に取り組むこととする。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14026	予算事業名	農業新技術活用実証事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	2	スマート農業推進協議会補助金				担当課室	農林課
事業期間	令和	3	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)				目(名称)	3 農業振興費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり					
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P13、21						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	農業従事者の高齢化や農業後継者の減少などにより、農業の担い手が不足している中、農業従事者の確保、育成は喫緊の課題である。そのため、農業を若者から選ばれる産業にするために、スマート農業を推進し、農作業の効率化、作業負担の軽減、高品質な農作物の安定生産及び収量向上に取り組む必要がある。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	シンポジウムの開催や実証事業、情報発信等を実施することで、スマート農業の普及推進を図る。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	南島原市スマート農業推進協議会が実施するスマート農業の普及活動及びITソリューションの調査・研究活動に要する経費につき、市長が認める経費に対する支援を行う。 対象者:南島原スマート農業推進協議会 補助内容:定額補助						
	(4)期待される効果						
	スマート農業普及による生産性向上と収量・品質向上が図られる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	1,000	1,000	1,000	1,000	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		1,000	1,000	1,000	1,000	
年度別取組の概要		補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-50		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	農業の担い手不足に対する取り組みであることから公益性は認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			基幹産業である農業担い手不足対策は、市民の利益に寄与するものである。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	基幹産業である農業担い手不足対策は必要であり農業者から望まれている。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			基幹産業である農業の担い手不足対策は、生産団体等一体となって行う必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	基幹産業である農業の担い手不足対策に対応した取り組みとなっており、本事業の実施は必然性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			事業内容、補助率等、均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	農作業の効率化、作業負担の軽減、収量向上については十分発揮されている。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			事業者が主体となって取り組むべきことであり、補助金の交付による支援が最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	農業従事者の減少が加速し、農業の生産性や品質の停滞による競争力低下が起こり、地域経済や雇用への悪影響が懸念されるとともに、若者にとって農業の魅力が低下し、後継者不足がさらに深刻化する可能性がある。													
	課題	産学官の関係団体が連携して、スマート農業技術の活用を加速化していくことが必要となるため、各団体の合意形成や協力体制に時間を要する。												
	解決策	合意形成や協力体制を円滑に進めるため、各団体に対して定期的に情報共有を行う。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		農業担い手が減少している中、先端技術を活用したスマート農業については、今後拡大していくことが予想されることから、農業が基幹産業である本市において、スマート農業の普及推進は今後も継続して取り組んでいく必要がある。												
	市長評価	公益性	B	必要性	C	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	再検討	
農業における機械化・省力化は、本市の農業振興に欠かせない取り組みであり、総論としてのスマート農業推進については、今後も引き続き取り組む方向性とするものの、その手段の一つである本補助制度については、ここ数年予算額に対する執行率が低迷している状況にあり、社会的ニーズの変化等、事業執行にあたって障害となる要因が生じていることが伺える。このため、補助金等適正化基本方針の8に記載のとおり、補助制度の内容について見直す必要がある。 また、終期設定(基本方針1)や原則1/2を超える補助率設定の理由の整理(基本方針4)、対象外経費の明確化(基本方針5)、事業効果を示す評価基準の設定(基本方針11)等、効果検証に基づく定期的な制度見直しのための補助金等適正化基本方針に沿った制度運用の改善にも取り組まれない。 これらの改善を行う目途を立てたうえで次年度予算要求を行う場合は、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14027	予算事業名	新規作物調査・研究事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	1	新規作物導入支援事業補助金				担当課室	農林課
						担当班	農業戦略班
事業期間	令和	2	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)				目(名称)	3 農業振興費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり					
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P12、13、24						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	少子高齢化の影響により、農業の担い手や後継者が減少している。令和2年の農業センサスによると、後継者のいる農家の割合は34.6%であり、10年前の53.0%と比較して18.4%減少している。このような状況に伴い、耕作放棄地が増加しているため、農業者の収益力向上や耕作放棄地の解消が求められている。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	バナナ等高収益作物栽培の導入を支援することで、農業者の所得向上と収入の安定化及び遊休農地の利活用を図る。						
	(3)事業の概要						
市内の農業者又は農業者で組織する団体が、市内において次に掲げる作物の栽培に取り組む場合の導入経費につき、市長が認める経費に対する支援を行う。 ・対象者:市内の農業者又は農業者で組織する団体 ・補助内容:①新規作物(永年作物、バナナ含む)導入:1/2以内(上限300万円)、②バナナ栽培の事業拡大:1/3以内(上限200万円) ③新たに永年作物の栽培に取り組む場合の苗木及び培養土の購入経費:1/2(上限300万円)							
(4)期待される効果							
新規作物の導入を支援することで新たな収益基盤を構築することができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	2,000	3,000	3,000	3,000	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		2,000	3,000	3,000	3,000	
年度別取組の概要		補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			⑥ その他市長が特に必要と認める事業				

											整理番号	補-51	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	基幹産業である農業の活性化、農業者の所得向上のための取り組みである。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			新たな南島原ブランドの創出や観光資源としての活用により地域経済の活性化が期待できる。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	加工することで、これまで廃棄されていた規格外品等の未利用資源を有効活用することができ課題解決に繋がっている。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			新たな特産品の開発による地域経済の活性化が期待できることから市が実施する必要性はある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	初期投資が大きいことから一定の支援は必要である。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			補助対象経費や補助率等、均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	農業者の所得向上、新たな特産品の開発が期待できる。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			事業者が主体となって取り組むべきことであり、補助金の交付による支援が最適な手法である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。								
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	農業者の所得向上や収入の安定化が進まず、遊休農地の活用が促進されない可能性がある。その結果、耕作放棄地の増加が続き、地域の農業活力が低下し、農業の担い手不足や後継者問題がさらに深刻化する恐れがある。												
	課題	新規作物導入に向けて農業者の参加意欲喚起、技術・知識の提供といった課題があげられる。											
解決策	対象者に対して本補助金の情報を幅広く、効果的に周知することで、新規作物導入に関する障壁の解消を図る。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		農業の担い手が減少している現状において、本補助金を活用して新規作物の導入を支援することは、農業者の所得向上および収入の安定につながる重要な取り組みである。現在、本補助金の予算額は200万円だが、補助金制度では、申請額の上限を300万円と定めており、上限額の申請があった場合、現行の予算内では対応が困難になる可能性があり、令和8年度より予算額を100万円増額し、300万円とするもの。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
新規作物の導入支援は、夏季の高温化等昨今の本市の環境に適した農業の推進と農家の所得向上、耕作放棄地の解消を図るために必要な取り組みであると認められるため、当面の間継続することとする。 また、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を行うこととしているため、効果検証をもとに定期的な見直しを行うための終期設定(基本方針1)や評価基準の設定(基本方針11)等にもむけた改善を求める。 なお、次年度予算要求にあたっては、事前に要望調査を行うなど可能な限り必要額を把握できる体制を構築した後はその必要額で要求することは差し支えないが、把握できる体制が整わない場合は令和7年度当初予算を超えない範囲内において、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14033	予算事業名	未来農業フロンティア推進事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	2	果樹振興プロジェクト事業				担当課室	農林課
事業期間	令和	5	年度～令和	—	年度(年間)	担当班	農業戦略班
事業区画	令和	5	年度～令和	—	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	4.販路拡大とブランド化の推進				項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-4-②ブランド化・6次産業化の推進(総合戦略)				目(名称)	3 農業振興費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり					
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P12						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	みかん栽培においては、苗木を新植してから収益が得られるまで数年間を要するため、認定新規就農者としての登録が難しい状況にある。また、作業負担が大きいことや、従来の樹園地では密植による作業効率の低下が課題となっている。これらの障壁により、本市において他の作物と比較して担い手の減少が著しい状況が続いている。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	果樹農業者に対し苗木の導入を支援することで、新植及び改植の促進を図り、果樹産地の維持、保全を目指す。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	市内の農業者で組織する団体が、新植又は改植に取り組むために必要な柑橘・苗木の購入に要する経費につき、市長が認める経費に対する支援を行う。						
	対象者:市内農業者で組織する団体 補助内容:新植用苗木 1団体上限40万円(1/2)、改植用苗木 1団体上限20万円(1/2)						
	(4)期待される効果						
柑橘農家の所得向上・経営安定を図ることができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	1,800	1,800	1,800	1,800	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		1,800	1,800	1,800	1,800	
年度別取組の概要		補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			⑥ その他市長が特に必要と認める事業				

											整理番号	補-52		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	果樹産地の維持、保全を目指すために必要な取り組みである。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			果樹産地の維持、保全を目指しており、広く市民の利益に寄与するものである。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	全国的に農業の担い手不足は深刻な問題となっており、本市においても、農業を基幹産業としていることから、本事業を通じて担い手不足への対策を講じることが期待されている。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			果樹産地の競争力を高め、持続的な維持と発展を支える必要があり、官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	初期投資が大きいことから一定の支援は必要である。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			補助対象経費や補助率等、均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	農業者の所得向上、経営安定が期待できる。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			事業者が主体となって取り組むべきことであり、補助金の交付による支援が最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	新規参入者を増やすための支援が不足し、果樹栽培に携わる担い手の減少がさらに進む可能性がある。													
	課題	市内の団体の中には本事業を活用していない団体も存在しており、新規参入者の拡大を図りたい。												
	解決策	市内の団体に広く周知を行い、本補助金の効果的な活用を促進する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		果樹農業者への苗木導入支援を通じて、新植および改植を促進し、果樹産地の維持・保全を図ることで、柑橘農家の所得向上や経営の安定を目指す取り組みは、今後も継続して進めていく必要がある。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
果樹振興の一環として苗木等の支援を一定期間設ける必要性と、令和5年度からの執行状況から確認できる業界のニーズから、当面の間事業を継続するものとする。 ただし、業界の規模や改植の進捗度合から、どこかの時点で補助制度の役割が終わる時期が来ることが予想されるため、補助金等適正化基本方針に沿って、効果検証に基づく定期的な見直しを行うための終期設定(基本方針1)や成果を示す評価指標の設定(基本方針11)等をおこなうなどの、制度運用上の改善を求める。 以上を踏まえ、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14006	予算事業名	耕作放棄地解消支援事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	1	農地等有効活用推進事業				担当課室	農林課
事業期間	令和	1	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-2-③農地の有効利用の推進及び耕作放棄地の解消(総合戦略)				目(名称)	3 農業振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P23						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	耕作放棄地が増加し、市内で約1,102haが見込まれる。高齢化と後継者不足により、農地の再生には高額な経費を要するため、優良農地であっても放置せざるを得ない状況である。 現状では、借地の再生経費に10アール当たり15万円以上の自己負担が発生していることから、利用者から補助率の見直し要望が寄せられており、検討している状況である。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	荒廃農地のうち、比較的条件の良い優良な農地の活用は重要であることから、規模拡大や農地の集約化を目指す農家の支援策として本事業は必要である。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	認定農業者又は新規就農者が賃貸の設定又は所有権の移転により、新たに取得した農地の復旧に必要な経費を助成することで耕作放棄地の有効利用を支援している（補助率1/2、10アール当たり15万円を上限）。						
	(4)期待される効果						
	優良農地の再生により農地の集約化にも繋がり、農作業の効率化が見込める。また、農地の売買価格も非常に安価であるため、今後は荒廃農地の流動化にも繋がる可能性がある。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	900	900	900	900	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		900	900	900	900	
年度別取組の概要		補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-53	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	荒廃農地の再生は、耕作放棄地対策に特に有効である。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			荒廃農地の再生は、周辺の農家における営農活動に効果がある。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	荒廃農地の解消は、広く市民が必要と考えている。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			荒廃農地対策への行政支援は、鳥獣対策等にも効果があり、とても重要である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある		C	現状の補助条件では事業規模は妥当であるが、補助要件が厳しいとの声もあり、検討が必要である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある			近隣市の類似事業は少ないので、県下の他地域の情報を調査中である。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	再生経費が高騰し農家負担が高すぎる感はあるが、新規就農者等の活用もあり、効果は発揮されている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			事業執行の方法は適切である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公正性は確保している。							
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない			特権的な対応事例は無い。							
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	国や県において、荒廃農地の再生費用を直接補助する事業は無い。特に小規模の農地に対する事業は、今後も事業創設される見込みは低い。 本事業が中止されれば、優良農地の周辺において荒廃している場合は、その解消が非常に難しくなり、連鎖して荒廃化の進行が懸念される。												
	課題	本事業への関心は高いが個人負担割合が高いため、事業費の見積後に見送る事例が多い。 少し離れていても優良農地を借地で活用するケースが多く、団地化が上手くまとまらない。											
	解決策	補助率を見直しを検討し取り組んでいく必要がある。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		高齢化による優良農地の荒廃化は避けられないため、本事業の補助率等を見直しを行い、耕作放棄地対策を推進する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	C	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
耕作放棄地対策の一つの手段として本補助制度の有効性は認められるものの、制度開始以降活用が低迷している状況にある。補助金等適正化基本方針の基本方針8に示しているとおり、執行率の低い補助金等は活用されない要因があると考えられているため、補助制度の見直しが必要である。そもそも耕作放棄地は、道がかりや圃場の形状、未相続や管理者不在など、耕作放棄地化した事情等が様々あり、耕作放棄地の周辺を耕作する認定農業者等が、単に補助率を高くただで制度を活用して耕作できる状況にできるのか疑問があるため、補助対象者の要件としている認定農業者の意向を複数確認するなど、市内のニーズの確認を前提とした制度設計を行われない。 なお、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めているため、効果検証を前提とした定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や成果指標の設定(基本方針11)等はいもとより、原則1/2を超える補助率を設定する場合は、その合理的な理由を対外的に示することができるレベルで整理(基本方針4)するなど、制度運用上の改善を求めるものである。 以上の指摘事項に基づく見直し作業に目途が立ち、次年度予算要求を行う場合は、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14007	予算事業名	農業担い手対策事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	3	南島原市元気ある担い手アクション支援事業費補助金				担当課室	農林課
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	農業経営班
事業区画	基本柱	3.産業経済				実施区域	市全域
総合計画	政策	1.農林業の振興				会計区分	1.一般会計
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				款(名称)	6 農林水産業費
	施策細分	3-1-2-②後継者の確保と人材育成(総合戦略)				項(名称)	1 農業費
	重点P	該当しない				目(名称)	3 農業振興費
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P23						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	農家数や後継者の減少が加速化し、地域農業の維持継続が大きな課題である。特に担い手不足で優良農地が耕作放棄化するなど、担い手の確保・育成が急務である。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	基幹産業である農業で、担い手の確保・育成は特に重要である。本事業を活用して認定農業者や認定新規就農者となり、国や県の各種支援制度を受けて頂き、経営基盤の強化を支援する。 経費は必要であるが、本事業の継続により認定農業者数は県下で一番多い。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	市補助金により南島原市担い手育成総合支援協議会を運営している。主にはアクションプログラムを策定し、認定農業者の経営相談や新規就農者の就農相談、認定農業者の経営改善計画の作成支援などを行っている。 認定農業者の経営改善計画の作成では、専任のコーディネーター5名が支援している。						
	(4)期待される効果						
	認定農業者及び認定新規就農者に認定されることで、各種補助事業等を受けやすくなり、経営基盤の強化に繋がる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	2,843	2,843	2,843	2,843	
	国庫						
	県費	元気ある担い手アクション支援事業費補助金	947	947	947	947	
	起債						
	特財						
	一財		1,896	1,896	1,896	1,896	
年度別取組の概要		補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-54		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A		関係機関と協働による支援体制であり、公益性は保たれている。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している				誰でも希望すれば支援を受けることは可能である。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A		コーディネーターによる啓発活動も実施しており、計画策定の遅延等を防止している。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある				行政が協働により農家の意欲を高める活動内容であり、行政が実施する必要性は高い。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A		年度毎に多少の事業費の変動はあるが、実績も考慮され県補助金も増額となった。事業規模は妥当である。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない				近隣市と比較し、妥当であると考ええる。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		B		認定農業者数から見ても事業効果は表れている。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			b.一部改善の余地あり				都市からの就農希望者の募集方法やPRについて、毎年改善を続けている。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A		特にコーディネーターの活動においては、地域を熟知した方であり、公平性は確保している。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		特権的な恩恵を与えたという苦情等は発生していない。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	事業への取り組みが無ければ、関係機関や団体が連携して課題に対処する機会が無くなり、市職員だけの限られた対応となり、農家に対しては情報不足や指導不足が懸念される。また、近年取り組んでいる地域計画の策定や見直し等に対しても、協議会として組織で取り組んだ方が計画等のPDCAサイクルが円滑に機能すると考える。													
	課題	現農家の支援と新規就農者を増やす活動が含まれるが、市外からの就農希望者には、自己中心的な考えの方が多く、その対応が難しくなっている。												
解決策	就農希望者へのPR方法を検討し、改善していく。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	継続	
		認定農業者等の確保は重要な目標であり実績にも現れている。担い手の経営が安定すれば、農地の団地化や集約化も可能となり、規模拡大に繋がるため、現状の取り組みを継続することは必要である。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善	
認定農業者等の農業の担い手の経営を支援するための団体に対する補助制度であり、その必要性から事業自体は継続とする。 なお、交付先団体には県補助金が投入されており、市の負担を要件としているため事実上県補助事業と捉えられるものの、市の負担が多額であることから、本市の補助金適正化基本方針に沿った制度運用が求められる。これは効果検証を前提とした定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)等に取り組むためのもので、より実効性の高い制度へ改善するとともに、補助金等の効果を対外的に説明し、関係者以外(この場合農業者・農業関連団体以外の市民等)の理解を得ることにつながることから、基本方針に沿うよう制度運用の改善を行わなければならない。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14007	予算事業名	農業担い手対策事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	4	農業士会組織支援事業				担当課室	農林課
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-2-②後継者の確保と人材育成(総合戦略)				目(名称)	3 農業振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P23						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	個々の農家の所得向上や規模拡大が図られることが第1であるが、市の農林業の振興・活性化、農業後継者の育成や男女共同参画社会への取り組みも重要な課題である。 このような課題に対して、県の認定を受けた農業士が会を組織し活動している。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	各種研修会の開催や農業士の情報交換を図りながら、農業後継者の育成支援や女性農業者の指導・助言を行っている。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	市農業士会に対して約90,000円(構成員×3,000円)を補助している。 具体的活動としては、農業大学校生(研修生)やインターンシップの受け入れ、各種研修会への参加、女性農業者の交流会への参加、会員相互の情報交換などを行っている。						
	(4)期待される効果						
	特に研修生等の受け入れに関しては、農業士として積極的に受け入れており、農業後継者が本市で就農する機会にもなり、大変意義ある取り組みである。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	90	90	90	90	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財		90	90	90	90		
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-55		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	本市農業の活性化や男女共同参画社会の形成に寄与している。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			広く農業者に活動内容が浸透している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	農業研修の受入れ先などを探すことは大変であるが、農業士会で積極的に受け入れている。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			農業の技術継承や指導及び支援など、行政が主導できない分野を十分補完して頂いている。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	事業規模は妥当である。農業士は、市の会費の他に県の負担金も自己負担している。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			他市と均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	事業目的に合致した成果をあげている。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			新規就農者等に対する農業技術や知識等の伝承や支援などに関する補助であり、適切である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	公平性は確保している。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		特権的な恩恵を与えるようなことは無い。									
その他の視点				-										
事業を実施しなかった場合の影響														
農業後継者の指導や研修生の受け入れなど、いくつかの課題が生まれる。 農業士の活動は、長年の取り組みの成果でもあり、他の農家で補完することは容易ではない。														
課題 農業士会の活動に委ねるしか無いが、市としても農業士会が求める支援については出来る限り対応していきたい。														
解決策 農業士会の活動に委ねるしか無いが、市としても農業士会が求める支援については出来る限り対応していきたい。														
次年度に向けた方向性	実施機関評価		公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
			研修生の受け入れ、研修会の開催、農業の活性化や農業士相互の情報交換など、各種の活動を積極的に実施する。											
	市長評価		公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
農業後継者の育成支援や女性農業者の指導・助言等を行う農業士会の活動を支援するための本補助制度については、その必要性を認め、制度自体の継続は認める。 ただし、過去の実績報告を確認したところ、農業士会が会費として徴収した人数よりも補助金として市が交付する額の根拠としてカウントした人数が異なる場合があり、過剰な補助金支出の可能性があるように見受けられる。また、実績報告書上では補助金交付額の1/4を超える多額の繰越金を有しているように見受けられ、その目的や将来予定している使途の確認が必要である。 このような状況が生じないよう令和5年度から補助金等適正化基本方針に沿った制度運用上の改善を求めているところであったが、終期設定や成果指標の設定など基本方針に対応していない部分は多々ある中、今回は特に基本方針の10及び11に適合するよう改善に取り組まれない。 これらの改善策に取り組み、しかるべき対処を行ったうえで、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14008	予算事業名	農業振興支援事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	2	南島原市農援隊支援事業費補助金				担当課室	農林課	
事業期間	平成	24	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	農業経営班	
事業区						実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-2-②後継者の確保と人材育成(総合戦略)				目(名称)	3 農業振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	平成24年度から国や県並びに半島3市が連携して、農家の労働力不足対策に労力支援を行ってきた。課題としては、就労希望者が少ない(2～3名)ため、希望する農家の支援が不足している。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	労働力不足を完全に市で補うことは難しい。本事業では、引き続き就労者の募集を行いながら活動を継続していく計画である。 また、農業者は経営努力により既に外国人材の雇用を行っており、認定農業者等に対して外国人材の雇用について、県と連携しながら周知等を行っている。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	島原雲仙農業協同組合が行う地域労力支援システム(農援隊)に対して運営経費の一部を補助している。希望する農家に期間を定めて就労希望者を派遣している。補助額は対象経費の1/2(予算の範囲内)としている。							
	(4)期待される効果							
	大規模農家や高齢農家等においては、収穫期に一時的な雇用が可能となる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	1,004	1,004	1,004	1,004	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			1,004	1,004	1,004	1,004	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-56		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか				a.認められる		A	支援希望者は応募することが可能である。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか				a.寄与している			就労希望者の人数により派遣できない農家があるものの、広く農家の利益に寄与している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか				b.一部世代にのみ認められる		B	高齢農家の課題は、収穫期の雇用問題であるため、ニーズは高い。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか				a.必要性がある			過疎化や人口減少がもたらす労働力不足に対する取り組みは行政の役割でもあるため。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか				b.一部余地がある		B	人材確保の課題があり、次年度に向けてJAと検討会を行いながら検証していく。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか				a.欠いていない			3市の中でも差はある。島原市では就労希望者が多いため事業費も高い。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か				b.一部改善の余地あり		B	事業の目的は労働力不足の解消であり、派遣できない農家も一部あり、就労者の増員が課題である。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか				a.最適である			農援隊の補助は、労働力不足の解消等を目的に(半島3市)補助を行うことが決まった経緯がある。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか				a.公平である		A	公平性は特に注意し派遣されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか				a.与えていない		特権的な恩恵を与えた事例は無い。								
その他の視点					-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	高齢農家においては、短期間就労者の雇用が特に必要であり、本事業はそのような農家への支援策となっている。他の雇用確保として外国人材等の雇用があるが、雇用期間が3カ月以上となり住居等の手配なども発生し、高齢農家ではそのような雇用方法を望まない方が多い。													
	課題	現状の支援体制では、就労者が不足しており、一部の農家のニーズに対応できていない。												
	解決策	就労希望者を増やすことは容易では無いため、完全な解決は難しい。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
		JAと情報交換しながら、次年度に向けて検討を重ねていく。												
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
島原雲仙農協が行う地域労力支援システム(農援隊)に対する支援は、農作業に係る人手不足を補うための手段の一つとして有効であることから、本補助制度は当面の間継続することとする。 ただし、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用に努めることとしており、効果検証を前提とした定期的見直しのための終期設定(基本方針1)や成果指標の設定(基本方針11)にむけ、改善に取り組まれない。 なお、人件費の上昇に伴う補助額の増加や将来の農援隊の自走運営に向けた制度の見直しも必要と考えられるため、これらの検討を行いつつ、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14009	予算事業名	認定農業者組織支援事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	1	認定農業者組織支援事業				担当課室	農林課	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-2-②後継者の確保と人材育成(総合戦略)				目(名称)	3 農業振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P23							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	会員相互の連帯を深め、各種研修会や交流会等を通じて農業の経営安定と生活改善を図ってきた。現状では、認定農業者の高齢化等により、協議会の加入割合が減少傾向となっており、課題と言える。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	認定農業者協議会が、研修活動や交流活動を通じて会員相互の連帯を深め、農業経営に活かしている。県でも一番会員が多く、交流により相互の研鑽も図られ、市の農業振興に寄与している。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	会員相互の連帯を深め、農業の経営安定と生活改善を図り、農業振興に資する活動に対して補助している。 補助額(構成員数×3,000円)							
	(4)期待される効果							
	会員相互の連帯が深まり、各種研修会や勉強会等々を開催し、経営の安定と生活改善、地域農業の振興が図られている。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	2,220	2,220	2,220	2,220	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			2,220	2,220	2,220	2,220	
年度別取組の概要			補助額	補助額	補助額	補助額		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-57	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	事業目的は公益的なものである。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			認定農業者は広く加入できる。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	会員相互の連携が図られ、市民ニーズは高い。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			支部活動や市活動は、県及び国組織へ繋がり、行政が担う役割がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	農業者が相互理解を深め、向上心を持って農業に取り組み、農業経営の改善に繋がるため必然性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市と多少の差はあるが、均衡を欠いているとは言えない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			b.一部改善の余地あり		B	感染症対策や異常気象等により研修会等が実施できなかった地区があった。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			事業執行の方法は適切である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	旧8町で支部を構成しており、公平な補助金の活用に努めている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		特権的な恩恵を与えた事案は無い。								
その他の視点				農業の地域活性化に資する活動として評価できる。また、市が農業者の声を聞く機会としても協議会の存在は重要と考える。									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	協議会として活動することで、県や国の組織を介して、国・県に対して意見を伝えることができる。また、補助事業の活用時も、個人申請や共同申請などを選択することができる。												
	課題	世代交代もあるため、現状の活動を発展させながら取り組む必要がある。											
	解決策	予算も限りがあるが、可能な限り有効に活用して頂き、農業者の経営改善に活かし、協議会の魅力を高めて頂く。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	継続
		認定農業者の育成支援は、本市の農業振興上とても重要であり、協議会活動の中で認定農業者相互に連携し、共に研鑽を高めて頂くは将来的にとっても大切である。本協議会はそのような場であり、今後も支援を継続する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	B	公平性	B	評価区分	再検討
各種研修や交流等を通じた認定農業者の育成等を行う交付先団体に対し、その活動費を支援することは、農業振興に資するものと認められるため、制度自体の継続は認めることとする。 ただし、過去の実績報告を確認したところ、交付先団体の支出の大部分を占める各支部の活動内容について把握しづらく、一方で補助金交付額の2倍以上の繰越金を有しており、その目的や将来の使途等について確認を要する状況にある。 市単独補助金は補助金等適正化基本方針に沿った取り扱いを求めている、終期設定や成果指標の設定等の制度運用上の改善もさることながら、交付先団体の財務状況の確認(基本方針10)及び実績報告等の確認(基本方針11)を行い、多額の繰越金を有している理由の整理に加え、不用額精算方式への移行または補助単価の一時的な減額といった、補助制度の変更を行われたい。 以上の見直しに目途が立ち、次年度当初予算を要求する場合は、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14013	予算事業名	有害鳥獣被害防止対策事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	8	狩猟者登録・免許更新費用補助金				担当課室	農林課	
						担当班	農産班	
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	3.有害鳥獣対策の強化				項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-3-①有害鳥獣対策の強化				目(名称)	3 農業振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P16、P24							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	現在の有害鳥獣捕獲従事者は高齢化が進んでおり、若年層の継続的確保が必要である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	捕獲従事者数の維持のために現捕獲従事者の継続的確保が必要である。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	継続的な狩猟者維持と意欲向上のための南島原猟友会に所属している方に対して、免許更新・狩猟登録費用の1/2以内を補助するもの。							
	(4)期待される効果							
	・捕獲従事者の継続的確保。 ・有害鳥獣の個体調整。 ・農作物被害の軽減。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	543	543	543	543	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			543	543	543	543	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-58		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	捕獲従事者の活動により市全体の農作物被害の軽減につながるため公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			農作物被害を減少させることで、市民への農作物供給量の確保ができる。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	有害鳥獣による農作物被害は継続的な課題であり、農業関係者からのニーズは明確である。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			捕獲従事者の意欲向上・継続的確保のためにも行政が実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		B	補助額を1/2以内とし、事業の持続性及び捕獲従事者自身の捕獲活動を促す観点から、過度な公的依存を避けるものとしている。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			b.一部調整の余地がある			新規免許取得に関する助成はあるが、免許更新に対しての助成を行っている近隣市はない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	有害鳥獣の個体調整,農作物被害の軽減。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			捕獲従事者の継続的確保につながっているため、最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	補助の対象や条件が明確に定められており、誰もが同じ基準で申請・受給できるようになっているため。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		補助は条件を満たしたすべての対象者に平等に提供されており、特定の人だけ優遇されることはないため。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	・捕獲従事者の人手不足。 ・有害鳥獣の生息地拡大。 ・作物生産量の減少。													
	課題	有害鳥獣の捕獲頭数・相談件数が増加傾向にあるとともに、市街地での目撃件数も増えている。免許取得者の高齢化により減少することが予想されるため、対応することができなくなる。												
	解決策	本事業を活用して、捕獲従事者数の維持のため、若年層の継続的確保を目指す。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		捕獲従事者の継続的確保のためにも実施の継続が必要である。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
		鳥獣被害防止のためには一定数の捕獲従事者に駆除等の協力を求めなければならないため、本補助制度の必要性等により、事業を継続することとする。 また、市単独補助金は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用に取り組んでいるところであり、効果検証を前提とした定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)などの改善も進められたい。 なお、免許の新規取得を支援する鳥獣被害防止総合対策事業費補助金との整理統合についても検討を進められたい。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。												
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14013	予算事業名	有害鳥獣被害防止対策事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	4	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金				担当課室	農林課	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	農産班	
実施区域							市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	3.有害鳥獣対策の強化				項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-3-①有害鳥獣対策の強化				目(名称)	3 農業振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P16、P23、P24							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	若年層の有害鳥獣捕獲従事者の人手が少ないため、今後の人員不足が懸念される。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	若年層や新規参入者の狩猟への関心を高め、有害鳥獣対策を担う人材の確保・育成を図ることにより、農作物被害の軽減を目的とする。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	新規に狩猟免許を取得する者を対象に、県の補助(対象経費の2/5以内)と合わせて新規狩猟取得・登録費用を補助する制度を実施する(市補助額は県の補助残額)。 これにより、狩猟者の担い手を増やし、有害鳥獣による農作物被害の軽減と地域の有害鳥獣対策体制の強化を図る。							
	(4)期待される効果							
	・狩猟免許の取得が増える。 ・担い手不足の解消につながる。 ・鳥獣被害の軽減が期待できる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	340	340	340	340	
	国庫							
	県費	長崎県鳥獣被害総合対策事業費補助金	2/5	51	51	51	51	
	起債							
	特財							
	一財			289	289	289	289	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-59	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	地域の有害鳥獣対策や農作物被害防止のつながり、公共の利益に資するため。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			農作物被害の軽減や鳥獣の棲み分けにつながるため市民全体の利益に寄与する。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	鳥獣被害は深刻化する中、農業の安定や地域の安全確保に対する市民の関心や要望が高まっており、担い手確保は喫緊の課題となっているため。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			鳥獣被害は地域全体の問題なので、民間だけでなく行政が支える必要があるため。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	狩猟者の高齢化や担い手不足が進む中で、免許取得を支援することは必要であり、地域の実情に合った規模で行われているため。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			市と県が補助を分担しており、近隣市の補助内容と大きく差がないため、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	捕獲従事者の担い手確保、農作物被害の軽減。							
事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		新規取得者の確保ができており、最適な手法である。									
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	補助の対象や条件が明確に定められており、誰もが同じ基準で申請・受給できるようになっているため。								
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない			補助は条件を満たしたすべての対象者に平等に提供されており、特定の人だけ優遇されることはないため。								
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	狩猟者の確保が進まず、有害鳥獣による農作物被害や生活環境への悪影響が続くおそれがある。結果として、地域の安全や農業の継続に支障が出る可能性がある。												
	課題	免許取得後に実際に活動する人がどれだけいるか不透明。継続的な活動支援やフォローアップ体制が必要。											
解決策	狩猟者育成事業により、免許更新費用の助成等のフォローアップを行う。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		捕獲従事者の高齢化により、今後担い手不足が懸念されるため新規参入者の確保は継続して行う必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
鳥獣被害防止のためには一定数の捕獲従事者に駆除等の協力を求めなければならないため、新規に狩猟免許等を取得する者を支援する本補助制度の公益性等により、事業を継続することとする。 なお、狩猟免許等の更新を支援する狩猟者登録・免許更新費用補助金との整理統合についても検討を進めるとともに、近年の施行状況が低迷しているため、制度周知等にも取り組まれない。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14013	予算事業名	有害鳥獣被害防止対策事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	5	イノシシ防護柵機能向上対策事業				担当課室	農林課
						担当班	農産班
事業期間	平成	29	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	3.有害鳥獣対策の強化				項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-3-①有害鳥獣対策の強化				目(名称)	3 農業振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P16						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	過去に国補助金により広域的に整備されたイノシシ防護柵では、水路や道路などによって柵の連続性が途切れる個所があり、防護機能が不十分なケースが存在する。また、広域的に囲ったことによる点検・補充の負担が大きく管理が困難な状況が見られる。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	侵入リスクが残る個所の防護機能を補完し、管理しやすい区域に分けることで、被害の提言と防護柵の維持管理の効率化を図る。国補助で対応できない部分を市単独で支援することにより、実効性の高い被害対策を実現する。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	既存の防護柵において、水路や道路沿いなど侵入リスクのある個所に新たな柵を設置して区分けを行い、機能向上を図る。資材費の75%を市が補助する。						
	(4)期待される効果						
	・イノシシの侵入経路の遮断による農作物被害の抑制。 ・管理区域の明確化による維持管理の負担軽減。 ・地域の防護意識と対応力の向上。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	832	832	832	832	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		832	832	832	832	
年度別取組の概要		補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-60	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	農作物被害を防止し、農業の継続と地域の生産力維持に資する内容であり、公益性が明確である。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		農作物被害を減少させることで、市民への農作物供給量の確保ができる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	有害鳥獣による農作物被害は継続的な課題であり、農業関係者からのニーズは明確である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある		市の農作物供給量を維持するためにも行政が実施する必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	有害鳥獣の侵入口を塞ぐために最低限の規模であり、農作物被害を減少させるためにも必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	整備地区の有害鳥獣による農作物被害の減少。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		防護機能が十分でない個所への補助であるため、余分な補助を行っておらず最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	要件を満たすことができれば、申請が可能であるため公平性を確保できている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	特権的な恩恵はあたえていない。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	・イノシシ防護柵の区画分割を行わなければ、防護効果が不十分となり被害が続発する。その結果、農業者の営農意欲が低下し、耕作放棄地の増加へつながる。 ・有害鳥類の生息地拡大 ・作物生産量の減少												
	課題	・防護柵設置後の維持管理。											
	解決策	・耐用年数の間、維持管理を行う旨の誓約書の提出。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		国の事業で広く囲んだ防護柵の内側に、ほ場を細かく分割設置をすることで、侵入リスクが残る個所の防護機能を補完し、管理しやすい区域に分けることで、被害の低減と防護柵の維持管理の効率化が図れる。											
	市長評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
		防護柵設置はイノシシ被害防止の有効な手段の一つであるが、ここ数年本補助制度の活用が低迷しているため、その要因を把握し、事業の存廃や補助内容の見直し、次年度以降の計画額等について検討すること。 そのほか、市単独補助金については補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めているところであり、効果検証に基づく定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)についても改善に努めること。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14013	予算事業名	有害鳥獣被害防止対策事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	6	鳥害対策事業				担当課室	農林課	
事業期間	令和	3	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	農産班	
事業区画	令和	3	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	3.有害鳥獣対策の強化				項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-3-①有害鳥獣対策の強化				目(名称)	3 農業振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P16							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	近年、カラスやヒヨドリなどによる農作物被害が深刻化しており、特に果樹や野菜類では収穫直前の被害が農家の大きな負担となっている。べた掛け、テグス等の対策資材は費用負担が重く、十分な対策が進んでいないのが現状である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	鳥害による農作物被害を軽減し、農業者の経済的負担を軽減するとともに、地域農業の安定と持続的な営農を支援することを目的とする。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	市内の2戸以上の農業者で組織する団体が、鳥獣被害防止を図るためにべた掛け・テグス・防鳥カイト等の資を購入することに対して1/3以内(上限20万円)の補助を行うもの。							
	(4)期待される効果							
	・鳥類による農作物被害の減少。 ・農作物の品質・収穫の安定。 ・農業者の防除対策への取組推進。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	945	945	945	945	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			945	945	945	945	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-61		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	鳥類による農作物被害の軽減につながり、市の農作物供給につながるため公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			農作物被害を減少させることで、市民への農作物供給量の確保ができる。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	有害鳥類による農作物被害は継続的な課題であり、農業関係者からのニーズは明確である。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			鳥類被害にある農家の経済的負担の軽減と継続的な営農を支えるためにも行政が実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	補助額を1/3以内で上限20万円とし、過度な公的依存を避けるものとしている。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市との補助内容と大きく差異がないため、均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	有害鳥類による農作物被害の軽減。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			鳥類による被害に対して物理的に防護が可能であるため最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	条件を満たすことができれば誰でも申請が可能であるため公平性を確保できている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		条件に2戸以上、昨年度実施した圃場は対象外としている。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	・鳥類による農作物被害の増加。 ・作物生産量の減少。 ・農家の意欲低下。													
	課題	防鳥カイト、テグスは一定の効果が期待されるものの、鳥の種類や設置環境によって効果に差があるため、現場ごとの有効性を検討する必要がある。												
解決策	関係機関と現場確認を行い、指導・助言を行う。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		カラス・ヒヨドリによる鳥類被害の報告・相談が近年増えており、農業者の負担軽減・営農の継続を支援するために継続が必要である。												
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
鳥害防止対策の一つの手段として本事業は有効であると認められるため、本事業は継続して取り組むこととする。 なお、市単独事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用に努めることとしているため、効果検証を前提とした終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)等の改善に取り組まれない。なお、実績報告書の精査(基本方針12)は、令和7年6月10日付監査委員事務局より、令和6年度定期監査及び行政監査における主な指摘事項についての通知がなされているので確認し対応を行うこと。 次年度予算要求にあたっては、資材価格の動向や農業者からの要望数を把握のうえ、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14014	予算事業名	構造改善加速化支援事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金				担当課室	農林課	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	農産班	
実施区域							市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)				目(名称)	3 農業振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P18、P19、P20							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	本市の農業を取り巻く環境は、生産コストの高止まりや流通・消費の大きな変化、担い手の高齢化の進行と後継者不足が課題となっている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	農業用ハウス及び共同利用機械を補助することで、資材及び機械価格高騰の低減と後継者が就農をしやすい環境を作り、産地の規模拡大を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	県単事業を活用し、農業用ハウスは1/3及び2/5以内、共同利用機械は1/3以内に市上乗せ1/10以上を加えた額を補助するもの。							
	(4)期待される効果							
	農業用ハウスや共同利用機械を補助することで、規模拡大につながるとともに、労働力の軽減につながり、生産者の所得の向上に繋がる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考	
	財源名称	補助率	32,152	32,152	32,152	32,152		
	国庫							
	県費	ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金	2/5、1/3	26,039	26,039	26,039	26,039	
	起債							
	特財							
	一財			6,113	6,113	6,113	6,113	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-62	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	様々な作物に対応できるため公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			規模拡大や労力軽減により所得の向上に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	農業者の負担軽減や農業生産を図るため本事業は必要である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			農業者の離農や農地荒廃の観点から、行政の支援も必要である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	要望調査を踏まえたうえで計画的に実施している。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市も同様に事業を実施している。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	事業には成果目標があり、毎年度効果が発揮されている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			県・市・事業主体が協力し、事業を執行しているため最適である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	事業要件を満たす農家であれば活用ができるため、公平性は確保されている。							
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない			事業要件を満たす農家であれば活用ができるため、公平性は確保されている。							
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	農業用ハウスや共同利用機械を導入するにあたり、農業者の負担が大きくなるとともに、昨今の異常気象等で労働力が増加することで面積拡大や所得向上が図れず、地域の衰退につながる事が予想される。												
	課題	面積の拡大を目的とした事業なので、ハウスの建て替えは補助対象となっていない。											
	解決策	制度の改正が必要である。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		今後も本事業を推進し、本市の農業生産性と所得の向上を図りたい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		農業者等が導入する農業資材や機械等にかかる県単補助事業について、その採択要件として市1/10負担が求められている場合、県の補助制度が続く限り本補助制度を継続するものとする。市負担1/10が補助事業の採択要件でない場合、令和8年度までは現状のままでやむを得ないが、令和9年度以降分については、農業者等の取り巻く状況や近隣自治体の状況などを勘案のうえ、財政課と協議して今後の補助率を決定することとする。 今後県の補助制度が改廃される可能性があるが、類似の県単事業が構築された場合の採択要件を超える市の負担、及び県制度廃止後に後継事業として市単独補助事業を構築することは、これを原則認めない。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14016	予算事業名	強い農業づくり総合支援交付金事業				担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	2	南島原市産地生産基盤パワーアップ事業費補助金					担当課室	農林課
事業期間	平成	28	年度～令和	-	年度(	年間)	担当班	農産班
実施区域	市全域							
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興					款(名称)	6 農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)					項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)					目(名称)	3 農業振興費
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P18、P20							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう生産体制を強化することが求められている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	施設導入により、生産量増加など生産体制が強化され、高収益化に向けた産地の出荷体制が構築される。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	国庫事業を活用し、施設の導入経費2分の1以内(市再生協議会経由)を補助。更に事業費の10%を市が上乘せ支援(上限500万円)。							
	(4)期待される効果							
	施設導入により、園芸作物等の生産基盤が強化され、産地(生産者)の高収益化が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	0	0	0	0	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財							
年度別取組の概要								
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-63	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	幅広い作物に対応しており公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		農家の利益に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	産地の抱える課題に対応しており、ニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある		産地の抱える課題に対応した事業であり、支援する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	毎年要望調査を踏まえた上で計画的に実施している。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		近隣市も同様に実施している。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	成果目標を掲げて事業を実施しており、効果も発揮されている。						
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である		県、事業実施者と協議した上で執行しており最適である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	事業要件を満たす産地であれば活用できるため、公益性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	事業要件を満たす産地であれば活用できるため、公益性は確保されている。									
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	取組拡大を図るための施設導入に係る産地の負担が大きくなり、農作物の面積拡大や所得向上が図られないほか、産地の衰退にもつながる。												
	課題	規模拡大が必須であり、規模の小さい産地では成果目標が達成できないため取組むことができない。											
解決策	産地の維持等でも事業ができるように制度の見直しが必要である。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		今後も産地の意向を確認しながら本事業を推進し、産地の生産体制の強化を図ることで、農家の生産性向上及び所得向上に努める。本年度より予定されている事業はありませんが、要望が突発的にあるため、次年度も継続する。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
農業者等が導入する施設にかかる県を經由した国庫補助事業について、その採択要件として市1/10負担が求められている場合、国の補助制度が続く限り本補助制度を継続するものとする。市負担1/10が補助事業の採択要件でない場合、令和8年度までは現状のままでやむを得ないが、令和9年度以降分については、農業者等の取り巻く状況や近隣自治体の状況などを勘案のうえ、財政課と協議して今後の補助率を決定することとする。 今後県の補助制度の改廃される可能性があるが、類似の県単事業が構築された場合の採択要件を超える市の負担、及び国の制度廃止後に後継事業として市単独補助事業を構築することは、これを原則認めない。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14020	予算事業名	有機農業等推進事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	1	有機農業等推進事業				担当課室	農林課
事業期間	平成	20	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	5.環境にやさしい農林業の振興				項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-5-①環境保全型農業の推進				目(名称)	3 農業振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	本市では、環境に配慮した持続可能な農業の発展を目指し、認証費用の補助等を通じて有機農業の推進を図っている。しかし、コスト負担や地域全体での取り組みなど課題が多く存在している。本制度は、農業者の経済的支援だけでなく、地域農業の発展や環境保全にも寄与する。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	JAS認証費用および長崎県特別栽培認証費用を補助し、安心して安全な農産物を生産し、環境に与える負荷の小さな有機農業を推進する。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	・有機農産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1605号)別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材の購入に要する経費:対象となるほ場の面積10アール当たり3,000円以内 ・有機農産物の日本農林規格による格付を行い、その表示を付するのに必要な日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第2項の登録認証機関の認証を受けるのに要する経費:2分の1以内(補助額上限10万円) ・南島原市有機農業推進協議会が行う、有機農業の推進に資する事業に要する経費につき、市長が認める経費:2分の1以内						
	(4)期待される効果						
	安心安全な農産物の供給促進、環境負荷の軽減、地域農業の振興、持続可能な農業の推進、そして地域コミュニティの強化を通じて、有機農業の普及により地域の信頼性向上と経済活性化が図られる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	100	100	100	100	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		100	100	100	100	
年度別取組の概要		補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			⑥ その他市長が特に必要と認める事業				

											整理番号	補-64	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	新規参入による就農者の確保は、基幹産業である農業の活性化のために必要な取り組みである。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			基幹産業である農業の活性化は、市全体の利益に寄与するものである。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	基幹産業である農業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められる							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			基幹産業である農業人材確保のため取り組みであり、行政が実施しなければならない							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	支援基幹産業の人材確保は市にとって必要な取り組みである							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			本市への就農促進を目的とした事業であり、近隣市と均衡を保つような事業ではない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	新規就農者の確保につながっており、効果が認められる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			事業効果を発揮させるためには、補助金での交付が最も適している。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	制度についてHP等に掲載し広く周知を行っており、要件を満たすことで誰でも活用することができる。							
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない			制度についてHP等に掲載し広く周知を行っており、要件を満たすことで誰でも活用することができる。							
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	環境負荷の軽減や安心安全な農産物の供給が進まず、地域農業の競争力や経済活性化が停滞し、地域コミュニティの結束力が弱まる恐れがある。												
	課題	コスト負担や認証手続きの煩雑さ、有機農業への知識不足、地域全体での取り組みの不足、消費者の認識や市場のバランス、環境負荷軽減の評価の不備、そして持続可能な支援体制の構築が挙げられる。											
解決策	生産者のコスト負担軽減、認証手続きの簡略化、知識普及活動の強化、地域全体での取り組みの促進、消費者認識の向上と市場拡大、環境負荷軽減の評価基準整備、そして持続可能な支援体制の構築を行う。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本市において、有機農業に取り組む農家数は伸び悩んでいる状況にあるため、市内の農業者組織や農業者が有機農業に取り組みやすい環境を整備することが求められている。今後も継続して推進していく必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	D	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
近年は事業実績が無く、補助金等適正化基本方針上の基本方針8に沿ってその要因を検証し、社会情勢等を勘案してその必要性が確認できなければ、事業の廃止に向けた検討を進めること。また、本事業に替わる社会情勢に適合した補助制度に見直すことについても妨げないが、その際は、補助金適正化基本方針に沿った制度として構築することとする。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14021	予算事業名	黄斑えそ病防除支援事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	1	黄斑えそ病防除支援事業				担当課室	農林課
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	2町以上
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)				目(名称)	3 農業振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P20						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	「黄斑えそ病」は葉たばこの重要病害虫の一つであり、馬鈴薯のほ場からアブラムシを介して感染することで発生する。作物の生育を阻害し、収穫量の減少や品質低下など、葉たばこ生産に対して重大な被害をもたらすのが現状である。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	黄斑えそ病は、馬鈴薯のほ場から飛来するアブラムシを介して葉たばこに感染する。薬剤の散布によるアブラムシ等の防除を行い、良質な葉たばこ生産による農業者の経営安定と本市の農業振興を図る。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	たばこを栽培する農業者で組織する団体を対象者とする。黄斑えそ病を共同で防除するために、当該たばこほ場から100m以内に位置する馬鈴薯のほ場に散布する。黄斑えそ病の防除に要する薬剤について、購入する経費に対して補助金を行うもの。						
	(4)期待される効果						
	葉たばこ団体に対して補助を行うことでほ場全体への薬剤の散布を促進し、より効果的な防除につながる。また、それによる葉たばこの品質向上によって農家の経営安定と本市の農業振興の効果が期待できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	514	514	514	514	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		514	514	514	514	
年度別取組の概要		薬剤の購入経費に対する補助(補助率 1/3)	薬剤の購入経費に対する補助(補助率 1/3)	薬剤の購入経費に対する補助(補助率 1/3)	薬剤の購入経費に対する補助(補助率 1/3)		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-65	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	葉たばこは本市の基幹作物であり、受益戸数も多い。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		基幹作物であるため農業者も多く、事業による経営安定により地域全体の経済活動を支えることにつながる。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	担い手不足や、物価高の影響を鑑みて、農業者の経営安定につながる本事業には市民ニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		地域全体で防除に協力する必要がある、本市の農業振興を図る上で事業への取組は必要である。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	地域全体で取り組む必要があるため、本事業によって全体的な防除を促進する必要がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		他市も同様の事業を行っている。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	黄斑えそ病が軽減され、葉たばこの目標収量を達成している。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		薬剤散布の黄斑えそ病への有効性は変わらないため、薬剤の使用を促進する本事業の執行は適正である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	補助対象の薬剤は共通であり、補助率も同一である。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	本市の基幹作物である葉たばこの農業者は多く、広い地域で生産を行っている。									
	その他の視点				-								
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	黄斑えそ病は、馬鈴薯のほ場から飛来するアブラムシを介して感染する。対策としては、薬剤防除と防虫ネットによるアブラムシの飛来防止等がある。葉たばこは本市の基幹作物であるためほ場面積が大きく、防除に係る経費や時間的コストが大きくなることが考えられる。その結果、葉たばこの収量の低下や、品質低下による単価の下落等により農業者の経営状態が悪化し、廃作による耕作放棄地の増加が考えられる。												
	課題	近年の気温上昇によるアブラムシの早期発生や、馬鈴薯の収穫時期を過ぎても収穫が行われず放置されている等の問題があり、アブラムシの活動期間の長期化による黄斑えそ病のリスクが高くなっている。											
	解決策	近隣の馬鈴薯農家と協力し、黄斑えそ病が軽減できるような環境を構築する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		地域全体での防除を促進するほか、継続的な防除によって葉たばこのさらなる品質向上が期待できる。よって、事業の継続が必要だと考えられる。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
		葉たばこの病害虫防除上必要な支援措置であることから、継続を認める。 なお、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を例外なく行うこととしており、基本方針を策定していない他市の状況をもって本事業も見直さないという視野狭窄的な結論には至ってはならず、効果検証を前提とした定期的な見直しを行うための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)、社会情勢に応じた補助額の変更(基本方針4)といった、事業の取捨選択のみならず、事業の精度向上をも前提とした見直しを行わなければならない。 上記を踏まえ、農業等の資材価格上昇を加味した必要額を精査し、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14102	予算事業名	畜産振興支援事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	1	島原南高酪農ヘルパー利用組合活動補助金				担当課室	農林課
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	農産班
事業区						実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)				目(名称)	5 畜産業費
	重点P	該当しない					
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P19						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	酪農家は休日の確保が困難であることや、現役農家の高齢化・担い手不足などによる労働力の低下が現状となっている。また、ヘルパーも担い手がいないため、組合員が公平にヘルパーを利用できていないことが課題としてあげられる。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	ヘルパーを活用するための支援を行うことで、休日の確保・経営の維持を図る。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	市内に在住する酪農家が加盟する酪農ヘルパー組合に対して、市内に在住する構成員数に9,000円を乗じて得た額以下とすること。						
	対象者:酪農家で組織する団体。 補助内容:年会費18,000円の半額補助×組合員数(市内在住)						
	(4)期待される効果						
酪農家の休日確保による経営維持、安定化が期待できる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	54	54	54	54	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		54	54	54	54	
年度別取組の概要		補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-66	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	ヘルパー利用の促進は酪農業の活性化に向けて必要な取り組みである。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		酪農家に対して利益を寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	酪農業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められている。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		酪農業の経営安定が期待できることから、市が実施する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	厳しい経営状況であるため、一定の支援が必要である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		補助対象経費や補助率等、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	酪農業の経営安定が期待できる。							
		事業執行の方法が最適手法であるか		a.最適である		事業効果を発揮させるためには、補助金での交付が最も適している。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	要件を満たしていれば申請できるため、公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	特権的な恩恵は与えていない。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	酪農家の休日が確保できず、担い手不足・現役農家の減少が加速する可能性がある。												
	課題	ヘルパーの数が少なく、組合員が公平にヘルパーを利用できていない。											
	解決策	ヘルパーの雇用について、組合と農家で協議していただき、ヘルパーの担い手確保に向けた取り組みを行ってもらう。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		酪農家の経営維持・休日確保に向けて、ヘルパーの活用は必要なため事業を継続する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
		畜産農家の労働環境や置かれている情勢等から事業の必要性が高いため、本事業は継続することとする。 なお、市単独事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運営を行うこととしており、本補助金についても終期設定や評価指標の設定などの改善に取り組まなければならない。 次年度予算要求にあたっては各種経費の上昇等を加味した額を算出のうえ、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に表示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14102	予算事業名	畜産振興支援事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	1	乳用牛群改良検定組合支援事業				担当課室	農林課	
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	農産班	
実施区域							市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)				目(名称)	5 畜産業費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P19							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	酪農経営の生産性の向上を目的として、牛乳の質、量を確認することにより、その乳牛の能力及び後継牛の選抜に活かすことができる。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	酪農経営の生産性の向上を目的とする。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	【事業実施主体】長崎県央乳用牛群改良検定組合、島原地方乳用牛群改良検定組合 (1)補助の対象となる事業実施主体は、市内に在住する酪農家が加盟する乳用牛群改良検定組合であること。 (2)補助額は市内に在住する構成員数に12,000円を乗じて得た額以下とすること。							
	(4)期待される効果							
	酪農経営の生産性の向上。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	84	84	84	84	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			84	84	84	84	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-67	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	牛乳の質の向上は酪農業の活性化に向けて必要な取り組みである。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			酪農家に対して利益を寄与している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	酪農業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められている。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			酪農業の経営安定が期待できることから、市が実施する必要性がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	厳しい経営状況であるため、一定の支援が必要である。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			補助対象経費や補助率等、均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	酪農業の経営安定が期待できる。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			事業効果を発揮させるためには、補助金での交付が最も適している。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	要件を満たしていれば申請できるため、公平である。					
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない			特権的な恩恵は与えていない。					
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	乳用牛の検査ができず、牛乳の質の改善が期待できなくなる。												
	課題	牛乳の値段が物価高騰に追いついておらず、経費が高騰している。											
	解決策	乳用牛の改良に取り組むことで、質の良い牛乳を提供し、販売単価を向上させる。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		乳用牛の検査は、牛乳の質の向上に必要な取り組みであり、地域の酪農業を維持していくためにも必要な取り組みであるため、事業を継続する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
		牛乳の品質向上に必要な事業であることを認め、事業を継続することとする。 なお、市単独補助金は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を行うこととしているため、本事業についても適切な補助制度であるのかの検証を行わなければならない。 本事業については必要性が認められるものの少額の補助制度であるため、近隣市の状況を調査し、適切な水準を設定、あるいは証明する必要がある(基本方針4)。これらの見直しの機会を設けるために終期設定や評価指標の設定を行うよう基本方針上に示していることに留意すること。 次年度予算要求にあたっては近隣市の状況を加味した適切な額を算定し、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に表示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14104	予算事業名	家畜導入事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市家畜導入事業費補助金				担当課室	農林課
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	農産班
実施区域							市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)				目(名称)	5 畜産業費
	重点P	該当しない					
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P19、P21						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	優良肉用雌牛の導入を推進することで、地域の肉用牛の質の向上や繁殖農家の経営安定を図る。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	優良肉用雌牛の導入を実施することにより、肉用繁殖雌牛を飼養する農家の飼養頭数の拡大を行い地域の和牛の計画的な改良を図ることで、能力の高い子牛を生産し、県南地域の子牛市場の活性化及び「長崎和牛」のブランド確立を図る。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	補助対象者：農業協同組合又は農業者が組織する団体であること。 補助内容：肉用優良繁殖雌牛の購入費に対する県費(維持タイプ 導入家畜1頭あたり50,000円上限、増頭タイプ 導入家畜1頭あたり100,000円上限、金太郎3等維持タイプ 導入家畜1頭あたり60,000円上限、金太郎3等増頭タイプ 導入家畜1頭あたり110,000円上限、ゲノミック評価維持タイプ 導入家畜1頭あたり60,000円上限、ゲノミック評価増頭タイプ 導入家畜1頭あたり110,000円上限)に市費(1頭あたり37,800円)を上乗せした額を補助する。						
	(4)期待される効果						
	繁殖農家の経営規模拡大が期待できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	0	689	689	689	
	国庫						
	県費	長崎県家畜導入事業費補助金	定額	500	500	500	
	起債						
	特財						
	一財			189	189	189	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-68				
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由									
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか				a.認められる	A	繁殖雌牛の導入は、繁殖農家の活性に向けて必要な取り組みである。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか				a.寄与している		繁殖農家に対して利益を寄与している。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか				a.認められる	A	繁殖農業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められている。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか				a.必要性がある		繁殖農業の経営安定が期待できることから、市が実施する必要性がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか				a.必然性がある	A	厳しい経営状況であるため、一定の支援が必要である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか				a.欠いていない		補助対象経費や補助率等、均衡を欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か				a.発揮予定	A	繁殖農業の経営安定が期待できる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか				a.最適である		事業効果を発揮させるためには、補助金での交付が最も適している。								
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか				a.公平である	A	公平である。									
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか				a.与えていない		特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点					-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響															
	肉用牛の改良が図れず、繁殖農家の活性化が期待できなくなる。															
	課題	子牛の販売価格が低下傾向にあり、経営が厳しくなっている。														
	解決策	本事業により優良な肉用牛を導入することで、経営の安定化を図る。														
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続			
		資材の高騰や子牛の販売価格の低下により経営が厳しい農家が多く、今後も継続して肉用牛の導入について支援を行う必要がある。														
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	再検討			
本市畜産業の振興にあたって本事業による優良な肉用牛の導入による販売単価の向上が必要であるため、県補助事業としての継続実施については認めるが、上乗せ分の補助金(1頭あたり37,800円)については、近年の畜産業を取り巻く社会情勢等を加味して単価の根拠・理由等を検討・整理し、財政課に提出することを求める。検討・整理にあたっては補助金等適正化基本方針の4及び6に留意すること。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。																
備考																

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14105	予算事業名	家畜防疫対策事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市畜産衛生対策費補助金				担当課室	農林課
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	農産班
実施区域							市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)				目(名称)	5 畜産業費
	重点P	該当しない					
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P19、P20						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫などの予防、まん延防止をするためにワクチン接種を行う必要がある。ワクチン接種は毎年実施する必要があるため、畜産農家の負担軽減に向けて支援を行う。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	ワクチン接種に係る費用を支援することで、毎年欠かさず予防をしてもらい、伝染病の蔓延を防止することを目的とする。						
	(3)事業の概要						
市内の肉用牛飼養及び酪農業、養鶏業における伝染病の発生及び蔓延防止のため、農家が実施する予防接種及びワクチンの経費の一部を農業者の組織する団体に助成する。							
補助対象:本市の畜産業者で構成される伝染病の防疫を目的とする団体。							
補助内容:予防接種及びワクチンの購入費用等の5分の1							
(4)期待される効果							
伝染病を予防することで畜産経営の維持・拡大に取り組みやすい環境整備が期待できる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	2,339	2,339	2,339	2,339	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		2,339	2,339	2,339	2,339	
年度別取組の概要		補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-69	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	家畜伝染病を予防し、畜産業の継続と地域の生産力維持に資する内容であり、公益性が明確である。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		家畜伝染病を予防することで、市民への食肉供給量を確保することができる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	家畜伝染病は継続的に対策を行う必要があり、畜産関係者からのニーズは明確である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある		家畜伝染病が発生すると搬出制限など地域経済に与える影響が大きいと、行政が実施する必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	家畜伝染病の防止のための最低限の規模であり、予防のためにも必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	家畜伝染病の予防。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		ワクチン、予防接種実施後の補助であるため余分な補助は行っていない。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	ワクチン、予防接種が対象となっていれば申請が可能であるため公平性を確保できている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	特権的な恩恵はあたえていない。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	家畜伝染病が蔓延するリスクが高くなり、畜産経営に大きな被害がでる可能性がある。												
	課題	これまで市内で発生した事例がないため、発生した際のまん延などが想定しづらい。											
	解決策	発生をさせないために、ワクチン接種などの予防、感染源となる動物の侵入防止を徹底してもらう。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		家畜伝染病は畜産農家がいる以上、常に発生可能性があるため、予防・まん延防止をに向けて事業を継続する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
		公益性が極めて高く、実施しない場合の社会的影響が大きいと、本事業は継続することとする。 なお、市単独補助事業は補助金適正化基本方針に沿った制度運用を行うこととしているため、本補助制度についても、支出した補助金の額とそれに見合った効果について広く情報公開を行い、業界以外の一般市民の理解を得られるよう、改善に取り組まれない。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14106	予算事業名	和牛・乳牛保留事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	1	和牛・乳牛保留事業				担当課室	農林課
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	農産班
事業期問	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	4.販路拡大とブランド化の推進				項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-4-②ブランド化・6次産業化の推進(総合戦略)				目(名称)	5 畜産業費
	重点P	該当しない					
根拠計画	南島原市農業振興基本計画P19						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	飼料価格の高騰や肉の消費減少による販売価格の低下により、畜産経営の維持が困難な状況になっている。地域の畜産農家を維持する対策をとる必要がある。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	本市で生産された子牛に対して支援をすることで、畜産農家の経営維持を図る。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	系統と能力両面において、肉用牛優良繁殖雌牛並びに優良乳用雌牛の地域内保留による母牛群の整備増殖を図るとともに、市内肉用牛繁殖農家で生産された肉用牛肥育素牛を、市内の肥育農家が購入し肥育することにより産地の基盤強化と畜産経営の向上を目指す。 肉用牛子牛:50,000円/1頭、乳用牛:20,000円/1頭、黒毛和牛肥育牛:13,000円/1頭						
	(4)期待される効果						
	本補助金を活用を活用することで、市内の畜産農家の経営維持が期待できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	2,733	2,733	2,733	2,733	
	国庫	新しい地方経済・生活環境創生交付金	1,366				
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		1,367	2,733	2,733	2,733	
年度別取組の概要		補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-70	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	地域の畜産業の生産力維持に資する内容であるため、公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			生産力強化に取り組むことで、市民への食肉供給量を確保することができる。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	畜産業の生産力維持は、継続的に実施する必要がある、畜産関係者からのニーズは明確である。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			継続的な支援は行政が実施する必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	雌牛の導入実績に対する支援であるため、最低限の規模であり、必然性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	畜産業の経営安定が期待できる。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			事業効果を発揮させるためには、補助金での交付が最も適している。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	畜産農家であれば要件を満たすことで申請が可能のため、公正性は確保されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		特権的な恩恵は与えていない。								
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	優良雌牛・乳用雌牛の導入ができず、畜産業の生産力が向上しない。												
	課題	販売価格に対して飼料など経費も高騰しており経営が厳しい農家が増えている。											
	解決策	販売価格を向上させるため、優良雌牛、乳用雌牛の導入に対して支援を行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		地域の畜産業を維持していくために、地域内の優良雌牛の保留・販売に対して継続して支援をしていく必要がある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	B	評価区分	再検討
本制度の趣旨・目的は、近年の厳しい畜産農家の経営状況も考慮が必要であるが、本来は市内の肉用牛・乳牛の血統等の維持向上とそれによる産地強化を図るための制度であり、経済対策とは別の支援制度と考える。この本来の趣旨や目的を達成するためならば、今後も本補助制度の継続が必要である。 ただし、市単独事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を行うこととしているため、本事業についても補助額・補助率の適正化(基本方針4)や評価指標の設定(基本方針11)などを行い、補助制度実施による効果を検証し、産地強化に効果的な制度への変更等を行うべきである。 令和8年度以降の地方創生系交付金等の特定財源の活用が見込めず、純粋な市単独事業として構築を図るならば、補助単価設定の積算根拠や支援理由等についてしっかりと整理を行い、本制度の趣旨である産地強化に真に必要な制度となるよう努めなければならない。 よって本事業は再検討評価とし、検討の結果が整理できた場合は次年度予算要求を可とする。また、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14310	予算事業名	林業振興事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	1	みんなの森守協議会活動補助金				担当課室	農林課
						担当班	農産班
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	南有馬町
総合計画	基本柱	1.自然環境				会計区分	1.一般会計
	政策	1.自然環境との共生				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	1.自然環境の保全				項(名称)	2 林業費
	施策細分	1-1-1-②森林の保全				目(名称)	2 林業振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	森づくりに対する市民の意識向上のため、下刈りボランティアをはじめ、竹林整備、森林体験学習、森づくりに関する研修等を実施しているが、みんなの森守協議会の「構成員の高齢化」、「後継者不足」の問題が生じている。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	市民協働により森を育てることで、命の源となる水の涵養機能や生命と財産を土砂災害などから守る災害防止機能、心や体を癒す保健休養機能、地球温暖化を防ぐ環境保全機能など、それぞれの機能を向上させるとともに、森づくりに対する市民の意識向上を目的としており、協議会の活動により若い世代に森林の大切さを伝えていく。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	市有林関連活用事業として、林業関係団体が行う森林整備、環境体験学習等に要する経費につき、市長が認める経費を補助する。						
	(4)期待される効果						
	地域や学校に森林の重要性を伝え、環境教育に貢献している。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	4,782	200	200	200	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財	環境活動寄附金	定額	4,582			
	一財			200	200	200	200
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-71		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	森林整備や環境体験学習等のため公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市民への環境教育であるため、広く市民の利益に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	森林の大切さを環境教育等により伝えることは重要であり、市民ニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			林業関係団体が活動するには補助金は必要であるため、行政が実施する必要性がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	市民への環境教育を実施するため、必然性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			林業関係団体独自の事業であるため、均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	活動補助金により森林整備の実施、環境体験学習を実施することが可能となる。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			補助金により活動が実施されるため、最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	現在、市有林関連活用事業による林業関係団体はみんなの森守協議会のみである。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		現在、市有林関連活用事業による林業関係団体はみんなの森守協議会のみである。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	活動補助金がなければ、林業関係団体が行う、森林整備、環境体験学習等の実施が行えず、市有林(イオンの里山)は荒れ、市民に対する環境学習の実施が行えなくなる。													
	課題	みんなの森守協議会の会員の高齢化、後継者不足。												
解決策	若い世代に森林整備の重要性、環境学習により、新規会員を募る。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		林業関係団体が行う森林整備、環境体験学習等に対する経費を補助するために継続が必要である。												
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善	
森林が持つ多面的機能を対外的に周知・紹介するための数少ない事業の一つであり、その必要性の高さから、本事業の継続を認めることとする。 ただし、市単独事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用をすることとしており、本事業においても効果検証に基づく定期的な見直しのための終期設定(基本方針1)や成果指標の設定(基本方針11)などに取り組まなければならない。特に、過去の実績報告書を確認したところ、全体事業費に比する市からの補助金額は少ないものの、補助対象経費と自主事業の区分が読み取れず、また直近では補助額の1/4相当の繰越金が発生しており、実績報告書の精査とそれによる補助金精算が曖昧になっているように見受けられる(基本方針10)。 以上を整理のうえ、精査した必要額の要求とともに財政課に説明を行うこと。次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14310	予算事業名	林業振興事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	4	林業担い手対策事業				担当課室	農林課	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	2 林業費	
	施策細分	3-1-2-②後継者の確保と人材育成(総合戦略)				目(名称)	2 林業振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	林業に関する技術知識の習得及び林業の振興を図る目的として組織された林業振興会の会員が高齢となっており、新たな会員の確保が困難となっている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	林業振興会の積極的な事業を実施し、林業の振興を周知することにより、新たな会員確保に努める。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	南島原市林業振興会が行う、会員相互の連帯を深め、林業の経営安定と生活改善を図るとともに、市の林業振興に資する事業に要する経費につき、市長が認める経費(補助額50万円以下)を補助する。							
	(4)期待される効果							
	林業振興会会員内の林業に関する技術知識の習得及び林業振興を図る。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	350	350	350	350	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			350	350	350	350	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-72		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	林業に関する技術知識の習得及び林業振興を図るため公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			8町8支部において、林業振興を図る活動を実施し、広く市民の利益に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	林業振興を図るため、市民ニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			林業振興を図る目的から行政が実施する必要性がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	林業に関する技術知識の習得のために実施する必然性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣には林業振興会がなく、南島原市独自の団体である。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	各支部補助金により、それぞれの活動を実施している。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			各支部の活動を実施するため、補助金を交付することが最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	林業振興会は各町に各支部があり、それぞれに均等割、会員割で補助しているため、公平性が確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		林業振興会は各町に各支部があるため、一部に特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点			-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	林業に関する技術知識を学ぶ場がなくなり、林業振興が廃れる。													
	課題	各支部ごとに活動を実施しているが、支部ごとに活動実績に差がある。												
解決策	研修会等により、林業に対する興味や関心を引き出し、改めて林業に関心を持ってもらい、積極的な活動を促す。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		林業振興会会員相互の連帯を深め、林業に関する技術知識を深めるためにも林業振興会を支援する必要がある。												
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	C	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善	
林業の担い手の相互研鑽と育成の必要性から、本事業の継続を認める。 なお、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用をすることとしており、本事業においても、効果検証を前提とした定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)などに取り組まれない。特に、近年の実績報告書を確認したところ、補助金交付額の1/4を超える多額の繰越金を有しており、その目的や将来予定している使途について確認を要する(基本方針10)状況にあり、実績報告に基づく補助金の清算について改善の余地があるものと見受けられる(基本方針12)。 次年度予算要求にあたっては上記の改善について目途をつけ、必要額を要求するとともに、その額は南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

整理番号	補-73

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14400	予算事業名	水産業振興費			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	1	漁協経費負担軽減対策事業費補助金				担当課室	水産課
						担当班	水産班
事業期間	令和	4	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	2.水産業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化(水産業)				項(名称)	3 水産業費
	施策細分	3-2-2-①経営基盤の安定化(総合戦略)				目(名称)	1 水産業振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	近年の海洋環境の変化に伴う水産資源の減少、漁業者の高齢化・担い手不足及び燃油・資源等の高騰より水産業をとりまく状況は年々厳しい状況となっており、漁協の運営も大変厳しい現状である。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	節電効果等によるランニングコストの低減および機器性能向上による漁獲物付加価値向上に資するため、漁協設置機器等の更新を支援する。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	・漁協設置機器等の更新補助 ・事業対象者 漁業協同組合 ・補助率 県1/2 市2/10(対象事業費上限5,000千円)						
	(4)期待される効果						
	節電効果等によるランニングコストの低減および機器性能向上による漁獲物付加価値が向上し、漁業者の所得向上につながる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳(千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	1,200	0	0	0	
	国庫						県の補助事業の上乗せ補助
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		1,200	0	0	0	
年度別取組の概要		1団体×120万円					
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-73	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	漁協設置機器等の交換を支援することで、ランニングコストの低減および機器性能向上が見込まれるため、支援が必要である。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		漁業者の所得向上を図ることで、市民に利益を還元できる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	漁業者の所得向上を図る為の補助は、市民のニーズに対応している。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある		水産振興において、漁協に行政が補助する必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	漁協設置機器等の更新を補助することで、漁獲物付加価値向上に資するため実施する必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		近隣市の類似の事業比較しても均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	漁協設置機器等の更新を補助することにより、事業目的の成果を上げ、期待する効果が発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		施設・機械等に対し補助することにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	漁協の支援になることから、組織する漁業者に対し、公平に支援されるもの。							
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内全体が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。							
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合、節電効果等によるランニングコストの低減および機器性能向上による漁獲物付加価値向上につながらないため、漁協への経費負担が大きくなり、漁業者の所得低下につながり、漁業離れが進み、水産業が衰退することとなる。												
	課題	漁協設置機器等の更新については、更新する機器等によっては高額となる。											
解決策	漁協設置機器等の交換については、引き続き補助をし、事業費の負担軽減を図る。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	廃止
		漁業者の高齢化により、漁業労働条件の負担が大きくなり、漁獲量や、漁家所得の減少となっている。そのため、節電効果等によるランニングコストの低減および機器性能向上による漁獲物付加価値向上に資するため、漁協設置機器等の更新をした。来年度以降は、県の補助事業が期間が定められていないため、市の補助事業は廃止する。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	廃止
		実施機関評価のとおり、令和7年度をもって本事業は廃止する。 (ただし長崎県による補助事業期間の延長、または代替事業の創設がなされ、本市の上乗せ補助が県事業の採択要件とされた場合は、本評価に関わらず別途財政課と協議を行うこととする)											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14402	予算事業名	水産施設整備事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	5	浜の活力再生プラン推進施設整備事業				担当課室	水産課
事業期間	令和	3	年度～令和	7	年度(5年間)	担当班	水産班
実施区域							市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	2.水産業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化(水産業)				項(名称)	3 水産業費
	施策細分	3-2-2-①経営基盤の安定化(総合戦略)				目(名称)	1 水産業振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	近年の海洋環境の変化に伴う水産資源の減少や、漁業者の高齢化や担い手不足により漁業就労条件の負担が大きくなり、漁獲量や漁業所得の減少につながっている。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	水産振興のための個人施設・機器等に対し補助することにより、水産物の生産量の増加及び漁労時間の短縮による労務軽減を図り、漁家所得の向上を図る。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	・水産振興のための個人施設・機器等の導入 ・事業対象者 管内の地域水産業再生委員会が策定する浜の活力再生プランに取り組む、漁業協同組合の正組合員 ・補助率2/3(上限666千円)						
	(4)期待される効果						
	水産振興のための個人施設・機器等に対し補助することで、漁獲量が増加し、就労状況が改善することで、漁業者の所得向上につながる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	3,330	3,330	3,330	3,330	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		3,330	3,330	3,330	3,330	
年度別取組の概要		666千円×5件	666千円×5件	666千円×5件	666千円×5件		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

										整理番号	補-74		
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	本事業を補助することで、水産物の生産量の増加及び漁労時間の短縮による労務軽減を図るため、漁業所得の向上が見込まれる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		漁業者の所得向上を図ることで、市民に利益を還元できる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	漁業者の高齢化により、漁業労働条件の負担を軽減するための補助は、市民のニーズに対応している。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		水産振興において、漁業者に行政が補助する必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	施設・機器等に対し補助することにより、水産物の生産量の増加につながるため、実施する必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		本事業を補助することで、水産物の生産量の増加及び漁労時間の短縮による労務軽減を図り、漁家所得の向上が見込まれることから、均衡を欠いていないと考えている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	施設・機械等に対し補助することにより、事業目的の成果をあげ、期待する効果が発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		施設・機械等に対し補助することにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	漁業者に対し、公平に支援されるもの。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	市内漁業者が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合、漁労条件が改善されず、漁業所得、漁業者の減少、漁業者の高齢化や担い手不足による漁業離れが進み、水産業が衰退する恐れがある。												
	課題	漁獲量の低下による、漁業収入の減少することによる漁業離れ。											
解決策	資源回復活動の実施、漁業者の担い手確保。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		漁業者の高齢化により、漁業労働条件の負担が大きくなり、漁獲量や、漁家所得の減少となっている。そのため、施設・機器を整備することで、漁獲量が増加し、漁業者の所得向上が見込まれることにより、市としては、継続的に支援を行いたい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
本市の水産業は漁獲量の減少、漁業者の高齢化や後継者不足、施設の老朽化といった課題に直面している中で、公益性や有効性が高く、引き続き本事業を継続して実施することとする。 ただし、本補助金は令和7年度までとなっており、これまでの評価と改善を行うこととする。 なお、市単独事業である本補助金については補助金適正化基本方針に沿った制度運用を行うこととしているため、補助額、補助率、補助単価等の適正化(基本方針4)、補助対象経費の明確化(基本方針5)等々について、理由の整理や必要に応じた例規の改正等についても取り組むこと。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14403	予算事業名	水産関係団体育成支援事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	5	県有地使用料等助成金				担当課室	水産課	
						担当班	水産班	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	2町以上	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.水産業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(水産業)				項(名称)	3 水産業費	
	施策細分	3-2-2-①経営基盤の安定化(総合戦略)				目(名称)	1 水産業振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	近年の海洋環境の変化に伴う水産資源の減少や、漁業者の高齢化や担い手不足により漁業就労条件の負担が大きくなり、漁獲量や漁業所得の減少しており、漁協の経営も大変厳しい現状である。そのため、漁協が使用する港湾用地について、使用料を補助することにより、漁協経営状況を改善する必要がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	漁協が使用する市管理の漁港施設用地について使用料を免除しており、県有地(港湾施設用地等)の使用も均衡を保つため漁協に対する補助を行う必要がある。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	・県有地(港湾施設用地等)を使用する漁協に対する補助 ・事業対象者 漁業協同組合及び漁業者等が組織する団体 ・補助率10/10							
	(4)期待される効果							
	県有地(港湾施設用地等)を使用する漁協に対する補助をすることで、他の漁港を利用する漁協との均衡が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	1,155	1,155	1,155	1,155	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			1,155	1,155	1,155	1,155	
年度別取組の概要			有家町漁協・島原半島南部漁協	有家町漁協・島原半島南部漁協	有家町漁協・島原半島南部漁協	有家町漁協・島原半島南部漁協		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-75	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	県有地使用料等を支援することで、漁協の経営状況が改善される。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		漁協の経営状況が改善されることによって、漁業者への利益を還元できる。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	漁協の経営状況を改善することによって、漁業者の所得向上することにより、市民のニーズに対応している。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		水産振興において、漁協に行政が補助する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	県有地使用料等を支援することで、漁協経営状況が改善することができ、漁業所得の向上につながる。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		近隣市の類似の事業比較しても均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	県有地使用料等を支援することで、漁協の経営状況が改善されるため、期待する効果が発揮される。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		県有地使用料等を支援することにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	漁協の支援になることから、組織する漁業者に対し、公平に支援されるもの。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	市内全体が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。									
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合、漁協への経費負担が大きくなり、漁協の経営が厳しくなることによって、水産業の衰退につながる。												
	課題	近年の海洋環境の変化に伴う水産資源の減少や、漁業者の高齢化や担い手不足による漁業離れが進み、漁協の経営が年々厳しくなっている。											
解決策	県有地(港湾施設用地等)の使用料を引き続き補助をし、漁協の負担軽減を図る。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		近年の海洋環境の変化に伴う水産資源の減少や、漁業者の高齢化、担い手不足により、漁業労働条件の負担が大きくなり、漁獲量や、漁家所得の減少となっている。そのため、県有地(港湾施設用地等)を使用する漁協に対する補助をおこない、漁協の負担軽減するため、継続的に支援したい。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
市内漁業団体への経営支援の一環として県有地の使用料を支援すること自体に異論は無いものの、市単独補助金に分類される本補助金に関して、原則2分の1としている補助率を超え、受益者負担なく全額を支援している理由を整理(基本方針4)することを求める。 次年度予算要求にあたっては上記の理由を提示するとともに、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12％程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14404	予算事業名	水産資源回復事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	6	種苗放流事業				担当課室	水産課
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	2.水産業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	3.つくり育てる漁業の推進				項(名称)	3 水産業費
	施策細分	3-2-3-①つくり育てる漁業の推進(総合戦略)				目(名称)	1 水産業振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	近年の海洋環境の変化に伴い、漁獲量が年々減少している。そのため、有明海及び橘湾地域に種苗を放流することにより、水産資源を回復する必要性がある。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	有明海及び橘湾地域の資源増加を図るため、各協議会が実施する種苗放流事業に対する各漁協の負担金への補助。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	・有明海及び橘湾地域の各協議会が実施する種苗放流事業の補助金 ・事業対象者 漁業協同組合 ・補助率3/4						
	(4)期待される効果						
	有明海及び橘湾地域の種苗放流事業を補助することにより、水産資源が回復し、漁獲量が増加することによって、漁業所得の向上につながっていく。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	4,021	4,021	4,021	4,021	
	国庫						
	県費						
	起債	過疎ソフト		2,000	2,000	2,000	2,000
	特財						
	一財			2,021	2,021	2,021	2,021
年度別取組の概要			深江町漁協 他4(有明海) 半島南部漁協 (橘湾)	深江町漁協 他4(有明海) 半島南部漁協 (橘湾)	深江町漁協 他4(有明海) 半島南部漁協 (橘湾)	深江町漁協 他4(有明海) 半島南部漁協 (橘湾)	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

										整理番号		補-76		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか				a.認められる		A	種苗放流事業を補助することで、水産資源が回復し、漁業所得の向上が見込まれるため、支援が必要である。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか				a.寄与している			漁業者の所得向上を図ることで、市民に利益を還元できる。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか				a.認められる		A	漁業者の所得向上を図る為の補助は、市民のニーズに対応している。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか				a.必要性がある			水産振興において、漁協に行政が補助する必要性がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか				a.必然性がある		A	種苗放流事業を補助することで、漁業所得の向上に資するため実施する必然性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか				a.欠いていない			近隣市の類似の事業比較しても均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か				a.発揮予定		A	種苗放流事業を補助することにより、事業目的の成果をあげ、期待する効果が発揮される。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか				a.最適である			種苗放流事業を補助することにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか				a.公平である		A	事業実施にあたって、漁業者の所得向上につながることは、公平に支援されるもの。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか				a.与えていない		市内全体が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。								
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	本事業を実施しなかった場合、資源の減少が進むことによって、漁業所得が低下し、漁業離れが進み、水産業が衰退する恐れがある。													
	課題	漁獲量の低下により、漁業収入も減少することによって漁業離れが懸念される。												
解決策	資源回復活動の実施、漁業者の担い手確保。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		近年の海洋環境の変化に伴う水産資源の減少により、漁家所得が低下している。そのため、種苗放流事業を補助することで、水産資源が回復し、漁業者の所得向上が見込まれるため、市としては、継続的に支援を行いたい。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	B	評価区分	改善	
水産資源は市域や県域を越えた取り組みが必要であり、各地域と協力して実施する本事業は、その公益性や必要性の面から必要な事業であると認められ、継続することとする。 ただし市単独事業の性質上、補助金適正化基本方針に沿って適切な制度運用を行う必要があるため、終期設定(基本方針1)、補助額、補助率、補助単価等の適正化(基本方針4)、情報公開・公表(基本方針13)等について改善を要する。 次年度予算要求にあたっては上記に留意するとともに、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14404	予算事業名	水産資源回復事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	6	水産資源増殖保護事業				担当課室	水産課
事業期間	平成	19	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	2町以上
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	2.水産業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	3.つくり育てる漁業の推進				項(名称)	3 水産業費
	施策細分	3-2-3-①つくり育てる漁業の推進(総合戦略)				目(名称)	1 水産業振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	近年の海洋環境の変化に伴う水産資源の減少により、漁家所得が低下している。そのため、資源減少の対策として、産卵環境を整備し、水産資源を回復することが必要である。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	漁場環境の悪化による資源減少の対策として、産卵環境を整備することにより、水揚量の回復を図る。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	・資源減少の対策として、産卵環境を整備する補助金 ・事業対象者 漁業協同組合及び漁業者等が組織する団体 ・補助率1/2						
	(4)期待される効果						
	この事業を補助することにより、水産資源が回復し、漁獲量が増加することによって、漁業所得の向上につながっていく。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	1,027	1,027	1,027	1,027	
	国庫						
	県費						
	起債	過疎地域特設的発展特別事業債(ソフト事業分)	500	500	500	500	
	特財						
	一財		527	527	527	527	
年度別取組の概要		深江町漁協 西有家町漁協 半島南部漁協	深江町漁協 西有家町漁協 半島南部漁協	深江町漁協 西有家町漁協 半島南部漁協	深江町漁協 西有家町漁協 半島南部漁協		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-77	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	本事業を補助することで、水産資源が回復し、漁業所得の向上が見込まれるため、支援が必要である。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		漁業者の所得向上を図ることで、市民に利益を還元できる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	漁業者の所得向上を図る為の補助は、市民のニーズに対応している。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		水産振興において、漁協に行政が補助する必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	本事業を補助することで、漁業所得の向上に資するため実施する必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		本事業を補助することで、水産資源が回復し、漁業所得の向上が見込まれることから、均衡を欠いていないと考える。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	本事業を補助することにより、事業目的の成果をあげ、期待する効果が発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		本事業を補助することにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	事業実施にあたって、漁業者の所得向上につながることは、公平に支援されるもの。							
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内全体が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。							
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合、水産資源の減少が進むことによって、漁業所得が低下し、漁業離れが進み、水産業が衰退する恐れがある。												
	課題	漁獲量の低下により、漁業収入も減少することによって漁業離れが懸念される。											
	解決策	資源回復活動の実施、漁業者の担い手確保。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		近年の海洋環境の変化に伴う水産資源の減少により、漁家所得が低下している。そのため、資源減少の対策として、産卵環境を整備することで、水産資源が回復し、漁業者の所得向上が見込まれるため、市としては、継続的に支援を行いたい。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	B	評価区分	改善
		本市の水産業振興のため、産卵環境を整備する必要性や有効性が高く、引き続き本事業を継続して実施することとする。 一方、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を行うこととしているため、終期設定(基本方針1)、情報公開・公表(基本方針13)を行うなど、補助制度の効果検証を前提とした改善に取り組まれない。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14407	予算事業名	漁船漁具処理事業			担当部局	農林水産部
個別事業名及び補助金名称	2	漁業用廃棄物処理対策事業				担当課室	水産課
事業期間	令和	3	年度～令和	7	年度(5年間)	担当班	水産班
事業区画	令和	3	年度～令和	7	年度(5年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計
	政策	2.水産業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	1.生産基盤の整備(水産業)				項(名称)	3 水産業費
	施策細分	3-2-1-②安全・快適な漁村づくり				目(名称)	1 水産業振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	産業廃棄物となった漁網やロープ類の処分について、漁業者にとって、多大な経費負担となっている。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	漁業活動に伴う廃棄物となった漁網やロープ類などの処分経費が増加している状況である。漁協や漁業者に対する負担軽減および適正な漁港施設管理のため補助を行う。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	・漁業活動に伴う廃棄物となった漁網やロープ類などの処分経費の補助金 ・事業対象者 漁業協同組合及び漁業者等が組織する団体 ・補助率1/2(上限150千円)						
	(4)期待される効果						
	漁業活動に伴う廃棄物となった漁網やロープ類などの処分経費の補助をすることで、漁協及び漁業者の負担軽減及び、適切な漁港管理となる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	300	300	300	300	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		300	300	300	300	
年度別取組の概要		150千円×2件	150千円×2件	150千円×2件	150千円×2件		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-78	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか				a.認められる	A	本事業を支援することで、漁協及び漁業者の負担軽減となり経営状況が改善される。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか				a.寄与している		漁協及び漁業者の経営状況が改善されることによって、漁業者への利益を還元できる。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか				a.認められる	A	漁協及び漁業者の経営状況が改善することによって、漁業者の所得向上することにより、市民のニーズに対応している。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか				a.必要性がある		水産振興において、漁協及び漁業者に行政が補助する必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか				a.必然性がある	A	本事業を支援することで、漁協及び漁業者の経営状況が改善することができ、漁業所得の向上につながる。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか				a.欠いていない		漁協及び漁業者の負担軽減となり経営状況が改善されることから、均衡を欠いていないと考えている。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か				a.発揮予定	A	本事業を支援することで、漁業運営状況が改善されるため、期待する効果が発揮される。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか				a.最適である		本事業を支援することにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか				a.公平である	A	事業実施にあたって、漁協及び漁業者に公平に支援されるもの。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか				a.与えていない	市内全体が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。								
	その他の視点				-								
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合、漁協への経費負担が大きくなり、漁協及び漁業者の経営が厳しくなることによって、水産業の衰退につながる。また、処分されない廃棄物となった漁網やロープ類が漁港施設に散乱することにより、適正な漁港施設管理ができなくなる。												
	課題	近年の海洋環境の変化に伴う水産資源の低下により、漁業者所得が減少しているため、漁業離れが進んでいる。											
	解決策	漁業活動に伴う廃棄物となった漁網やロープ類などの処分経費の補助を引き続き補助をし、漁協及び漁業者の負担軽減を図る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		近年の海洋環境の変化に伴う水産資源の減少や、漁業者の高齢化、担い手不足により、漁業労働条件の負担が大きくなり、漁獲量や、漁家所得の減少となっている。そのため、漁業活動に伴う廃棄物となった漁網やロープ類などの処分経費の補助を引き続き補助をおこない、漁協及び漁業者の負担軽減するため、継続的に支援したい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	再検討
本補助事業は令和7年度までとなっており、ここ数年の補助事業活用額も低い水準である。補助金等適正化基本方針の8(少額または執行率の低い補助金等)に記載のとおり、地域のニーズの変化等補助金が活用されない要因の分析を要する状況にある。このため、本補助金の一旦制度廃止や予算計上見送り等の検証を求めるため、再検討評価とする。 その結果、次年度予算要求する場合は上記検討結果を提示するとともに、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
	備考												

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14210	予算事業名	農業用施設等整備支援事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称	2	南島原市農業用施設整備事業				担当課室	農村整備課	
						担当班	農地防災班	
事業期間	令和	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	1.生産基盤の整備(農林業)				項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-1-①生産基盤の整備(総合戦略)				目(名称)	6 農村整備費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	農業生産の近代化及び農業生産力の増強と経営基盤の強化整備拡充を図る必要があるため、農業用施設整備に対し補助することで、農業経営の健全化及び安定化を図ることを目的とする。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	農業用施設の整備実施により、農業経営の健全化及び安定化を目的とする。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	補助の対象及び補助率 【農道新設改良、舗装及び補修】 受益者2戸以上 事業費の8割以内（対象事業費200万 舗装事業100万） 【かんがい用排水施設整備】 受益者2戸以上 事業費の8割以内（対象事業費200万） 【ほ場整備事業】 受益者2戸以上 事業費の8割以内（対象事業費10a当たり100万） 【ため池整備事業】 受益者2戸以上 事業費の8割以内（対象事業費200万） 【渇水対策事業】 受益者2戸以上 受益面積20ha以上 事業費の5割以内（対象事業費20万）							
	(4)期待される効果							
	農業用施設へ一部補助することで、関係受益者の営農意欲の向上、農業経営の健全化及び安定化が期待される。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	30,000	30,000	30,000	30,000	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			30,000	30,000	30,000	30,000	
年度別取組の概要			25か所	25か所	25か所	25か所		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			⑥ その他市長が特に必要と認める事業					

											整理番号	補-79	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか				a.認められる	A	関係受益者の農業経営の健全化のための整備補助金であるため、公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか				a.寄与している		事業実施することで、関係受益者の農業経営の健全化に寄与する。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか				a.認められる	A	実施については、関係受益者において、協議申請し事業実施しているためニーズがある。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか				a.必要性がある		安定的な農業経営を図るため、実施する必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか				a.必然性がある	A	必要な施設のみ実施しており事業規模は適正であり、実施する必然性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか				a.欠いていない		近隣市の類似の事業はないが、農業経営の健全化及び安定化を図る取り組みであるため、均衡は欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か				a.発揮予定	A	事業目的に沿った事業効果が期待できる。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか				a.最適である		事業実施については、関係受益者が適正に管理し、申請に基づき事業執行されており、最適な手法である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか				a.公平である	A	補助対象施設及び補助率を定めており、事業実施にあたっては公平性が確保されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか				a.与えていない	市内全域の施設を補助対象としており、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていない								
その他の視点					-								
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	関係受益者の農業経営の健全化及び安定化ができなくなることに加え、農村地域の耕作放棄の拡大が懸念される。												
	課題	近年の労務費や資材費の高騰により、事業量の増大につながっている。											
	解決策	関係受益者に対し、整備内容の検討・精査を依頼。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		農業経営の安定化を図るうえでは、本補助金は一定の効果を発揮しており、今後も必要な補助金であることから、次年度以降も継続して実施することとしたい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
		農業用施設整備事業は本市の基幹産業の一つである農業を振興するための基盤となるものであり、その公益性や必要性の点から、基本的には今後も継続すべき事業として取り扱う。 しかしながら、補助金等適正化基本方針上、原則1/2としている補助率を超えた補助率を設定している場合はその理由を整理し(基本方針4)、対外的に補助の概要や成果を公表する(基本方針13)よう定めているため、補助金等適正化基本方針に沿った制度運用となるよう、改善に取り組むこととする。 なお、近年本補助制度の需要が高まっており、財源の捻出に苦慮する状況が続いているため、これまで以上に対象箇所の優先順位付けを行い、緊急性の高いか所からの採択を行うよう努めること。また、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15020	予算事業名	市道維持管理事業			担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称	9	南島原市生活環境整備事業補助金				担当課室	建設課	
事業期間	平成	28	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	7.基盤整備				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実				款(名称)	8 土木費	
	施策	1.道路網の整備				項(名称)	2 道路橋りょう費	
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)				目(名称)	2 道路維持費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	本市の社会資本である道路並びに水路は、市民が生活する中で密接な役割をもっている。長年にわたり役割を果たしてきた道路や水路は老朽し、生活する中で機能を逸した箇所や利用事情にそぐわない箇所が多い状況にあり、市民から改善要望が多くあげられている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	安全・安心で快適な生活を送るうえで、地域住民の喫緊の課題であり、地元管理となっている法定外公共物をはじめ、市道改良の対象とならない小規模な拡幅などの整備事業について、補助金を支給し地元施工により実施することで要望に即した補修や改良が可能となる。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	自治会が実施する以下の事業に対して補助を行う。 (1)市道の改良及び舗装 (2)法定外公共物(道路)の改良及び舗装(農業用以外) (3)法定外公共物(水路)の改良及び浚渫(農業用以外) 補助額 30万円以上200万円以下 補助率 10/10以内							
	(4)期待される効果							
	市で実施が困難な地域の要望に対し、事業を実施することで市民サービスの向上が図られるとともに、地元施工をすることにより、測量設計作業及び用地等の寄附の調整等の事業推進時の省力化が図られる。 また、諸経費を抑制することが可能となりコスト縮減が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	48,500	48,500	48,500	48,500	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	ふるさと応援寄附金基金繰入金		34,000	34,000	34,000	34,000	
一財			14,500	14,500	14,500	14,500		
年度別取組の概要			補助金 20件 40,000千円 地積測量図作成 8,500千円	補助金 20件 40,000千円 地積測量図作成 8,500千円	補助金 20件 40,000千円 地積測量図作成 8,500千円	補助金 20件 40,000千円 地積測量図作成 8,500千円		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			⑥ その他市長が特に必要と認める事業					

											整理番号	補-80	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A		法定外公共物及び市道等に対する整備事業に対して実施するものであるため、公益性が客観的に認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している				不特定多数の道路通行者が利用するため、市民の利益に寄与している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A		市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある				市と市民の協働で実施するものであるため、役割分担の観点から実施する必要性がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A		地元からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない				他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A		市民の喫緊の課題が解消され、事業効果が発揮される。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である				地元施工で実施するため、コスト縮減も図られ、最適な手法である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A		不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内全自治会を対象としており、また、不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業は、地元管理の法定外公共物や市道改良の対象とならない小規模な拡幅等の整備事業に対して、補助金を支給するもので、市と市民の協働による事業であり、地元住民の喫緊の課題が解決できなくなり、市民サービスの低下につながる。												
	課題	自治会からの要望が年々増加しており、現状の予算規模では対応が厳しい状況である。しかしながら、一般財源で実施するため、一定規模の予算内で実施する必要である。											
解決策	予算の確保による事業実施。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業については、市民の要望が多く必要性が高いことから今後も事業を実施することとする。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
法定外公共物や市道小規模拡幅等の整備については、その事業の性質上、公益性や必要性が高く、市による直接工事と比較して効率的と考えられるため、事業自体の継続を妨げるものではない。しかしながら、近年は緊急性の高い個所の増加や資材価格上昇等の様々な要因により当初予算額を超える事業執行が常態化しており、それでも要望箇所の採択が追いつかない状況にある。このため、補助金等適正化基本方針に沿った制度運営に向け、今後、近隣自治体の類似状況の把握や資材価格の調査、補助基準額の設定等に取り組み、制度の見直しを進めること。あわせて、要望箇所の順位付け等に更に努めること。 これを踏まえた上で、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15020	予算事業名	市道維持管理事業			担当部局	建設部	
個別事業名及び補助金名称	10	南島原市道路愛護団体支援事業				担当課室	管理課	
事業期間	平成	28	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	管理班	
事業区						実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	8.協働行政				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.市民協働のまちづくり				款(名称)	8 土木費	
	施策	2.市民活動・自治会活動等の活性化				項(名称)	2 道路橋りょう費	
	施策細分	8-1-2-①市民活動・ボランティア活動の活性化(総合戦略)				目(名称)	2 道路維持費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	市が管理する市道において、その延長が長すぎるため、路肩、法面、歩道及び、植樹帯の雑草は、市が雇用する道路パトロール員だけでは到底、手が回らない状況である。そこで道路の清掃及び、美化活動を行う団体を愛護団体として協定を結ぶことで、市民協働のまちづくりに寄与する。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	市が管理する市道において清掃、美化等の活動を行う団体を道路の愛護団体として協定を結ぶことで、住民と行政が協力して美しい潤いある道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上を図ることを目的とする。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	市道の実延長がおおむね300メートル以上の区間において行う道路の路肩、法面、歩道及び植樹帯における清掃及び除草。年間3回以上の実施。							
	(4)期待される効果							
	住民と行政が協力して美しい潤いある道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	1,200	1,260	1,350	1,440	
	国庫							南島原市自転車活用推進計画に基づき、令和10年度までに各町1団体の加入を目指す
	県費							
	起債							
	特財							
一財			1,200	1,260	1,350	1,440		
年度別取組の概要			補助金30千円×40団体	補助金30千円×42団体	補助金30千円×45団体	補助金30千円×48団体		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望				利用しない				

											整理番号	補-81		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	対象が市道であるため、公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			対象が市道であるため、市民の利益に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	対象が市道であるため、市民ニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			対象が市道であるため、行政が実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		B	道路環境美化のため、実施する必然性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			b.一部調整の余地がある			島原市については、県が行うアダプト団体と同じ手法で対応しており、本市においても検討の余地がある。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	美しい潤いある道路環境づくりが期待される。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			実施要綱に基づき、最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	作業の実延長と、回数の最低限度決められており公平性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市HP・広報誌等で周知している。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	市道の路肩、法面等から雑草が繁茂し、安全な通行に支障を来すとともに、景観も悪くなる。													
	課題	南島原市道路愛護団体支援事業実施要綱 第5条の規定により、年3回以上実施としているが、2回以上であればという声を聞く。回数の緩和を行うかどうかの検討が必要。												
	解決策	南島原市道路愛護団体支援事業実施要綱の改正を検討する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		市道の環境美化及び、道路愛護意識向上のため、引き続き事業の継続が必要である。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善	
道路愛護団体の増加は、市道管理の面からも有益であり、その公益性や有効性の点から、今後も引き続き取り組むこととする。 なお、市単独補助事業であることから補助金適正化基本方針に沿った制度運用を行うこととしており、視野狭窄と思考の硬直化を防ぎ、社会状況の変化に対応するための定期的な見直しを促す終期設定(基本方針1)や補助額、補助率、補助単価等の検討(基本方針4)等に取り組む必要がある。 次年度予算要求にあたっては、活動団体数やここ数年の執行額を考慮の上、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に表示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12400	予算事業名	環境対策総務費				担当部局	環境水道部〈衛生局〉
個別事業名及び補助金名称	2	南島原市共同墓地水道料金助成金					担当課室	環境課
							担当班	環境保全班
事業期間	平成	H23	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	1.自然環境				会計区分	1.一般会計	
	政策	—				款(名称)	4 衛生費	
	施策	—				項(名称)	1 保健衛生費	
	施策細分	—				目(名称)	6 環境衛生費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	墓地周辺の環境美化を図るため、共同墓地の管理者に対し、水道の使用料金を助成する。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	墓地周辺の環境美化を図るため、共同墓地の管理者に対し、南島原市水道等の水道料金を助成するもの。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	当該共同墓地の利用が5戸以上のもの。 その水道の使用目的が墓地への献花用、清掃用等墓地での通常考えられる使用に限られるもの。							
	(4)期待される効果							
	墓地周辺の環境美化を図る。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	2,622	2,622	2,622	2,622	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			2,622	2,622	2,622	2,622	
年度別取組の概要			水道料金の助成	水道料金の助成	水道料金の助成	水道料金の助成		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-82		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	地域の共同墓地の環境美化活動であることから公益性は認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			地域の共同墓地の環境美化活動であることから市民の利益に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	地域の共同墓地の環境美化活動は必要であり市民ニーズは認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			地域の共同墓地の環境美化の推進の観点から行政が実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	5戸以上の共同墓地を対象としており、事業規模は適正であり、実施する必然性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			事業内容等比較し均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	地域の共同墓地の環境美化活動については十分発揮されている。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			墓地管理者が主体となって取り組むべきことであり、助成の交付による支援が最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	5戸以上の共同墓地を対象としており、公平性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えてない。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	墓地周辺の環境美化の推進ができない。													
	課題	年々墓地の管理者の高齢化が進んでおり墓地周辺の環境美化ができてないところがある。												
	解決策	引き続き水道料金の助成をすることで墓地周辺の環境美化を継続して行ってもらう。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		共同墓地に設置してある水道の料金を、使用量に応じて助成するものであり評価を行うことが困難である。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
本補助制度の公益性や公平性、及び現状では共同墓地における料金徴収体制の即時構築が困難な状況を鑑み、本補助制度は継続するものとする。 なお、市単独補助事業である本補助制度は、その性質上補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めている。他市の状況を踏まえた制度の見直しを図るため、その定期的な期限を設けるための終期設定(基本方針1)や補助額・補助率等の見直し(基本方針4)の改善に取り組まれない。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12400	予算事業名	環境対策総務費			担当部局	環境水道部〈衛生局〉
個別事業名及び補助金名称	4	海岸環境美化活動団体支援補助金				担当課室	環境課
事業期間	平成	30	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	環境保全班
事業区						実施区域	市全域
総合計画	基本柱	1.自然環境				会計区分	1.一般会計
	政策	1.自然環境との共生				款(名称)	4:衛生費
	施策	3.環境美化活動の推進				項(名称)	1:保健衛生費
	施策細分	1-1-3-①生活環境の美化				目(名称)	6:環境衛生費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	海岸等(海岸及び海水浴場、漁港、港湾施設など)において清掃・美化等の活動を行う団体を“海岸の愛護団体”として認定し、それらの団体の環境美化活動に要する経費等の支援を行う。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	市内の海岸、海水浴場及び漁港において清掃、美化等の活動を行う団体を海岸の愛護団体として協定を結ぶことで、住民と行政が協力して美しい海岸環境づくりを推進するとともに、海岸愛護意識の向上を図ることを目的とする。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	市内に住所を有する者、市内に勤務する者又は市内の高等学校の生徒及びPTA関係者で構成するおおむね5人以上の団体(自治会、小中高等学校、老人会、婦人会、NPO法人、企業等のボランティア団体、その他市長が特に認める団体)。						
	(4)期待される効果						
	市内の海岸、海水浴場及び漁港において清掃、美化等の活動を行う。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	40	40	40	40	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		40	40	40	40	
年度別取組の概要		海岸環境美化活動団体支援補助金	海岸環境美化活動団体支援補助金	海岸環境美化活動団体支援補助金	海岸環境美化活動団体支援補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-83	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	市内の海岸、海水浴場及び漁港の清掃、美化等を行っており公益性が客観的に認められている。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市内の海岸、海水浴場及び漁港の清掃、美化等を行っており地域の活性化が期待できる。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	市内の海岸、海水浴場及び漁港の清掃、美化等を行っており地域の課題解決につながっている。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			市内の海岸、海水浴場及び漁港の清掃、美化等を市民団体で行っており市が実施する必要性がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	補助額は20,000円と低額であり一定の支援は必要である。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			補助対象経費や補助額等、均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	地域のボランティア団体で実施しており効果は期待できる。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			ボランティア団体で取り組んでおり、補助金の交付による支援が最適な手法である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	ボランティア団体で取り組んでおり、団体で登録を行えば支援を受けることができる。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		ボランティア団体で取り組んでおり、団体で登録を行えば支援を受けることができる。								
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	市内の海岸、海水浴場及び漁港の漂流ごみ等の増加。												
	課題	年々活動団体の高齢化及びボランティア団体の減少が進んでおり、実施する団体が減ってきている。											
解決策	広報等を利用し引き続き周知を図る。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		市内の海岸、海水浴場及び漁港の漂流ゴミ等の清掃、美化活動をする団体が減っている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
事業の公益性や有効性から本補助制度自体の存続は認められるものの、本補助制度の活用が近年なされず、必要性に疑義が生じている。 このため、社会的なニーズの変化や制度の周知状況、対象団体の掘り起こしや育成等の課題といった様々な要因を調査・分析し、水産担当部局とも連携した海岸環境美化の取組強化について検討をなされたい。 なお、市単独補助事業は補助金適正化基本方針に沿った制度運用を求めているため、本補助制度についても、定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や市民等への周知を図るための市ホームページへの補助制度概要の掲載(基本方針13)などの改善策に取り組む必要がある。 制度活用の改善策等に目途をつけたうえで、次年度当初予算を要求する場合は、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12412	予算事業名	生ごみ処理機器購入助成事業			担当部局	環境水道部(衛生局)
個別事業名及び補助金名称	1	廃棄物収集処理減量化対策補助金				担当課室	環境課
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	環境保全班
実施区域							市全域
総合計画	基本柱	1.自然環境				会計区分	1.一般会計
	政策	2.循環型地域社会の形成				款(名称)	4.衛生費
	施策	1.ごみの再資源化・減量化の推進				項(名称)	1.保健衛生費
	施策細分	1-2-1-①ごみの再資源化・減量化への意識向上				目(名称)	6.環境衛生費
	重点P	②住み続けたい環境づくり					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	ごみの減量と市民意識の高揚を図る。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	ごみの減量と市民意識の高揚を図るため、生ごみ処理機器の購入費に対し補助金を交付する。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	市内に住所を有し、かつ居住している者。 生ごみ処理機を購入し、生ごみの減量化及び堆肥化のため適切に使用し適切に維持管理できる。 市内の販売店から購入すること。						
	(4)期待される効果						
	生ごみの減量化。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	860	860	860	860	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		860	860	860	860	
年度別取組の概要		生ごみ処理機の購入助成	生ごみ処理機の購入助成	生ごみ処理機の購入助成	生ごみ処理機の購入助成		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-84	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	市のごみの減量化に対する取り組みであることから公益性は認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		ごみの減量化を図ることで、市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	ごみの減量化は必要であり、市民ニーズは認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		ごみの減量化は地域全体の課題であり、地域一体となつて行う必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	市民の皆様にも一定の負担をしていただいております、ごみの減量化には必要な取り組みである。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		事業内容、補助率等、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	ごみの減量化については十分発揮されている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		ごみの減量化を図るうえで補助金の交付による支援が最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	市民であれば要件を満たすことで誰でも支援を受けることができる。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	同一世帯で購入後3年以上経過しないと再購入ができないようになっている。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	生ごみが増加することで、市の燃えるごみの増加につながり県央県南広域環境組合負担金増になる。												
	課題	広報等周知は行っているが、まだまだ生ごみ処理機の補助があることを知らない方がいる。											
	解決策	今後も引き続き周知を図っていきたい。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		電気式の生ごみ処理機の補助率が4/5となったことにより電気式生ごみ処理機の購入者が増加し、燃えるごみの減少につながっている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
令和8年度から県央県南広域環境組合に市内の全量ごみが搬入されることとなり、今後の負担金の増加が見込まれる中、ごみ減量化の事業は大変重要となる。生ごみ等の各家庭で処理が可能な処理機器の普及は必要性や有効性が高いため、本補助事業は継続することとする。 ただし、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を行うこととしており、本補助制度についても、社会情勢やニーズの変化、効果検証を前提とした定期的な見直しのための終期設定(基本方針1)や補助額・補助率の見直し(基本方針4)等の改善を求めるものである。特に原則1/2としている補助率を超えた率を設定している理由を広く市民に説明ができるよう整理しておくこと。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	16200	予算事業名	浄化槽設置整備事業				担当部局	環境水道部〈衛生局〉
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市浄化槽設置整備事業補助金					担当課室	上下水道課
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	下水道班	
総合計画	基本柱	7.基盤整備				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.生活環境の充実					款(名称)	4.衛生費
	施策	4.生活排水の処理					項(名称)	2.清掃費
	施策細分	7-2-4-①適正な排水処理					目(名称)	3.し尿処理費
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	令和元年度までは国の基準額で補助していたが、下水道区域の整備終了に伴い合併浄化槽の普及促進のため市単独費で令和元年度の国の基準額に1.5倍に上乗せして補助をしている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	下水道区域の整備終了に伴い、下水道区域以外を合併浄化槽で整備の促進するため。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	合併浄化槽設置をする市民へ補助金を交付する。							
	(4)期待される効果							
	下水道区域以外の地域でも、同等の生活水準が得られるとともに公共水域の保全に寄与する。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	158,355	149,242	149,242	149,242	
	国庫	循環型社会形成推進交付金	1/2	53,044	53,044	53,044	53,044	
	県費	浄化槽設置事業補助金	1/3	37,540	37,540	37,540	37,540	
	起債							
	特財	ふるさと応援寄附基金繰入金		54,100				
	一財			13,671	58,658	58,658	58,658	
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			② 自然環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業					

											整理番号	補-85		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	公共水域の保全に寄与するため。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			公共水域の保全に寄与するため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	下水道と同等の生活水準が得られるため。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			公共水域の保全に寄与するため。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	下水道区域以外のため。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			雲仙市と同程度の補助額。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	年間100基以上へ補助し発揮している。						
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			補助金交付要綱を策定し補助金の交付方法は最適である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	下水道区域以外のため。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		基本的に、一世帯1回の補助であるため。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	新築は、合併浄化槽を設置するが、増改築では補助金がなければ負担する金額が大きく浄化槽設置を見送る場合もある。													
	課題	物価高騰による浄化設置費用の増加、建築費自体の高騰により新築の減少。												
	解決策	物価高騰分を国、県の補助基準額の上乗せを要望する。または市で上乗せを検討する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		下水区域の整備が終了しているので、今後は合併浄化槽設置補助金にて設置の促進を行うため必要である。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
		合併浄化槽普及を促進する上で、本市における必要性や公益性が認められるため、基本的には事業を継続することとする。 ただし、市単独事業部分は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めており、原則1/2としている補助率を超える率を設定しているその理由について、近隣市(雲仙市)のみならず、県内及び有明海・島原湾沿岸自治体の動向を調査したうえで対外的に説明できるよう整理し、予算要求の際の資料として提出することを求める。 これを踏まえ、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。												
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	16200	予算事業名	浄化槽設置整備事業			担当部局	環境水道部〈衛生局〉	
個別事業名及び補助金名称	3	南島原市浄化槽維持管理費助成金				担当課室	上下水道課	
事業期間	令和	2	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	下水道班	
事業区							実施区域	市全域
総合計画	基本柱	7.基盤整備				会計区分 款(名称) 項(名称) 目(名称)	1.一般会計	
	政策	2.生活環境の充実					4.衛生費	
	施策	4.生活排水の処理					2.清掃費	
	施策細分	7-2-4-①適正な排水処理					3.し尿処理費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	下水道などの集合処理と比較して合併浄化槽は年間の維持管理費がかかるため。また、年1回の法定検査費用を市が負担することによって適正に管理されているか把握するため。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	下水道などの集合処理との不公平感を緩和する。 補助金により設置した合併浄化槽の状態を把握できる。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	合併浄化槽設置市民のための事業、年1回の法定検査を県の浄化槽協会が実施し報告書と請求書を提出し、市が市民に代わり浄化槽協会へ支払う。							
	(4)期待される効果							
	法定検査により合併浄化槽の状態を把握することで、公共用水域の保全が見込まれる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	24,370	25,151	25,932	26,713	
	国庫							
	県費							
	起債	過疎地域持続的発展特別事業債(ソフト事業分)	5/10	12,100	12,500	12,900	13,300	
	特財							
	一財			12,270	12,651	13,032	13,413	
年度別取組の概要			法定検査手数料	法定検査手数料	法定検査手数料	法定検査手数料		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-86		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	公共水域の保全のため公益性は認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市民においても浄化槽の適正な維持管理に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	無料で法定検査が受けられるので必要性がある。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			浄化槽の状態を把握できる観点から必要性がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	下水道区域以外の合併浄化槽区域のみの助成で適正であり必然性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			雲仙市と同様。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	合併浄化槽の状態を把握できるため有効。						
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			法定検査を行う浄化槽協会と協力しているため最適である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	検査手数料も決まっているので公平である。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		法定検査手数料なので恩恵を与えていない。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	法定検査を受けない場合が発生し、水質悪化の可能性はある。													
	課題	年間100基以上浄化槽が設置されるので、年間約500千円上昇する。												
	解決策	国や県に維持管理費助成の補助金化の要望する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		下水道との金銭的な差額の緩和と合併浄化槽の状態を把握し公共水域の保全を行うために継続する。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
		浄化槽の普及促進による自然環境への緩和の観点から、その公益性と公平性を認め、事業の継続を認める。 一方、補助金等適正化基本方針に沿った制度運用の面から、支援期間に区切りを設けず、さらに10分の10を補助することは過剰と言えなくもなく、半島内にとどまらず県内及び有明海周辺自治体の状況等を調査し、今後適切な補助額・補助率への見直し(基本方針4)に向けた検討を進める必要がある。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。												
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12500	予算事業名	南有馬やすらぎ苑費			担当部局	環境水道部〈衛生局〉	
個別事業名及び補助金名称	1	岡自治会交付金				担当課室	衛生業務課	
						担当班	衛生総務班	
事業期間	平成	4	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	南有馬町	
総合計画	基本柱	7.基盤整備				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.生活環境の充実					款(名称)	4.衛生費
	施策	1.良好な住環境づくり					項(名称)	1.保健衛生費
	施策細分	7-2-1-⑤火葬場等生活環境施設の整備					目(名称)	7.火葬場費
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	南有馬やすらぎ苑は、南有馬町の岡自治会の区域にあり、火葬場設置について協力することを合意した協議書を締結している。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	火葬場設置に伴う周辺環境の美化を図るため、岡自治会に対し、協力金を支払うもの。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	岡自治会が南有馬やすらぎ苑の火葬場設置について、約定に従って協力することを合意してあるので、毎年度当初5月に地元協力金として、年間80,000円を支払うようになっている。							
	(4)期待される効果							
	南有馬やすらぎ苑の火葬場を運営するために、地元の理解・協力を得られ、継続的な維持管理ができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	80	80	80	80	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			80	80	80	80	
年度別取組の概要			岡自治会交付金	岡自治会交付金	岡自治会交付金	岡自治会交付金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-87	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	火葬場を適正に運営するため公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		本事業により、市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	適正に運営しているため、市民のニーズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある		行政が実施する必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	運営するためには、事業を実施する必要性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		近隣市の類似の事業と比較しても均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	事業実施にあたって公平性が確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	与えていない。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	火葬場の運営ができなくなる。												
	課題	火葬場の運営ができなくなる。											
	解決策	火葬場の設置の合意を得て協力してもらうために、協力金を毎年支払う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		南有馬やすらぎ苑の火葬場の運営をするために、地元自治会の協力を得るためには、火葬場設置についての約定に従って協力することを合意してもらうために、岡自治会に地元協力金として、年間80,000円を支払う必要がある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	継続
		本補助金は、南有馬やすらぎ苑の設置に伴い岡自治会に対して協力金として交付されているもので、自治会との合意に基づき継続とする。 (内容の性質上補助金等適正化基本方針の適用を除外する方向とする)											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17030	予算事業名	奨学資金貸付事業			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	2	奨学資金償還補助金				担当課室	教育総務課	
						担当班	教育総務班	
事業期間	平成	28	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.教育の充実				款(名称)	10.教育費	
	施策	4.学校生活・就学支援				項(名称)	1.教育総務費	
	施策細分	5-1-4-③高等学校教育・高等教育への支援(総合戦略)				目(名称)	3.奨学資金貸付基金費	
	重点P	②住み続けたい環境づくり						
根拠計画	第2期南島原市教育振興基本計画P16							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	本市では、少子・高齢化に伴う過疎化の一層の進展により、一部の地域では集落機能の維持やコミュニティ活動等に支障をきたしている状況が見受けられる。 また、毎年、転出数が転入数を上回っており、近年は社会減が300～400人程度で推移している。そのため、市内で働く場を生み出し、若年層を中心とした人口流出に歯止めをかけるとともに、Uターンの促進に取り組む必要がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	経済的な理由で就学が困難な学生に対して学資を貸与し就学を支援することで、将来、社会に貢献できる有能な人材を育成するとともに、奨学資金の償還金の補助を行うことで、その有能な若者のUターンによる定住促進を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	本市の奨学資金を借りて学校を卒業した後、市内に居住し、就労しているなどの条件を満たした人に対して、償還した奨学金の3分の2以内の金額を補助金として交付。							
	(4)期待される効果							
	若者の定住による集落機能やコミュニティ活動等の維持。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	7,279	9,162	10,668	12,716	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			7,279	9,162	10,668	12,716	
年度別取組の概要			償還補助金	償還補助金	償還補助金	償還補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-88		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	人口流出抑制やUターン促進を図る取り組みは、市全体に利益をもたらす明確な公益性が客観的に認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			集落機能やコミュニティ活動等の維持及び税収の増加に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	定住促進は、人口減少が続く本市にとって市民ニーズに応える施策であり、必要性は十分に認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			市の人口減少対策として行政が実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	事業規模は適正であり、過疎化や人口流出が深刻化する本市において、地域存続の観点からも必然性は高い。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			本市の人口維持のため、他市と均衡をとるような事業ではなく独自色を打ち出しているものとする。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		B	一定の成果をあげており、期待する効果が発揮される予定である。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			b.一部改善の余地あり			目的達成のためには複数の施策を組み合わせることで実施していくことが重要で、常に最適な手法を検討していく。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			b.一部改善の余地あり		B	南島原市奨学資金以外の奨学資金も対象にするなど、改善の余地はある。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		要件を満たせば対象となるため、同一対象者に特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	少子・高齢化に伴う過疎化の一層の進展及び若者の転出増加により、集落機能の維持やコミュニティ活動等への支障が増大する。													
	課題	さらに定住者を増やす必要がある。												
解決策	奨学生及び進学希望者へ補助金の周知を行う。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	B	評価区分	継続	
		奨学資金償還補助金は、地域社会の活性化や少子高齢化への対応としての公益性が高く、市民ニーズを満たす必要性も明確である。 今後も事業の目的達成のために、継続して事業を実施していく。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善	
少子高齢化が急激に進む本市にとって、若者の定住促進を目的とした本補助制度は公益性や必要性があるため継続とする。 なお、補助金適正化基本方針上、基本方針の1に関して適合していないことが見受けられるため、効果検証を前提とした定期的な見直しを行う観点から、終期設定(基本方針1)について改善を求める。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17010	予算事業名	事務局費	担当部局	教育委員会事務局			
個別事業名及び補助金名称	7	南島原市学校保健会補助金		担当課室	学校教育課			
事業期間	令和	1	年度～令和	-	年度(年間)			
実施区域	市全域							
総合計画	基本柱	5.人づくり			会計区分	1.一般会計		
	政策	1.教育の充実			款(名称)	10.教育費		
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進			項(名称)	1.教育総務費		
	施策細分	-			目(名称)	2.事務局費		
	重点P	該当しない						
根拠計画	第2期南島原市教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度)P10、P11							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	学校保健安全法に定める児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒の安全の確保が図られるよう各学校と連携を取りながら、学校保健安全法の趣旨に沿った教育環境の整備、保健衛生活動の推進に取り組む必要がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	児童生徒の健康に関する調査・研究を通して、学校保健の向上・発展を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	小・中学校の児童生徒が安心して健やかに育つための学校保健の向上・発展を図るために、下記の事業を行う。 ①教育委員会の保健施策に対する協力、②衛生思想の普及啓発と健康教育の実践、③学校保健に関する調査研究会企画及び施設の指導、④学校保健関係者の指導・研究並びに相互の連絡、⑤学校衛生資材の斡旋、⑥財団法人日本学校保健会及び長崎県学校保健会の事業達成に対する協力。 また、下記の部会や研修会を計画的に開催し、学校保健安全法の趣旨に沿った教育環境の整備、保健衛生活動を推進する。①学校医部、②学校歯科医部、③学校薬剤師部、④校長部、⑤保健主事部、⑥養護教諭部、⑦PTA(育友会)部、⑧高等学校部。							
	(4)期待される効果							
	児童生徒の健康に関する調査・研究を通して得た情報の提供、新たな問題への対策など、学校保健の充実が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	137	135	132	130	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
一財			137	135	132	130		
年度別取組の概要			学校保健の推進事業	学校保健の推進事業	学校保健の推進事業	学校保健の推進事業		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業					

										整理番号	補-89			
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	学校保健の向上・発展を図るため、学校保健安全法に基づき、児童生徒の健康に関する調査・研究を行うため。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			児童生徒の健康に関する調査・研究を通して得た情報の提供、新たな問題への対策など、事業の効果が市全域へ波及することが予想されるため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	学校保健安全法に基づき、児童生徒が安心して健やかに育つための学校保健の向上・発展を目的としているため。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			学校設置者や学校は、学校保健安全法を理解した上で児童生徒の健康の保持増進の対策を図る必要があるため。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	市内すべての小・中学校、県立高校2校で構成されており、事業を推進する必要があるため。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			事業自体が学校保健安全法に基づくものであり、近隣自治体においても本市と同様に事業を推進しているため。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	各養護教諭部会や研修会を定期的に開催し、事業を遂行・推進することが明白であるため。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			各養護教諭部会や研修会を定期的に開催し、課題の解決に向けて適切に事業を推進しているため。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市内すべての小・中学校の児童生徒を対象としており、各学校からの要望を取りまとめた上で、事業を実施しているため。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内すべての小・中学校の児童生徒を対象として、事業を実施しているため。									
その他の視点			-											
事業を実施しなかった場合の影響														
児童生徒の健康に関する調査・研究に支障をきたし、学校保健安全法の趣旨に沿った教育環境の整備や保健衛生活動に対し、必要な対策を講じることができなくなる。														
課題														
県立高校2校は会費(生徒一人当たり50円)、本市は補助金(児童生徒一人当たり50円)であるが、今後の児童生徒数の減少により、補助金額を維持したまま事業を継続することができるかが課題である。														
解決策														
南島原市学校保健会への補助金交付を継続し、学校保健の向上・発展をさらに推進する。														
次年度に向けた方向性	実施機関評価		公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
			児童生徒の健康に関する調査・研究を通して、計画的に学校保健の向上・発展を図るために、南島原市学校保健会の事業を継続する必要がある。											
	市長評価		公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
学校保健関係者の研鑽と学校保健の向上・発展に向けた交付先団体の活動について、その必要性や公益性が認められるため、本補助制度は継続することとする。 ただし、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていることから、本補助事業についても、定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)をはじめ、補助対象経費の明確化(基本方針5)や効果測定のための評価指標の設定(基本方針11)に取り組まれない。なお、交付団体の実績報告書上では、補助金交付額の1/4を超える繰越金を有しており、その目的や将来予定している使途の確認が必要である(基本方針10)ため、予算要求に際して財政課に関係資料を提出することを要求する。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一齐に見直すものと承知している。そのうえで次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17010	予算事業名	事務局費			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	7	南島原市校長会補助金				担当課室	学校教育課	
						担当班	学事保健班	
事業期間	令和	1	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.教育の充実				款(名称)	10.教育費	
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進				項(名称)	1.教育総務費	
	施策細分	-				目(名称)	2.事務局費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	人口減少・少子高齢化の進行、DXなどの技術革新を基盤とした社会構造の変化、グローバル化など、学校を取り巻く環境は10年前とは大きく様変わりしている。学校に求められることも複雑化・多様化しており、教職員にはこれ以上に経験年数や職務に応じた専門的な知識や指導力と、様々な教育課題に組織的に対応できる力の育成が急務となっている。こうした状況の中、校長は校長としての職務を遂行する上で必要な力を身につけることが重要である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	校長が学校経営に関する情報交換や意見交換を行い、職務の研修と資質向上を図り、小・中学校教育の充実・発展から学校運営の充実を図る。 また、教育委員会と連携し、学校運営に関する課題解決を行う。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	様々な教育課題に組織的に対応するための学校経営研修を実施することから、小・中学校教育の充実・発展を図る。校長会は、学校、教育委員会、地域社会、保護者を結びつけ、教育の質的向上と地域社会の発展に貢献する重要な役割を担っている。							
	(4)期待される効果							
	研修会及び理事会を開催し、教育の諸課題の解決を進めながら、校長としての職務を遂行する上で必要な資質・能力の向上が図られる。 また、各専門部や各地区での活動の活性化を図ることで、学校経営充実のための研鑽を積むことができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	137	137	120	120	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
一財			137	137	120	120		
年度別取組の概要			教育課題の解決に向けた研修会の実施	教育課題の解決に向けた研修会の実施	教育課題の解決に向けた研修会の実施	教育課題の解決に向けた研修会の実施		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-90		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	校長会は小・中学校の職位(教職員)としての最上位である校長によって組織され、教育課題の解決に向けた研修会を実施するため。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			校長会は学校、教育委員会、地域社会、保護者を結びつけ、教育の質的向上と地域社会の発展に貢献する重要な役割を担っているため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	学校に求められることが複雑化・多様化しており、校長にはこれまで以上に様々な教育課題に対応できる力の育成が急務となっているため。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			学校設置者は、充実した教育活動を推進するため、全校長で組織する校長会と連携を図りながら、支援する必要があるため。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	市内すべての小・中学校の校長を対象としているため。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣自治体においても本市と同様に事業を推進しているため。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	研修会や理事会を計画的に開催し、事業を遂行・推進することが明白であるため。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			研修会や理事会を計画的に開催し、教育課題の解決に向けて適切に事業を推進しているため。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市内すべての小・中学校の校長を対象としており、各校長からの意見や要望を取りまとめた上で、事業を実施しているため。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内すべての小・中学校の校長を対象としているため。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	校長としての職務を遂行する上で必要な資質・能力を身につけることができなくなる。その結果、小・中学校教育の充実を図れなくなり、学校運営に支障をきたす。													
	課題	市補助金(全額)で事業の運営を行っており、補助金を縮小した場合、事業の継続が困難となる。												
解決策	南島原市校長会への補助金交付を継続し、小・中学校教育の充実をさらに推進する。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		様々な教育課題に組織的に対応するための学校経営研修を実施することから、小・中学校教育の充実を図るために、南島原市校長会の事業を継続する必要がある。												
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
校長としての職務の研修と校長相互の連絡調整を図り、学校運営を充実させるための会を支援する本補助制度の必要性を認め、事業を継続するものとする。 ただし、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていることから、本補助事業についても、定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)をはじめ、定額補助の根拠(基本方針4)や補助対象経費の明確化(基本方針5)、効果測定のための評価指標の設定(基本方針11)などに取り組みきたい。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。そのうえで次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17010	予算事業名	事務局費			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	7	南島原市教頭会補助金				担当課室	学校教育課	
事業期間	令和	1	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	学事保健班	
実施区域							市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.教育の充実				款(名称)	10:教育費	
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進				項(名称)	1:教育総務費	
	施策細分	-				目(名称)	2:事務局費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	人口減少・少子高齢化の進行、DXなどの技術革新を基盤とした社会構造の変化、グローバル化など、学校を取り巻く環境は10年前とは大きく様変わりしている。学校に求められることも複雑化・多様化しており、教職員にはこれ以上に経験年数や職務に応じた専門的な知識や指導力と、様々な教育課題に組織的に対応できる力の育成が急務となっている。こうした状況の中、教頭は教頭としての職務を遂行する上で必要な力を身につけることが重要である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	教頭が学校教育の役割と今日的課題の解明に向け、研究課題を軸とする研修を深め、小・中学校教育の充実・発展を図る。 また、教育委員会と連携し、学校運営の効率化に努める。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	様々な研究課題の解明に向け、組織的・継続的な研究活動を推進することから、小・中学校教育の充実・発展を図る。教頭会は、教育委員会、校長会、教育関係諸団体等との連携を深め、教育の質的向上を推進する。							
	(4)期待される効果							
	様々な研究課題の解明に向け、組織的・継続的な研究活動を推進することから、教頭としての職務を遂行する上で必要な資質・能力の向上が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	59	59	52	52	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			59	59	52	52	
年度別取組の概要			研究課題の解明に向けた研究活動の実施	研究課題の解明に向けた研究活動の実施	研究課題の解明に向けた研究活動の実施	研究課題の解明に向けた研究活動の実施		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-91		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	教頭会は教頭によって組織され、研究課題の解明に向けた研究活動を実施するため。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			教頭会は学校、教育委員会、地域社会、保護者を結びつけ、教育の質的向上と地域社会の発展に貢献する重要な役割を担っているため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	学校に求められることが複雑化・多様化しており、教頭にはこれまで以上に様々な教育課題に対応できる力の育成が急務となっているため。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			学校設置者は、充実した教育活動を推進するため、全教頭で組織する教頭会と連携を図りながら、支援する必要があるため。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	市内すべての小・中学校の教頭を対象としているため。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣自治体においても本市と同様に事業を推進しているため。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	定例研修会や実務研修会を計画的に開催し、事業を遂行・推進することが明白であるため。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			定例研修会や実務研修会を計画的に開催し、教育課題の解決に向けて適切に事業を推進しているため。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市内すべての小・中学校の教頭を対象としており、各教頭からの意見や要望を取りまとめた上で、事業を実施しているため。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内すべての小・中学校の教頭を対象としているため。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	教頭としての職務を遂行する上で必要な資質・能力を身につけることができなくなる。その結果、小・中学校教育の充実を図れなくなり、学校運営に支障をきたす。													
	課題	市補助金(全額)で事業の運営を行っており、補助金を縮小した場合、事業の継続が困難となる。												
	解決策	南島原市教頭会への補助金交付を継続し、小・中学校教育の充実をさらに推進する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		様々な研究課題の解明に向け、組織的・継続的な研究活動を推進することから、小・中学校教育の充実を図るために、南島原市教頭会の事業を継続する必要がある。												
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
		教頭としての職務の研修と教頭相互の連絡調整を図り、学校運営を充実させる会に対する補助制度としての必要性が認められるため、本事業は継続する。 ただし、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていることから、本補助事業についても、定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)をはじめ、定額補助の根拠(基本方針4)や補助対象経費の明確化(基本方針5)、効果測定のための評価指標の設定(基本方針11)などに取り組みきたい。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。そのうえで次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。												
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17010	予算事業名	事務局費			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	7	南島原市教育研究会補助金				担当課室	学校教育課	
						担当班	学事保健班	
事業期間	令和	1	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.教育の充実				款(名称)	10:教育費	
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進				項(名称)	1:教育総務費	
	施策細分	-				目(名称)	2:事務局費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 人口減少・少子高齢化の進行、DXなどの技術革新を基盤とした社会構造の変化、グローバル化など、学校を取り巻く環境は10年前とは大きく様変わりしている。学校に求められることも複雑化・多様化しており、教職員にはこれまでに以上に経験年数や職務に応じた専門的な知識や指導力と、様々な教育課題に組織的に対応できる力の育成が急務となっている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 教職員の研修を促進することによって、小・中学校教育の振興を図る。							
	(3)事業の概要 教科毎に部会(20部会)を設置し、様々な研究課題の解明に向け、組織的・継続的な研究活動を推進することから、小・中学校教育の充実・発展を図る。							
	(4)期待される効果 様々な研究課題の解明に向け、組織的・継続的な研究活動を推進することから、教職員としての職務を遂行する上で必要な資質・能力の向上が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	57	57	51	51	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			57	57	51	51	
年度別取組の概要			研究課題の解明に向けた研究活動の実施	研究課題の解明に向けた研究活動の実施	研究課題の解明に向けた研究活動の実施	研究課題の解明に向けた研究活動の実施		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業					

											整理番号	補-92	
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	小・中学校におけるすべての教科について、研究課題の解明に向けた研究活動を実施するため。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		教育研究会は、研究課題の解明に向けた研究活動を実施することから、教育の質的向上と地域社会の発展に貢献する重要な役割を担っているため。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	学校に求められることが複雑化・多様化しており、教職員にはこれまで以上に様々な教育課題に対応できる力の育成が急務となっているため。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		学校設置者は、充実した教育活動を推進するため、教育研究会と連携を図りながら、支援する必要があるため。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	小・中学校におけるすべての教科研究を対象としているため。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣自治体においても本市と同様に事業を推進しているため。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	研究部会を計画的に開催し、事業を遂行・推進することが明白であるため。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		研究部会を計画的に開催し、教育課題の解決に向けて適切に事業を推進しているため。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	小・中学校におけるすべての教科研究を対象とした事業を実施しているため。								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	小・中学校におけるすべての教科研究を対象とした事業を実施しているため。										
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	教職員としての職務を遂行する上で必要な資質・能力を身につけることができなくなる。その結果、小・中学校教育の充実を図れなくなり、学校教育に支障をきたす。												
	課題	今後の児童生徒数の減少に伴う学級数の減少により、補助金額(一学級342円)を維持したまま事業を継続することができるかが課題である。											
	解決策	南島原市教育研究会への補助金交付を継続し、小・中学校教育の充実をさらに推進する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		様々な研究課題の解明に向け、組織的・継続的な研究活動を推進することから、小・中学校教育の充実を図るために、南島原市教育研究会の事業を継続する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		教科ごとの教職員の研修・研究を促進し、小・中学校教育の振興を図るための研究会の活動を支援する取組として、その公益性や必要性が認められるため、事業を継続することとする。 ただし、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていることから、本補助事業についても、定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)をはじめ、補助対象経費の明確化(基本方針5)や効果測定のための評価指標の設定(基本方針11)に取り組まれない。なお、交付団体の実績報告書上では、少額ではあるが、補助金交付額の8割程度の繰越金が発生しており(基本方針10)、交付対象経費の内訳と清算の詳細を整理し、財政課に提出することとする。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。そのうえで次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17010	予算事業名	事務局費			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	7	南島原市特別支援教育研究会補助金				担当課室	学校教育課	
						担当班	学事保健班	
事業期間	令和	1	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.教育の充実					款(名称)	10 教育費
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進					項(名称)	1 教育総務費
	施策細分	-					目(名称)	2 事務局費
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。 また、特別支援教育は、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものであり、障害の有無や個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎となるもので、社会にとって重要な意味を持っている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	特別支援教育の振興を図り、会員相互の研修並びに児童生徒の学校間交流及び共同学習を推進する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	特別支援教育の振興を図り、会員相互の研修並びに児童生徒の学校間交流及び共同学習を推進するために、市内を3区に分け、下記の研究を実施する。 ①児童生徒の学校間交流及び共同学習、②学習指導法(ICTの活用等)についての研究、③教育計画についての研究、④施設設備その他望ましい教育環境についての研究。							
	(4)期待される効果							
	児童生徒の実態に応じて交流学習の機会を設定することを通して、児童生徒間の学校間交流を深め、発表能力を向上させる。さらに、児童理解についての研修や情報交換を行うことで、特別支援学級担任並びに通級指導教室担当者の授業実践力や児童生徒理解力を高めることができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考	
	財源名称	補助率	58	58	51	51		
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財		58	58	51	51		
年度別取組の概要		児童生徒の学校間交流及び共同学習	児童生徒の学校間交流及び共同学習	児童生徒の学校間交流及び共同学習	児童生徒の学校間交流及び共同学習			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業					

											整理番号	補-93	
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	文部科学省は、障害のあるすべての児童生徒の教育の一層の充実を図るため、各学校における特別支援教育を推進しているため。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		特別支援教育は、障害の有無や個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎となるもので、現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	特別支援教育は、障害の有無や個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎となるもので、現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		学校設置者は、特別支援教育の振興を図るため、特別支援教育研究会と連携を図りながら、支援する必要があるため。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	小・中学校におけるすべての特別支援教育の児童生徒を対象としているため。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣自治体においても本市と同様に事業を推進しているため。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	研修会や交流会を計画的に開催し、事業を遂行・推進することが明白であるため。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		研修会や交流会を計画的に開催し、特別支援教育の振興を図るため適切に事業を推進しているため。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	小・中学校におけるすべての特別支援教育の児童生徒を対象としているため。								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	小・中学校におけるすべての特別支援教育の児童生徒を対象としているため。										
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	特別支援教育の振興に支障をきたし、児童生徒が生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を受けることができなくなる。												
	課題	市補助金(全額)で事業の運営を行っており、補助金を縮小した場合、事業の継続が困難となる。											
	解決策	南島原市特別支援教育研究会への補助金交付を継続し、特別支援教育の充実をさらに推進する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		特別支援教育の振興を図り、会員相互の研修並びに児童生徒の学校間交流及び共同学習を推進することから、特別支援教育の充実を図るために、南島原市特別支援教育研究会の事業を継続する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		特別支援教育研究会による特別支援教育の振興を図り、児童生徒の学校間交流及び共同学習の推進に寄与するための組織を支援する本補助制度の必要性を認め、事業を継続するものとする。 ただし、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていることから、本補助事業についても、定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)をはじめ、定額補助の根拠(基本方針4)や補助対象経費の明確化(基本方針5)、効果測定のための評価指標の設定(基本方針11)などに取り組みたい。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。そのうえで次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17010	予算事業名	事務局費			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	7	南島原市学校図書館協議会補助金				担当課室	学校教育課	
						担当班	学事保健班	
事業期間	令和	1	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.教育の充実				款(名称)	10:教育費	
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進				項(名称)	1:教育総務費	
	施策細分	-				目(名称)	2:事務局費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	学校図書館は、小・中・高等学校に設置される図書館で「学校教育において欠くことができない基礎的設備」であり、学校教育を充実するためすべての学校に設置されなければならない。その定義は、図書だけでなく広く学校教育に必要な資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することで、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的に昭和28年に成立した学校図書館法にある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	学校教育において、図書館資料を児童生徒や教職員に利用させ、教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成するために、図書館教育の充実を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	学校教育において、図書館資料を児童生徒や教職員に利用させ、教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成するため、下記の事業を推進する。 ①学校図書館の整備充実、②調査研究、③読書推進(読書感想文コンクール)							
	(4)期待される効果							
	学校の教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成する。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	72	72	63	63	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			72	72	63	63	
年度別取組の概要			図書館推進事業	図書館推進事業	図書館推進事業	図書館推進事業		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業					

											整理番号	補-94		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	学校図書館法に基づき、学校の教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成することを目的としているため。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			学校図書館法に基づき、児童生徒の健全な教養を育成することを目的としているため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	学校図書館法に基づき、児童生徒の健全な教養を育成することを目的としているため。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			学校設置者は、学校図書館の充実を図るため、学校図書館協議会と連携を図りながら、支援する必要があるため。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	学校図書館法に基づき、学校の教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成することを目的としているため。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣自治体においても本市と同様に事業を推進しているため。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	審査会(読書感想文等)を計画的に開催し、事業を遂行・推進することが明白であるため。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			審査会(読書感想文等)を計画的に開催し、学校図書館の充実を図るため適切に事業を推進しているため。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	すべての小・中学校を対象とした事業を実施しているため。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		すべての小・中学校を対象とした事業を実施しているため。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	学校図書館の充実に支障をきたし、児童生徒の健全な教養の育成を阻害することにつながる。													
	課題	市補助金(全額)で事業の運営を行っており、補助金を縮小した場合、事業の継続が困難となる。												
	解決策	南島原市学校図書館協議会への補助金交付を継続し、学校図書館育の充実をさらに推進する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		学校教育において、図書館資料を児童生徒や教職員に利用させ、教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成することから、南島原市学校図書協議会の事業を継続する必要がある。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
		読書感想画や感想文のコンクールに関する活動等、児童生徒の健全な教養を育成する取組に活用されており、その必要性から事業の継続を認めることとする。 ただし、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めており、効果検証を前提とした定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や全額補助としている理由の整理(基本方針4)、広く市民に補助金の概要や成果を公表(基本方針13)などにも取り組まれたい。 なお、教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。そのうえで次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。												
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17010		予算事業名		事務局費		担当部局		教育委員会事務局			
個別事業名及び補助金名称		12		南島原市学校給食費保護者負担軽減補助金		担当課室		学校教育課					
事業期間		令和 4		年度～令和		-		年度(年間)		実施区域			
事業期間		令和 4		年度～令和		-		年度(年間)		実施区域			
総合計画	基本柱	5.人づくり						会計区分	1.一般会計				
	政策	1.教育の充実							款(名称)	10.教育費			
	施策	3.教育環境の整備								項(名称)	1.教育総務費		
	施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)									目(名称)	2.事務局費	
	重点P	②住み続けたいくなる環境づくり											
根拠計画 第2期南島原市教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度)P16													
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である。一方、この間の物価高騰による影響を受け、令和7年度は、米の大幅な値上げ、牛乳、その他食材の値上げの影響で、月額小学生600円、中学生800円の値上げにより給食費は、月額小学生5,300円、中学生6,200円であり、子育て世帯の経済的負担を軽減する必要がある。												
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 学校給食費の一部を補助することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して生み育てられるまちづくりを推進する。												
	(3)事業の概要 子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に令和4年度に創設した給食費が発生している家庭の3人目以降の児童・生徒の給食費に対して、全額補助を行う。 補助金の該当年度の3月1日(以下「基準日」という。)において、市の住民基本台帳に記録され、現に居住している者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 当該年度において、南島原市立学校に在学している3人以上の児童又は生徒(食物アレルギー等により学校給食の提供を受けない児童又は生徒を含む。次条第1項において同じ。)の学校給食費を納付した者 (2) 学校給食費を滞納していない者 (3) 南島原市就学援助事務取扱要綱(平成30年南島原市教育委員会告示第4号)第5条の規定による就学援助の認定を受けていない者												
	(4)期待される効果 子育て世帯の経済的負担を軽減することで可処分所得が増え、所得向上の効果が生まれる。その結果、家計に余裕が生まれ、出生率の上昇につながる。												
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考					
	財源名称		補助率	11,833	11,833	10,413	10,413						
	国庫												
	県費												
	起債												
	特財												
	一財			11,833	11,833	10,413	10,413						
年度別取組の概要			第3子以降の給食費の全額補助	第3子以降の給食費の全額補助	第3子以降の給食費の全額補助	第3子以降の給食費の全額補助							
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業										

										整理番号		補-95			
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A		学校給食費の一部を補助することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して生み育てられるまちづくりを推進するため。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している				小・中学校に在籍する第3子以降を補助対象としているため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A		物価高騰による社会経済情勢として、無償化の流れが加速しているため。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある				学校設置者として、子育て世帯の経済的負担の軽減対策を講じる必要があるため。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A		小・中学校に在籍する第3子以降の限定対象としているため。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない				近隣自治体においては、無償化や物価高騰分の補助など、本市以上のを補助を実施しているため。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A		子育て世帯の経済的負担を軽減することで可処分所得が増え、所得向上の効果が生まれるため。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である				無償化ではなく、本市の財政状況を考慮し、第3子以降を補助対象としているため。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A		小・中学校に在籍する第3子以降を補助対象としているため。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内すべての小・中学校に在籍する第3子以降を補助対象としているため。										
その他の視点				-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響														
	物価高騰などを背景に子育て世帯の経済的負担が増加し、安心して生み育てられるまちづくりを推進できなくなる。その結果、給食費の無償化を実施している自治体への人口流出につながり、悪循環となる。														
	課題	給食費の無償化を実施している自治体への人口流出。													
	解決策	物価高騰など社会情勢を考慮し、学校給食費保護者負担軽減補助事業を拡充する。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価		公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充	
			学校給食費の一部を補助することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して生み育てられるまちづくりを推進するために、学校給食費保護者負担軽減補助事業の対象範囲を拡大し、事業を拡充する。												
	市長評価		公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討	
			多子世帯の経済的負担を軽減し、人口減少対策にも一定の効果が見込まれる本補助制度について、現行の制度部分についてはその必要性を認めたくえで継続することとするが、実施機関が求める制度拡充については、その具体的内容や理由、根拠等が不明であり、現時点で判断することができないため再検討評価とする。 なお、学校給食法の規定では、給食にかかる人件費や設備等経費以外は保護者が負担することとされており、法律の規定以上の更なる負担軽減策を講じる場合、一定額確保している政策的経費の調整や将来負担の増を見越した政治的判断を伴うため、補助金等適正化基本方針に掲げる各方針（適正な補助額や成果指標の設定、情報の公開等）に沿った支援策を構築しなければならない。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12％程度削減）を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。												
備考															

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17150	予算事業名	小学校教育振興費			担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	7	南島原市英語検定料等補助金				担当課室	学校教育課
						担当班	学事保健班
事業期間	平成	29	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計
	政策	1.教育の充実				款(名称)	10.教育費
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進				項(名称)	2.小学校費
	施策細分	5-1-2-①生きるための学力と人間力の向上(総合戦略)				目(名称)	2.教育振興費
	重点P	②住み続けたい環境づくり					
根拠計画	第2期南島原市教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度)P7						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成するため、外国語指導助手(ALT)を中学校へ、英語指導助手(EAT)を小学校へ派遣し、児童生徒が「生きた英語」に触れられる機会を設け、英語に親しめるよう取り組んでいる。 また、英検及び英検Jr.学校版の受験料を補助することで、児童生徒の自発的な能力開発な夢の実現に向けた取組を支援している。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 英検及び英検Jr.学校版の受験機会の拡大を目指し、児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図る。						
	(3)事業の概要 英検及び英検Jr.学校版を受験した南島原市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、受験料の全額を補助する。補助金の交付は、児童生徒1人につき同一年度において1回とする。						
	(4)期待される効果 児童生徒の英語力及び学習意欲の向上から、グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成することができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	322	322	322	322	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財			322	322	322	322	
年度別取組の概要			英検受験料の全額補助	英検受験料の全額補助	英検受験料の全額補助	英検受験料の全額補助	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業				

											整理番号	補-96		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成する必要があるため。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市内すべての小・中学校に在籍する児童生徒の受験料を補助対象としているため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成する必要があるため。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			学校設置者として、グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成する必要があるため。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	補助金の交付は、児童生徒1人につき同一年度に1回の限定としているため。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣自治体においても、同様の事業を実施しているため。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成することができるため。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			補助金の交付は、児童生徒1人につき同一年度に1回の限定としているため。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市内小・中学校に在籍する児童生徒の受験料を補助対象としているため。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内すべての小・中学校に在籍する児童生徒の受験料を補助対象としているため。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	英検及び英検Jr.学校版の受験機会の確保ができず、児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることができなくなる。													
	課題	英検及び英検Jr.学校版の受験機会を確保すること。												
解決策	英検及び英検Jr.学校版の受験機会を確保し、児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため事業を継続する。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成するため、英検び英検Jr.学校版の受験料の補助を継続することで、児童生徒の自発的な能力開発な夢の実現に向けた取組を支援する。												
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討	
英語検定は単なる資格試験ではなく、英語学習の成果を測定し、学習意欲の向上や進学、就職など将来の選択肢を広げるうえで重要性が高く、本補助金は経済的な理由で受験をためらっている家庭に対しては有効な制度であると認められる一方で、近年においてグローバル化の進展に伴い、受験における英語の重要性が高まっていることから、補助金の有無に関わらず、検定を受ける家庭が増加してる可能性も否定できない。 当初、この制度は英語の学力において、南島原市を県内上位にする目的もあり導入した経緯もあるが、これまでの評価と改善を行い、情性的な補助金にならぬよう検討する必要があるため再検討評価とする。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に表示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17151		予算事業名		小学校就学援助事業		担当部局		教育委員会事務局		
個別事業名及び補助金名称		1		準要保護児童生徒就学援助費				担当課室		学校教育課		
事業期間		平成 30		年度～令和		-		年度(年間)		実施区域		
総合計画	基本柱	5.人づくり						会計区分	1.一般会計			
	政策	1.教育の充実							款(名称)	10.教育費		
	施策	4.学校生活・就学支援								項(名称)	2.小学校費	
	施策細分	5-1-4-②就学への支援(総合戦略)									目(名称)	2.教育振興費
	重点P	該当しない										
根拠計画		第2期南島原市教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度)P16										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 就学援助は、教育基本法第4条に「教育の機会均等」にある「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難なものに対して、奨学の方法を講じなければならない」と規定されている。 また、学校教育法第25条「保護者に対する援助」における「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」という規定に根拠を持つ、子どもの教育を受ける権利を保障する制度である。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 経済的な理由によって就学困難な児童又は就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。											
	(3)事業の概要 小学生を養育している保護者で、学用品費や給食費などの支払いで就学上、経済的な理由によって困っている家庭に対し、その費用の一部援助する。受給要件は下記のとおりとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項の規定による要保護者(以下「要保護者」という。) (2) 次のいずれかに該当する者(以下「準要保護者」という。) ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者 (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止 (イ) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給 (ウ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免 (エ) 長崎県税条例(昭和47年長崎県条例第7号)第23条の規定に基づく個人の事業税の減免 (オ) 南島原市条例(平成18年南島原市条例第43号)第24条の規定に基づく市民税の非課税又は同条例第 51条の規定に基づく市民税の減免 (カ) 南島原市条例第71条の規定に基づく固定資産税の減免 (キ) 南島原市国民健康保険条例(平成18年南島原市条例第44号)第25条の規定に基づく国民健康保険税の減免 (ク) 生活福祉資金による貸付け イ ア以外の者で次のいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者 (ア) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者 (イ) 経済的に困窮している者であって、その世帯の収入が教育委員会が定めた基準額以下であるもの (ウ) 災害、その他特別の理由により経済的に困窮していると教育委員会が認める者											
	(4)期待される効果 経済的な理由によって就学困難な児童又は就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、円滑に義務教育が受けられるようになる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考				
	財源名称		補助率	24,228	24,228	22,024	22,024					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			24,228	24,228	22,024	22,024					
年度別取組の概要			就学援助事業	就学援助事業	就学援助事業	就学援助事業						
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない									

											整理番号	補-97	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか				a.認められる	A	法的根拠に基づき、円滑に義務教育が受けられるよう必要な援助であるため。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか				a.寄与している		市内すべての小・中学校に在籍する児童生徒の保護者を対象としているため。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか				a.認められる	A	法的根拠に基づき、円滑に義務教育が受けられるよう必要な援助であるため。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか				a.必要性がある		学校設置者として、経済的な理由によって就学困難な児童又は就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るため。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか				a.必然性がある	A	法的根拠に基づき、円滑に義務教育が受けられるよう必要な援助であるため。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか				a.欠いていない		近隣自治体においても、同様の事業を実施しているため。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か				a.発揮予定	A	法的根拠に基づき、必要な援助を実施することから、円滑に義務教育が受けられるため。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか				a.最適である		法的根拠に基づく、必要な援助であるため。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか				a.公平である	A	市内すべての小・中学校に在籍する児童生徒の保護者を対象としているため。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか				a.与えていない	市内すべての小・中学校に在籍する児童生徒の保護者を対象としているため。								
その他の視点					-								
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	経済的な理由によって就学困難な児童又は就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うことができなくなることで、義務教育が受けられなくなる。												
	課題	物価高騰の影響による経済的な理由によって、就学困難な保護者が増加することが危惧される。											
	解決策	経済的な理由によって就学困難な児童又は就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、円滑に義務教育が受けられるよう事業を継続する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		経済的な理由によって就学困難な児童又は就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、円滑に義務教育が受けられるよう事業を継続する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		経済的な理由によって就学困難な児童又は就学予定者の保護者に対する支援は、円滑な義務教育の推進に必要であることから、本事業は継続して実施することとする。 なお、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていることから、本補助事業についても、定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や効果検証を行うための評価指標の設定(基本方針11)、制度概要や成果の公表(基本方針13)などに取り組まれたい。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。そのうえで次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17201		予算事業名		中学校通学支援事業		担当部局		教育委員会事務局		
個別事業名及び補助金名称		2		南島原市立小中学校遠距離児童・生徒通学費補助金				担当課室		学校教育課		
								担当班		学事保健班		
事業期間		平成 24		年度～令和		-		年度(年間)		実施区域		
										2町以上		
総合計画	基本柱	5.人づくり						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	1.教育の充実							款(名称)		10 教育費	
	施策	4.学校生活・就学支援							項(名称)		3 中学校費	
	施策細分	5-1-4-②就学への支援(総合戦略)							目(名称)		1 学校管理費	
	重点P	該当しない										
根拠計画 第2期南島原市教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度)P16												
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	児童生徒の通学距離については、通常の場合、小学生は4km、中学生は6kmを最高限度として、各市町教育委員会が地勢、気象、交通等の諸条件並びに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、実情に即した通学距離の基準を定めること(昭和31年11月17日文部事務次官通達(文初財503号))としている。本市においては、通学距離の最高限度を基準として、遠距離通学児童生徒の保護者の負担軽減を図る必要がある。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	公共交通機関を利用して遠距離通学をする児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、通学費補助金を交付する。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	遠距離通学児童生徒の保護者の負担軽減を図るための要件は下記のとおりとする。 南島原市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する児童・生徒の保護者とする。ただし、通学区域変更の許可を受け、教育委員会が指定した学校以外の学校に通学する児童・生徒の保護者を除く。 (1) 通学距離が小学校では片道4キロメートル以上、中学校では6キロメートル以上の地域から公共交通機関を利用して通学する児童・生徒 (2) 学校の統合等により就学する学校を指定した地域で、公共交通機関を利用して通学することが適当であると市長が認めた別表第1に定める対象地域から公共交通機関を利用して通学する児童・生徒 (3) 通学距離が小学校では片道4キロメートル以上、中学校では6キロメートル以上の地域で、公共交通機関の運行する地域にあって通学時間帯に公共交通機関が運行していない別表第2に定める対象地域から通学する児童・生徒で、市長が適当と認めた方法により通学するもの											
	(4)期待される効果											
	公共交通機関を利用して遠距離通学をする児童生徒の保護者の負担軽減を図ることができる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考				
	財源名称		補助率	1,899	1,899	1,877	1,877					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			1,899	1,899	1,877	1,877					
年度別取組の概要			遠距離通学児童生徒の保護者の負担軽減	遠距離通学児童生徒の保護者の負担軽減	遠距離通学児童生徒の保護者の負担軽減	遠距離通学児童生徒の保護者の負担軽減						
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない									

											整理番号	補-98	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	通学距離の最高限度を超える遠距離地区を対象にした補助事業であるため。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			深江地区、有家地区、西有家地区の山間部からの遠距離通学に限定しているため。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	通学距離の最高限度を超える遠距離地区を対象にした補助事業であるため。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			学校設置者として、通学距離の最高限度を超える地区を対象にした補助事業を実施し、保護者の負担軽減を図る必要があるため。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	通学距離の最高限度を超える遠距離地区を対象にした補助事業であるため。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣自治体においても、同様の事業を実施しているため。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	通学距離の最高限度を超える遠距離地区を対象にした補助事業であり、保護者の負担軽減が図られるため。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			通学距離の最高限度を超える遠距離地区を対象にした補助事業であるため。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	通学距離の最高限度を超える遠距離地区を対象にした補助事業であるため。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		通学距離の最高限度を超える遠距離地区を対象にした補助事業であるため。								
	その他の視点			-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	公共交通機関を利用して遠距離通学をする児童生徒の保護者の負担軽減を図ることが困難になる。												
	課題	通学距離の最高限度を超える児童生徒の保護者の負担軽減。											
	解決策	遠距離通学児童生徒支援事業を継続し、公共交通機関を利用した遠距離通学をする児童生徒の保護者の負担軽減を図る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		遠距離通学児童生徒支援事業を継続し、公共交通機関を利用した遠距離通学をする児童生徒の保護者の負担軽減を図る必要がある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
深江地区、有家地区及び西有家地区の小中学校における遠距離通学児童・生徒等の負担の軽減にかかる補助制度について、その必要性や有効性が認められるため、継続実施とする。 なお、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていることから、本補助事業についても、定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や制度概要や成果の公表(基本方針13)に取り組まれない。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一齐に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17201	予算事業名	中学校通学支援事業			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	3	南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金				担当課室	学校教育課	
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	学事保健班	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.教育の充実				款(名称)	10.教育費	
	施策	4.学校生活・就学支援				項(名称)	3.中学校費	
	施策細分	5-1-4-②就学への支援(総合戦略)				目(名称)	1.学校管理費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	通学路の交通安全の確保については、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(平成25年12月6日25ス学健第21号)に基づき、各市区町村単位での通学路の交通安全の確保に向けた推進体制の構築をはじめ、各地域における関係機関の連携による継続的な取組が推進されている。一方、自転車通学の許可区域から通学する中学生の交通安全の確保に向けて、ヘルメット着用の周知を徹底し、保護者の負担軽減を図る必要がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	中学校における自転車通学生徒の交通安全対策及び保護者の負担軽減を図るため、中学校が定める自転車通学区域の生徒で自転車で通学するものの保護者に対し、自転車通学用ヘルメット購入補助金を交付する。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	自転車通学生徒の保護者で、自転車通学用のヘルメットを購入した場合に要する費用を負担する。補助率については下記のとおりとする。 1 自転車通学用のヘルメットを購入した場合に要する費用とし、補助率は、補助対象経費の2分の1とする。 2 前項の規定により算出した補助金額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。 3 補助の対象となるヘルメットの個数は、自転車通学生徒1人につき1個とする。							
	(4)期待される効果							
	中学校における自転車通学生徒の交通安全対策及び保護者の負担軽減を図ることができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	105	105	105	105	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
一財			105	105	105	105		
年度別取組の概要			ヘルメット補助金	ヘルメット補助金	ヘルメット補助金	ヘルメット補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-99	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	令和5年4月1日から道路交通法の一部改正により、すべての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務となり、生徒の交通安全の確保及び保護者の負担軽減を図る必要があるため。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市内すべての中学校に在籍する自転車通学生徒を補助対象としているため。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	令和5年4月1日から道路交通法の一部改正により、すべての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務となり、生徒の交通安全の確保を図るため。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			学校設置者として、自転車通学生徒の交通安全の確保及び保護者の負担軽減を図る必要があるため。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	補助の対象となるヘルメットの個数は、自転車通学生徒1人に1個に限定しているため。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣自治体においても、同様の事業を実施しているため。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	中学校における自転車通学生徒の交通安全対策及び保護者の負担軽減を図ることができる。					
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			補助金の交付は、児童生徒1人につき同一年度に1回の限定としているため。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市内中学校に在籍する自転車通学生徒を補助対象としているため。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内すべての中学校に在籍する自転車通学生徒を補助対象としているため。								
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	中学校における自転車通学生徒の交通安全対策及び保護者の負担軽減を図ることが困難になる。												
	課題	自転車事故では、頭部への衝撃が致命傷につながるケースが多く見られ、交通事故による被害を軽減するためには頭部を守ることが極めて重要である。											
	解決策	ヘルメットを購入することで中学校における自転車通学生徒の交通安全対策を図る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		中学校における自転車通学生徒の交通安全対策及び保護者の負担軽減を図るため、自転車通学児童生徒支援事業(ヘルメット補助金)を継続する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
自転車通学を必要とする遠距離通学の生徒の交通安全対策及び保護者の負担の軽減を図るための支援について、その公益性や必要性が認められることから、本補助事業を継続することとする。 なお、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていることから、本補助事業についても、定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や制度概要や成果の公表(基本方針13)を行うことにより、広く市民の理解を得られるよう、改善に取り組まれない。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17250	予算事業名	中学校教育振興費			担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	7	南島原市英語検定料等補助金				担当課室	学校教育課
						担当班	学事保健班
事業期間	平成	29	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計
	政策	1.教育の充実				款(名称)	10.教育費
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進				項(名称)	3.中学校費
	施策細分	5-1-2-①生きるための学力と人間力の向上(総合戦略)				目(名称)	2.教育振興費
	重点P	②住み続けたい環境づくり					
根拠計画	第2期南島原市教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度)P7						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成するため、外国語指導助手(ALT)を中学校へ、英語指導助手(EAT)を小学校へ派遣し、児童生徒が「生きた英語」に触れられる機会を設け、英語に親しめるよう取り組んでいる。 また、英検及び英検Jr.学校版の受験料を補助することで、児童生徒の自発的な能力開発の夢の実現に向けた取組を支援している。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 英検及び英検Jr.学校版の受験機会の拡大を目指し、児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図る。						
	(3)事業の概要 英検及び英検Jr.学校版を受験した南島原市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、受験料の全額を補助する。補助金の交付は、児童生徒1人につき同一年度において1回とする。						
	(4)期待される効果 児童生徒の英語力及び学習意欲の向上から、グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成することができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳(千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	1,491	1,491	1,491	1,491	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		1,491	1,491	1,491	1,491	
年度別取組の概要			英検受験料の全額補助	英検受験料の全額補助	英検受験料の全額補助	英検受験料の全額補助	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業				

											整理番号	補-100		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成する必要があるため。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市内すべての小・中学校に在籍する児童生徒の受験料を補助対象としているため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成する必要があるため。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			学校設置者として、グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成する必要があるため。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	補助金の交付は、児童生徒1人につき同一年度に1回の限定としているため。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣自治体においても、同様の事業を実施しているため。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成することができるため。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			補助金の交付は、児童生徒1人につき同一年度に1回の限定としているため。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市内小・中学校に在籍する児童生徒の受験料を補助対象としているため。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内すべての小・中学校に在籍する児童生徒の受験料を補助対象としているため。									
その他の視点				-										
実施に関する影響・課題	事業を実施しなかった場合の影響													
	英検及び英検Jr.学校版の受験機会の確保ができず、児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることができなくなる。													
	課題	英検及び英検Jr.学校版の受験機会を確保すること。												
	解決策	英検及び英検Jr.学校版の受験機会を確保し、児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため事業を継続する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		グローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成するため、英検及び英検Jr.学校版の受験料の補助を継続することで、児童生徒の自発的な能力開発な夢の実現に向けた取組を支援する。												
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討	
英語検定は単なる資格試験ではなく、英語学習の成果を測定し、学習意欲の向上や進学、就職など将来の選択肢を広げるうえで重要性が高く、本補助金は経済的な理由で受験をためらっている家庭に対しては有効な制度であると認められる一方で、近年においてグローバル化の進展に伴い、受験における英語の重要性が高まっていることから、補助金の有無に関わらず、検定を受ける家庭が増加している可能性も否定できない。 当初、この制度は英語の学力において、南島原市を県内上位にする目的もあり導入した経緯もあるが、これまでの評価と改善を行い、情動的な補助金にならぬよう検討する必要があるため再検討評価とする。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17251	予算事業名	体育・文化活動支援事業			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市中学校部活動補助金				担当課室	学校教育課	
						担当班	学事保健班	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.教育の充実				款(名称)	10:教育費	
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進				項(名称)	3:中学校費	
	施策細分	5-1-2-②学校体育の充実と各種スポーツクラブ等の育成				目(名称)	2:教育振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	第2期南島原市教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度)P10							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	中学校の部活動は、生徒が自主的に参加し、スポーツや文化活動などを通して、心身の成長や社会性、人間性を育むことを目的とした教育活動である。本市の部活動については、生徒数の減少や指導する教職員の負担など、課題がある。今後の中学校における部活動の在り方について、「南島原市部活動の在り方検討委員会」での協議結果を基に令和6年度から順次、部活動の地域移行(所管:生涯学習課)を進めている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	中学校における部活動の健全な育成とその安全を確保し、生徒の心身の均衡ある成長を期するため、中学校部活動を管理する部活動管理者に対し、南島原市中学校部活動補助金を交付する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	中学校における部活動の健全な育成とその安全を確保し、生徒の心身の均衡ある成長を期するため、中学校部活動を管理する部活動管理者に対し、南島原市中学校部活動補助金を交付する。対象要件は下記のとおりである。 (1)市内各中学校部活動の運営及び指導に要する経費 (2)その他競技力向上に要する経費 補助率等については、南島原市中学校部活動補助金交付要綱第2条で算出する額の範囲内とし、予算の範囲内で市長が認める額とする。							
	(4)期待される効果							
	中学校における部活動の健全な育成とその安全を確保し、生徒の心身の均衡ある成長を図ることができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	3,000	1,500	0	0	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	ふるさと応援寄附基金繰入金		2,500	1,250			
	一財			500	250	0	0	
年度別取組の概要			部活動補助金	部活動補助金	南島原市地域クラブサポートセンター補助金へ移行			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業					

											整理番号	補-101	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	中学校の部活動は、生徒が自主的に参加し、スポーツや文化活動などを通して、心身の成長や社会性、人間性を育むことを目的とした教育活動であるため。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		市内すべての中学校の部活動を補助対象としているため。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	中学校の部活動は、生徒が自主的に参加し、スポーツや文化活動などを通して、心身の成長や社会性、人間性を育むことを目的とした教育活動であるため。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		学校設置者として、中学校における部活動の健全な育成とその安全を確保し、生徒の心身の均衡ある成長を図る必要があるため。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	市内すべての中学校において部活動を推進することから、生徒の心身の均衡ある成長を図る必要があるため。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		近隣自治体においても、同様の事業を実施しているため。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	中学校の部活動の健全な育成とその安全を確保し、生徒の心身の均衡ある成長を図ることができるため。							
		事業執行の方法が最適手法であるか		a.最適である		中学校の部活動は、生徒が自主的に参加し、スポーツや文化活動などを通して、心身の成長や社会性、人間性を育むことを目的とした教育活動であるため。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	市内中学校の部活動を補助対象としているため。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	市内すべての中学校の部活動を補助対象としているため。										
その他の視点			-										
事業を実施しなかった場合の影響													
中学校における部活動の健全な育成とその安全確保が困難となり、生徒の心身の均衡ある成長が阻害される。													
課題	部活動の段階的な地域移行に伴う、中学校における部活動(学校体育:学校教育課)から地域クラブ活動(社会体育:生涯学習課)へ補助金の移行。												
解決策	地域クラブに対しても部活動と同様に健全な育成と子どもたちの心身の均衡ある成長を期するため、補助金の移行について生涯学習課と連携・協議を図りながら進める。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		中学校における部活動の健全な育成とその安全を確保し、生徒の心身の均衡ある成長を期するため、中学校部活動を管理する部活動管理者に対し、部活動の地域移行を勧奨して令和8年度まで南島原市中学校部活動補助金の交付を継続する。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
必要性や公益性を認め、実施機関評価のとおり令和8年度まで継続とする。 なお、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていることから、本補助事業についても、定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や効果検証を行うための評価指標の設定(基本方針11)、制度概要や成果の公表(基本方針13)により、スポーツ活動や文化活動などをとおした心身の成長や社会性、人間性を育むことを目的とした教育活動について広く市民の理解を得られるよう、制度運用の改善に取り組まれない。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。これに伴い、令和9年度からの南島原市地域クラブサポートセンター補助金への移行・統合を予定しているようであるが、その可否については、令和8年度に評価をおこなうこととし、現時点では保留とする。次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17251	予算事業名	体育・文化活動支援事業			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市中学校体育連盟運営費補助金				担当課室	学校教育課	
						担当班	学事保健班	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.教育の充実				款(名称)	10.教育費	
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進				項(名称)	3.中学校費	
	施策細分	5-1-2-②学校体育の充実と各種スポーツクラブ等の育成				目(名称)	2.教育振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	第2期南島原市教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度)P10							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	中学校の部活動は、生徒が自主的に参加し、スポーツや文化活動などを通して、心身の成長や社会性、人間性を育むことを目的とした教育活動である。本市においては、中学校生徒の体育の振興を図るため、南島原市中学校体育連盟に対し、その活動を支援することが重要である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	中学校生徒の体育の振興を図り、その活動を支援するため、南島原市中学校体育連盟に対し、南島原市中学校体育大会運営費補助金を交付する。							
	(3)事業の概要							
中学校生徒の体育の振興を図り、その活動を支援するため、南島原市中学校体育連盟に対し、南島原市中学校体育大会運営費補助金を交付する。補助の対象となる経費は、下記のとおりである。 (1)南島原市中学校体育大会運営の事務に要する費用 (2)競技種目ごとに開催する種目別協議会に要する費用 補助額については、南島原市中学校体育大会運営費補助金交付要綱第2条で算出する額の範囲内とし、予算の範囲内で市長が認める額とする。								
(4)期待される効果								
南島原市中学校体育大会を開催し、中学校生徒の体育の振興を図り、心身の均衡ある成長を期することができる。								
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	9,500	0	0	0	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	ふるさと応援寄附基金		8,000				
	一財			1,500	0	0	0	
年度別取組の概要			中学校体育連盟運営費補助金	南島原市地域クラブサポートセンター補助金へ移行				
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-102	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	中学校の部活動は、生徒が自主的に参加し、スポーツなどを通して、心身の成長や社会性、人間性を育むことを目的とした教育活動であるため。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		市内すべての中学校の部活動を補助対象としているため。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	中学校の部活動は、生徒が自主的に参加し、スポーツや文化活動などを通して、心身の成長や社会性、人間性を育むことを目的とした教育活動であるため。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		学校設置者として、中学生の体育の振興を目的とした南島原市中学校体育大会を開催するための補助を行う必要があるため。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	市内すべての中学校において南島原市中学校体育大会に向けて部活動を推進し、生徒の心身の均衡ある成長を図る必要があるため。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		近隣自治体においても、同様の事業を実施しているため。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	中学校の部活動の健全な育成とその安全を確保し、生徒の心身の均衡ある成長を図ることができるため。							
		事業執行の方法が最適手法であるか		a.最適である		中学校の部活動は、生徒が自主的に参加し、スポーツなどを通して、心身の成長や社会性、人間性を育むことを目的とした教育活動であるため。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	市内中学校の部活動が参加する南島原市中学校体育大会の運営を補助対象としているため。							
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内すべての中学校の部活動が参加する南島原市中学校体育大会の運営を補助対象としているため。							
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	南島原市中学校体育大会が開催されなくなると中学校における部活動の健全な育成とその安全確保が困難となり、生徒の心身の均衡ある成長が阻害される。												
	課題	部活動の段階的な地域移行に伴う、中学校における部活動(学校体育:学校教育課)から地域クラブ活動(社会体育:生涯学習課)へ補助金の移行。											
	解決策	地域クラブに対しても部活動と同様に健全な育成と子どもたちの心身の均衡ある成長を期するため、補助金の移行について生涯学習課と連携・協議を図りながら進める。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	統合
		部活動の地域移行を勘案し、南島原市中学校体育連盟に対して、令和7年度をもって南島原市中学校体育連盟運営費補助金の交付を終了する。令和8年度から補助金を生涯学習課(南島原市地域クラブサポートセンター)へ移行する。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
		必要性や公益性を認め、実施機関評価のとおり令和8年度まで継続とする。 なお、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていることから、本補助事業についても、定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や効果検証を行うための評価指標の設定(基本方針11)、制度概要や成果の公表(基本方針13)など、広く市民の理解を得られるよう、制度運用の改善に取り組まれたい。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。これに伴い、令和9年度からの南島原市地域クラブサポートセンター補助金への移行・統合を予定しているようであるが、その可否については、令和8年度に評価をおこなうこととし、現時点では保留とする。次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

整理番号	補-103

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17251	予算事業名	体育・文化活動支援事業			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市中体連に係る県、九州、全国大会出場補助金				担当課室	学校教育課	
						担当班	学事保健班	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	1.教育の充実				款(名称)	10.教育費	
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進				項(名称)	3.中学校費	
	施策細分	5-1-2-②学校体育の充実と各種スポーツクラブ等の育成				目(名称)	2.教育振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	中学校の部活動は、生徒が自主的に参加し、スポーツや文化活動などを通して、心身の成長や社会性、人間性を育むことを目的とした教育活動である。本市においては、中学校生徒の体育の振興を図り、各種大会に出場するための活動を支援することが重要である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	中学校の生徒が県、九州及び日本中学校体育連盟の主催する大会に出場する経費を援助するため、南島原市中体連に係る県、九州、全国大会出場補助金を交付する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	1 補助の対象となる大会は、下記のとおりである。 (1) 長崎県中学校総合体育大会、(2) 長崎県中学校新人大会、(3) 九州中学校総合体育大会 (4) 全国中学校総合体育大会、(5) 長崎県中学校新人大会に係る九州大会及び全国大会 2 補助の対象者は、前項に規定する大会に出場するものとして学校長が認めた個人又は団体とし、その代表者は、当該学校長とする。補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、大会参加申込書に記載された選手、監督、コーチ及びマネージャーの大会参加に要する費用のうち、次に掲げる経費とする。ただし、監督及びコーチにあつては、その申込書にそれぞれ2人以上が記載されている場合であっても1人ずつを対象とする。 (1) 交通費及び宿泊費、(2) 出場の際に生じる道具輸送に要する経費、(3) 弁当代 (4) 参加料(送金に係る経費を含む。)、(5) その他市長が必要と認める経費 3 他の団体等から補助を受ける場合は、それらを減額した額を補助対象経費とする。							
	(4)期待される効果							
	県、九州及び日本中学校体育連盟の主催する大会に出場する経費を援助することから、中学校生徒の体育の振興を図り、心身の均衡ある成長を期することができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	5,000	4,000	0	0	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	ふるさと応援寄附基金繰入金		4,200	3,360			
	一財			800	640	0	0	
年度別取組の概要			各種大会出場補助金	各種大会出場補助金	南島原市地域クラブサポートセンター補助金へ移行			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業					

											整理番号	補-103	
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	中学校の部活動は、生徒が自主的に参加し、スポーツなどを通して、心身の成長や社会性、人間性を育むことを目的とした教育活動であるため。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市内すべての中学校の部活動を補助対象としているため。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	中学校の部活動は、生徒が自主的に参加し、スポーツや文化活動などを通して、心身の成長や社会性、人間性を育むことを目的とした教育活動であるため。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		学校設置者として、中学生の体育の振興を目的とした各種大会の出場補助金の援助を行う必要があるため。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	市内すべての中学校において各種大会に向けて部活動を推進し、生徒の心身の均衡ある成長を図る必要があるため。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣自治体においても、同様の事業を実施しているため。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	中学校の部活動の健全な育成とその安全を確保し、生徒の心身の均衡ある成長を図ることができるため。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		中学校の部活動は、生徒が自主的に参加し、スポーツなどを通して、心身の成長や社会性、人間性を育むことを目的とした教育活動であるため。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内中学校の部活動が参加する各種大会の出場補助金を補助対象としているため。								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	市内すべての中学校の部活動が参加する各種大会の出場補助金を補助対象としているため。										
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
各種大会への参加ができなくなると中学校における部活動の健全な育成とその安全確保が困難となり、生徒の心身の均衡ある成長が阻害される。													
課題	部活動の段階的な地域移行に伴う、中学校における部活動(学校体育:学校教育課)から地域クラブ活動(社会体育:生涯学習課)へ補助金の移行。												
解決策	地域クラブに対しても部活動と同様に健全な育成と子どもたちの心身の均衡ある成長を期するため、補助金の移行について生涯学習課と連携・協議を図りながら進める。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		中学校における部活動の健全な育成とその安全を確保し、生徒の心身の均衡ある成長を期するため、各種大会に出場する部活動に対し、部活動の地域移行を勧奨して令和8年度まで大会出場補助金の交付を継続する。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
必要性や公益性を認め、実施機関評価のとおり令和8年度まで継続とする。 なお、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていることから、本補助事業についても、定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や効果検証を行うための評価指標の設定(基本方針11)、制度概要や成果の公表(基本方針13)など、広く市民に理解を得られるよう、制度運用の改善に取り組まれたい。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。これに伴い、令和9年度からの南島原市地域クラブサポートセンター補助金への移行・統合を予定しているようであるが、その可否については、令和8年度に評価をおこなうこととし、現時点では保留とする。次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17252	予算事業名	中学校就学援助事業			担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	1	準要保護児童生徒就学援助費				担当課室	学校教育課
事業期間	平成	30	年度～令和	－	年度（年間）	担当班	学事保健班
実施区域	市全域						
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計
	政策	1.教育の充実				款（名称）	10.教育費
	施策	4.学校生活・就学支援				項（名称）	3.中学校費
	施策細分	5-1-4-②就学への支援（総合戦略）				目（名称）	2.教育振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	第2期南島原市教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度)P16						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	就学援助は、教育基本法第4条に「教育の機会均等」にある「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難なものに対して、奨学の方法を講じなければならない」と規定されている。 また、学校教育法第25条「保護者に対する援助」における「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」という規定に根拠を持つ、子どもの教育を受ける権利を保障する制度である。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	経済的な理由によって就学困難な生徒又は就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	中学生を養育している保護者で、学用品費や給食費などの支払いで就学上、経済的な理由によって困っている家庭に対し、その費用の一部援助する。						
	(4)期待される効果						
	経済的な理由によって就学困難な生徒又は就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、円滑に義務教育が受けられるようになる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳（千円）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	25,537	25,537	20,513	20,513	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		25,537	25,537	20,513	20,513	
年度別取組の概要			就学援助事業	就学援助事業	就学援助事業	就学援助事業	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-104	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A	法的根拠に基づき、円滑に義務教育が受けられるよう必要な援助であるため。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している			市内すべての小・中学校に在籍する児童生徒の保護者を対象としているため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A	法的根拠に基づき、円滑に義務教育が受けられるよう必要な援助であるため。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある			学校設置者として、経済的な理由によって就学困難な生徒又は就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るため。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A	法的根拠に基づき、円滑に義務教育が受けられるよう必要な援助であるため。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない			近隣自治体においても、同様の事業を実施しているため。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A	法的根拠に基づき、必要な援助を実施することから、円滑に義務教育が受けられるため。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である			法的根拠に基づく、必要な援助であるため。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A	市内すべての小・中学校に在籍する児童生徒の保護者を対象としているため。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内すべての小・中学校に在籍する児童生徒の保護者を対象としているため。									
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	経済的な理由によって就学困難な生徒又は就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うことができなくなることで、義務教育が受けられなくなる。												
	課題	物価高騰の影響による経済的な理由によって就学困難な保護者が増加することが危惧される。											
解決策	経済的な理由によって就学困難な生徒又は就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、円滑に義務教育が受けられるよう事業を継続する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		経済的な理由によって就学困難な生徒又は就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、円滑に義務教育が受けられるよう事業を継続する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
経済的な理由によって就学困難な児童又は就学予定者の保護者に対する支援は、円滑な義務教育の推進に必要であることから、本事業は継続して実施することとする。 なお、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていることから、本補助事業についても、定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や効果検証を行うための評価指標の設定(基本方針11)、制度概要や成果の公表(基本方針13)などに取り組まれない。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。そのうえで次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17400	予算事業名	社会教育総務費			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	3	南島原市PTA連合会補助金				担当課室	生涯学習課	
						担当班	社会教育班	
事業期間	平成	28	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.生涯学習のまちづくり				款(名称)	10.教育費	
	施策	—				項(名称)	4.社会教育費	
	施策細分	—				目(名称)	1.社会教育総務費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	合併前の各町にあったPTA組織を維持するため、合併を機に南島原市PTA連合会が設立された。このため、児童、生徒の健全育成に取り組む連合会に対し補助金を交付する。 近年は、人口減少に伴い、児童生徒も減少しており加入者が減少してきている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	社会教育関係団体であり、児童、生徒の健全育成に取り組む南島原市PTA連合会の活動の充実を図る。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	南島原市PTA連合会の活動助成のため、補助金を交付する。							
	(4)期待される効果							
	南島原市PTA連合会の活動の充実が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	1,202	1,202	1,058	1,058	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			1,202	1,202	1,058	1,058	
年度別取組の概要			活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業					

											整理番号	補-105		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	児童、生徒の健全育成の公益的取組を行っており、公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市内単位PTAの連合団体であり、組織として一本化がなされているため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	男女共同参画、福祉、文化、環境等の身近な生活課題の学習及び啓発を行っている。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			公益的な活動を自主的に行う団体に対しては、行政が一定の支援を行う必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	事業実績報告書により活動内容を精査し、適正化を図っている。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市の状況と比較して、著しく均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	会員の研鑽や奉仕活動を通じて社会教育の質の向上に寄与している。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			公益的な活動を自主的に行う団体に対しては補助制度が適切である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	他に同等の活動を実施している団体は無い。団体会員への支援としては公平である。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内PTAの連合団体であり、組織として一本化がなされているため特定の地域や対象者に対し、恩恵を与えるものではない。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	児童生徒の健全育成のための諸活動(研修、啓発活動、教育や福祉の環境整備など)の実施が困難になる。 市内の各地区単位PTAの統括組織であるため、単位PTAの円滑な運営に支障をきたす可能性がある。													
	課題	少子化の影響などにより、会員数が年々減少している。												
	解決策	継続して団体への活動助成を行う必要がある。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		継続して団体への活動助成を行う必要がある。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
児童、生徒の健全育成に取り組む市PTA連合会の活動に対する補助制度の必要性は認め、継続することとする。 なお、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていることから、本補助制度についても、効果検証に基づく定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)などに取り組まれない。なお、交付団体の実績報告書では補助金交付額の1/4を超える繰越額を有しており(基本方針10)、交付対象経費とその精算状況を整理し、次年度予算要求にあわせて財政課にその資料を提出すること。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17400	予算事業名	社会教育総務費			担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	3	南島原市青年団補助金				担当課室	生涯学習課
						担当班	社会教育班
事業期間	平成	28	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計
	政策	2.生涯学習のまちづくり				款(名称)	10:教育費
	施策	—				項(名称)	4:社会教育費
	施策細分	—				目(名称)	1:社会教育総務費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	合併前の各町にあった青年団組織を維持するため、合併を機に南島原市青年団連絡協議会が設立された。このため、社会参加及び奉仕活動助成のため協議会に対し補助金を交付する。 近年は、人口減少に伴い、加入者が減少しており活動が思うように出来なくなっている。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	社会教育関係団体であり社会参加及び奉仕活動に取り組む南島原市青年団連絡協議会の活動の充実を図る。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	南島原市青年団連絡協議会の活動助成のため補助金を交付する。						
	(4)期待される効果						
	南島原市青年団連絡協議会の活動の充実が図られる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	200	200	176	176	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		200	200	176	176	
年度別取組の概要		活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-106		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	社会参加及び奉仕活動等公益的取組を行っており、公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市内青年団の連合団体であり、組織として一本化がなされているため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	男女共同参画、福祉、文化、環境等の身近な生活課題の学習及び啓発を行っている。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			公益的な活動を自主的に行う団体に対しては、行政が一定の支援を行う必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	事業実績報告書により活動内容を精査し、適正化を図っている。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市の状況と比較して、著しく均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	会員の研鑽や奉仕活動を通じて社会教育の質の向上に寄与している。						
事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		公益的な活動を自主的に行う団体に対しては補助制度が適切である。									
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	他に同等の活動を実施している団体は無い。団体会員への支援としては公平である。							
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない			市内青年団の連合団体であり、組織として一本化がなされているため特定の地域や対象者に対し、恩恵を与えるものではない。							
その他の視点				-										
事業を実施しなかった場合の影響														
青年組織が連携のもと取り組む地域活性化のための諸活動の実施が困難になる。														
課題 団員数の減少、後継者不足。														
解決策 二十歳のつどいや地元産業の後継者の集会等で周知を図る。														
次年度に向けた方向性	実施機関評価		公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
			継続して団体への活動助成を行う必要がある。											
	市長評価		公益性	A	必要性	C	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
主 に市内で開催されるイベント出店を通じた青年団活動がなされているよう見受けられるが、これらの活動が青年層の社会参加や奉仕活動の促進に効果が認められるか説明が難しいと見込まれる。現在の青年団活動の内容や、職や年齢を超えた横のつながりに魅力があれば団員の維持も図られる可能性があるが、少子化だけを理由としない団員減少の理由がある可能性がある。 今回は青年団の存続そのものに対して評価は行わないが、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を行うこととしている都合上、効果検証を通じた定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や成果指標の設定(基本方針11)、制度概要や成果の公表(基本方針13)に取り組み、本補助制度自体の検討に努められたい。 なお、令和6年度の実績報告を確認したところ、補助対象経費として活用されているのは10月のイベント分だけで、さらに一部の経費が二重に計上されている可能性があるため、実績報告の精査を含め、団体が実施している事業について、更に精査されることを望む。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17402	予算事業名	青少年教育推進事業			担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	11	子ども会育成連絡協議会補助金				担当課室	生涯学習課
事業期間	平成	28	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	社会教育班
事業区画	基本柱	5.人づくり				実施区域	市全域
総合計画	政策	2.生涯学習のまちづくり				会計区分	1.一般会計
	施策	2.青少年の健全育成				款(名称)	10.教育費
	施策細分	5-2-2-①青少年の健全育成(総合戦略)				項(名称)	4.社会教育費
	重点P	該当しない				目(名称)	1.社会教育総務費
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	合併前の各町にあった子ども会組織を維持するため、合併を機に南島原市子ども会育成連絡協議会が設立された。このため、児童が自ら学び、自ら考える資質や能力を身に付けていく学習の機会の提供及び活動の拡充に取り組む協議会に対し補助金を交付する。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	社会教育関係団体であり、児童が自ら学び、自ら考える資質や能力を身に付けていく学習の機会の提供及び活動の拡充に取り組む協議会の活動の充実を図る。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	南島原市子ども会育成連絡協議会の活動助成のため、補助金を交付する。						
	(4)期待される効果						
	南島原市子ども会育成連絡協議会の活動の充実が図られる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	2,300	2,300	2,024	2,024	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財			2,300	2,300	2,024	2,024	
年度別取組の概要			活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業				

											整理番号	補-107		
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A		児童の健全育成の公益的取組を行っており、公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している				市内単位子ども会の連合団体であり、組織として一本化がなされているため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A		男女共同参画、福祉、文化、環境等の身近な生活課題の学習及び啓発を行っている。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある				公益的な活動を自主的に行う団体に対しては、行政が一定の支援を行う必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A		事業実績報告書により活動内容を精査し、適正化を図っている。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない				近隣市の状況と比較して、著しく均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A		子どもの研鑽や奉仕活動を通じて社会教育の質の向上に寄与している。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である				公益的な活動を自主的に行う団体に対しては補助制度が適切である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A		他に同等の活動を実施している団体は無い。団体会員への支援としては公平である。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内子ども会の連合団体であり、組織として一本化がなされているため特定の地域や対象者に対し、恩恵を与えるものではない。										
その他の視点			-											
事業を実施しなかった場合の影響														
南島原市子ども会育成連絡協議会は自主財源と補助金により運営されている。子ども会は子どもたちが、異年齢の遊び仲間と共に、多様な活動を通して生きていくために必要な力を身につけることを目的に結成されており、事業を実施しなかった場合、そのような子ども会の運営や活動ができなくなる。														
課題														
少子化の影響などにより、会員数が年々減少している。														
解決策														
子ども会活動の充実及び周知を図る。														
次年度に向けた方向性	実施機関評価		公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
			継続して団体への活動助成を行う必要がある。											
	市長評価		公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
各地域で取り組まれている子ども会活動について、その支援の必要性から事業を継続することとする。 なお、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めている。本補助制度についても、効果検証により定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)、制度の概要や成果等の公表(基本方針13)に努められたい。また、定額補助における補助額の根拠の明確化(基本方針4)、補助対象経費や補助要件の明確化(基本方針5)についても取扱い等の整理を行うこと。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17402	予算事業名	青少年教育推進事業			担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	11	南島原市青少年育成市民会議補助金				担当課室	生涯学習課
						担当班	社会教育班
事業期間	平成	28	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計
	政策	2.生涯学習のまちづくり				款(名称)	10.教育費
	施策	2.青少年の健全育成				項(名称)	4.社会教育費
	施策細分	5-2-2-①青少年の健全育成(総合戦略)				目(名称)	1.社会教育総務費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	合併前の各町にあった青少年健全育成協議会の組織を維持するため、合併を機に南島原市青少年育成市民会議が設立された。このため、本市の将来を担う人材として、心身共にたくましく、心優しい創造力に富んだ子どもの育成は、家庭、学校を含めた地域全体で支え育んでいくことが重要であり、その活動に取り組む青少年育成市民会議に対し補助金を交付する。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	社会教育関係団体であり、本市の将来を担う人材として、心身共にたくましく、心優しい創造力に富んだ子どもの育成は、家庭、学校を含めた地域全体で支え育んでいくことが重要であり、その活動に取り組む青少年育成市民会議の充実を図る。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	南島原市青少年育成市民会議の活動助成のため、補助金を交付する。						
	(4)期待される効果						
	南島原市青少年育成市民会議の活動の充実が図られる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	3,000	3,000	2,640	2,640	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		3,000	3,000	2,640	2,640	
年度別取組の概要		活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		③ 子供たちの健全育成に関する事業					

											整理番号	補-108	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	児童生徒の健全育成の公益的取組を行っており、公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		合併前の各町にあった青少年健全育成協議会の連合団体であり、組織として一本化がなされているため。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	男女共同参画、福祉、文化、環境等の身近な生活課題の学習及び啓発を行っている。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		公益的な活動を自主的に行う団体に対しては、行政が一定の支援を行う必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	事業実績報告書により活動内容を精査し、適正化を図っている。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		近隣市の状況と比較して、著しく均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	本市の将来を担う人材として、心身共にたくましく、心優しい創造力に富んだ子どもの育成に寄与している。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		公益的な活動を自主的に行う団体に対しては補助制度が適切である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	他に同等の活動を実施している団体は無い。団体会員への支援としては公平である。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	合併前の各町にあった青少年健全育成協議会の連合団体であり、組織として一本化がなされているため特定の地域や対象者に対し、恩恵を与えるものではない。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	地域で子どもを育てるための諸活動(研修、啓発活動、体験活動など)の実施が困難になる。 市内の各地区青少年健全育成協議会の統括組織であるため、各地区の円滑な運営や活動に支障をきたす可能性がある。												
	課題	子どもの多忙化による、事業・イベントへの参加者の減少。											
	解決策	継続して団体への活動助成を行う必要がある。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		継続して団体への活動助成を行う必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
本市の将来を担う青少年の健全育成団体へ支援する本補助制度について、その必要性と公益性、有効性が認められるため、本補助事業は継続することとする。 なお、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めている。本補助制度についても、効果検証により定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)、制度の概要や成果等の公表(基本方針13)に努められたい。また、定額補助における補助額の根拠の明確化(基本方針4)、補助対象経費や補助要件の明確化(基本方針5)についても取扱い等の整理を行うとともに、今後更なる実績報告の精査(基本方針12)を行うこと。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17402	予算事業名	青少年教育推進事業			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	14	南島原市孝子祭式典事業費補助金				担当課室	生涯学習課	
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	教育振興班	
実施区域							加津佐町	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.生涯学習のまちづくり				款(名称)	10.教育費	
	施策	2.青少年の健全育成				項(名称)	4.社会教育費	
	施策細分	5-2-2-①青少年の健全育成(総合戦略)				目(名称)	1.社会教育総務費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	地域の特色を活かした青少年の健全育成を図るための事業に対する支援を行う。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	地域の特色を活かした青少年の健全育成を図るため、孝子祭実行委員会の事業の充実を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	孝子祭実行委員会の事業実施のため、補助金を交付する。							
	(4)期待される効果							
	孝子祭実行委員会の事業内容の充実が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	100	100	88	88	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			100	100	88	88	
年度別取組の概要			孝子祭式典開催経費助成	孝子祭式典開催経費助成	孝子祭式典開催経費助成	孝子祭式典開催経費助成		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-109		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか				a.認められる		A	青少年健全育成地域協働事業として地域の特色ある式典であり、公益性は認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか				a.寄与している			青少年健全育成や地域活性化など、広く市民の利益に寄与するものとする。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか				a.認められる		A	青少年健全育成や地域活性化の観点からも市民ニーズが認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか				a.必要性がある			本事業は、青少年健全育成のための地域協働事業として、実行委員会が主催し、社会教育関連の協力を得て実施しているため、完全に民間運営は事業の性質上厳しい。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか				a.必然性がある		A	合併前から開催されており、認知度も高く地域の特色を伝えるため式典として実施する必要はある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか				a.欠いていない			事業の性質上、近隣市との比較は難しいが、均衡を欠いているものではないと考える。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か				a.発揮予定		A	地域の特色を活かした青少年の健全育成を図るための事業として効果が発揮されている。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか				a.最適である			事業執行の方法は最適であると考えている。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか				a.公平である		A	社会教育関連の協力団体も多く、公平性は確保されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか				a.与えていない		青少年健全育成のための地域協働支援として実施する式典であるため、特権的な恩恵を与えていない。								
その他の視点					-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	地域の伝統や安永安次の功績を後世に伝える機会が失われるほか、親を大切にすることを育む目的も達成できません。また、地域のつながりや文化的価値の喪失が懸念され、実行委員会の活動意義が薄れる可能性がある。													
	課題	孝子祭実行委員会の委員の高齢化が進み、運営の担い手不足が課題となっている。												
	解決策	現状維持。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		継続して青少年の健全育成を図るための事業に対する支援を行う必要がある。												
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善	
加津佐町津波見地区において孝子祭式典事業が行われており、長期にわたって青少年教育の推進に寄与していることから、本補助制度の必要性が認められ、事業を継続することとする。 なお、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めており、本補助制度についても、効果検証により定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)、制度の概要や成果等の公表(基本方針13)をはじめ、実績報告の精査(基本方針12)にも努められたい。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一齐に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17402	予算事業名	青少年教育推進事業			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	14	南島原市通学合宿事業補助金				担当課室	生涯学習課	
						担当班	教育振興班	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	2町以上	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.生涯学習のまちづくり				款(名称)	10.教育費	
	施策	2.青少年の健全育成				項(名称)	4.社会教育費	
	施策細分	5-2-2-①青少年の健全育成(総合戦略)				目(名称)	1.社会教育総務費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	教育振興基本計画P32							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	地域の特色を活かした青少年の健全育成を図るための事業に対する支援を行う。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	地域の特色を活かした青少年の健全育成を図るため、通学合宿の充実を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	親元を離れ、異年齢の集団で公民館に寝泊まりしながら、学校へ通う取り組みで、日常生活を自分たちで実施し、自主性、協調性を育む事業として、県補助の6泊7日の通学合宿モデル事業を行っているが、実施の際の選択肢として、市単独で3泊4日の本事業を併設して通学合宿の充実を図っており、その実施のため、補助金を交付する。							
	(4)期待される効果							
	通学合宿の内容の充実が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	90	90	90	90	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
一財			90	90	90	90		
年度別取組の概要			通学合宿開催経費助成	通学合宿開催経費助成	通学合宿開催経費助成	通学合宿開催経費助成		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業					

											整理番号	補-110	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	各地区青少年健全育成協議会等が主催する行事であり、各地区の小学生が対象となるため、公益性は認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		青少年健全育成や地域活性化など、広く市民の利益に寄与するものと考ええる。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	青少年健全育成や地域活性化の観点からも市民ニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		本事業は、各地区青少年健全育成協議会等が主催し、社会教育関連団体の協力を得て運営をしているため、完全に民間運営は事業の性質上厳しい。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	市内各地区ごとに特色を生かして取り組んでおり、実施する必要はある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		事業の性質上、近隣市との比較は難しいが、均衡を欠いているものではないと考える。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	地域の特色を活かした青少年の健全育成を図るための事業として効果が発揮されている。						
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である		事業執行の方法は最適であると考えている。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	社会教育関連の協力団体も多く、公平性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	青少年健全育成のための地域協働支援として実施する事業であるため、特権的な恩恵を与えていない。									
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	選択の幅(県6泊7日か、市3泊7日)が狭まることとなる。また、地域や学校の協力体制が低下し、児童・生徒間の交流の機会が減少する可能性がある。さらに、生活能力や社会性の成長を促す経験が失われ、教育的効果の減少が懸念される。												
	課題	コロナ禍以降、数年実施できずにR6より再開したが、参加者が少ない状況となっている。											
解決策	通学合宿に関心を持ってもらうため、ジュニアリーダー研修等宿泊を伴う研修を実施する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		継続して青少年の健全育成を図るための事業に対する支援を行う必要がある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	C	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
		令和2～5年度までは新型コロナウイルス感染症の影響により実施できず、令和6年度から再開されたものの参加者が低迷しており、社会ニーズ等を鑑み、本事業が必要か検証を要する状況にある。教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すこととしていることから、本補助事業については令和8年度中に効果検証と見直しに向けた検討を行うこととし、その期間として令和8年度までの継続を認める。 今後補助金等適正化基本方針に基づき制度運用の改善を行い、令和8年度に事業の存廃を含めて判断を行うこととする。 なお、令和8年度当初予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17402	予算事業名	青少年教育推進事業			担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	14	「自然と遊ぼう」開催事業				担当課室	生涯学習課
						担当班	教育振興班
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	有家町
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計
	政策	2.生涯学習のまちづくり				款(名称)	10.教育費
	施策	2.青少年の健全育成				項(名称)	4.社会教育費
	施策細分	5-2-2-①青少年の健全育成(総合戦略)				目(名称)	1.社会教育総務費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	旧有家町時代から実施している事業であり、事業の継続と地域の特色を活かした青少年の健全育成を図るための持続可能な事業に支援を行う。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	ありえ俵石自然運動公園において、子どもたちの「生きる力」を培い、豊かな心・ふるさとを愛する心を育てることを目的にイベントを開催する。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	「自然と遊ぼう」実行委員会の事業実施のため、補助金を交付する。						
	(4)期待される効果						
	「自然と遊ぼう」実行委員会の事業内容の充実が図られる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	350	350	308	308	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		350	350	308	308	
年度別取組の概要		「自然と遊ぼう」開催経費助成	「自然と遊ぼう」開催経費助成	「自然と遊ぼう」開催経費助成	「自然と遊ぼう」開催経費助成		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		③ 子供たちの健全育成に関する事業					

											整理番号	補-111		
事業の評価	評価の観点			担当課評価			判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる			A	青少年健全育成地域協働事業として市内全域から参加者があり、公益性は認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している				青少年健全育成や地域活性化など、広く市民の利益に寄与するものとする。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる			A	青少年健全育成や地域活性化の観点からも市民ニーズが認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある				本事業は、青少年健全育成のための地域協働事業として、実行委員会が主催し、社会教育関連の協力を得て実施しているため、完全に民間運営は事業の性質上厳しい。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある			A	合併前から開催されており、認知度も高くイベントとして実施する必要がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない				事業の性質上、近隣市との比較は難しいが、均衡を欠いているものではないと考える。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定			A	地域の特色を活かした青少年の健全育成を図るための事業として効果が発揮されている。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である				事業執行の方法は最適であると考えている。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である			A	社会教育関連の協力団体も多く、公平性は確保されている。					
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない				多くの市民が市内全域から参加するイベントである。					
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	本事業の目的である、子どもたちの「生きる力」を培い、豊かな心・ふるさとを愛する心を育てることなど、子どもたちの貴重な活動機会の喪失につながる。 毎年恒例の地域イベントであることから、市民や関係団体の生きがいの喪失につながる可能性がある。													
	課題	来場者の減少、イベントの担い手の減少。												
解決策	ありえコレジヨホールにおいて、実行委員会の活動を知ってもらうための機会を設ける。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		継続して青少年の健全育成を図るための事業に対する支援を行う必要がある。												
	市長評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善	
地域の特色を活かした活動として有家地区で開催されるイベントに対する補助制度として、一定の公益性が認められるため、事業を継続することとする。 なお、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めているため、本補助制度についても、効果検証に基づく定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)及び評価指標の設定(基本方針11)、実績報告の精査(基本方針12)に務められたい。 特に、基本方針11は補助金交付の成果を客観的に評価するため必要であり、例えば他のイベント補助金のように来場者数を評価指標に設定するなど、補助金の効果が広く市民に理解できるように改善することを求める。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17402	予算事業名	青少年教育推進事業			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	14	ファミリンピック開催事業				担当課室	生涯学習課	
						担当班	教育振興班	
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	布津町	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.生涯学習のまちづくり				款(名称)	10.教育費	
	施策	2.青少年の健全育成				項(名称)	4.社会教育費	
	施策細分	5-2-2-①青少年の健全育成(総合戦略)				目(名称)	1.社会教育総務費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	旧布津町時代から実施している事業であり、事業の継続と地域の特色を活かした青少年の健全育成を図るための事業に対する支援を行う。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	布津公民館と世紀の泉を会場として、地域全体の青少年健全育成への理解並びに住民どうしの相互理解を図ることを目的にイベントを開催する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	ファミリンピック実行委員会の事業実施のため、補助金を交付する。							
	(4)期待される効果							
	ファミリンピック実行委員会の事業内容の充実が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	330	330	291	291	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			330	330	291	291	
年度別取組の概要			ファミリンピック開催経費助成	ファミリンピック開催経費助成	ファミリンピック開催経費助成	ファミリンピック開催経費助成		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			③ 子供たちの健全育成に関する事業					

											整理番号	補-112		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	布津地区青少年健全育成協議会が主催するイベントで市内全域から参加者があり、公益性は認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			青少年健全育成や地域活性化など、広く市民の利益に寄与するものとする。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	青少年健全育成や地域活性化の観点からも市民ニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			本事業は、布津地区青少年健全育成協議会が主催し、社会教育関連団体の協力を得て運営をしているため、完全に民間運営は事業の性質上厳しい。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	合併前から開催されており、認知度も高くイベントとして実施する必要はある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			事業の性質上、近隣市との比較は難しいが、均衡を欠いているものではないと考える。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	地域の特色を活かした青少年の健全育成を図るための事業として効果が発揮されている。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			事業執行の方法は最適であると考えている。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	社会教育関連の協力団体も多く、公平性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		多くの市民が市内全域から参加するイベントである。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	本事業の目的である、布津地区において地域全体の青少年健全育成への理解並びに住民どうしの相互理解を図る貴重な機会の喪失につながる。 毎年恒例の地域イベントであることから、市民や関係団体の生きがいの喪失につながる可能性がある。													
	課題	来場者の減少、布津地区青少年健全育成協議会会員の減少。												
解決策	布津公民館において、青少年健全育成協議会の活動を知ってもらうための機会を設ける。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		継続して青少年の健全育成を図るための事業に対する支援を行う必要がある。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善	
布津地区における青少年健全育成の一環として長年実施されているイベントであり、その公益性から、本補助事業の継続を認める。 なお、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めている。本補助制度についても、効果検証による定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)、制度の概要や成果の公表(基本方針13)に務められたい。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17408	予算事業名	文化団体育成支援事業			担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	1	コレジヨ文化講座実施事業				担当課室	生涯学習課
						担当班	社会教育班
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	2.郷土文化				会計区分	1.一般会計
	政策	2.文化・芸術のまちづくり				款(名称)	10:教育費
	施策	1.文化・芸術の振興				項(名称)	4:社会教育費
	施策細分	2-2-1-②本市の魅力を高める文化・芸術活動の振興				目(名称)	1:社会教育総務費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	本市の誇りある歴史と文化を正しく後世に伝え、郷土の歴史文化に対する理解と地域文化の振興を図るため、歴史文化の研究等を通じ、その発信・普及事業を行う団体に対し、予算の定めるところにより補助金を交付する。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	市民の郷土の歴史文化に対する正しい理解と愛郷心を高め、本市における文化力の向上を図るため、有家史談会が本市の保持する貴重なキリシタン文化を中核とした学習講座を開講する。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	有家史談会が本市の保持する貴重なキリシタン文化を中核とした学習講座を開講するため、補助金を交付する。						
	(4)期待される効果						
	有家史談会が行う本市の保持する貴重なキリシタン文化を中核とした学習講座の充実が図られる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	90	90	80	80	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		90	90	80	80	
年度別取組の概要		活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			⑤ 文化・芸術のまちづくりに関する事業				

											整理番号	補-113		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか				a.認められる		A	文化の振興について公益的取組を行っており、公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか				a.寄与している			市民の郷土の歴史文化に対する正しい理解と愛郷心を高め、本市における文化力の向上に寄与しているため。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか				a.認められる		A	文化の振興を通して、男女共同参画、福祉、文化、環境等の身近な生活課題の学習及び啓発を行っている。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか				a.必要性がある			公益的な活動を自主的に行う団体の事業に対しては、行政が一定の支援を行う必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか				a.必然性がある		A	事業実績報告書により活動内容を精査し、適正化を図っている。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか				a.欠いていない			近隣市の状況と比較して、著しく均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か				a.発揮予定		A	本市の文化の振興に寄与している。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか				a.最適である			公益的な活動を自主的に行う団体の事業に対しては補助制度が適切である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか				a.公平である		A	他に同等の活動を実施している団体の事業は無い。事業の内容から支援としては公平である。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか				a.与えていない		公益的な活動を自主的に行う団体の事業であり、事業の内容からも特定の地域や対象者に対し、恩恵を与えるものではない。								
その他の視点					-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	本市の保持する貴重なキリシタン文化を中核とした学習講座を行っており、市民の文化的教養の向上や地域の歴史・伝統の理解促進が阻害される恐れがあります。また、市民の歴史文化を知る機会を奪うこととなる。													
	課題	参加者の多様性確保や地域住民の関心を引くテーマ選定、講座の運営費用の効率的な利用、講師の確保、広報活動の強化などが挙げられる。また、現在の講座に参加される方は高年齢層のため、若年層の取り込みが必要												
	解決策	学校との調整の必要もあるが、中学校や高校などで出張講座を開催し、その際に一般市民をその会場で受講できるような工夫も必要だと考える												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		継続して団体への活動助成を行う必要がある。												
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善	
市民の文化的教養の向上や地域の歴史・伝統の理解促進を図り、郷土の歴史文化伝承事業に取り組む団体に対し、その活動を支援する制度の必要性が認められるため、事業を継続することとする。 ただし、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めているため、本補助制度についても、効果検証により定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)、制度の概要や成果等の公表(基本方針13)に努められたい。特に、原則1/2としている補助率を超えて支援をしている(基本方針4)理由について整理を要する。 また、有家史談会に対する支援として本補助制度とは別に獄南風土記発行助成事業があり、一連の支援制度と解することも可能であることから、制度の統合についても検討をされたい。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17408	予算事業名	文化団体育成支援事業			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	1	嶽南風土記発行助成事業				担当課室	生涯学習課	
						担当班	社会教育班	
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	2.郷土文化				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.文化・芸術のまちづくり				款(名称)	10:教育費	
	施策	1.文化・芸術の振興				項(名称)	4:社会教育費	
	施策細分	2-2-1-②本市の魅力を高める文化・芸術活動の振興				目(名称)	1:社会教育総務費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	本市の誇りある歴史と文化を正しく後世に伝え、郷土の歴史文化に対する理解と地域文化の振興を図るため、歴史文化の研究等を通じ、その発信・普及事業を行う団体に対し、予算の定めるところにより補助金を交付する。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	本市における歴史の継承と文化遺産の保全を目的として、有家史談会の研究の成果を広く内外に発信・普及し、地域文化の振興を推進するため、機関誌嶽南風土記を発行する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	有家史談会の研究の成果を広く内外に発信・普及し、地域文化の振興を推進するための機関誌嶽南風土記を発行するため、補助金を交付する。							
	(4)期待される効果							
	有家史談会の研究の成果を広く内外に発信・普及し、地域文化の振興が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	90	90	80	80	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			90	90	80	80	
年度別取組の概要			郷土の歴史文化伝承冊子の発行助成	郷土の歴史文化伝承冊子の発行助成	郷土の歴史文化伝承冊子の発行助成	郷土の歴史文化伝承冊子の発行助成		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			⑤ 文化・芸術のまちづくりに関する事業					

											整理番号	補-114	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	文化の振興について公益的取組を行っており、公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市民の郷土の歴史文化に対する正しい理解と愛郷心を高め、本市における文化力の向上に寄与しているため。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	文化の振興を通して、男女共同参画、福祉、文化、環境等の身近な生活課題の学習及び啓発を行っている。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			公益的な活動を自主的に行う団体の事業に対しては、行政が一定の支援を行う必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	事業実績報告書により活動内容を精査し、適正化を図っている。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市の状況と比較して、著しく均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	本市の文化の振興に寄与している。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			公益的な活動を自主的に行う団体の事業に対しては補助制度が適切である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	他に同等の活動を実施している団体の事業は無い。事業の内容から支援としては公平である。					
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない			公益的な活動を自主的に行う団体の事業であり、事業の内容からも特定の地域や対象者に対し、恩恵を与えるものではない。					
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	嶽南風土記の発行を中止した場合、地域の歴史や文化の記録保存が滞り、住民や後世への伝承が困難になる可能性があります。また、地域活性化や観光資源の減少につながり、南島原市の魅力を損ねる影響が考えられます。												
	課題	嶽南風土記発行事業の課題として、地域住民の関心を高めるための内容充実や新しい読者層の開拓、限られた予算内での効率的な運営、そして歴史的資料の収集・調査に必要な人的資源の確保が挙げられる。											
	解決策	地域イベントなど行事の際に嶽南風土記を紹介し、関心を高めることができるような取り組みを増やす。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		継続して団体への活動助成を行う必要がある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
市民の文化的教養の向上や地域の歴史・伝統の理解促進を図り、郷土の歴史文化の伝承のための書籍発行事業に取り組む団体に対し、その活動を支援する制度の必要性が認められるため、事業を継続することとする。 ただし、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めており、本補助制度についても、効果検証により定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)、制度の概要や成果等の公表(基本方針13)に努められたい。 また、有家史談会に対する支援として本補助制度とは別にコレジオ文化講座実施補助金があり、一連の支援制度と解することも可能であることから、制度の統合についても検討をされたい。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17408	予算事業名	文化団体育成支援事業			担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市文化協会補助金				担当課室	生涯学習課
						担当班	社会教育班
事業期間	平成	28	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	2.郷土文化				会計区分	1.一般会計
	政策	2.文化・芸術のまちづくり				款(名称)	10:教育費
	施策	1.文化・芸術の振興				項(名称)	4:社会教育費
	施策細分	2-2-1-②本市の魅力を高める文化・芸術活動の振興				目(名称)	1:社会教育総務費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	合併前の各町にあった文化協会の組織を維持するため、合併を機に南島原市文化協会が設立された。このため、文化振興に取り組む南島原市文化協会の活動の充実を図るため補助金を交付する。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	文化振興に取り組む南島原市文化協会の活動の充実を図る。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	(1)文化協会活動の促進に資する調査・研修活動及び会議に関する事業 (2)南島原市文化協会が企画し運営する文化祭等に関する事業 (3)文化振興等の啓発に関する事業 以上の活動助成のため、補助金を交付する。						
	(4)期待される効果						
	南島原市文化協会の活動の充実が図られる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	4,700	4,700	4,136	4,136	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		4,700	4,700	4,136	4,136	
年度別取組の概要		活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		⑤ 文化・芸術のまちづくりに関する事業					

											整理番号	補-115		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	文化の振興について公益的取組を行っており、公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			合併前の各町にあった文化協会の連合団体であり、組織として一本化がなされているため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	文化の振興を通して、男女共同参画、福祉、文化、環境等の身近な生活課題の学習及び啓発を行っている。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			公益的な活動を自主的に行う団体に対しては、行政が一定の支援を行う必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	事業実績報告書により活動内容を精査し、適正化を図っている。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市の状況と比較して、著しく均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	本市の文化の振興に寄与している。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			公益的な活動を自主的に行う団体に対しては補助制度が適切である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	他に同等の活動を実施している団体は無い。団体会員への支援としては公平である。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		合併前の各町にあった文化協会の連合団体であり、組織として一本化がなされているため特定の地域や対象者に対し、恩恵を与えるものではない。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	南島原市文化協会へ支出される補助金は地域文化の振興や活動支援を目的としているため、事業が実施されなかった場合、地域の文化活動の衰退や住民の交流機会の減少、地域社会の活性化への影響が懸念される。													
	課題	会員の高齢化による脱退等、会員数及び加盟団体数が減少傾向にあり、若年層等の新規会員・団体の取り込みが喫緊の課題である。												
解決策	若年層向けの魅力的な活動やイベントを企画し、SNSや地域メディアを活用して広報を強化するほか、学校や地域団体と連携して、文化活動への参加を促進する仕組みを検討する必要がある。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		継続して団体への活動助成を行う必要がある。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善	
本市の芸術文化向上に資する事業を行う文化協会に対する事業として、その公益性や必要性が認められるため、本補助事業は基本的には継続することとする。 なお、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めている。本補助制度についても、効果検証により定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)、制度の概要や成果等の公表(基本方針13)に努められたい。また、定額補助における補助額の根拠の明確化(基本方針4)、補助対象経費や補助要件の明確化(基本方針5)についても取扱い等の整理を行うとともに、今後更なる実績報告の精査(基本方針12)を行うこと。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17408	予算事業名	文化団体育成支援事業			担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市文化団体育成支援事業補助金				担当課室	生涯学習課
事業期間	平成	20	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	社会教育班
実施区域							市全域
総合計画	基本柱	2.郷土文化				会計区分	1.一般会計
	政策	2.文化・芸術のまちづくり				款(名称)	10:教育費
	施策	1.文化・芸術の振興				項(名称)	4:社会教育費
	施策細分	2-2-1-②本市の魅力を高める文化・芸術活動の振興				目(名称)	1:社会教育総務費
	重点P	該当しない					
根拠計画	教育振興基本計画P36						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	市の文化団体及び個人が郷土芸能発表会等大会に出場する経費を援助し、意欲的に文化・芸術活動に取り組む環境づくりの促進を図るため補助金を交付する。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	市の文化団体及び個人が郷土芸能発表会等大会に出場する経費を援助し、意欲的に文化・芸術活動に取り組む環境づくりの促進を図る。						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	(1) 小・中学生においては県大会以上、高校生及び一般においては九州大会以上の大会であって、予選会を経て代表として出場するもの (2) その他市長が特に必要と認める大会 2 補助の対象者は、前項に規定する大会に出場する団体及び個人で次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 市内の学校に在籍する者及びその指導者 (2) 市内に住所を有する者で市外の学校に在籍する者及びその指導者 (3) 市内の団体及び市内の団体に所属する者 (4) 市内に住所を有する者で市外の団体に所属するもの (5) その他市長が特に必要と認める団体及び個人						
	(4)期待される効果						
	意欲的に文化・芸術活動に取り組む環境づくりの促進が図られる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	450	450	396	396	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財			450	450	396	396	
年度別取組の概要		団体及び個人の大会出場経費助成	団体及び個人の大会出場経費助成	団体及び個人の大会出場経費助成	団体及び個人の大会出場経費助成		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない				

											整理番号	補-116	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	事業の目的である文化・芸術活動の振興としては、公益性は認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			文化・芸術活動の振興をすることは、広く市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	物価高騰等を背景に、出場者に対する支援ニーズは認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			文化・芸術活動の振興を目的としては、行政が実施する必要はある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	事業規模は適正であり、文化・芸術活動の振興を目的としては実施する必要性はある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市の類似事業は、奨励金として支出されているため、本市も補助金としてのあり方を検討する。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	文化・芸術活動に取り組む環境づくりの促進に一定の効果は発揮されている。							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			補助金としてのあり方を検討する必要があるものの、現段階では事業執行の方法は最適であると考えている。							
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	スポーツについても同様の事業があることから公平性は確保されている。								
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない			文化団体及び個人が出場する経費を援助する事業であるため、特権的な恩恵を与えていない。								
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
大会参加者の出場経費の負担が増え、意欲的に文化・芸術活動に取り組みにくい環境になる。													
課題	補助金としてのあり方を検討する必要がある。												
解決策	近隣市における類似事業と比較、検討する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		継続して文化団体及び個人に活動助成を行う必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
郷土芸能発表会等大会に出場する経費を支援することは、優れた技能等を持つ市民等を後押しし、結果として本市の文化芸術の振興の寄与するものとして公益性や有効性が認められることから、事業の継続を認めることとする。 なお、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めている。本補助制度についても、効果検証により定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)、広く市民等への説明責任を果たすための制度の概要や成果等の公表(基本方針13)に努められたい。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17409	予算事業名	郷土芸能保存継承支援事業			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	1	郷土芸能保存会等助成事業				担当課室	生涯学習課	
						担当班	社会教育班	
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	2.郷土文化				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.文化・芸術のまちづくり				款(名称)	10:教育費	
	施策	1.文化・芸術の振興				項(名称)	4:社会教育費	
	施策細分	2-2-1-④伝統文化・伝統芸能の保存と継承				目(名称)	1:社会教育総務費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	社会奉仕活動として地域で継承されている郷土芸能を保存するため、各保存会に対し補助金を交付する。課題としては、年を重ねるごとに高齢化等の影響により活動休止団体が増えている状況である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	郷土芸能保存会の継承と育成、並びに発展を図るため、運営費補助金を交付し支援する。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	郷土芸能保存会の継承と育成のための活動経費の補助を行う。							
	(4)期待される効果							
	郷土芸能の保存が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	1,132	1,132	997	997	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			1,132	1,132	997	997	
年度別取組の概要			活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-117	
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	社会奉仕活動として地域で継承されている郷土芸能を保存するための運営費補助であり、公益性は認められる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		地域で継承されている郷土芸能を保存することは、広く市民の利益に寄与するものと考ええる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地域で継承されている郷土芸能を保存することは、地域の特色を伝える観点からも市民ニーズが認められる。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		社会奉仕活動として地域で継承されている郷土芸能を保存するため、各保存会に対し補助金を交付しているため、完全に民間運営は事業の性質上厳しい。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	各保存会に対し運営費の補助をしており、郷土芸能の保存は実施する必要はある。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		事業の性質上、近隣市との比較は難しいが、均衡を欠いているものではないと考える。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	社会奉仕活動として地域で継承されている郷土芸能を保存する事業として効果が発揮されている。								
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である		事業執行の方法は最適であると考えている。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	社会奉仕活動として地域で継承されている郷土芸能を保存するための補助金であり、公平性は確保されている。								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	社会奉仕活動として地域で継承されている郷土芸能であるため、特権的な恩恵を与えていない。										
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	郷土芸能保存団体は市内の郷土芸能の保存と継承及び発展を図るために活動をしているが、自主財源と補助金により運営されているため、事業を実施しなかった場合、活動自体が難しくなり、市内の郷土芸能が廃れてしまう。												
課題	年を重ねるごとに高齢化等の影響により活動休止団体が増えてきている状況である。												
解決策	団体の活動に理解を示す新規加入者の発掘。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		継続して団体への活動助成を行う必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
	各地区で継承されている郷土芸能を保存し、後世に伝える取組に対する支援について、その公益性等が認められるため、補助制度自体は継続することとする。 ただし、近年の高齢化等の影響により活動休止団体が増えてきていることが見受けられ、補助金の執行率が50%未満となっており、郷土芸能保存会の育成と並行して、現状にあわせた補助金適正化基本方針に基づく支援制度の見直しが必要である。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、制度そのものの見直しは令和8年度中に行うものとするが、次年度予算要求にあたっては補助対象団体とその団体が必要とする額の精査を行い、必要額を要求することを原則とする。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。												
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17410	予算事業名	セミナーヨ版画展開催事業			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市セミナーヨ版画展補助金				担当課室	生涯学習課	
						担当班	社会教育班	
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	2.郷土文化				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.文化・芸術のまちづくり				款(名称)	10:教育費	
	施策	1.文化・芸術の振興				項(名称)	4:社会教育費	
	施策細分	2-2-1-③市民文化・芸術活動の推進(総合戦略)				目(名称)	1:社会教育総務費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	本市の歴史的文化遺産である銅版画を活かし、全国的なセミナーヨ版画展実行委員会に対し開催経費の補助を行う。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	本市は日本人の手によって日本最初の銅版画が作成されたまちであり、420数年前に有家セミナーヨで作成された銅版画「セビリヤの聖母」や「聖家族」が実在し、長崎県の貴重な宝となっている。この歴史的文化遺産を本市の誇りとし、先人の国際性豊かな向学心や情熱を21世紀の人づくり・まちおこしに活かすため、全国から応募作品を集めた「セミナーヨ版画展」を開催する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	本市の歴史的文化遺産である銅版画を活かし、全国的なセミナーヨ版画展の開催経費に補助を行う。							
	(4)期待される効果							
	本市の文化・芸術のまちづくりを全国にPRできる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	7,000	7,000	7,000	7,000	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			7,000	7,000	7,000	7,000	
年度別取組の概要			版画展開催経費助成	版画展開催経費助成	版画展開催経費助成	版画展開催経費助成		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			⑤ 文化・芸術のまちづくりに関する事業					

											整理番号	補-118	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	市内はもとより、市外・県外から多くの出展があり、公益性は認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		文化・芸術のまちづくりを全国にPRすることにより、広く市民の利益に寄与するものと考ええる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	文化・芸術のまちづくりの観点からも市民ニーズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		本事業は、実行委員会で大会運営を実施しているが、完全に民間運営は事業の性質上厳しい。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	事業は、全国的な版画展であり、本市を代表する文化・芸術イベントとして実施する必要はある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		事業の性質上、近隣市との比較は難しいが、均衡を欠いているものではないと考える。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	文化・芸術のまちづくりを全国にPRすることにより、地域活性化の目的に期待される効果が発揮されている。							
		事業執行の方法が最適手法であるか		a.最適である		事業執行の方法は最適であると考えている。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	全国から応募作品を集め審査も厳正に行っており、公平性は確保されている。							
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		全国から応募作品を集め審査も厳正に行っており、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていない。							
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	南島原市セナリヨ現代版画展事業を実施しない場合、地域文化の発信と交流の機会が失われる可能性があります。この事業は、現代版画を通じて地域の芸術文化を広める重要な役割を果たしており、国内外のアーティストや観覧者との交流を促進する場でもあります。これが中止されることで、地域の芸術的な魅力が弱まり、観光客の減少や地域経済への影響が懸念されます。また、市民にとっても芸術に触れる場が減少し、文化的な教育機会が失われる可能性があります。さらに、継続して開催されることで育まれる地域の誇りやアイデンティティにも影響を与えることが考えられます。したがって、事業の実施は地域活性化と文化振興の観点から重要です。												
	課題	南島原市セナリヨ現代版画展事業に関する課題として、参加者の幅を広げるための広報活動の強化や、若年層への認知度向上が必要です。また、予算やリソースの制約から、展示内容の質の維持や新しい試みの導入が困難になる場合があります。さらに、地域外からの来場者の増加を目指すための観光連携や交通アクセス改善も重要な取り組みとして挙げられます。											
	解決策	継続した美術系大学や国内の版画工房等への事業の周知を行う。また、新たにアートビレッジ・シラキノへ招へいた作家に媒体となってもらい、若手作家への周知徹底を図る。次に地域外からの来場者の増加については、観光振興班や地域づくり課と連携し、期間限定の交通アクセスの改善等も図る。(日時や運行回数を限定したシャトルバスなど)											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		継続して開催経費の補助を行う必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
		版画展開催事業は、本市を代表する芸術文化の振興を図る重要な事業であるため、本事業に対する補助制度の必要性は認められるため、事業を継続することとする。 なお、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めている。本補助制度についても、効果検証により定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)をはじめ、全国的なセナリヨ版画展の開催についての取り組みを幅広く周知し、セナリヨ版画展を更に発展させるため、制度の概要や成果等の公表(基本方針13)にも努められたい。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17451	予算事業名	公民館管理費			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	1	南有馬地区公民館管理費補助金				担当課室	生涯学習課	
						担当班	社会教育班	
事業期間	平成	18	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.生涯学習のまちづくり					款(名称)	10.教育費
	施策	1.学習機会の充実					項(名称)	4.社会教育費
	施策細分	5-2-1-④生涯学習施設の維持管理(総合戦略)					目(名称)	2.社会教育施設費
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	南有馬地区の公民館については、合併時に地区に譲渡しており、その運営にかかる経費の一部を各地区へ助成している。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	地区公民館の管理経費を助成することにより、地区における交流や活動の拠点を維持し、社会教育の推進を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	簡易住民センターの機能をもつ南有馬地区公民館(6館)の管理経費の補助を行う。							
	(4)期待される効果							
	地区における交流や活動の拠点を維持し、社会教育の推進が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考	
	財源名称	補助率	350	350	350	350		
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財		350	350	350	350		
年度別取組の概要		施設運営支援補助金	施設運営支援補助金	施設運営支援補助金	施設運営支援補助金			
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない						

											整理番号	補-119	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか				a.認められる	B	地区における交流や活動の拠点である地区公民館の運営費補助であり、公益性は認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか				b.一部寄与している		地区が管理し交流や活動の拠点である地区公民館の存続は、社会教育の推進の観点から市民の利益に寄与するものと考ええる。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか				a.認められる	A	地区が管理し交流や活動の拠点である地区公民館の存続は、社会教育の推進の観点からも市民ニーズが認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか				a.必要性がある		地区公民館の性質上、完全に民間運営は厳しい。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか				a.必然性がある	A	地区の管理であり、その運営費の助成は、交流や活動の拠点である地区公民館を存続させることから必要がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか				a.欠いていない		事業の性質上、近隣市との比較は難しいが、均衡を欠いているものではないと考える。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か				a.発揮予定	A	地区における交流や活動の拠点を維持し、社会教育の推進を図る効果が発揮されている。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか				a.最適である		事業執行の方法は最適であると考えている。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか				a.公平である	A	地区が管理し交流や活動の拠点である地区公民館は、その性質上、公平性は確保されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか				a.与えていない	地区が管理し交流や活動の拠点である地区公民館は、その性質上、特権的な恩恵を与えていない。								
その他の視点					-								
事業を実施しなかった場合の影響													
地区は、地区内の各自治会から負担金を持ち寄って運営しており、本補助金は運営費の一部助成であることから、助成しなければ各自治会の負担金が増えて運営に支障をきたす。													
事業実施に関する影響・課題等	課題	今後、高齢化、人口減少が進み地区内の各自治会の運営が厳しくなれば、負担金を持ち寄って運営している地区公民館の存続が危ぶまれる。											
	解決策	現在、地区内の自治会の運営が維持されているため現状維持。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		継続して各地区への運営費助成を行う必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	C	評価区分	改善
南有馬町の各地区が管理する公民館について、その公益性から光熱水費などに対する補助の必要性が認められるため、事業を継続することとする。今後、市から譲渡された地区公民館がある場合は、本補助制度をベースに補助対象となるよう、必要に応じて制度の見直し等に取り組まれない。 なお、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めており、本補助制度についても、効果検証により定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)、制度の概要や成果等の公表(基本方針13)に努められたい。また、原則1/2としている補助率を超える補助率設定(基本方針4)の理由も整理しておかれたい。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17454	予算事業名	読書活動推進事業			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市図書館友の会補助金				担当課室	生涯学習課	
						担当班	社会教育班	
事業期間	平成	28	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	2.生涯学習のまちづくり				款(名称)	10.教育費	
	施策	1.学習機会の充実				項(名称)	4.社会教育費	
	施策細分	5-2-1-②図書館活動の充実				目(名称)	2.社会教育施設費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	合併前の各町にあった図書ボランティア組織を維持するため、合併を機に南島原市図書館友の会連絡協議会が設立された。このため、図書ボランティアの増加及び活動内容の充実に取り組む協議会に対し補助金を交付する。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	社会教育関係団体であり、図書ボランティアの増加及び活動内容の充実に取り組む南島原市図書館友の会連絡協議会の活動の充実を図る。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	南島原市図書館友の会連絡協議会の活動助成のため補助金を交付する。							
	(4)期待される効果							
	南島原市図書館友の会連絡協議会の活動の充実が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	600	600	528	528	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			600	600	528	528	
年度別取組の概要			活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-120	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	図書ボランティアの増加及び活動内容の充実に取り組んでおり、公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市内図書ボランティア組織の連合団体であり、組織として一本化がなされているため。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	男女共同参画、福祉、文化、環境等の身近な生活課題の学習及び啓発を行っている。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			公益的な活動を自主的に行う団体に対しては、行政が一定の支援を行う必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	事業実績報告書により活動内容を精査し、適正化を図っている。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市の状況と比較して、著しく均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	会員の研鑽や奉仕活動を通じて社会教育の質の向上に寄与している。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			公益的な活動を自主的に行う団体に対しては補助制度が適切である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	他に同等の活動を実施している団体は無い。団体会員への支援としては公平である。					
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない			市内図書ボランティア組織の連合団体であり、組織として一本化がなされているため特定の地域や対象者に対し、恩恵を与えるものではない。					
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	南島原市図書館友の会は、市内各地の図書館をはじめ学校など様々な場所において読み聞かせ等の読書推進活動に取り組み、子どもたちの読書環境を支えている団体です。当該団体は自主財源を有しないボランティア団体であり、補助の多くを読み聞かせのための材料費や移動費(燃料費)といった活動費に充てております。当該事業を実施しなかった場合、ボランティア活動の縮小や消失が懸念され、本に触れる機会・教育の機会が失われる可能性があります。書店の減少や電子化が進む現代において、当該団体の活動は子どもたちにとって非常に重要です。												
	課題	課題として、ボランティア団体に所属する方の平均年齢が高まっていることが挙げられます。団体の活動の場を広め、団体の活動や重要性についてより多くの方に知っていただくことが必要です。											
解決策	図書館まつりや図書館教室など、図書館主催のイベントを図書館友の会と連携を図りながら実施することで、団体の活動やその重要性を広く市民の皆様知っていただく機会を創出する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		継続して団体への活動助成を行う必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		市民の読書への関心を高める市図書館友の会の活動の充実を図る本補助制度について、その必要性を認め、事業を継続することとする。 なお、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めている。本補助制度についても、効果検証により定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)、制度の概要や成果等の公表(基本方針13)に努められたい。また、定額補助における補助額の根拠の明確化(基本方針4)、補助対象経費や補助要件の明確化(基本方針5)についても取扱い等の整理を行うとともに、今後更なる実績報告の精査(基本方針12)を行うこと。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一斉に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17612	予算事業名	スポーツ推進イベント事業			担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称	1	スポーツ推進イベント補助金				担当課室	生涯学習課	
						担当班	スポーツ振興班	
事業期間	令和	5	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				会計区分	1.一般会計	
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり				款(名称)	10.教育費	
	施策	2.スポーツ力の強化				項(名称)	5.保健体育費	
	施策細分	5-3-2-①スポーツイベントの実施				目(名称)	1.保健体育総務費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	平成31年度まで実施された「南島原市綱引き大会」が、新型コロナウイルス感染症で開催が中止されていたが、令和4年度から本大会の今後の在り方について協議がなされて、令和5年度「ウォーキングサッカー大会」が実施された。令和6年8月にあらためて「南島原市スポーツ推進イベント実行委員会」がスポーツ推進委員を中心に発足。同補助金交付要綱別表補助対象経費「南島原市綱引き大会」を「南島原市スポーツ推進イベント」にR5年度改正。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	市民スポーツの普及及び振興を図り、健康で明るい社会づくりに資するため、市民を対象としたスポーツ大会を行う実行委員会に対し、補助金を交付するもの。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	南島原市スポーツ推進イベント実行委員会は、市民がスポーツ活動を通じて市民の親睦と融和、地域間交流を図るとともに、健康で活力に満ちた生活を営み、心のふれあう明るく豊かな地域社会を築くことを目的にスポーツ推進イベントを実施するもの。 令和5年度「ウォーキングサッカー大会」、令和6・7年度は「モルック」競技の普及と体験会を実施。							
	(4)期待される効果							
	市民スポーツの普及及び振興、親睦と融和及び地域活性化							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	475	475	400	400	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			475	475	400	400	
年度別取組の概要			モルック競技の普及・体験会等の実施	未定	未定	未定		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない					

											整理番号	補-121	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	市スポーツ推進委員による実行委員会による市民を対象としたイベント開催のため、公益性は認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		市スポーツ推進委員による実行委員会による市民を対象としたイベント開催のため、公益性は認められる。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	市民の親睦と融和、地域間交流イベントを求める市民の要望もあるため、認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		スポーツ推進委員が主体の実行委員会に対する補助事業のため必要性はある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	事業規模は実施内容に応じた適正規模で実施する必要がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		近隣市の類似の事業は不明。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	事業の目的に期待される効果が発揮予定。						
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である		本事業の執行方法は、実行委員会により最適手法を協議実施される。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	本事業は市全域の幅広い世帯を対象とする予定のため、公平性は確保される。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	同一地域、同一対象者の特権的なイベントにならないように実施予定。									
その他の視点				-									
事業を実施しなかった場合の影響													
これまでの地域のレクリエーションなどの市民がスポーツに親しむ機会がなくなっている。 市民誰もがスポーツに慣れ親しむ機会がなくなり、市民の親睦・融和、地域間交流が図れなくなる。													
事業実施に関する影響・課題等	課題	スポーツ推進委員の新たな取り組むとなる事業となるため、事業の目的による効果が発揮できるように事業を実施する必要がある。											
	解決策	実行委員会において適切な事業実施のめを協議を重ねて、本事業の実施方法を確立する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		事業の目的であり、市民スポーツの普及及び振興を図り、市民の親睦・融和、地域間交流を図るためにも必要であるため、継続とする。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
スポーツ推進イベントを通じた市民スポーツの普及及び振興を図る本補助制度について、その必要性が認められるため、事業を継続することとする。 なお、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めている。本補助制度についても、効果検証により定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)をはじめ、近年実施されているモルック競技の普及・体験会等の開催状況を含めて市民に広く周知するためにも制度の概要や成果等の公表(基本方針13)に努められたい。また、定額補助における補助額の根拠の明確化(基本方針4)、補助対象経費や補助要件の明確化(基本方針5)についても取扱い等の整理を行うこと。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一次に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17550	予算事業名	世界遺産推進事業			担当部局	教育委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	4	南島原市世界遺産市民協働会議補助金				担当課室	文化財課
事業期間	平成	29	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	世界遺産推進班
事業期問	平成	29	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	2.郷土文化				会計区分	1.一般会計
	政策	1.歴史・文化財を活かしたまちづくり				款(名称)	10.教育費
	施策	3.世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全				項(名称)	4.社会教育費
	施策細分	2-1-3-③世界遺産市民協働会議活動の充実(総合戦略)				目(名称)	3.文化財保護費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 南島原市世界遺産市民協働会議は、平成22年、官民協働により世界遺産登録を推進するために設立した組織で、平成30年7月の世界遺産登録の実現以降、世界遺産を活用したまちづくりという観点での活動方針に軸足を置いて活動が続いている。 活動内容としては、行政が主体となる取り組みの受け皿としての活動と、お土産品の開発など会の自立性を確保するための活動などもおこなっている。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 令和3年度に市で策定した南島原市フィールドミュージアム基本計画では、市内全域を博物館と見立てて、周遊促進を図り、観光振興を図ることとしている。その拠点となるのが原城跡世界遺産センターであり、センターへの来訪者を市内の観光資源への周遊に促すことで、市内の滞在時間が延長され観光消費にもつなげることが可能となる。そのために官民協働の組織である市民協働会議の活動をより活発化にしていくことは重要である。						
	(3)事業の概要 原城跡の環境保全のための清掃活動や周知啓発のためのイベントやシンポジウムなどの開催、観光消費拡大に向けたお土産品やグッズの開発及び販売などを行いながら、世界遺産を活用したまちづくりを推進する。						
	(4)期待される効果 官民協働により取り組みを推進することで、それぞれの役割に応じた効果を生み出すとともに、市民の文化振興意識の一体的な醸成につながる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	5,000	5,000	4,400	4,400	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財	ふるさと応援寄附基金繰入金		4,500	3,960	3,960	
	一財		5,000	500	440	440	
年度別取組の概要			活動費補助	活動費補助	活動費補助	活動費補助	
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			① 世界遺産の推進に関する事業				

										整理番号	補-122		
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	市内のほぼすべての公益的な団体が参加して活動していることから公益性は認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			市内のほぼすべての公益的な団体が参加して活動していることから市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	世界遺産を活用したまちづくりは本市の観光振興には欠かせない事業でありニーズは認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			官民協働で役割分担を図りながら実施している。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	団体の規模や活動内容からして事業規模は妥当であり、必然性もある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市には同様の団体は確認できていないが、均衡は欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	これまでも十分な成果を上げており、期待する効果は発揮されている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			事業執行の方法は、役員会や総会を経て、必要に応じて部会も開催して適切に決定している。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	特定の項目や分野などに偏ることはなく、公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市民協働会議の活動自体が、ほぼすべての市民が対象となり得るものであり公平な活動である。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	世界遺産を活用したまちづくりは、官民協働でそれぞれの役割を分担しながら進めていく必要がある。世界遺産センターや原城跡の二ノ丸の便益施設整備が進み、近隣に原城の聖マリア観音像が設置されるなど、世界遺産原城跡を取り巻く環境は日々進歩している状況にある。それらハード面を活用しての取り組みは、市民も参画し官民協働により取り組んでいくことでその効果を高めることが可能となることから、事業を実施しない場合には、ハード整備の効果も低減するものとする。												
課題	設立以降、長きにわたり行政の受け皿のような取り組みがメインとなっていたが、ここ数年、組織の自立性を高めるためのグッズの開発や販売も手掛けるようになってきており、事業実施に係る課題等は特に存在しないが、令和9年度の補助金の減額に向けて、さらに自立性を高める必要がある。												
解決策	協働会議内において、先進的な事例などの情報を収集しながら、活動の充実を図る。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		世界遺産センターの供用開始を控え、原城跡の二ノ丸の便益施設も整備中である。近隣に原城の聖マリア観音像が設置されるなど、世界遺産原城跡を取り巻く環境は日々進歩している状況にあることから、協働会議の役割や存在意義は高まってきている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
今後の原城跡世界遺産センターの完成を見据えた世界遺産に係る市民協働の取組を進め、更なる観光振興の発展のために必要な事業として、事業を継続することとする。 なお、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めている。本補助制度についても、効果検証により定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)、制度の概要や成果等の公表(基本方針13)に努められたい。また、定額補助における補助額の根拠の明確化(基本方針4)、補助対象経費や補助要件の明確化(基本方針5)についても取扱い等の整理を行うこと。 教育委員会事務局所管の補助事業については、交付先団体との説明・協議、交付先団体の事業計画変更等に時間を要するため、中期財政見通しに基づく補助金額の減額は令和9年度に一齐に見直すものと承知している。このため、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	9000	予算事業名	議員活動費			担当部局	議会事務局	
個別事業名及び補助金名称	4	南島原市議会政務活動費				担当課室	--	
事業期間	令和	24	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	議事班	
事業区画	令和	24	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	8.協働行政				会計区分	1.一般会計	
	政策	—				款(名称)	1 議会費	
	施策	—				項(名称)	1 議会費	
	施策細分	—				目(名称)	1 議会費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	地方議会の活性化を図り審議能力を強化するため地方自治法の改正が行われてきたところであるが、当市議会においても地方自治法に基づき条例を制定し、平成25年3月1日施行後、毎年度、申請のあった会派に対し政務活動費を交付している。 その執行にあたっては、適正な運用と使途の透明性の確保が求められている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	南島原市議会議員の調査活動基盤の充実と審議能力の強化を図る観点から、本市の行政課題の解決や新たな政策提案など、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派に対し政務活動費を交付する。 適正な運用と透明性の確保を図るため、収支報告書を議長が確認し、領収書等をホームページで公開している。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	南島原市議会における会派に対し、当該会派所属議員数に月額15,000円を乗じて得た額を、半期ごとに会派の代表者に交付する。 代表者は政務活動費に係る収支報告書を議長を通じて市へ報告し、残余额は市へ返還する。また使途の透明性を確保するため、領収証をホームページで公開している。							
	(4)期待される効果							
	地域、市民に根差した日々の議員活動が最大限尊重され、より活発な政務活動を実施されることにより、市民代表機関としての政策形成能力を高め、南島原市議会の活性化及び南島原市の発展と市民の福祉の増進に寄与することができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称		補助率	3,240	3,375	3,420	3,420	
	国庫							予算の増額理由は、R8.6月改選のため、現18名(欠員1)⇒定数19名となるため
	県費							
	起債							
	特財							
一財			3,240	3,375	3,420	3,420		
年度別取組の概要			月額15,000円×18名×12月	月額15,000円×18名×3月、19名×9月	月額15,000円×19名×12月	月額15,000円×19名×12月		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望				利用しない				

											整理番号	補-123	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	政策立案のための調査研究、広報活動などに支出しており、市全体の利益につながっている。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		活発な政務活動により市民ニーズの把握や先進的政策の研究などを通じ、市民の福祉の向上に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	議会の活性化や審議能力の向上は、今後ますます求められるものであり、市民ニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある		公益性を担保するため、行政が実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	実施規模は全国的に見ても適正額であり、実施することで市全体の利益につながる。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		近隣市及び県内類似市議会と同程度であり、均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	活発な政務活動により市民ニーズの把握や先進的政策の研究などを通じ、市民の福祉の向上に寄与している。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		政務活動を切れ目なく支援するためには最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	全ての会派(1人会派含む)に交付しており、公平性は確保されている。						
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		全ての会派(1人会派含む)に所属議員数に応じて交付しており、特権的な恩恵は与えていない。						
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	政務活動費は地方自治法に基づき交付される費用だが、この費用がなければ、議員は自己資金で政策調査研究活動を行う必要があり、活動の範囲が狭まったり、活動の質が低下したりする可能性がある。議員の経済状況によって情報格差が生じ、議会全体の活性化が阻害され、政策決定や市民生活に影響を及ぼす可能性がある。												
	課題	使途は適正か、会計処理や証拠書類の保管はきちんとされているかなど、補助金を受ける議員の説明責任に対する情報提供や研修の機会が少ない。											
	解決策	改選時に、全議員に対し、事務局の作成した「政務活動費の手引き」を配布し、説明会を設けているが、追加の対応策として、毎年度注意喚起のチラシ等を配布できないか検討中である。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		活発な政務活動を行うことは、議会や議員の質の向上とひいては市民の福祉の向上に寄与する重要な活動であり、使途の明確化と透明性の確保に留意し、今後も継続して実施すべき事業である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	継続
		本補助金は地方自治法に基づき条例で定められており、必要な政務活動を行う上で重要な制度ですので、継続することとします。 一方で、市の例規によって定められている制度ですから、その運用の一部は補助金適正化基本方針に沿った制度となるよう求めているところです。実施機関評価にも記載がありますとおり、使途の明確化や透明性の確保などに留意のうえ、制度運用上の改善や、必要に応じた制度の見直しにも取り組んでいただきたいと思います。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14902	予算事業名	農業者年金事務費			担当部局	農業委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	南島原市農業者年金受給者協議会補助金				担当課室	---	
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	実施区域	
総合計画	基本柱	3.産業経済			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施策	—				項(名称)	1 農業費
	施策細分	—				目(名称)	1 農業委員会費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	本市の基幹産業である農業の維持発展には、農業者の老後生活の安定が必要である。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	農業者年金受給者の交流を通し、農業者年金制度の拡充強化を図る必要がある。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	研修会、視察研修などを開催する。						
	(4)期待される効果						
	活動を通じ、農業者年金制度の魅力を再確認し、若年の農業者の加入推進を促し、よって農業の振興が図られる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	262	262	262	262	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		262	262	262	262	
年度別取組の概要		研修会等事業費	研修会等事業費	研修会等事業費	研修会等事業費		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-124		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	農業振興に寄与している。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市の基幹産業である農業の維持発展に寄与するものである。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	農業が維持されることにより農地の維持管理が図られるため、市民ニーズは認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある			営利団体でないため、行政の支援は必要である。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	農業の維持発展には必要な取り組みである。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	毎年度事業計画を策定し積極的に事業に取り組んでおり、期待する効果が発揮される予定である。						
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			協議会が主体となり事業を行うことが最適手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	農業者年金を受給している農業者であれば団体の会員となれるため、公平性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		農業者年金を受給している農業者であれば団体の会員となれるため、特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	農業者年金制度の拡充強化が図られず、農業の維持発展が見込まれなくなる。													
	課題	会員数が年々減少している。												
解決策	協議会の活動内容の更なる周知を図る。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		本市の基幹産業である農業の維持発展は重要な施策であることから、今後も継続して取り組んでいく必要がある。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善	
農業者年金制度の拡充強化や農業者の老後の生活安定、受給者相互の交流促進・情報交換等に寄与する団体の活動に対し、その支援を行う本補助制度の必要性が認められますので、事業を継続します。 なお、市単独補助制度は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていますので、本補助制度についても、効果検証により定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)や評価指標の設定(基本方針11)、制度の概要や成果等の公表(基本方針13)に努めてください。特に、実績報告書では補助金交付額の1/4を超える多額の繰越額を有していることが確認できるため、繰越金の目的や将来予定している使途について整理・確認を行い(基本方針10)、次年度予算要求の際に、整理した資料を財政課に提出してください。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこととします。														
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14902		予算事業名		農業者年金事務費		担当部局		農業委員会事務局		
個別事業名及び補助金名称		2	南島原市農業者年金女性の会補助金					担当課室		---		
								担当班		農務農政班		
事業期間		平成	23	年度～令和	-	年度(	年間)	実施区域		市全域		
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興							款(名称)		6 農林水産業費	
	施策	—							項(名称)		1 農業費	
	施策細分	—							目(名称)		1 農業委員会費	
	重点P	該当しない										
根拠計画		-										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	市の基幹産業である農業の維持発展には女性農業者の経営参画などが求められている。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	女性農業者の集う機会を設け情報交換などを通じ、女性農業者の地位向上を図ることが必要である。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	研修会、学習会、視察研修を開催する。											
	(4)期待される効果											
	活動を通じて、農業経営の近代化が図られる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考				
	財源名称		補助率	70	70	70	70					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			70	70	70	70					
年度別取組の概要			研修会 学習会 視察研修	研修会 学習会 視察研修	研修会 学習会 視察研修	研修会 学習会 視察研修						
ふるさと納税応援寄附金の利用希望			利用しない									

											整理番号	補-125		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	農業振興に寄与している。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市の基幹産業である農業の維持発展に寄与するものである。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	農業が維持されることにより農地の維持管理が図られるため、市民ニーズは認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			営利団体でないため、行政の支援は必要である。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	農業の維持発展には必要な取り組みである。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	毎年度事業計画を策定し積極的に事業に取り組んでおり、期待する効果が発揮される予定である。						
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			協議会が主体となり事業を行うことが最適手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	農業者年金の加入・受給している女性農業者であれば団体の会員となるため、公平性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		農業者年金の加入・受給している女性農業者であれば団体の会員となるため、特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点				-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	女性農業者の経営参画が図られず、農業の維持発展が見込まれなくなる。													
	課題	会員数が少ない。												
	解決策	協議会の活動内容の更なる周知を図る。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		本市の基幹産業である農業の維持発展は重要な施策であることから、今後も継続して取り組んでいく必要がある。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善	
		農業分野に限らず、女性の地位向上を確立し事業を推進することは大変重要でありますので、本補助事業は継続することとします。 ただし、市単独補助事業は補助金等適正化基本方針に沿った制度運用を求めていることから、本補助事業についても、定期的な見直しを図るための終期設定(基本方針1)をはじめ、補助対象経費の明確化(基本方針5)や効果測定のための評価指標の設定(基本方針11)に取り組んでください。なお、交付団体の実績報告書上では、少額ではありますが、補助金交付額を超える繰越金が発生しており(基本方針10)、交付対象経費の内訳と清算の詳細を整理し、財政課に提出することとします。 以上の指摘事項に基づく見直し作業を進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこととします。												
備考														

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14905	予算事業名	農業後継者育成事業			担当部局	農業委員会事務局
個別事業名及び補助金名称	1	南島原市農業後継者結婚対策補助金				担当課室	---
事業期間	平成	23	年度～令和	-	年度(年間)	担当班	農務農政班
事業区画	基本柱	2.郷土文化				実施区域	市全域
総合計画	政策	3.地域おこしの推進				会計区分	1.一般会計
	施策	3.出会い・結婚の支援				款(名称)	6 農林水産業費
	施策細分	2-3-3-①出会い・結婚の環境づくり(総合戦略)				項(名称)	1 農業費
	重点P	該当しない				目(名称)	1 農業委員会費
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	市の基幹産業である農業の維持発展には農業後継者の育成が必要であるが、独身の農業後継者が多く見受けられる。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	農業後継者の結婚機会を増やし、結婚へとつなげる。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	農業後継者のコミュニケーション力向上などの研修の実施及び婚活イベントへの参加支援を行う。						
	(4)期待される効果						
	パートナーがいることで農業後継者の仕事への意欲、責任が増すことにより、農業の更なる発展が見込まれる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
	財源名称	補助率	400	400	400	400	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財		400	400	400	400		
年度別取組の概要		研修会 イベント参加助成	研修会 イベント参加助成	研修会 イベント参加助成	研修会 イベント参加助成		
ふるさと納税応援寄附金の利用希望		利用しない					

											整理番号	補-126	
事業の評価	評価の観点				担当課評価	判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	農業振興に寄与している。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		市の基幹産業である農業の維持発展に寄与するものである。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	農業を維持されることにより農地の維持管理が図られるため、市民ニーズは認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		営利団体でないため、行政の支援は必要である。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	農業の維持発展には必要な取り組みである。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	毎年度事業計画を策定し積極的に事業に取り組んでおり、期待する効果が発揮される予定である。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		協議会が主体となり事業を行うことが最適な手法である。						
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	結婚意欲がある農業後継者であれば団体の会員となれるため、公平性は確保されている。							
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		結婚意欲がある農業後継者であれば団体の会員となれるため、特権的な恩恵は与えていない。							
	その他の視点					-							
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	農業後継者の次の後継者への流れがなくなり、近い将来農家数の減少、耕作放棄地の増加が見込まれる。												
	課題	婚活イベントへの参加が少ない。											
	解決策	結婚意欲、スキルアップなどの研修会の実施し、婚活イベントへの参加を促す。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	縮小
		協議会主催での婚活イベントは、参加者募集が困難であるため、イベント開催ではなく、農業後継者の結婚意欲、スキルアップなどの研修会の実施及び婚活イベントへの参加支援を行っていく。											
	市長評価	公益性	B	必要性	C	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	縮小
本補助金については、制度開始から10年以上が経過しているなか、交付対象団体が実施する自主事業への応募者がふるわず、補助金適正化基本方針上、基本方針8「少額または執行率の低い補助金等」に基づく見直しを要する状況にあります。 このため、実施期間評価に記載のとおりイベント開催を廃止する方向としますが、協議会形式による婚活支援の在り方をはじめ制度全体を再度検討し、現行より縮小した制度を前提に見直されることを求めます。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に12%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこととします。													
備考													